令和 5 年度 包括外部監査結果報告書

観光に関連した事業に関する財務事務の執行について

香川県包括外部監査人 山崎 泰志

目 次

| 1 | 外部監査の概要 | 1 |
|------|-----------------------------|-----|
| 1.1 | 外部監査の種類 | 1 |
| 1.2 | 選定した特定の事件 | 1 |
| 1.3 | 外部監査の対象期間 | 3 |
| 1.4 | 外部監査の実施期間 | 3 |
| 1.5 | 外部監査の方法 | 3 |
| 1.6 | 監査の対象 | 4 |
| 1.7 | 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等 | 5 |
| 1.8 | 利害関係 | 5 |
| 1.9 | 監査結果の指摘及び意見について | 5 |
| 1.10 | 0 本報告書の取扱い | 6 |
| 1.11 | 1 その他 | 6 |
| 2 | 香川県における観光に関連した事業に係る施策の概要 | 7 |
| 2.1 | 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画 | 7 |
| 2.2 | 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画 | 13 |
| 3 | 香川県における観光に関連した事業と監査対象 | 20 |
| 3.1 | 令和4年度において監査対象とした観光に関連した事業 | 20 |
| 4 | 監査の結果及び意見(個別論点) | 23 |
| 4.1 | 瀬戸内国際芸術祭推進事業 | 23 |
| 4.2 | 瀬戸内国際芸術祭 2022 総合案内等事業 | 46 |
| 4.3 | コンベンション開催等支援事業 | 56 |
| 4.4 | かがわ国際会議場設備整備事業 | 76 |
| 4.5 | クルーズ客船誘致推進事業 | 84 |
| 4.6 | 香川プロスポーツサポート事業 | 91 |
| 4.7 | 地域密着スポーツ魅力向上事業 | 101 |
| 4.8 | 栗林公園活性化事業(栗林公園特別会計) | 108 |
| 4.9 | 県立公園施設整備維持管理事業 | 112 |
| 4.10 | 0 うどん県アート県ブランドプロモーション事業 | 118 |
| 4.11 | 1 デジタルマーケティング観光誘客推進事業 | 131 |

| 4.12 | 国内線(成田線)誘客促進事業 | 140 |
|------|----------------|-------|
| 4.13 | 県内宿泊等促進事業 | . 148 |
| 4.14 | 新しい観光スタイル推進事業 | 158 |
| 4.15 | 外国人観光案内所運営事業 | 165 |
| 4.16 | 魅力ある観光地づくり推進事業 | 176 |
| 4.17 | ビジット香川誘客重点促進事業 | . 182 |
| 4.18 | 癒しの四国観光推進事業 | . 192 |
| 4.19 | 瀬戸内ブランド推進事業 | 200 |
| | | |

1 外部監査の概要

1.1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

1.2 選定した特定の事件

1.2.1 特定の事件

観光に関連した事業に関する財務事務の執行について

1.2.2 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

我が国の観光施策は、観光立国の実現に関する施策の基本理念等を定めた観光立国推進基本法に基づいて、平成19年6月に観光立国推進基本計画が策定されて以降、数回にわたる計画の見直しを行いながら、これに基づいて取組まれてきた。平成29年3月に策定された第3次観光立国推進基本計画では、観光は我が国の成長戦略の柱、地方創生への切り札であるという認識の下、拡大する世界の観光需要を取り込み、世界が訪れたくなる「観光先進国・日本」への飛躍を図るとの目標が掲げられ、種々の施策が展開された。結果として、令和元年には訪日外国人旅行者数が3,188万人と過去最高を記録する等、日本の観光業界は我が国の重要な産業として大きく成長しつつあった。

ところが、令和2年以降の新型コロナウイルスの感染拡大がその状況を大きく変えた。それまで活況を呈していたインバウンド需要はほぼ蒸発し、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による行動制限に伴い国内旅行も大きく減少した。観光関連産業は、新型コロナウイルス感染拡大によって甚大な影響を及ぼされることとなった。

現在は、そうした状況にやや変化が見られている。国内旅行については、ワクチン接種の進展や旅行支援策等によって実際に回復基調が顕著になっており、インバウンド需要についても今後規制の緩和等による回復の期待が高まっている。こうした中で、令和5年3月に新たに策定された第4次観光立国推進基本計画では、「我が国には、国内外の観光旅行者を魅了する

素晴らしい「自然、気候、文化、食」が揃っており、新型コロナウイルス感染症によってもこれらの魅力は失われていない。ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、観光を通じた国内外との交流人口の拡大の重要性に変わりはなく、観光は今後とも成長戦略の柱、地域活性化の切り札である。」と基本的な方針で掲げられ、ポストコロナに向けての観光産業の巻き返し、国を挙げての観光立国に向けた取組みが再開されようとしているところである。

県では、令和3年度からの新たな香川づくりの指針として「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」を策定し、「安全と安心を築く香川」「新しい流れをつくる香川」「誰もが輝く香川」という3つの基本方針を定めている。このうち「新しい流れをつくる香川」の基本方針の下では、「交流人口を回復・拡大する」という重点施策がその1つとして掲げられ、取組みの方向として「観光客の誘致・滞在の促進」「観光客受入環境の整備」「戦略的な観光プロモーション」「外国人誘客対策の充実・強化」「MICE、クルーズ客船誘致の推進」「新県立体育館を活用したにぎわいづくり」といった点が示され、これに基づいた施策が展開されているところである。

なお同計画は、昨今の社会経済情勢等の変化を踏まえ、県民目線に立って一体となって取組みを推進する視点から施策を再構築し、令和5年10月に「『人生100年時代のフロンティア県・香川』実現計画」へと見直されている。見直し後の計画においても、基本方針の1つに「多くの人が行き交い訪れたくなる香川をつくる『にぎわい100計画』」として、「瀬戸内海をはじめとする本県の魅力を広く発信し、国内外から多くの観光客を誘致するとともに、訪れた人の利便性・満足度の向上に向けたまち全体の美化と快適な都市空間の整備を進め、文化芸術・スポーツの振興による地域の活性化を図ることで、多くの人が行き交い訪れたくなる香川をつくります。」という取組みが掲げられているところである。

また、令和4年には瀬戸内国際芸術祭が瀬戸内海の12の島々と2つの港周辺を舞台に計105日間開催され、コロナ禍にもかかわらず72万人を超える来場者数となった。瀬戸内国際芸術祭は、平成22年開催の第1回から3年毎に開催される現代美術の国際芸術祭であり、県の一大イベントとなっている。次回開催予定は令和7年で、ポストコロナとしての開催というだけでなく、同年開催予定の大阪・関西万博との相乗効果による大きなインバウンド需要も期待されているところである。

こうした様々な状況を勘案すると、観光に関連する事業は県の重要な取組みの一つであり、 県民にとっても非常に関心が高いものと考えられることから、観光に関連した事業に係る財務事務を具体的に把握して検討することは有意義であると判断し、令和5年度の特定の事件(テーマ)として選定した。

1.3 外部監査の対象期間

原則として令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)とした。ただし、必要に応じて監査時点の状況及び過年度執行分についても対象とした。

1.4 外部監査の実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月8日まで

1.5 外部監査の方法

1.5.1 監査の主な要点

- ① 観光に関連した事業に関する財務事務が、関連する法令、条例、規則等に準拠して行われているか
- ② 観光に関連した事業に関する財務事務が、事業目的に適合し有効かつ効率的に行われているか
- ③ 観光に関連した事業に関する財務事務が、経済性に配慮して行われているか
- ④ 観光に関連した事業に関する財務事務が、公平性を十分に確保して行われているか

1.5.2 監査手続

- ① 観光に関連した事業に関する財務事務の概要を把握することを目的として、担当課へのヒアリングを実施するとともに、予算・決算額等の係数を把握し、さらに関連諸法令、条例・規則・要綱・要領・マニュアル等を閲覧する。
- ② 観光に関連した事業に関する財務事務の実際の実施状況、事業の効果測定方法等を確認することを目的として、対象事業の業績評価のための指標に関するヒアリングを実施する。

- ③ 対象事業で実際に行われている支出負担行為についてサンプルを抽出し、執行何や支出 命令書等、内部決裁関連資料や契約書等を閲覧、必要に応じて担当課へのヒアリング等 を実施する。
- ④ 観光に関連した事業に関する財務事務の実施状況を把握する中で、当該事業で負担金、補助及び交付金を支出している団体で重要なものがあった場合にはその概要を把握し、 県が適切な関与を行えているか、という観点から必要なピアリング及び関連資料の閲覧等を 実施する。
- ⑤ その他必要と認めた手続を実施する。

1.6 監査の対象

1.6.1 監査の対象部局等

監査の対象部局等は、観光に関連する事業を実施する以下の部局等とした。

| 部局等 | 課 |
|----------------|-------------------|
| 政策部 | 文化芸術局 瀬戸内国際芸術祭推進課 |
| 以 水 口 | デジタル戦略総室 デジタル戦略課 |
| 交流推進部 | 交流推進課 |
| ↑ Vinite Ce th | 観光振興課 |

また、観光に関連した事業では、負担金・補助金等を特定の団体に支出するケースが多く認められた。そのため、そうした県費支出先の団体に対して、県がどのように関与し、県として必要十分な対応、働きかけができているか、という点を中心に必要に応じてそれらの団体に関する資料閲覧、ヒアリング等を併せて実施した。

これらを実施した主な団体は以下の通りである。

| 団体名 |
|-------------------------|
| 瀬戸内国際芸術祭実行委員会 |
| 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー |
| 香川県地域密着型スポーツ活用協議会 |

| 団体名 |
|-------------------|
| 公益社団法人香川県観光協会 |
| わがかがわ観光推進協議会 |
| 一般社団法人四国ツーリズム創造機構 |
| 一般社団法人せとうち観光推進機構 |

1.7 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

| 区分 | 氏名 | 主な資格等 |
|---------|-------|-------|
| 包括外部監査人 | 山崎 泰志 | 公認会計士 |
| 補助者 | 白川 尊大 | 公認会計士 |
| 補助者 | 森本 洋右 | 公認会計士 |
| 補助者 | 渡辺 大樹 | 公認会計士 |

1.8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

1.9 監査結果の指摘及び意見について

本報告書では、監査の結果として指摘以外に意見を記載している。指摘は、違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項である。

他方、意見は、違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考える事項 である。

1.10 本報告書の取扱い

本報告書は地方自治法第252条の37第5項の規定に基づく包括外部監査の結果を記したものである。同第252条の31第1項の趣旨に基づき、特定のテーマを選定し、包括外部監査人の視点から限られた時間と予算の中で調査を実施し、その結果検出した事項の範囲で結果及び意見を述べたものであり、事務執行全般について何らかの保証を与えるものではない。

1.11 その他

- この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、香川県情報公開条例及び香川県個人情報保護条例に従って判断している。
- この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、香川県から入手した 資料については原則として記載していない。
- 数値については、単位未満を切り捨て表示している箇所について、端数処理の関係で数値が一致しない場合がある。また、実績がない場合は、「‐」としている。

2 香川県における観光に関連した事業に係る施策の概要

2.1 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

県では、令和3年度に「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」を策定し、これを香川づくりの指針として様々な施策を展開してきた。本計画は、令和7年度までの期間における県の進むべき基本的方向とそれを実現するための方策を明らかにした県政運営の基本指針となっている。

ただし、同計画は昨今の社会経済情勢等の変化を踏まえ、今、手を打ち、取り組む必要のある 政策を再構築した「『人生 100 年時代のフロンティア県・香川』実現計画」へと令和 5 年 10 月に見 直されている。(見直し内容等については「2.2 『人生 100 年時代のフロンティア県・香川』実現計 画」において後述する。)

2.1.1 基本目標•基本方針

「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」では、以下を基本目標としている。

せどうち田園都市の確かな創造

「活気あふれる街と美しい自然が隣接し、生涯を通じて安心して生活できる環境の中で、誰もが生きがいを見いだし、みずからの能力を存分に発揮できる、また、その魅力に引かれて集い、交わる人々が、みんなで新しい流れをつくり、人口の社会増がもたらされる、瀬戸内(せとうち)香川の生活圏域の確かな創造」

また、こうした基本目標を踏まえ、以下の3つを基本方針としている。

- (1) 安全と安心を築く香川
- (2) 新しい流れをつくる香川
- (3) 誰もが輝く香川

このうち、観光に関連する事業に関係した方向性や指標として、以下が示されている。

(2) 新しい流れをつくる香川

新型コロナウイルスにより影響を受けた県内経済の回復を図るとともに、新たな発想を持った人材と新たな技術の積極的な活用により、本県ならではの魅力や強みをさらに磨き上げ、産業、観光、しごと、暮らしのあらゆる面で選ばれる、活力に満ちあふれた香川をつくります。

「基本的な方向」として示された、観光に関連する取組み

● 交流人口の回復・拡大を図るため、本県の豊かな資源の魅力を発信し、「選ばれる香川」を めざします。

新しい流れの指標

- 人口の社会増減 現状(R2年)△1,381人 ⇒ 目標(R7年)+1,000人
- 県外観光客数 現状(R2年)6,184千人 ⇒ 目標(R7年)コロナ影響前の実績値(R 元年:9,687千人)まで速やかな回復を図る
- Setouchi-i-Base の拠点利用者数[累計] 現状(R2 年度)4,162 人 ⇒ 目標(R7 年度)45,162 人

<u>(3) 誰もが輝く香川</u>

すべての人が家庭、職場、学校、地域のそれぞれが置かれた環境で、夢と希望を持ち、ライフスタイルやライフステージに応じて、能力を発揮し、お互いを認め合いながら、笑顔でいきいきと暮らせる香川をつくります。

「基本的な方向」として示された、観光に関連する取組み

● 芸術性に富む「アート県かがわ」の文化資源を活用し、地域の魅力を高めます。

2.1.2 重点施策

これらの基本方針を実現するための基本的政策として、以下の通り 22 の重点施策を定めている。

基本目標 <喫緊の課題> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の維持・回復⇒新しい生活様式の下での成長 人口減少問題の克服・地域活力の向上 防災·減災対策 基本方針 重点施策 災害に強い香川をつくる ②「子育て県かがわ」の実現をめざす ③ 健康長寿の香川をつくる 世 1安全と安心 ④ 安心できる医療・介護体制をつくる を築く香川 ۲ ⑤ 高齢者や障害者が地域で安心して暮らせる社会をつくる ⑥ 安心につながる社会資本を整える ち ⑦ 交通事故・犯罪のない安全安心の香川をつくる H ⑧ 定住人口を拡大する 開 ⑨ 戦略的な産業振興を図る 都 ⑩ 雇用対策を推進する 市

3 誰もが輝く

香川

2新しい流れ

をつくる香川

の

確

か

な

創

造

② 農林水産業の持続的発展を図る

- ⑪ 交流人口を回復・拡大する
- ③ 県産品のブランド力の強化・販路拡大を図る
- 14 デジタル社会を推進する
- ⑤ 四国における拠点性を確立する
- ⑯ 豊かな人間性と個性あふれる子どもたちを育てる
- ⑰ 女性が輝く香川にする
- ® 大学と地域との連携を深める
- (9) 人と自然が共生する香川をつくる
- ② 活力あふれる農山漁村をつくる
- ②「アート県かがわ」の魅力を高める
- ② スポーツ県をめざす

≪推進の視点≫

(1)県民等との協働、(2)広域連携、(3)デジタル化の推進、 (4)行財政改革の推進、(5)SDGsの推進、(6)関係人口の創出・拡大

これらの重点施策の中には、観光に関連する事業に係る施策として、重点施策 11 「交流人口を 回復・拡大する」がある。

2.1.3 重点施策 11「交流人口を回復・拡大する」について

重点施策 11:交流人口を回復・拡大する

瀬戸内海やアート、食、自然、歴史、文化など本県の豊かな資源の魅力を国内外からの観光客に楽しんでいただき、旅行先として「選ばれる香川」となるよう戦略的な誘致施策などに取り組み、交流人口の回復・拡大を図ります。

<本重点施策の取組みの方向>

本重点施策の取組みの方向として以下が掲げられている。

1 観光客の誘致・滞在の促進

- ◇ 県観光協会や市町、市町観光協会等との連携のもと、瀬戸内海やアート、食、歴史や文化などの多様な観光資源を活用し、国内外の観光客の周遊や滞在を促す「香川せとうちアート観光圏」の取組みなどを通じて、滞在時間を拡大する体験型観光や夜型観光の充実を図るとともに、マーケティング等に基づく戦略的な誘客活動を実施し、滞在交流型観光を推進します。
- ◇ 社会情勢の変化とともに注目されているマイクロツーリズムやワーケーションなど、「新しい 生活様式」に対応した新たな観光スタイルを取り入れた旅行の提案や商品造成に努めま す。

2 観光客受入環境の整備

- ◇ 観光客の満足度と利便性の向上を図るため、行政、観光関係団体に加え、関連する幅広い分野の団体と連携し、全県的な「観光香川おもてなし運動」を展開するとともに、魅力ある観光情報の提供に努めるなど、観光客の受入環境の整備を進めます。
- ◇ 観光客が安全に安心して本県を訪れることができるよう、県内の観光関連事業者と協力・ 連携しながら、感染症対策の実施や支援に取り組みます。

3 戦略的な観光プロモーション

◇ 本県の観光地や県産品などが旅行先や購入先として選ばれ続けるため、瀬戸内海やアート、食、地場産品などの魅力や楽しみ方について、デジタルマーケティングを活用した消費者行動に注視した分析に基づき、SNS や動画共有サービスなどデジタル社会に対応した多様な媒体を活用して、タイムリーかつ効果的な情報発信を行います。

◇ 国際的な大規模イベントなどの機会を捉え、国内外の各種メディアを活用して本県の魅力 を継続的に情報発信し、観光誘客の一層の拡大を図ります。

4 外国人誘客対策の充実・強化

- ◇ 現地旅行会社や日本政府観光局(JNTO)、広域観光組織等と密接に連携し、国・地域ごとの感染状況を見極め、対象国・地域の最新の動向やニーズ等に応じた戦略的な情報発信・誘客活動を実施するとともに、近隣県との広域的な連携によるプロモーション活動に取り組みます。
- ◇ 高松空港の航空ネットワークを最大限活用し、誘客拡大に取り組みます。
- ◇ 市町や観光団体、民間事業者と連携して、観光施設等における多言語表記やインターネット環境の拡充、多言語での情報発信や観光案内所での外国人対応の充実、地域通訳案内士の活用など、受入環境の充実に努めます。

5 MICE、クルーズ客船誘致の推進

- ◇ 香川県MICE誘致推進協議会を中心に、本県の魅力を積極的に情報発信するとともに、 主催者の負担軽減のための開催支援に取り組むほか、感染症対策のための各種ガイドライン等の情報提供に努めるなど、国際会議や学会、全国大会等のMICEの誘致を図ります。
- ◇ 戦略的かつ継続的なポートセールスを実施するとともに、きめ細かな観光情報の提供に加え、「新しい生活様式」を踏まえた歓迎行事の実施や寄港地観光の提案など、受入環境の充実に取り組み、サンポート高松へのクルーズ客船の誘致を図ります。

6 新県立体育館を活用したにぎわいづくり

◇ 機能性や利便性を確保した中四国最大規模の新県立体育館を整備し、全国大会、国際 大会など大規模なスポーツ大会等の開催や多様なスポーツ・レクリエーションにおける利用 に加え、コンサートやMICEなど、多くの集客交流が見込まれるイベント利用を促し、交流人 口の回復・拡大やにぎわいづくりに努めます。

<本重点施策に関連する施策とその取組みの方向>

施策 42 観光かがわの推進

- 滞在を促す新しい旅行スタイルの提案やコンテンツづくり
- 観光客の安心感や満足度の向上

- 広域観光の推進
- 戦略的な情報発信
- 外国人観光客の誘致の推進

施策 43 地域の活性化につながる交流の推進

- MICE の誘致
- クルーズ客船の誘致
- 新県立体育館の整備推進
- スポーツによる地域活性化
- アート資源を活用した交流促進

2.2 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画

前述の「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」が令和3年10月に策定された以後も、合計特殊出生率や県人口が人口ビジョンの目標値を下回るなど、少子高齢化社会の進行とそれに伴う人口減少の課題はさらに速度を増し、より深刻化していることに加え、新型コロナウイルス感染症対策の長期化や世界的なサプライチェーンの危機、急激な原油価格・物価高騰など、これからの地域社会経済や県民生活、自治体経営に大きな影響を及ぼす新たな事象が発生している。

こうした状況を踏まえ、改めて中長期的な将来を展望し、本県のめざす姿と向かうべき道筋を構想した上で、今、手を打ち、取り組む必要のある政策を、全部局が県民目線に立って一体となって推進する視点で再構築するために計画を見直したものが「『人生 100 年時代のフロンティア県・香川』実現計画」である。

これは、本県のめざす方向とそれを実現するための方策を明らかにした県政運営の基本指針であるとともに、取り組む施策を総合的、体系的に整理したもので、次のような役割を持つ。

- 県民に対しては、県政の基本的方向を明らかにすることにより、県政に対する理解のもと、協 働の取組みを期待するもの。
- 国や市町、公共的団体等に対しては、適切な役割分担のもとに連携、協力して施策を推進することを期待するもの。
- 県職員及び県の組織に対しては、常にこの計画の基本目標と基本方針を念頭に置いて、 様々な状況で生活している県民の立場や視点に立ち、セクショナリズムに陥ることなく、一層 の部局横断的な協力・連携のもと、県民生活の向上のために一体的・総合的な取組みを求め る行動規範として機能させるもの。

なお、計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間としている。

2.2.1 基本目標

「人生 100 年時代のフロンティア県」の実現

人生 100 年時代を迎える中、すべての県民が生涯のあらゆる段階で活躍し、人生の豊かさと幸せを実感しながら安心して暮らすことができる地域社会を全国に先駆けて実現する「人生 100 年時代のフロンティア県」をめざす。

2.2.2 基本方針

(1) 安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民 100 万人計画」

子育て環境や教育環境、医療・介護・福祉サービス、防災・減災や防犯、交通事故対策などに よって、生活環境を充実させ、本県への人の流れを創出し、年齢や性別、障害の有無、国籍など に関わらず、誰もが安全・安心に暮らせる、住みたくなる香川をつくります。

住みたくなる香川の指標

| 指標 | 現 | 現状 目標 | | 目標 |
|------------------------|-----------|-----------|----------|-------------|
| 保育所等利用待機児童数 | R5 年度当初 | 12 人 | R8 年度当初 | 0 人 |
| | R4 年度途中 | 173 人 | R7 年度途中 | 0 人 |
| 「かがわ女性キラサポ宣言」登録企業数[累計] | H28~R2 年度 | 175 社 | R3~7 年度 | 新たに 180 社の増 |
| 地区防災計画の策定カバー率 | R4 年度 | 37.4% | R7 年度 | 60% |
| 県外からの移住者数[累計] | H28~R2 年度 | 8,951 人 | R3~R7 年度 | 12,400 人 |

(2) 活力に満ち挑戦できる香川をつくる「デジタル田園都市 100 計画」

デジタル技術も活用しながら、企業誘致やスタートアップ等の創出、港湾・空港機能の充実や広域道路ネットワークの整備による産業基盤の強化、農林水産業の振興、県産品の販路拡大などにより、経済発展に向けた活力に満ち挑戦できる香川をつくります。

挑戦できる香川の指標

| 指標 | 現状 | 目標 | |
|---------------------------------|------------------|---------------------|--|
| 企業立地件数[累計] | H28~R2 年度 158 件 | R3~7 年度 新たに 160 件の増 | |
| 定期航空路線利用者数 | R4 年度 133 万人 | R7 年度 199 万人 | |
| ブランド農産物の生産量 | R3 年度 35,475t | R7 年度 41,810t | |
| Setouchi-i-Base の拠点利用者数 [累計] | R2~4 年度 27,203 人 | R2~R7 年度 45,162 人 | |

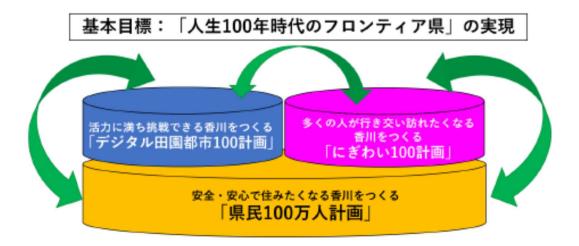
(3) 多くの人が行き交い訪れたくなる香川をつくる「にぎわい 100 計画」

瀬戸内海をはじめとする本県の魅力を広く発信し、国内外から多くの観光客を誘致するとともに、訪れた人の利便性・満足度の向上に向けたまち全体の美化と快適な都市空間の整備を進め、文化芸術・スポーツの振興による地域の活性化を図ることで、多くの人が行き交い訪れたくなる香川をつくります。

訪れたくなる香川の指標

| 指標 | 現状 | 目標 | |
|------------------------|------------------|----------------|--|
| 県外観光客数 | R4年 7,770千人 | R7 年 10,171 千人 | |
| かがわ文化芸術祭の参加団体数 [累計] | H28~R2 年度 446 団体 | R3~7 年度 500 団体 | |

これら3つの基本方針により、次の通り相乗効果を創り出しながら、「人生100年時代のフロンティア県」を実現する。



高齢化が進行し、さらに中長期的には大幅な人口減少が強く懸念される中、地域社会を持続可能なものとしていくためには、何よりもまず、高齢化・人口減少社会に対応しつつ、将来的な人口増のために、安全・安心で、あらゆる人から生活の場として選ばれる地域社会をつくることが不可欠であることから、「県民 100 万人計画」をベースとなる基本方針として位置づける。

また、経済発展を図り、活力に満ちた挑戦できる社会をつくる「デジタル田園都市 100 計画」と本県をステージとして多くの人々の交流をつくる「にぎわい 100 計画」は、「県民 100 万人計画」により構築する安全・安心で住みたくなる香川の魅力を高め、そのことにより一層本県に人が集い、さらに経済発展や交流拡大が誘発される好循環をめざすものとなっている。

2.2.3 重点政策

前述の「基本目標・基本方針」を実現するための基本的政策としての重点政策が、以下の通り示されている。

| 基本目標 | 〈昨今の社会経済情勢等の変化〉 | | | | | |
|---------------|---|--|--|--|--|--|
| | が利うロナウノル | 加速する少子高齢化に伴う人口減少の深刻化 ス感染症や国際情勢の緊迫化に伴うサブライチェーンの混乱や急激な原油・物価高騰 | | | | |
| | | 新型コロナウイルス感染症による制限の緩和に伴う観光需要の拡大 | | | | |
| | 初王中のアプリルへ憲未正による刺激の被仰に作力能力而安の四人 | | | | | |
| | 基本方針 | 重点政策 | | | | |
| | | ①「子育て県かがわ」をつくる | | | | |
| 人 | | ② 教育の充実 | | | | |
| 人 生 100 | 1 安全・安心 で住みたくな | ③ 女性や高齢者、障害者が活躍する社会づくり | | | | |
| 年 | る香川をつくる | ④ 安心できる医療・介護体制を構築 | | | | |
| 年時代 | 「県民100万 人計画」 | ⑤ 災害や渇水に強い県土をつくる | | | | |
| のフ | | ⑥ 交通事故や犯罪のない安全安心な社会をつくる | | | | |
| | | ⑦ 人口100万人計画 | | | | |
| ロンテ | | ⑧ 産業拠点香川へ | | | | |
| イ | | ③ 「四国の玄関口」として確かなインフラ整備を進める | | | | |
| ア 県 | 2 活力に満ち 挑戦できる香 川をつくる 「デジタル田 園都市100 計画」 | ⑩ 農林水産業の先進県へ | | | | |
| ٥ | | ① 県産品の販路拡大 | | | | |
| 実現 | | ② あらゆる世代・人材で香川の産業を支える | | | | |
| -5% | | ③ グリーン社会の実現 | | | | |
| | | ⑩ デジタル社会を形成する | | | | |
| | 3 多くの人が行き交い訪れた | ⑮ 観光客2割UPを目指して | | | | |
| | くなる香川をつくる | (i) まち全体の美化推進 | | | | |
| | 「にぎわい100 計画」 | ① 文化芸術、スポーツの振興による地域活性化 | | | | |
| | | | | | | |

<推進の視点>

①県民等との協働、②広域連携、③デジタル化の推進、 ④行財政改革の推進、⑤SDGsの推進、⑥関係人口の創出・拡大

このうち観光に関連する政策としては、重点政策 15「観光客 2 割 UP を目指して」等が示されて いる。

重点政策 15 「観光客 2 割 UP を目指して」について

重点政策 15:観光客 2 割 UP を目指して

訪問先として「選ばれる香川」となるよう戦略的な誘致施策などに取り組み、瀬戸内海やアート、食、自然、歴史、文化など本県の豊かな資源の魅力を国内外からの観光客に楽しんでいただき、交流人口の回復・拡大を図ります。

<本重点政策の取組みの方向>

本重点施策の取組みの方向として以下が掲げられている。「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」の重点施策 11「交流人口を回復・拡大する」の取組みの方向と比べると、「5 広域連携の推進」「6 県民による県内観光の推進」が新設されている。また「1 観光客の誘致・滞在の促進」から「4 MICE、クルーズ客船誘致の推進」に至る取組みの方向についても一部修正が加えられている。

なお、「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」では重点施策 11「交流人口を回復・拡大する」の取組みの方向として掲げられていた「2 観光客の受入環境の整備」と「6 新県立体育館を活用したにぎわいづくり」について、見直し後の計画では、それぞれ重点政策 16「まち全体の美化推進」の取組みの方向「1 快適で美しいまちづくりとおもてなしの向上」に、重点政策 17「文化芸術、スポーツの振興による地域活性化」の取組みの方向「6 香川県立アリーナを活用したにぎわいづくり」に移行している。

1 観光客の誘致・滞在の促進

- ◇ 県観光協会や市町、市町観光協会等との連携のもと、瀬戸内海やアート、食、歴史や文化などの多様な観光資源を活用し、国内外の観光客の周遊や滞在を促す「香川せとうちアート観光圏」の取組みなどを通じて、滞在時間を拡大する体験型観光や夜型観光の充実を図るとともに、マーケティング等に基づく戦略的な誘客活動を実施し、滞在交流型観光を推進します。
- ◇ 社会情勢の変化とともに注目されているワーケーションやマイクロツーリズムなど、新たな旅行形態をさらに掘り起こし、アフターコロナ時代における旅行需要の裾野の拡大を図ります。

2 戦略的な観光プロモーション

◇ 本県の観光地や県産品などが旅行先や購入先として選ばれ続けるため、瀬戸内海やアート、食、地場産品などの魅力や楽しみ方について、デジタルマーケティングを活用した消費

者行動に注視した分析に基づき、SNSや動画共有サービスなどデジタル社会に対応した多様な媒体を活用して、タイムリーかつ効果的な情報発信を行います。

- ◇ 県民自ら瀬戸内海や島をはじめとする地域の魅力を広く発信していただく取組みを進めます。
- ◇ 国際的な大規模イベントなどの機会を捉え、国内外の各種メディアを活用して本県の魅力 を継続的に情報発信し、観光誘客の一層の拡大を図ります。

3 外国人誘客対策の充実・強化

- ◇ 現地旅行会社や日本政府観光局(JNTO)、広域観光組織等と密接に連携し、対象国・地域の最新の動向やニーズ等に応じた戦略的な情報発信・誘客活動を実施するとともに、近隣県との広域的な連携によるプロモーション活動に取り組みます。
- ◇ 高松空港の航空ネットワークを最大限活用し、誘客拡大に取り組みます。
- ◇ 市町や観光団体、民間事業者と連携して、多言語での情報発信、観光施設等における多言語表記や観光案内所での外国人対応の充実、地域通訳案内士の活用など、受入環境の充実を図ります。

4 MICE、クルーズ客船誘致の推進

- ◇ 香川県MICE誘致推進協議会を中心に、本県の魅力を積極的に情報発信するとともに、 主催者の開催支援に取り組むことにより、国際会議や学会、全国大会等のMICEの誘致を 図ります。
- ◇ 戦略的かつ継続的なポートセールスを実施するとともに、きめ細かな観光情報の提供に加え、寄港時における歓迎行事の実施や寄港地観光の提案など、受入環境の充実に取り組み、サンポート高松へのクルーズ客船の誘致を図ります。
- ◇ 高松港玉藻地区において、11 万トン級までの大型クルーズ客船の受入れが可能となる施設整備を進めます。

5 広域連携の推進

- ◇ 「瀬戸内ブランド」の形成に向け、国内外へのプロモーションや、瀬戸内クルーズ・ツーリズムなどに瀬戸内を共有する7県が連携して取り組み、交流人口の拡大による地域経済の活性化の促進と豊かな地域社会の実現を図ります。
- ◇ 四国の広域観光組織である四国ツーリズム創造機構との連携により、四国が一体となった 効果的な情報発信や誘客活動を展開し、県外観光客の獲得につなげます。

6 県民による県内観光の推進

◇ 多島美を誇る瀬戸内海の素晴らしさをあらためて感じてもらい、島を始めとする県内観光 地の魅力を県民自ら再発見できる機会を提供し、県内各所のにぎわいと交流を促進します。

<本重点政策に関連する施策とその取組みの方向>

「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」の施策の取組みの方向と比べると、「県民による県内観光の推進」及び「サンポート高松地区のにぎわい創出」が加わっている。

施策 76 観光かがわの推進

- 滞在を促す新しい旅行スタイルの提案やコンテンツづくり
- 観光客の利便性と満足度の向上
- 広域観光の推進
- 戦略的な情報発信
- 外国人観光客の誘致の推進
- 県民による県内観光の推進

施策77 地域の活性化につながる交流の推進

- MICE の誘致
- クルーズ客船の誘致
- 香川県立アリーナの整備推進
- サンポート高松地区のにぎわい創出
- スポーツによる地域活性化
- アート資源を活用した交流促進

3 香川県における観光に関連した事業と監査対象

3.1 令和4年度において監査対象とした観光に関連した事業

「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」では、前述の通り重点施策として「交流人口を回復・拡大する」という施策を掲げており、ここで観光に関連した事業が展開されている。令和4年度予算においてもこの重点施策を反映した観光関連事業が展開されており、そのほとんどが交流推進部を所管とするものとなっているため、部局別の主要事業概要説明資料(交流推進部)に記載されている事業の中から観光に関連した事業を金額的重要性及び質的重要性を勘案して監査対象として選定した。

また、令和4年度は瀬戸内国際芸術祭(3年に1度の現代アートの国際的な芸術祭)が開催されており、県ではこれに係る事業が実施されている。こちらは「アート県かがわの魅力を高める」という重点施策を反映した事業として展開されているが、瀬戸内国際芸術祭の開催に関する事業は県の観光振興という面でも非常に重要なものと考え、この中から金額的重要性及び質的重要性を勘案して監査対象を選定した。

以上より、監査対象とした事業は以下の通りとなった。

(表中の「監査対象」の列の数字は後述「4. 監査の結果及び意見」での検討箇所を示している。)

(単位:千円)

| 事業名 | 当初予算額 | 担当課 | 監査対象 |
|--------------------------------|---------|--------|------|
| 政策部 | | | |
| 10. 瀬戸内国際芸術祭推進事業 | 395,752 | | |
| 1. 瀬戸内国際芸術祭推進事業 | 147,441 | 瀬戸内 国際 | 4.1 |
| 2. 瀬戸内国際芸術祭関連事業 | 248,311 | | |
| (1) 瀬戸内国際芸術祭連携促進事業 | 2,991 | 芸術祭 | |
| (2) 瀬戸内国際芸術祭 2022 総合案内等事業 | 243,856 | 推進課 | 4.2 |
| (3) 瀬戸内国際芸術祭 2022 広報及びイベント運営事業 | 1,464 | | |
| 交流推進部 | | | |
| 94. 交流推進事業 | 137,086 | | |
| 1. コンベンション開催等による交流推進事業 | 70,186 | 交流推進課 | |
| (1)コンベンション開催等支援事業 | 26,155 | | 4.3 |
| (2)MICE 誘致推進事業 | 7,066 | | |
| (3)かがわ国際会議場設備整備事業 | 14,641 | | 4.4 |
| (4)かがわ国際会議場吊り天井改修事業 | 3,300 | | |
| (5)クルーズ客船誘致推進事業 | 19,024 | | 4.5 |
| 2. 地域密着型スポーツ応援事業 | 66,900 | | |

| 事業名 | 当初予算額 | 担当課 | 監査対象 |
|------------------------------------|-----------|-------------|------|
| (1)香川プロスポーツサポート事業 | 36,900 | | 4.6 |
| (2)地域密着スポーツ魅力向上事業 | 30,000 | | 4.7 |
| 95. 県立公園施設整備等事業 | 218,651 | 4.74 | |
| 1. 栗林公園活性化事業(栗林公園特別会計) | 32,553 | 交流 推進課 | 4.8 |
| 2. 県立公園施設整備維持管理事業 | 186,098 | 1E/C #/ | 4.9 |
| 96. 戦略的観光情報発信事業 | 56,738 | | |
| 1. うどん県アート県ブランドプロモーション事業 | 25,259 | 観光 | 4.10 |
| 2. デジタルマーケティング観光誘客推進事業 | 24,612 | 振興課 | 4.11 |
| 3. ウェブ観光情報発信事業 | 6,867 | | |
| 97. 「うどん県。それだけじゃない香川県」誘客促進事業 | 5,224,404 | | |
| 1. 老舗観光地等誘客促進事業 | 7,000 | | |
| 2. 旅行商品誘客促進事業 | 2,900 | feet via | |
| 3. サイクリング誘客促進事業 | 2,390 | 観光 振興課 | |
| 4. 国内線(成田線)誘客促進事業 | 12,817 | 104.7.4.P.K | 4.12 |
| 5. 県内宿泊等促進事業(新) | 4,886,297 | | 4.13 |
| 6. 観光需要回復支援事業(新) | 333,000 | | |
| 98. 滞在型観光推進事業 | 32,794 | | |
| 1. 香川せとうちアート観光圏滞在促進事業 | 8,299 | | |
| 2. 魅力あるコンテンツ造成支援事業 | 8,020 | 観光 | |
| 3. 新しい観光スタイル推進事業 | 10,475 | 振興課 | 4.14 |
| 4. 航空会社等と連携したワーケーション誘客事業 | 2,000 | | |
| 5. 弘法大師空海御誕生 1250 年祭を活用した誘客促進事業(新) | 4,000 | | |
| 99. 観光客受入態勢整備事業 | 53,522 | fell VI | |
| 1. 外国人観光案内所運営事業 | 21,246 | 観光 振興課 | 4.15 |
| 2. 外国人観光客受入環境向上事業 | 9,757 | 104.7.4.P.K | |
| 3. 公衆無線 LAN 環境整備促進事業 | 3,000 | デジタ | |
| 4. 魅力ある観光地づくり推進事業 | 14,719 | ル戦略 課 | 4.16 |
| 5. 観光客の利便性・満足度向上事業 | 4,800 | H/K | |
| 100. 国際観光推進事業 | 482,179 | | |
| 1. ビジット香川誘客重点促進事業 | 443,676 | | 4.17 |
| 2. 国際イベント等を活用した誘客対策事業 | 7,500 | 観光 | |
| 3. 外国人観光客受入拠点・受入環境整備事業 | 31,003 | 振興課 | |
| (1)外国人観光案内所運営事業 | 21,246 | | 4.15 |
| (2)外国人観光客受入環境向上事業 | 9,757 | | |
| 101. 広域観光推進事業 | 56,097 | ÆD VI | |
| 1. 癒しの四国観光推進事業 | 35,000 | 観光 振興課 | 4.18 |
| 2. 瀬戸内ブランド推進事業 | 21,097 | ルベンベドバ | 4.19 |

[※] 事業名の左の数字は「令和4年度当初予算の概要」における主要事業概要説明資料の事業番号となっている。なお、交流推進部の事業は94~104まであるが、このうち102、103の事業は「四国における拠点性を確立する」という重点施策に、104の事業は「戦略的な産業振興を図る」という重点施策に関連した事業となっているため、監査対象からは除いた。

なお、「1.6.1 監査の対象部局等」で前述した通り、監査対象として選定した事業の中には特定の団体に負担金・補助金等を支出しているケースが多く認められた。そこで対象事業の監査の一環として、そうした県費支出先の団体についてはその概要及び県が支出した資金の当該団体での使われ方等を把握し、県による適切なモニタリングが実施できているか等を確認している。

これらの対象となった団体名と「4. 監査の結果及び意見(個別論点)」において個別の事業に紐づいた検討箇所は以下の通りである。

| 団体名 | 検討箇所 |
|-------------------------|-------------------------------|
| 瀬戸内国際芸術祭実行委員会 | 4.1, 4.2 |
| 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー | 4.3 |
| 香川県地域密着型スポーツ活用協議会 | 4.6 |
| 公益社団法人香川県観光協会 | 4.10、4.11、4.12、4.14、4.15、4.17 |
| わがかがわ観光推進協議会 | 4.16 |
| 一般社団法人四国ツーリズム創造機構 | 4.18 |
| 一般社団法人せどうち観光推進機構 | 4.19 |

4 監査の結果及び意見(個別論点)

4.1 瀬戸内国際芸術祭推進事業

4.1.1 事業の概要

所管課

政策部文化芸術局瀬戸内国際芸術祭推進課

事業概要

今回で第5回目となる、「瀬戸内国際芸術祭2022」が瀬戸内海の12の島々と2つの港周辺を舞台に、春、夏、秋の3会期、計105日間開催された。

本事業は、「瀬戸内国際芸術祭 2022」を主催する瀬戸内国際芸術祭実行委員会に対して負担金及び補助金を交付することで「瀬戸内国際芸術祭 2022」の開催を推進するものである。具体的には、本事業では瀬戸内国際芸術祭実行委員会に対して以下の負担金及び補助金を交付している。

(単位:千円)

| 節の内訳 | 事業名 | 支出負担額 | 交付先 | 交付の根拠 |
|------|---------------------------------------|---------|-------------------|---|
| 負担金 | 令和 4 年度瀬戸内国際芸術祭実行委員会負担金(通常負担金) | 99,750 | 瀬戸内国際芸術祭 実行委員会 | 瀬戸内国際芸術祭実行委員会会則(瀬戸内国際芸術祭実行委員会の経費を負担するもの) |
| 負担金 | 令和4年度瀬戸内国際芸術祭実行委員会 負担金 (コロナ対応分) | 35,043 | 瀬戸内国際芸術祭 実行委員会 | 瀬戸内国際芸術祭実行委員会 会則(瀬戸内国際芸術祭実行 委員会の経費を負担するもの) |
| 補助金 | 令和4年度香川県文 化芸術振興事業費補 助金 | 83,821 | 瀬戸内国際芸術祭 実行委員会 | 香川県文化芸術振興事業費補 助金交付要綱(文化庁 文化 芸術振興費補助金を活用し、 瀬戸内国際芸術祭推進事業を 補助することを目的とする) |
| | 計 | 218,614 | | |

<「瀬戸内国際芸術祭 2022」について>

瀬戸内国際芸術祭とは

平成22年に第1回が開催され、以後3年に1度開催されている現代アートの国際的な芸術祭であり、令和4年が第5回となった。

「海の復権」をテーマに掲げ、美しい自然と人間が交錯し交響してきた瀬戸内の島々に活力を取り戻し、瀬戸内海が地球上のすべての地域の『希望の海』となることを目指し、開催している。5回目の芸術祭となる瀬戸内国際芸術祭2022においても、これまで同様、海に囲まれどこからでもアプローチでき、農・工・商が混在した原初の人びとの存在を教えてくれる瀬戸

内の島巡りを通し、この先地球上に人が生きること、展望を持つことを考えながら、作品を展開している。

(出典: ART SETOUCHI ホームページより抜粋)

開催地 直島/豊島/女木島/男木島/小豆島/大島/犬島/沙弥島[春のみ]/

本島[秋のみ] / 高見島[秋のみ] /粟島[秋のみ] / 伊吹島[秋のみ] /

高松港·宇野港周辺/広域·回游

会期 春: 令和4年4月14日(木)~5月18日(水)35日間

夏:令和4年8月5日(金)~9月4日(日)31日間 秋:令和4年9月29日(木)~11月6日(日)39日間

来場者数 723,316 人(春会期:228,133 人、夏会期:187,483 人、秋会期 307,700 人)

内容 33 の国と地域から 188 組のアーティストが参加し、213 作品、19 イベントを展開。コロナ禍での開催となったが、「瀬戸内の里海・里山の隠れた資源の発掘と発信」という観点から、小豆島の寒霞渓や屋形崎、与島、多度津町本通、屋島など、様々なエリアで地域の自然や歴史、文化等に着目した作品やイベントを展開

した。

令和4年3月に策定した「瀬戸内国際芸術祭2022新型コロナウイルス感染症対策の指針」に沿って、飛沫の抑制や手洗い・消毒、換気など基本的な対策はもとより、検温及び体調確認、有症状者の発生時の対応など、島毎の実情に応じ

た対策を適切に行った。

評価 コロナ禍での開催となったため、海外からの来場者が大幅に減少したが、72万 人を超える大勢の方々に瀬戸内の魅力を堪能していただき、県の知名度の向上 やイメージアップにつながった。

> また、会場の島々では、アーティストとの協働による作品の制作や受付、地域の 特色を活かした食の提供、港での島を挙げてのあたたかい出迎え、見送りなどに 地域の方々が大勢参加し、一緒になって芸術祭を盛り上げるなど、地域の活性 化につながった。

(出典:定期監查資料)

過去の来場者数

| | H22 年 | | H25 | 5年 | H28 | 3年 |
|-----|---------------------|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| | 日数(日) | 人数(人) | 日数 | 人数 | 日数 | 人数 |
| 春会期 | | | 33 | 263,014 | 29 | 254,284 |
| 夏会期 | 105 | 020 246 | 44 | 435,370 | 49 | 401,004 |
| 秋会期 | $(7/19 \sim 10/31)$ | 938,246 | 31 | 371,984 | 30 | 384,762 |
| 合計 | | | 108 | 1,070,368 | 108 | 1,040,050 |

| | R元 | :年 | R4 4 | 年 |
|-----|----|---------|------|---------|
| | 日数 | 人数 | 日数 | 人数 |
| 春会期 | 31 | 386,909 | 35 | 228,133 |

| 夏会期 | 38 | 318,919 | 31 | 187,483 |
|-----|-----|-----------|-----|---------|
| 秋会期 | 38 | 472,656 | 39 | 307,700 |
| 合計 | 107 | 1,178,484 | 105 | 723,316 |

(出典: ART SETOUCHI ホームページより抜粋)

< 瀬戸内国際芸術祭実行委員会について>

<団体の概要>

瀬戸内国際芸術祭実行委員会とは、世界に誇る多島美の瀬戸内海を生かした国際的な芸術の祭典(以下「瀬戸内国際芸術祭」という。)を開催することにより、文化芸術の振興を図り、瀬戸内の活性化、交流人口の増加、世界への情報発信に寄与することを目的として設立された団体であり、

- 瀬戸内国際芸術祭の企画、準備、実施その他の事業
- その他、実行委員会の目的を達成するために必要な事業を行う。

<主な組織体系>

① 役員

会長は会則によって香川県知事をもって充てると定められ、会長以外の役員は会則によって会長が指名し、又は委嘱すると定められている。任期は3年、再任を妨げない。

令和5年4月1日現在の役員は以下の通り。

| 役名 | 会則で定められた人数 | 氏名 | 役職名 |
|------------|------------|--------|---------------|
| 会長 | 1名 | 池田 豊人 | 香川県知事 |
| 総合プロデューサー | 1名 | 福武 總一郎 | (公財)福武財団名誉理事長 |
| 総合ディレクター | 1名 | 北川 フラム | アートディレクター |
| 副会長 | 若干名 | 泉 雅文 | 香川県商工会議所連合会会長 |
| 則云又 | 有干有 | 大西 秀人 | 高松市長 |
| 監事 | 0 B | 綾田 裕次郎 | ㈱百十四銀行取締役頭取 |
| 监 尹 | 2名 | 山田 径男 | ㈱香川銀行取締役頭取 |

② 実行委員会

実行委員会は、会則の別表に掲げる職にある者及び会長が委嘱する役員(令和5年9月1日現在では名誉会長の前香川県知事及び元香川県知事)をもって組織されている。任期は3年、再任を妨げない。

会則の別表

| 区分 | 役職名 |
|----|-------|
| | 香川県知事 |

| П | |
|----|----------------------------|
| 委員 | (公財)福武財団名誉理事長 |
| | 香川県商工会議所連合会会長 |
| | 高松市長 |
| | 四国経済産業局長 |
| | 四国地方整備局長 |
| | 四国運輸局長 |
| | 中国四国地方環境事務所四国事務所長 |
| | 香川県議会議長 |
| | 香川県市長会会長 |
| | 香川県町村会会長 |
| | 丸亀市長 |
| | 坂出市長 |
| | 観音寺市長 |
| | 三豊市長 |
| | 土庄町長 |
| | 小豆島町長 |
| | 直島町長 |
| | 多度津町長 |
| | 玉野市長 |
| | 国立療養所大島青松園長 |
| | (公財)福武教育文化振興財団理事長 |
| | 香川県医師会会長 |
| | 四国経済連合会会長 |
| | 香川県商工会連合会会長 |
| | (一社)香川経済同友会代表幹事 |
| | 香川県農業協同組合代表理事理事長 |
| | 香川県漁業協同組合連合会代表理事会長 |
| | 香川大学学長 |
| | 四国学院大学学長 |
| | 徳島文理大学学長 |
| | 高松大学学長 |
| | 香川県文化協会会長 |
| | (公財)四国民家博物館理事長 |
| | 香川県教育委員会教育長 |
| | (公社)香川県観光協会会長 |
| | (一社)日本旅行業協会中四国支部香川地区委員会委員長 |
| | (公財)高松観光コンベンション・ビューロー理事長 |
| | 香川県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長 |
| | 四国旅客鉄道(株)代表取締役社長 |
| | 高松琴平電気鉄道(株)代表取締役社長 |
| | 香川県旅客船協会会長 |
| | (一社)香川県バス協会会長 |

| | | 香川県タクシー協同組合理事長 | |
|---|-------------------|----------------------------|--|
| | (公財)香川県老人クラブ連合会会長 | | |
| | | 香川県婦人団体連絡協議会会長 | |
| | | (公社)日本青年会議所四国地区香川ブロック協議会会長 | |
| | | 香川県青年団体協議会会長 | |
| | | さぬき瀬戸塾塾長 | |
| | | (株)百十四銀行取締役頭取 | |
| | (株)香川銀行取締役頭取 | | |
| Z | オブザーバー 岡山市長 | | |
| | | 岡山県商工会議所連合会会長 | |
| | | 岡山大学学長 | |

③ 本部会議

会長、総合プロデューサー、総合ディレクター及び会長が指名する委員をもって構成し、

- 瀬戸内国際芸術祭の準備、実施等に関する基本的な事項
- 総会から委任された事項
- 緊急を要する場合で総会を招集する暇がないと認められるもの
- その他会長が実行委員会の運営のため必要と認める事項

について議決する。

④ 幹事会

幹事会に幹事長、副幹事長及び幹事を置き、会長が指名する者をもって充てる。幹事会は、瀬戸内国際芸術祭の運営を円滑に推進するための業務を行う。

⑤ 事務局

実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局の組織及び運営に関し必要な 事項は、会長が定める。

(出典:瀬戸内国際芸術祭実行委員会会則、委員名簿、役員名簿、本部会議委員名簿、幹事会幹事名簿、 実行委員会組織図)

<主な収益と費用の内容(令和5年3月期)>

(単位:千円)

| 主な収益 | 金額 | 摘要 |
|--------|---------|--------------------------------|
| 事業収益 | 254,716 | チケット・グッズ等の販売に関連した収益 |
| 受取補助金等 | 85,321 | 県の補助金 83,821 千円、民間助成金 1,500 千円 |
| 寄付金収入 | 147,106 | 公益社団法人企業メセナ協議会 65,909 千円、その他企 |
| | | 業等からの寄付金及び現物協賛 |
| 雑収入 | 12,506 | オフィシャルツアー企画料他 |
| 受取負担金 | 394,240 | 香川県 134,793 千円ほか(県内市町及び福武財団等) |
| 経常収益計 | 893,891 | |

| 主な費用 | 金額 | 摘要 |
|------|--------|-------------------------------|
| 管理費 | | |
| 消耗品費 | 8,676 | ガイドブック購入代 5,280 千円、会場運営関係の消耗品 |
| | | 1,322 千円ほか |
| 賃借料 | 9,582 | 施設使用料 3,041 千円ほか |
| 負担金 | 17,983 | 交通機関運行負担金 14,100 千円ほか |
| その他 | 8,415 | |

| 事業費 | | |
|------------------|-----------|---|
| 消耗品費 | 6,606 | コロナ対策関連の消耗品費 2,905 千円、住民アンケート |
| | | 謝礼品 1,496 千円、チケット・グッズ等制作費関連消耗品 |
| | | 576 千円、イベント利用消耗品 536 千円ほか |
| 印刷製本費 | 7,955 | チケット関連の印刷代 3,209 千円、広報活動用のノベル |
| 1 17/10/22/71 54 | 1,500 | ティ、ポスター、チラシ等の印刷代 2,335 千円ほか |
| 賃借料 | 6,399 | 作品管理費(作品展示用の土地建物等の賃借)586 千 |
| 貝旧竹 | 0,399 | 円、イベント開催費(閉会式会場借上げ代、チャーター船 |
| | | |
| | | 借上げ代ほか)2,357 千円、広報活動費(イラスト二次利 |
| | | 用、チャーター船借上げ代ほか)867千円、交通対策費 |
| | | (海の駅施設使用料ほか)1,502 千円ほか |
| 保険料 | 8,538 | 作品に係る保険料 6,303 千円ほか |
| 負担金 | 64,982 | チケット収入のうち福武財団等に支払う負担金 62,672 千 |
| | | 円ほか |
| 委託費 | 408,989 | ▶会場運営に係る業務委託:235,642 千円 |
| (作品制作関連以外) | 100,505 | (内訳) |
| (| | |
| | | |
| | | 症対策業務(95,590 千円)、金銭管理業務(11,200 千 円)に |
| | | 円)ほか |
| | | ▶サポーター運営に係る業務委託:55,298 千円 |
| | | (内訳) |
| | | 作品案内等運営業務(46,259 千円)、ボランティアサポ |
| | | ーター宿泊施設連絡調整業務(5,258 千円)ほか |
| | | ▶広報活動に係る業務委託:42,506 千円 |
| | | (内訳) |
| | | ガイドブック制作業務(12,100 千円)、新聞紙面広告掲 |
| | | 載業務(6,116 千円)、動画撮影·制作業務(3,020 千 |
| | | 円)ほか |
| | | ▶チケット・グッズ等関連業務委託:30,815 千円 |
| | | (内訳) |
| | | V - 117 - 27 |
| | | チケット販売業務(12,810 千円)、チケットセンター業務 |
| | | (9,498 千円)、電子チケットアプリ設計開発業務(7,400 |
| | | 千円)ほか |
| | | ▶その他:44,727 千円 |
| | | (内訳) |
| | | 作品管理業務、イベント開催業務、交通対策業務、寄 |
| | | 附協賛推進業務、事務局運営業務等の委託 |
| 委託費 | 282,327 | ▶作品制作費:178,958 千円 |
| (作品制作関連) | | 作品制作関連業務。支出額 422,458 千円のうち |
| | | 243,500 千円は作品取得分として作品勘定に振替えら |
| | | れている。 |
| | | ▶作品管理費:22,211 千円 |
| | | 撤去業務及び保守管理業務 |
| | | → イベント開催費: 60,549 千円 |
| | | |
| | | イベント開催業務 |
| | | >その他:20,608 千円 |
| | | 総合ディレクター費、広報活動業務、会場運営業務等 |
| 現物協賛による支出 | 62,143 | 企業等からの現物協賛品の使用に係る費用 |
| | 1 / / 0 / | |
| その他 | 14,424 | |

<主な資産と負債の内容(令和5年3月期)>

(単位:千円)

| 主な資産の内容 | | | | | | |
|-----------|---------|-----------------------------------|--|--|--|--|
| 流動資産 | | | | | | |
| 預金 | 246,867 | 全て普通預金 | | | | |
| 未収入金 | 86,609 | 県からの補助金未収83,821千円、著作権使用料の未収1,800千 | | | | |
| | | 円等 | | | | |
| 商品 | 337 | | | | | |
| 現物協賛品 | 108 | | | | | |
| 仮払金 | 104 | | | | | |
| 固定資産 | | | | | | |
| その他固定資産 | | | | | | |
| 作品 | 373,085 | 実行委員会所有の作品。令和5年3月期には243,500千円の | | | | |
| | | 作品を取得し、131,184 千円の作品を撤去している。全て除却し | | | | |
| | | ており売却しているものはない。 | | | | |
| 構築物 | 2,871 | | | | | |
| 器具及び備品 | 5,491 | 厨房機器 | | | | |
| その他固定資産 | 0 | | | | | |
| 資産合計 | 715,475 | | | | | |
| | | 主な負債の内容 | | | | |
| 流動負債 | | | | | | |
| 未払金 | 54,727 | 未払委託費 33,363 千円他 | | | | |
| 未払税金等 | 80 | | | | | |
| 負債合計 | 54,807 | | | | | |
| 正味財産 | | | | | | |
| その他一般正味財産 | 660,668 | | | | | |

(出典:瀬戸内国際芸術祭ホームページ及び瀬戸内国際芸術祭実行委員会提出の資料を包括外部監査人が一部加工して作成)

事業実施の必要性

瀬戸内国際芸術祭の開催地となる島々の活性化や交流人口の増加、芸術文化による県のにぎわいづくりを図っていく目的からは、本事業は極めて重要なものと位置づけられている。そのため、瀬戸内国際芸術祭を一過性のものに終わらせることなく、継続的に開催していく必要があると認識されている。

県の各計画との関連

「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」において「3誰もが輝く香川」という基本方針の下、「『アート県かがわ』の魅力を高める」という重点施策が掲げられている。またこれを総合的に展開した施策として「81文化芸術による地域づくりの推進」があり、これに関連した事業である。

重点施策21「アート県かがわ」の魅力を高める

瀬戸内国際芸術祭や、四国遍路などの歴史的文化遺産、世界の公共建築に影響を与えた県庁舎、民俗文化など芸術性に富む文化資源の活用により、「アート県かがわ」の魅力を高めます。

これにより、アートを活用した交流の促進を図り、地域の活性化を推進します。

<現状と課題>

◇ 文化芸術を生かした地域活性化の取組みが全国各地で行われるようになる中、少子高齢化が進む島々を舞台に平成22(2010)年から3年毎に開催している瀬戸内国際芸術祭は、開催を契機に島への移住者の増加や休校した学校の再開などの効果が現れていることから、今後も、文化芸術活動が、地域の活性化や地域間の交流促進、人材の育成、本県のブランドイメージの向上などさまざまな観点から、地域が抱える諸課題に貢献することが期待されています。

<取組みの方向>

- 3 文化芸術による地域づくり
- ◇ 世界から注目されている瀬戸内国際芸術祭を引き続き開催し、地域における人材育成や 文化芸術による地域づくりに結び付けていきます。

施策81文化芸術による地域づくりの推進

<現状と課題>

○ これまでの瀬戸内国際芸術祭の開催により、来場者と地元との交流が促進され、経済波及効果に加え、本県の知名度やイメージのアップが図られ、さらには島々の活性化に向けたさまざまな動きも現れており、このような成果を今後に繋げるためにも、長期的視点に立った継続的な取組みが必要です。

<取組みの方向>

- 2 瀬戸内国際芸術祭、ART SETOUCHIの推進
- アートや建築を媒介として来場者と地元との交流を促進するなど、地域の活性化や本県のイメージアップを図る瀬戸内国際芸術祭を開催するとともに、芸術祭の会期内外を問わず、アートを通じて地域の活力を取り戻し、再生をめざす「ART SETOUCHI」の取組みを推進し、年間を通じた誘客促進と地域の活性化を図ります。

(出典:「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」より抜粋)

併せて、「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」には「2新しい流れをつくる香川」という基本方針もあり、ここで「交流人口を回復・拡大する」という重点施策が掲げられ、「43地域の活性化につながる交流の推進」という施策が展開されている。本事業はこれにも関連したものとなっている。

重点施策 11 交流人口を回復・拡大する

瀬戸内海やアート、食、自然、歴史、文化など本県の豊かな資源の魅力を国内外からの観光客に楽しんでいただき、旅行先として「選ばれる香川」となるよう戦略的な誘致施策などに取り組み、交流人口の回復・拡大を図ります。

施策 43 地域の活性化につながる交流の推進

<現状と課題>

○ 瀬戸内の島々を会場に開催された「瀬戸内国際芸術祭」により、来場者と地元との交流が促進され、経済波及効果に加え、本県の知名度の向上やイメージアップが図られ、さらには島々の活性化に向けたさまざまな動きも現れてきていることから、引き続き、県内に集積するアート資源の充実・活用を図り、国内外からの誘客を推進する必要があります。

<取組みの方向>

- 5 アート資源を活用した交流促進
- 美術館等のアート資源や特色ある現代建築等の活用とともに現代アートやイベント等を 媒介として、世界各地から世代やジャンルを超えたさまざまな人々が集う「瀬戸内国際芸術祭」を開催するなど交流を促進し、地域の活性化を図ります。

(出典:「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」より抜粋)

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

「81 文化芸術による地域づくりの推進」という施策の下では、数値目標として設定された指標が以下の通りであるが、これらはいずれも本事業に直接関連しておらず、本事業に直接的に関係する KPI は設定されていない。

指標

| 指標 番号 | 指標 | 現状 (R2 年度) | 目標値 (R7 年度) | 指標の概要 |
|----------|--|--------------------------|----------------|---|
| 127 | かがわ文化芸術祭の参 加団体数[累計] | 446 団体 (H28~R2 年度) | 500 団体 | 県民が文化芸術に触れる機会の充実 に向けた取組みの成果を示す指標 |
| 128 | 県立文化施設の特別展 の入場者数[累計] | 227,718 人 (H28~R2 年度) | 240,000 人 | 県民が優れた文化芸術に触れる機会 の充実に向けた取組みの成果を示す 指標 |
| 129 | 四国遍路の世界遺産登 録に向けての札所寺院 および遍路道の保護措 置数 | 8ヵ所 | 19 か所 | 四国遍路の世界遺産登録に向けての 取組みの成果を示す指標 |
| 130 | 国県指定の文化財数[累 計] | 14件 (H28~R2年度) | 15 件 | 地域の優れた文化財を保存・継承し、 活用を図ることが重要であり、その取組 みを進めていくため設ける指標 |
| 131 | 文化財の保存活用計画 と文化財保存活用地域 計画の作成件数[累計] | 1 件 | 7件 | 文化財・文化財群の保存活用を計画 することで、地域づくりの核を形成する 契機とするための指標 |

また、「施策 43 地域の活性化につながる交流の推進」という施策においても、本事業の取組みや成果に直接的な関係をもった指標は設定されていない。

| 指標 | | | | |
|------|----------------|--------------------|----------------------------|--|
| 指標番号 | 指標 | 現状 (R2 年 度) | 目標値 (R7 年度) | 指標の概要 |
| 64 | 県外観光 客数 | 6,184 千人 (R2 年) | コロナ影響前の実績値(R元年)まで速やかな回復を図る | 県外観光客誘致の促進に関する取組み の成果を示す指標 |
| 65 | 延宿泊者 数 | 2,529 千人 (R2 年) | コロナ影響前の実績値(R元年)まで速やかな回復を図る | 観光客誘致・滞在の促進に関する取組 みの成果を示す指標 |
| 66 | 外国人延 宿泊者数 | 81 千人 (R2 年) | コロナ影響前の実績値(R元年)まで速やかな回復を図る | 外国人観光客誘客の促進に関する成果 を示す指標 |
| 67 | 観光消費 額 | 683 億円 (R2 年) | コロナ影響前の実績値(R元年)まで速やかな回復を図る | 観光客誘致・滞在の促進に関する取組 みの成果を示す指標 |
| 68 | MICE の 参加者数 | 5,055 人 | コロナ影響前の実績値(R元年)まで速やかな回復を図る | 全国規模の大会や国際会議などのコン ベンションや企業等の研修旅行などビジ ネスイベントの誘致の成果を示す指標 |

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県補助金等交付規則
- 文化芸術振興費補助金(国際文化芸術発信拠点形成事業)交付要綱
- 香川県文化芸術振興事業費補助金交付要綱
- 瀬戸内国際芸術祭実行委員会会則

4.1.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

ネスイベントの誘致の成果を示す指標

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|------------|---------|---------|
| 当初予算額 | 22,325 | 111,189 | 147,441 |
| 補正予算額(増減) | 24,739 | 40,024 | 72,698 |
| 計:現年予算額 | 47,064 | 151,212 | 220,139 |
| 前年度明許繰越額 | 0 | 0 | 0 |
| 流用額 | 0 | 0 | 0 |
| 計:予算現額 | 47,064 | 151,212 | 220,139 |
| 決算額 | 26,647 | 150,886 | 219,680 |
| 翌年度明許繰越額 | 0 | 0 | 0 |
| 不用額 | (注) 20,417 | 326 | 459 |

⁽注)2月補正時に、文化庁補助金(歳入)の交付を見込んで増額したものの、最終的に、見込んだ額が採択され ず、20,000 千円程度下回った。

4.1.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 決算額 | 主な内容 |
|-------------|---------|-------------------|
| 需用費 | 966 | コピー代、事務用品、ガソリン代ほか |
| 役務費 | 100 | 商標登録手数料、車検時の車両運搬代 |
| 負担金、補助及び交付金 | 218,614 | (注) |
| 合計 | 219,680 | |

(注) 負担金、補助及び交付金の内訳は前述「4.1.1 事業の概要」「事業概要」に記載の通り。

4.1.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | | (十二:111) |
|-------|---------|--------------------------|
| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
| 国庫支出金 | 118,864 | ·令和 4 年度香川県文化芸術振興事業費補助金 |
| | | 及び |
| | | ·令和 4 年度瀬戸内国際芸術祭実行委員会負担金 |
| | | (コロナ対応分) |
| | | の交付に対応 |
| 財産収入 | 110 | 公用車の売却収入 |
| 繰入金 | 460 | 文化振興課文化芸術振興基金からの繰入金 |
| 一般財源 | 100,246 | |
| 合計 | 219,680 | |

4.1.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の補助金及び負担金について、支出 負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

4.1.5.1 香川県文化芸術振興事業費補助金

| 文書名 | | | 内容等 | | | |
|---------------|---|---------------------|-----------------------------------|------------|--|--|
| 交付申請書(R4.4.1) | ≻ | 交付申請額 83,8 | 交付申請額 83,821 千円 | | | |
| | > | 補助対象経費の | 計画 | | | |
| | | 委託費 | 140,767 千円 | | | |
| | | 雑役務費 | 52,986 千円 | | | |
| | | 旅費 | 41,375 千円 | | | |
| | | その他 | 7,676 千円 | | | |
| | | 合計 | 242,804 千円 | | | |
| | > | 事業計画書 | | | | |
| | | I 文化芸術事業 | | 261,891 千円 | | |
| | | ①瀬戸内国際芸 | ①瀬戸内国際芸術祭 2022 総合ディレクター事業 | | | |
| | | ②瀬戸内国際芸 | ②瀬戸内国際芸術祭 2022 式典等開催事業 | | | |
| | | ③瀬戸内国際芸 | | | | |
| | | ④瀬戸内国際芸 | | | | |
| | | ⑤ART SETOU | CHI イベント開催事業 | | | |
| | | Ⅱ 人材育成事業 | • | 91,787 千円 | | |
| | | ①ボランティアサ | | | | |
| | | Ⅲ ネットワーク構 | 5,575 千円 | | | |
| | | 0 1 411 42 48 4 7 1 | ①島間交流事業 | | | |
| | | ②学校連携事業 | | | | |
| | | 0.00 | 芸術祭関係者会議 | | | |
| | | ④芸産学官交流 | | | | |
| | | | 或ネットワーク事業 ない。カッド | | | |
| | | IV 国際発信力強 | | 282,178 千円 | | |
| | | 0100 147 1 | プフォーラム開催事業 | | | |
| | | | 情報提供ツールの刷新 1773 - フェンスでは1404年世 | | | |
| | | ③国内外における | けるプロモーション活動推進事業 | | | |

| | | ○ M 居 L W 11 7 1 社内的 小 車 类 「 用 中 | |
|--------------|------------------|--------------------------------------|------------|
| | ŀ | ④外国人ツーリスト対応強化事業【県実施】 | |
| | Ĺ | 合計 | 641,431 千円 |
| | > | 補助事業完了予定年月日 令和5年3月31日 | |
| 執行伺書 | \triangleright | 補助率の指定なし(予算の範囲内で補助金を交付) | |
| (起案:R4.4.1) | | | |
| (決裁:R4.5.10) | | | |
| 交付決定(R4.4.1) | | | |
| 変更承認申請書 | > | 事業の進捗及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業 | の見直し等により、 |
| (R5.2.27) | | 申請事業の内容及び事業費を変更するもの(申請額の変更無 | 無) |
| | ≻ | 事業費計画 (変更前)242,804 千円 ⇒ (変更後)178,783 | 3 千円 |
| 変更承認通知書 | | | |
| (R5.3.17) | | | |
| 実績報告書 | > | 交付決定額 83,821 千円 | |
| (R5.3.31) | ≻ | 補助金決算書 事業費実績 167,654 千円 | |
| 補助事業調査調書 | > | 交付確定額:83,821 千円 | |
| (R5.3.31) | \triangleright | 証拠書類の整備状況 | |
| | | 支出証拠書類については適正に整備・保管されていることを | 確認した。 |
| | \triangleright | 調査内容 | |
| | | 補助事業の実施内容が交付決定の内容及び条件に適合して | こいることを調査し |
| | | た。 | |
| | \triangleright | 調査評価 | |
| | | 実績報告書の通り、補助事業に関する支出手続きが適正に執 | 執行され、支出証拠 |
| | | 書類が整備されていることを確認した。 | |
| 補助金の額の確定に | > | 補助金の額:83,821 千円 | |
| ついて(通知書) | | | |
| (R5.3.31) | | | |
| 補助金交付請求書 | ≻ | 請求金額:83,821 千円 | |
| (R5.3.31) | | | |
| 支出命令書 | ≻ | 支出命令額:83,821 千円 | |
| (起案:R5.4.3) | | 支払予定日:R5.5.31 | |
| (決裁:R5.4.20) | | | |

4.1.5.2 瀬戸内国際芸術祭実行委員会負担金

| 文書名 | 内容等 |
|---------------|--|
| 執行伺 | ▶ 135,883 千円(通常分99,750 千円、コロナ対策分36,133 千円) |
| (起案:R4.4.1) | ▶ R4.3.29 開催の瀬戸内国際芸術祭実行委員会第 30 回総会の第 3 号議案「令 |
| (決裁:R4.6.1) | 和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)について」で決議された香川県から |
| | の負担金収入に基づいている。 |
| 請求書(R4.5.25) | ▶ 99,750 千円(但し、令和4年度瀬戸内国際芸術祭実行委員会負担金として) |
| 支出命令書 | ▶ 支出命令額:99,750 千円 |
| (起案:R4.6.1) | 未払額 36,133 千円 |
| (決裁:R4.6.13) | ▶ 支払予定年月日:R4.6.21 |
| 負担金(コロナ対策 | ➤ 確定額 35,043 千円 |
| 分)額の確定につい | ※瀬戸内国際芸術祭実行委員会から県への通知書類 |
| て(R4.12.1) | |
| 執行伺変更書 | ▶ (変更前支出負担行為額)135,883 千円 |
| (起案:R4.12.1) | (変更後支出負担行為額)134,783 千円 |
| (決裁:R4.12.27) | コロナ対策分が 36,133 千円から 35,043 千円に変更 |
| 請求書(R4.12.8) | > 35,043 千円 |

支出命令書 (起案:R4.12.27) (決裁:R4.12.27)

4.1.5.3 財政援助団体等の監査における指摘事項と措置の状況に関するフォロー

瀬戸内国際芸術祭実行委員会に関する、令和元年度の財政援助団体等の監査における指摘と、これに対する措置の状況(令和2年5月29日公表)は以下の通りである。

| 団体名 | | 監査の結果 | 措置の状況 |
|-----------------------|--------|---|---|
| 瀬戸内国際 芸術祭 実行委員会 | 検討指示事項 | 公益法人の情報公開に準じ、毎年 度の事業及び財務に関する情報につ いて、ホームページでの公開を検討す る必要がある。 | 令和元年度事業報告、令和2年度 事業計画及び収支予算について、瀬 戸内国際芸術祭実行委員会第26回 総会資料を令和2年3月31日付けで公 式ウェプサイトにて公開した。 |
| | | 瀬戸内国際芸術祭実施後、3年間 の事業収支において余剰金が生じた 場合は、負担金の額について検討す る必要がある。 | 次回芸術祭の収支計画を策定する中で、負担金の金額について検討することとする。 |

これらの対応状況についてフォローを実施した。

① 情報公開の体制について

瀬戸内国際芸術祭実行委員会の情報公開に関する体制整備については、現状でも不十分な 点が確認されたため、後述「4.1.6.1 瀬戸内国際芸術祭実行委員会の財務内容に関する情報公 開の充実」において意見事項を記載した。

② 繰越金額(余剰金)を勘案した次年度負担金額の決定について

瀬戸内国際芸術祭実行委員会から入手した「収支決算書(2008-2022)」及びホームページに公開されている確定した年度の決算数値等を見ると、第1回の開催から繰越金の金額が増加傾向にあり、財政援助団体等の監査でもこの点を問題として指摘していたものと思われる。この点について現状でも同様の傾向が見られるため、後述「4.1.6.2瀬戸内国際芸術祭実行委員会の繰越金に関する取扱いの明確化」において意見事項を記載している。

4.1.6 監査の結果及び意見

4.1.6.1 瀬戸内国際芸術祭実行委員会の財務内容に関する情報公開の充実(意見事項 1) (発見事項)

瀬戸内国際芸術祭実行委員会のホームページでは、「瀬戸内国際芸術祭 2022 総括報告」が 令和5年2月9日に、「瀬戸内国際芸術祭実行委員会第31回総会」の議案書が令和5年5月 18日にアップされ、その中で令和2年度、令和3年度の収支決算と、令和4年度の収支決算見 込みが公開されている。

令和2年度及び令和3年度の収支決算はこのタイミング(令和5年2月)で初めて公開されており、令和4年度の決算に至っては決算「見込み」のみの公開で、確定決算の公開は行われない。これは過去から同様であり、瀬戸内国際芸術祭の開催年度(平成22年度、平成25年度、平成28年度及び令和元年度)の収支決算はすべて見込額のみが公開され、確定決算は公開されていない。さらに過年度においては、確定決算が開示されているはずの年度の決算数値も内部的に最終承認された決算書の数値とは異なっており、正しい開示が行われているとは言い難い。

また、これらは「ニュース」「プレスリリース」等のタブでアップされているため、時間が経過し新しいニュースやプレスリリースが発せられるにつれ、ホームページ内から探し出しにくい場所への掲出となっている。さらに、これらの収支決算書を詳細にみると、ART SETOUCHI 運営費への繰出金の処理方法が年度によって異なっていたり、前期決算の次年度繰越金が次年度の収入に含まれている等、一般に公正妥当と認められた何等かの会計基準等に準拠して作成されたものとは言い難い。

なおこの他に税務申告に関する決算書類として、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産 目録が作成されているが、これらについては公開されていない。

例えば公益法人の場合は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」で定める計算書類等、すなわち貸借対照表及び損益計算書(正味財産計算書)、事業報告並びにこれらの附属明細書(監査報告等を含む。)及びその他の書類を作成し、これらを5年間主たる事務所に備えおく等の対応が必要である(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条第2項、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項など)。また、貸借対照表等の公告義務があり、公告方法の1つが電子公告、つまり法人のホームページへの掲載となっている。

瀬戸内国際芸術祭実行委員会の実施する事業の公益性等を勘案すると、前述の財政援助団 体等の監査の指摘の通り公益法人の情報公開に準じた取扱いが望ましいが、現状開示されてい る収支決算という財務情報は公益法人会計基準等に基づいたものではなく、開示される財務内容の情報量としても十分なものとは言い難い。

(問題点)

県、市町及び民間の財団や一般企業等から多額の資金を集め、世界中から注目を集める文化 イベントという公益性の高い事業を実施している状況で、その財務内容等が適切に開示されない と、事業運営の透明性の確保等に支障を来す恐れがあるため問題である。

(意見事項1)瀬戸内国際芸術祭実行委員会の財務内容に関する情報公開の充実

瀬戸内国際芸術祭実行委員会の財務内容については、瀬戸内国際芸術祭が開催される3年毎に過去2年分の収支決算と最終年度の収支決算見込みがホームページに掲載されるのみであり、確定した決算内容が適時に開示されないだけでなく、公開されている確定決算と内部で最終承認された決算数値とが一致していない年度がある等、その情報の正確性にも問題がある。またこうした収支決算書(又はその見込み)は、何らかの会計基準に準拠して作成されたものとなっていない。さらにホームページ上の所在場所もすぐには見つけにくい場所への掲出となっている。

瀬戸内国際芸術祭実行委員会の実施する事業の公益性・公共性等を勘案すると、財務内容についてより透明性を確保することが求められると考えられる。財務内容の開示に関する体制の充実について、県としてもより積極的に瀬戸内国際芸術祭実行委員会に意見することが望ましい。

具体的には、財政援助団体等の監査での指摘の通り、公益法人会計基準に準拠した会計処理及び決算書の作成と、公益法人に準じた情報公開、特にホームページ上でのわかりやすい公開の方法等を検討することが望まれる。なお、収支決算書は公益法人会計に基づく決算書ではないものの、必要であればその作成基準を明確にした上で(例えば社会福祉法人会計基準や学校法人会計基準等に準拠した収支計算書として)作成すること等が考えられる。

4.1.6.2 瀬戸内国際芸術祭実行委員会の繰越金に関する取扱いの明確化(意見事項2)

(発見事項)

令和4年度末の収支決算書上の繰越金は278,774千円となっている。また、瀬戸内国際芸術祭開催事業費に係る繰越金の額は過去5回開催された瀬戸内国際芸術祭の都度、増加傾向にある。

<瀬戸内国際芸術祭開催事業費の繰越金の額の推移>

(単位:千円)

| 開催年度 | H22 | H25 | H28 | R元 | R4 |
|------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 繰越金額 | 20,635 | 46,287 | 101,458 | 272,259 | 278,774 |

※ 平成25年度及び平成28年度は、次年度以降のART SETOUCHIの活動に要する見込額をその年度から 繰出金として繰出しており、繰越金額は繰出し後の金額となっている。

なお、当該繰出金は平成25年度は150,000千円、平成28年度は60,000千円となっている。

ART SETOUCHI とは

瀬戸内国際実行委員会が、3年毎の「瀬戸内国際芸術祭」の会期以外にもアートを通じた地域活動に取組む継続的な活動。

瀬戸内国際芸術祭実行委員会会則によると、解散時の残余財産の帰属は解散時に総会で決定することと定められているため、過去 5 回の瀬戸内国際芸術祭の開催を通じて増加した繰越金278,774 千円の帰属について、現段階では明らかになっていないことになる。

瀬戸内国際芸術祭実行委員会会則

(残余財産の帰属)

第19条 実行委員会が解散する場合において、その残余財産の帰属は、総会で決定する。

株式会社の場合は残余財産は株主に持ち株数に応じて帰属する。公益法人の場合は清算する際に残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人もしくは学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等の一定の法人、または国もしくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めることが求められている(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 17 号及び第 18 号)。さらに、公益法人は利益を内部に溜めず、公益目的事業に充てるべき財源を最大限活用して無償・格安でサービスを提供し、受益者を広げる「収支相償」の考え方が前提となっているため、剰余金が生じた場合にはそれらの使い道を剰余金の解消計画として説明することが求められている。

瀬戸内国際芸術祭実行委員会は株式会社でも公益法人でもないが、公益性・公共性が高い団体であり、かつ例えば直近の3事業年度では収入の3割が県からの支出で賄われている。そうした団体に278,774千円の剰余金(繰越金。最終的には残余財産となる性質のもの。)が留保されていて、その具体的な帰属が何ら決定しておらず、かつ当該剰余金を解消させる計画もない。これは言い換えると県から支出された資金が当初予算通りに使用されずに余剰となったが、その余剰分は必ずしも県には帰属せず、どのように使われるかも必ずしも明確になっていない状況と言える。

こうした状況は、果たして県民財産が有効かつ効果的に利用されているのか、という点で疑問が 残り、改善の余地があると考えられる。

(問題点)

県から多額の支出が行われた団体において、多額の剰余金(繰越金)が発生しているにもかか わらず、その最終的な帰属や使途が明確になっていないと、県民財産が有効かつ効果的に支出さ れない可能性が生じるため問題である。

(意見事項2)瀬戸内国際芸術祭実行委員会の繰越金に関する取扱いの明確化

収入の約3割が県からの支出で賄われている瀬戸内国際芸術祭実行委員会には、令和5年3月末で278,744千円の繰越金が存在するが、残余財産の帰属は「総会で決定する」と会則で規定されているだけで、具体的には明確になっていない。また公共性・公益性の高い団体として当該繰越金を解消する計画等もなく、予算は策定されているものの瀬戸内国際芸術祭が開催される都度瀬戸内国際芸術祭開催事業費の繰越金が増加している状況である。県民財産が有効かつ効果的に支出されるためには、繰越金の最終的な帰属や使途(繰越金の解消計画)、あるいは繰越金が生じた場合の次年度の負担金との関係等を県としても瀬戸内国際芸術祭実行委員会と十分協議し、これらを明確にしておくことが望ましい。

具体的には、残余財産の帰属方法についてあらかじめ瀬戸内国際芸術祭実行委員会内で取り決めて会則で明らかにしておくように県として働きかけることや、繰越金についてはより厳密な予算策定によってなるべく増加しないように他の収入(負担金等)をコントロールすること、あるいはそれでも生じた繰越金についてはその使途計画を明確に策定することを県から働きかけること等が考えられる。

4.1.6.3 負担金支出に関する手続の整理(意見事項3)

(発見事項)

令和4年度の瀬戸内国際芸術祭実行委員会負担金の執行伺は、令和4年6月1日付で決裁されている。一方で瀬戸内国際芸術祭実行委員会からの請求書は令和4年5月25日に送付されており、県で執行伺が承認されるより前のタイミングとなっている。一般的に、当事者が請求書を送付するのは請求権(債権)が生じてからと考えられ、本負担金について県が瀬戸内国際芸術祭実行委員会に135,883千円(当初執行伺金額)を支払うことが決定・確定したのはいつか、支払うことが確定する前に内部的に決裁が適切に行われているのか(事前承認されているか)、という点が問題となる。瀬戸内国際芸術祭実行委員会の総会で次年度予算が確定し、その予算の中では県の負担金の額が明記されているため、少なくともそのタイミングで県の負担額が既に決まってい

るのではないかとも考えられ、県による支出負担行為の決裁のタイミングが果たして適切であるか、 という点について疑問が残る。

この点、そもそも負担金の支出に関する県内部の手続について整理が必要と考えられる。負担金には、研修会への参加費や会費、利用料等を支出目的とする負担金とは別に、本件のような特定の事業を行う団体に対して、その事業費の一部を負担する目的で支出する負担金がある。前者のような負担金と比べると、後者のような負担金は1件あたりの額も多額で、額の決定方法も複雑になる。にもかかわらず現行のルールは、前者のような負担金を前提とした決裁ルールを、後者のような負担金の決裁にも適用しているようにも見受けられる。

具体的には、香川県会計規則において、負担金の支出負担行為に係る決裁伺について以下 のように定めている。

■香川県会計規則

■(支出負担行為)

■ 第 51 条 支出負担行為担当者は、支出負担行為をしようとするときは、別表第6に定める基準に従い、執行伺書(第 18 号様式)(別に定める場合にあっては、執行伺兼支出命令書(第 19 号様式))によりしなければならない。

Ⅰ 別表第6(第51条、第56条関係)

支出負担行為の整理基準等

(その1)

| | 科目 | 説明 | 支出負担行為と して決裁を受け 処理する時期 | 支出負担行 為の範囲 | 支出負担行為に 必要な主な書類 | 支出の命令に必 要な主な書類 |
|-------------|---------------|----------------|------------------------------|-----------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| | $H \triangle$ | 決定行為を要す るもの | 交付決定をしよ うとするとき。 | | 交付申請書、交付 決定通知書案、内 訳書、交付要綱 | |
| | | | | 契約金額 (請求のあっ た額) | 契約書案、設計書 | 請求書、契約書 |
| I I I | | その他のもの | 支出をしようとす るとき。 | | 書)、支出の根拠 | 支出調書(請求 書)、支出の根 拠となる規程等 |

例えば補助金の場合は香川県補助金等交付規則が適用され、事業実施に際して事業計画及 び計画実施のために要する経費の額等が事前に審査された後、補助金等の交付決定が行われ、 さらに事業実施後は実績報告を審査した上で補助金等の額が確定される。また、使われていない 補助金等があれば交付決定額から減額される。また、香川県会計規則別表第6における「決定行 為を要するもの」に該当するため、補助金交付決定前に決裁が行われる。 その一方で、本件の場合は134,783 千円という多額な支出負担行為にもかかわらず、負担金であるため香川県補助金等交付規則は適用されない。香川県会計規則別表第6においても「決定行為を要するもの」「契約によるもの」に該当せず、「その他のもの」としての手続となり、支出調書(請求書)、支出の根拠となる規程等をもって決裁が行われることになる。具体的には、瀬戸内国際芸術祭実行委員会からの請求書を予算書と照合する等の形式的な審査を行っただけで支出が行われており、事後的な実績等の審査も行われない。支出負担行為の決裁が請求書をもって行われるため、当然にその決裁は事後承認となる。

(問題点)

瀬戸内国際芸術祭実行委員会に対する負担金の支出負担行為の決裁が、県による支払債務が確定した後に事後的に行われる、いわゆる事後承認となっている可能性がある。これは、負担金の支出に係る取扱いが、性質が類似する補助金等と比べても非常に簡易な手続きで行えてしまうことに起因しており、この点が問題である。

(意見事項3)負担金支出に関する手続の整理

瀬戸内国際芸術祭実行委員会負担金 134,783 千円の支出に関する執行伺は、令和 4 年 6 月 1 日付で決裁されているが、県が瀬戸内国際芸術祭実行委員会に対して当該負担金を支出すること自体はそれより前に決定しているように見受けられ、結果としてこのような多額の支出が手続上は事後承認となっている。

この点については、そもそも負担金支出に関する県の決裁手続について整理が必要と考えられる。負担金には、研修会への参加費や会費、利用料等を支出目的とする負担金とは別に、本件のような負担金、すなわち特定の事業を行う団体に対してその事業費の一部を負担する目的で支出する負担金がある。前者と比べて後者のような負担金は1件あたりの額も多額で、額の決定方法も複雑である。にもかかわらず、現行ルールは前者のような研修会等に係る少額な負担金の決裁を前提としたものとなっており、当該ルールを後者のような多額かつ複雑な負担金の決裁においても適用している点に無理がある。

例えば補助金の場合はより厳格な決裁手続きが定められている。団体が実施する事業に対する多額な県費の支出という点で、負担金と補助金は似た性質を有しながら、現行ルールでは負担金の支出が補助金と比べてより簡便な手続きで行えてしまっている。適切な決裁体制の整備という観点からは、負担金の支出に際しても補助金等と同水準の決裁体制を整備し、事前承認が行える体制となるよう、全庁的に対応することが望ましい。

具体的には、負担金支出団体の事業内容、計画や実績、事業に要する経費の額等を適切に確認した上で、県としての支払債務が確定する前に負担金支出が決裁されるようなルールを構築すること等が考えられる。

4.1.6.4 業績評価のための指標の設定(意見事項4)

(発見事項)

前述の通り、本事業に直接的に関係する KPI は設定されていない。本事業は多額の県費が支出された事業であり、同時に観光・地域活性化、文化芸術振興の両面において県の極めて重要な施策と言える。観光・地域活性化、文化芸術振興という多面的な効果を極めて高い水準で求められる施策であるからこそ、多面的な要素を勘案して目標を設定し、それに向かって取組み、取組みの進捗状況を定量的に評価し、次年度以降の施策の改善につなげる、といった対応は是非とも望まれる。

(問題点)

業績評価のための指標が設定されていないと、目標を達成するための取組みの進捗状況が定量的に測定できず、事業の見直しや改善が十分に行われないことで効果的・効率的かつ経済的な事業の運営に支障を来たす可能性があり問題である。

(意見事項4)業績評価のための指標の設定

瀬戸内国際芸術祭推進事業では業績評価のための指標が設定されていない。本事業は多額の県費が支出された事業であり、観光・地域活性化、文化芸術振興の両面において県の極めて重要な施策として多面的な効果を高い水準で期待されている施策と言える。このように特に重要な事業であるからこそ、取組の進捗状況を定量的に評価し、事業の見直しや改善を適宜行うことで効果的・効率的かつ経済的な事業の推進が求められる。そのためには、業績評価の指標の設定を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。

なお、具体的な業績評価のための指標としては、例えば瀬戸内国際芸術祭の来場者数、香川県民意識調査等のようなアンケートによる瀬戸内国際芸術祭の県民(もしくは離島民)からの評価(瀬戸内国際芸術祭の開催によって活気が出たかどうかのアンケートで活気が出たと回答した人の割合)等、本事業の多面的に期待される効果を踏まえたいくつかの指標を組み合わせること等が考えられる。

4.1.6.5 作品撤去時の手続の明確化(意見事項5)

(発見事項)

瀬戸内国際芸術祭に展示される作品は、瀬戸内国際芸術祭実行委員会が株式会社アートフロントギャラリー(瀬戸内国際芸術祭実行委員会の総合ディレクターである北川フラム氏が代表を務める会社)に作品制作関連業務を委託して制作されたものであり、瀬戸内国際芸術祭実行委員会の所有物となっている。作品のうち、老朽化したものは作家に相談した上で撤去し、また老朽化していなくても作家が希望した場合は撤去することとしている。瀬戸内国際芸術祭実行委員会の総勘定元帳を見ると、令和4年度には期首時点で260,769千円の作品があり、新たに243,500千円の作品が制作され、131,184千円の作品が撤去された。結果として、令和5年3月末に373,085千円の作品が瀬戸内国際芸術祭実行委員会の貸借対照表に資産として計上されている。

作品撤去に関する業務は瀬戸内国際芸術祭実行委員会がアートフロントギャラリーに委託している。撤去後のものについて売却等は一切されず、全て廃棄されているとのことであるが、瀬戸内国際芸術祭実行委員会として、作品がその場から撤去されたことは確認できていても、撤去されたものが完全に処分されたことは確認できていない。

瀬戸内国際芸術祭の作品は場所と一体となったものとして制作されており、撤去したものに作品としての価値はない、というのが瀬戸内国際芸術祭実行委員会の見解である。瀬戸内国際芸術祭の趣旨を鑑みればもっともであるが、一方で撤去後のものをお金を出してでも欲しいと考える第三者がいないとも限らない。仮に撤去後のものが意図せずどこかに出回っていたとしたら、県及び瀬戸内国際芸術祭実行委員会にとって望ましくない状況であり、この点から確実な処分・廃棄の確認は必要であろう。

(問題点)

作品の撤去に関して、撤去されたものが確実に廃棄処分等されたことを確認できないと、撤去後のものを欲しいと考える第三者がいないとも限らない状況では資産の横流し等の流用リスクがあり、また県及び瀬戸内国際芸術祭の趣旨にそぐわない撤去後のものの流通等によって、芸術祭の価値の毀損につながる恐れもあるため問題である。

(意見事項5)作品撤去時の手続の明確化

瀬戸内国際芸術祭実行委員会が所有する作品のうち、展示が終わって撤去されるものについては、売却等は行われず全て処分されているが、撤去されたものがその後完全に廃棄・処分されていることを、瀬戸内国際芸術祭実行委員会としては確認できていない。

作品は場所と一体となったものとして制作されており、撤去したものに作品としての価値はない、というのが瀬戸内国際芸術祭実行委員会の見解である。瀬戸内国際芸術祭の趣旨を鑑みればもっともであるが、一方で撤去後のものを欲しいと考える第三者がいないとも限らない。そのため、資産の横流し等の流用リスクを未然に防止し、撤去後のものの意図せぬ流通等で芸術祭の価値が毀損することを防ぐためにも、撤去後のものが完全に廃棄処分されたことを適切に確認することが望まれる。

具体的には、作品を撤去した場合にはこれが完全に処分されたことを業者からの廃棄証明等を入手することで確認することが考えられる。また金属類であればスクラップ等での売却が考えられ、さらには関係者が費用対効果等、諸般の事情を十分勘案・協議した上で、芸術祭の価値が損なわれないと判断される範囲で売却できれば、事業のより一層の充実のための原資確保ともなり得ると考えられる。

4.2 瀬戸内国際芸術祭 2022 総合案内等事業

4.2.1 事業の概要

所管課

政策部文化芸術局瀬戸内国際芸術祭推進課

事業概要

瀬戸内国際芸術祭 2022 において、案内業務などに従事する人材を雇用し、案内所等を運営させること及び案内所に必要な機材等を調達するなど、総合的な案内等の業務を一括して委託する事業者をプロポーサル方式による公募で選定する事業であり、これにより国内外から多数訪れる来場者の満足度を向上させるとともに、海外からの来場者に対してきめ細かい対応を行うことを目的としている。

【事業の背景】

令和2年4月1日付で県と瀬戸内国際芸術祭実行委員会との間で「第5回瀬戸内国際芸術祭の運営等に関する協定書」が締結され、令和5年3月31日までの期間において第5回瀬戸内国際芸術祭の広報、イベント及び案内所の運営等にかかる役務等を県が無償で提供する取り決めを行っている。本事業はこの協定書に基づく県の履行義務を果たすための業務委託に関する事業である。

第5回瀬戸内国際芸術祭の運営等に関する協定書より抜粋

香川県(以下「甲」という。)と瀬戸内国際芸術祭実行委員会(以下「乙」という。)とは、第5回瀬戸内国際芸術祭の運営等(以下「運営等」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、瀬戸内国際芸術祭の開催が、香川県における文化・芸術・観光の振興、地域の活性化に大いに寄与することから、甲が、乙の実施する第5回瀬戸内国際芸術祭の運営等を支援するため、その必要な手続き等について定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 甲は、乙の実施する第5回瀬戸内国際芸術祭の広報、イベント及び案内所の運営等にかかる役務その他甲乙協識の上、必要と認められるものを無償で提供するものとする。

(以下省略)

なお、瀬戸内国際芸術祭及び瀬戸内国際芸術祭実行委員会については、「4.1 瀬戸内国際 芸術祭推進事業」の「4.1.1 事業の概要」参照。

事業実施の必要性

瀬戸内国際芸術祭 2022 で多数の来場者が訪れることが予想されており、これらの来場者の満足度を高めつつ、県の PR も併せて実施することは、県全体の魅力の向上や地域の活性化につながるものであり、この点で本事業は必要なものとなっている。

県の各計画との関連

「みんなでつくる瀬戸内田園都市・香川実現計画」における「『アート県かがわ』の魅力を高める」という重点施策とそれを総合的に展開した「81 文化芸術による地域づくりの推進」という施策に関連した事業であり、また同時に「交流人口を回復・拡大する」という重点施策において展開された「43 地域の活性化につながる交流の推進」という施策にも関連した事業となっている。

(「4.1 瀬戸内国際芸術祭推進事業」の「4.1.1 事業の概要」と同様であり、詳細は そちらに記載している。)

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

「4.1 瀬戸内国際芸術祭推進事業」と同様であり、本事業と直接的な関係を持った指標は設定されていない。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県会計規則
- 瀬戸内国際芸術祭の運営等に関する協定書

4.2.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | | | (+ ±:114) |
|-----------|-------|--------|-----------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 当初予算額 | | 20,395 | 243,856 |
| 補正予算額(増減) | _ | | |
| 計:現年予算額 | _ | 20,395 | 243,856 |
| 前年度明許繰越額 | _ | | |
| 流用額 | | ı | |
| 計:予算現額 | _ | 20,395 | 243,856 |
| 決算額 | | 20,370 | 236,817 |
| 翌年度明許繰越額 | _ | - | |
| 不用額 | _ | 25 | 7,039 |

4.2.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 決算額 | 主な内容 |
|-----|---------|---|
| 需用費 | 194 | 高松港総合案内所電気代 |
| 役務費 | 640 | 動員職員の船代 |
| 委託料 | 235,983 | 瀬戸内国際芸術祭 2022 案内所運営等業務 (委託先:㈱NTT マーケティングアクト ProCX) |

| ſ | 合計 | 236.817 | |
|---|-------|---------|--|
| | Ц н і | 200,011 | |

4.2.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
|------|---------|--------------|
| 寄付金 | 14,700 | ふるさと納税による寄付金 |
| 一般財源 | 222,117 | |
| 合計 | 236,817 | |

4.2.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、瀬戸内国際芸術祭 2022 案内所運営等業務に係る業務委 託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

| 文書名等 | 内容等 | | | | | |
|---------------|---|--|--|--|--|--|
| 令和3年度当初予算 | ▶ 債務負担額の積算基礎 | | | | | |
| (組織改正後)債務負 | 令和 3 年度 20,370 千円 | | | | | |
| 担行為(債務保証)調 | 令和 4 年度 242,772 千円 | | | | | |
| 書 | (合計) 263,142 千円 | | | | | |
| | ▶ 契約期間を令和3年度から令和4年度までとする業務委託契約を締結する必 | | | | | |
| | 要があるので、債務負担行為を設定しようとするもの。 | | | | | |
| 施行伺(R3.9.28) | 瀬戸内国際芸術祭 2022 案内所運営等業務の契約方式について」 | | | | | |
| | ▶ 起案理由 | | | | | |
| | 業務の実施にあたり、契約予定者の実績や企画力を総合的に判断するため、プ | | | | | |
| | ロポーサル方式による公募を実施しようとするものである。 | | | | | |
| | プロポーザル方式を採用する理由 | | | | | |
| | 本業務の目的を達成するためには、案内所運営等の実施において、スタッフ教 | | | | | |
| | 育、適正な人員配置、外国語対応が必要であり、これらを提案させることで、事 | | | | | |
| | 業効果が期待できる。 | | | | | |
| | このため、本事業はプロポーザル方式として実施することとしたい。 | | | | | |
| | 契約限度額 | | | | | |
| | 263,142 千円以内(消費税及び地方消費税を含む。) | | | | | |
| 公募に関する公告の | ▶ 委託期間:契約締結日(スケジュール(予定)ではR3.11.9)~R4.11.6 | | | | | |
| 決裁(R3.10.7) | 準備期間:契約締結~R4.4.13 | | | | | |
| | 春会期: R4.4.14~5.18 (35 日間) | | | | | |
| ※R3.1.8 HP 公開 | 夏会期:R4.8.5~9.4(31 日間) | | | | | |
| | 秋会期 R4.9.29~11.6(39 日間) | | | | | |
| | ▶ 契約限度額:263,142 千円以内(消費税及び地方消費税を含む。) | | | | | |
| | ➤ 公募予定期間:R3.10.8~10.15 | | | | | |
| | 契約の手法:プロポーザル方式による選定後、随意契約 | | | | | |
| | ▶ 主な仕様 | | | | | |
| | 県が設定するポスト数に基づいて人員を配置すること。また、香川県のより一層 | | | | | |
| | の交流人口の拡大を図るため、県内の観光地や物産の紹介等についても対応 | | | | | |
| | できるよう、必要な資質を持った人員を配置すること。 | | | | | |
| | 配置と役割 | | | | | |
| | 配置場所 役割 | | | | | |
| | 本部 各案内所の統括管理、香川県及び関係者への報告 | | | | | |
| | 電話、メール、来客対応 | | | | | |

| | 外国語対応(英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語) |
|-------|-----------------------------|
| | 混雑状況などの各種情報を情報入力システムに入力 |
| | 動員職員対応 |
| | 香川県が指示する作業 |
| | 出納業務 |
| 支部 | 出納業務 |
| 総合案内所 | 案内業務(芸術祭全エリアの作品や地域情報に関すること) |
| | 物品の販売 |
| | 外国語対応 |
| 案内所 | 案内業務(案内所周辺の作品や地域情報に関すること) |
| | 物品の販売 |
| | 香川県が指定する船便の乗船者数の計測及び報告 |
| | 外国語対応 |
| 作品受付 | 作品の説明 |
| | 物品の販売 |
| | 鑑賞料の徴収 |
| | 入場者数の計測、記録 |
| | 外国語対応 |
| 指定する | 案内業務、物品の販売 |
| 駐車場 | |

- ▶本部は、高松港旅客ターミナルビル3階の瀬戸内国際芸術祭実行委員会事務局の執務スペースに設置する。
- ▶本部においては、会期中に加え、令和4年2月13日~4月13日の会期前、令和4年5月19日~8月4日、令和4年9月5日~9月28日の閉会期中もマネージャー管理の下、電話対応業務、メール対応業務、外国語対応業務を継続して行う。
- ▶本部以外に小豆島、丸亀、観音寺に支部を設置する。
- ▶ 支部、総合案内所、案内所、作品受付、指定する駐車場においては、会期中に各種業務を行う。ポスト数は香川県の指示によるものとする。

(仕様書の想定する配置ポスト及び人員数は、繁忙期の最大配置数で配置場所 44 箇所, 人員数 95 名(うちマネージャー12 名、スタッフ 49 名、出納 8 名、作品受付 26 名)。)

業務内容

- ▶準備業務
- > 案内業務
- ▶ 外国語対応業務
- ▶ 傷病者発生時の初動対応等緊急対応業務
- ▶ 販売業務
- ▶出納業務
- ▶ 作品受付および管理業務
- ▶アンケート調査業務
- ▶ その他の業務

物品調達 (()内は数量)

▶パソコン(必要数)、携帯電話(必要数)、レジスター(4)、ごみ箱(12)、協賛ボード(25)、長机(4)、パイプ椅子(11)、ホワイトボード(30)、熱中症対策グッズ(34)、書庫(必要数)、車両(必要数)、自転車(必要数)、ポスター(30)、Tシャツ(700)、ガイドブック(200)、スタンプ(必要数)、文具類(必要数)、台車(必要数)、アンケート用紙(必要数)、アンケート用筆記用具(必要数)、アンケート

| | ケート用バインダー(必要数)、アンケート用記念品(15,000)、スタッフ証(首 |
|------------------|--|
| | さげケース有) (300) 等の調達 |
| | ▶ 医療用品(AED・担架・車椅子当の救護用品、消毒液・カット綿・絆創膏等の |
| | 救急箱、経口補水液・毛布・タオル等の救急関連資材等の医療器具 25 セッ |
| | ト)を14会場25か所に配置 |
| | ▶その他消耗品の補充、設置、調整、保守、故障対応、等の維持管理 |
| 業務委託に係る応募 | 4 事業者からの応募意思表明書の提出 |
| 意思表明書 | TO THE STATE OF THE PARTY OF TH |
| (R3.10.13 及び 15) | |
| 応募資格要件の確認 | 4 事業者とも資格要件を確認 |
| 結果について | 1 事業自己の負債女性を開助 |
| (R3.10.18) | |
| プロポーザル方式審 | 以下の4名に委嘱又は任命。 |
| | |
| 査委員会委員の委嘱 | ·公益社団法人香川県観光協会専務理事 |
| 書又は任命書 | ・株式会社直島文化村アート事業部長 |
| (R3.10.26) | •香川県政策部文化芸術局文化振興課副課長 |
| | •瀬戸内国際芸術祭実行委員会事務局次長 |
| 審査委員会の開催 | 400 点満点の審査において 310 点の最高点となった株式会社エヌ・ティ・ティマーケ |
| (R3.11.4) | ティングアクトを契約予定者に選定 |
| 結果の通知 | 採用結果及び不採用結果の通知 |
| (R3.11.5) | |
| 見積書(R3.12.24) | 263,120 千円 |
| 契約締結の決裁及び | ▶ 契約内容 |
| 契約の締結 | 委託料:総額 263,120 千円(消費税及び地方消費税込み) |
| (R3.12.24) | 年度別内訳 令和 3 年度 20,361 千円 |
| | 令和 4 年度 242,759 千円 |
| | ▶ 随意契約の理由 |
| | 公募によるプロポーザル方式の企画提案を行った結果、審査委員会において |
| | 株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクトが契約候補者に選定された。 |
| | 改めて見積書を徴し、内容を確認したところ、同社への委託が適当であると考 |
| | えられる。会計規則第 184 条第 7 号の規定により随意契約とし、第 186 条ただし |
| | 書きの規定により、見積書の提出は1者からとする。 |
| | 香川県会計規則より抜粋 |
| | 第4節 随意契約 |
| | (随意契約ができる場合) |
| | 第 184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることがで |
| | 第10年末 天が担当年は、沃に強いる場合においては、随意天がによることがで |
| | さる。 |
| | 【 (中崎) (7) 不動産の買入れ又は借入れ、県が必要とする物品の製造、修理、加工又は |
| | (7) 不動性の負人れては信人れ、県か必安とする物品の製造、修理、加工又は 納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が |
| | |
| | 競争入札に適しないものをするとき。 (中盤) |
| | (中略) |
| | (日本中の郷山) |
| | (見積書の徴収) |
| | 第 186 条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約の内容その他見 |
| | 積りに必要な事項を示し、2人以上の者(印刷の請負の契約、物品の買入れの契 (|
| | 約又は第 184 条第 6 号に規定する契約で、その予定価格が 50 万円を超えるも |
| | のを随意契約によりしようとする場合にあっては、3人以上の者。以下同じ。)から |
| | 見積書を提出させなければならない。ただし、契約担当者において2人以上の者 |
| | から見積書を提出させることが困難又は不適当と認めるときは、この限りでない。 |
| | ▶ 前回の契約額 |
| | 瀬戸内国際芸術祭 2019 において、本業務は 244,659 千円で委託契約を締結 |

| 再委託に関する承諾 申請書(R3.12.24) | しており、今回の契約額は 263,120 千円である。消費税(8%→10%)及び人件費が上昇したことにより、前回契約額を上回った。 ※なお、同社は過去3回(平成25年、平成28年、令和元年開催の瀬戸内国際芸術祭)の同業務も受託している。 添付書類 契約書ドラフト 随意契約の自己点検表 プロポーザル方式による企画競争を要する場合のチェックリスト 見積書 会計規則抜粋 予算書(施行伺) 公募及び審査委員会書類一式 人材の募集及び派遣を再委託する。 再委託理由 瀬戸内国際芸術祭 2019 の経験者を多く有していることと、香川県で短期採用の雇用実績が高い人材派遣会社へスタッフ雇用を委託することにより、人材確保を |
|---------------------------------------|---|
| | 確実に行うため。 再委託会社 株式会社 Coa マネジメント 再委託する範囲 下記業務を実施する人材の募集及び派遣 (1)準備業務 (2)案内業務 (3)外国語対応業務 (4)販売業務 (5)出納業務 (6)作品受付および管理業務 (7)アンケート調査業務 (8)傷病者発生時の初動 対応等緊急対応業務 |
| | 瀬戸内国際芸術祭 2022 案内所運営等業務委託契約書より抜粋 (再委託の禁止) 第7条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部(主たる部分に限る。)を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 2 乙は、業務の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするきも同様とする。 3 前項の規定により甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者(以下「再委託先」という。)に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。 |
| 委託契約にかかる再 委託の承諾について (R3.12.24) | (※決裁関係書類に再委託の金額についての記載はない。) |
| 業務完了報告書 (R4.3.31) | 契約期間:R3.12.24~R4.11.30 実施期間:R4.3.14~R4.3.31 受託金額:20,361 千円(消費税等を含む) |
| 委託業務検査調書 (R4.3.31) 請求書(R4.3.31) | 検査結果:問題なく業務が履行されていることを確認した。 |
| 支出命令書 (起案:R4.3.31) (決裁:R4.3.31) | 20,361 千円 > 支出命令額:20,361 千円 > 支払予定日:R4.4.28 |
| 事業譲渡に伴う契約 承継のお願い (R4.2.25) | R4.4.1 付けで、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト(譲渡会社)は、運営事業の全てを株式会社 NTT マーケティングアクト ProCX(譲受会社)に事業譲渡することとなったことに伴う契約承継 |

| 承諾書(R4.3.4) | | 度会社の契約上の地位及 継することを承諾 | びそれに | 基づく譲渡 | 会社の権利 | 、義務一切を | を包括的に | | | |
|-------------------------------------|------|--|---|---|---|---|---|--|--|--|
| 執行伺変更 (R4.10.31) | A | えや急な欠員への補充が必要となる可能性があったが、これらについて契約金 額内で人員配置を調整し、変更内容の見通しがたった 10 月 31 日をもって委託 料等の変更契約を実施するもの。 | | | | | | | | |
| 業務委託契約の一部 を変更する契約書 (R4.10.31) | AAAA | 委託料:263,120 千円→256,344 千円(いずれも税込み)に変更 案内所等配置ポスト数及び開設状況についての変更 調達する物品についての変更 案内所に設置する物品の変更 等 | | | | | | | | |
| 業務完了報告書 (R4.11.30) | AAA | 契約期間:R3.12.24~R4.11.30 実施期間:R4.4.1~R4.11.30受託金額:235,983 千円(消費税等含む) | | | | | | | | |
| | | п н | | No dec | - III A the A short | | 单位:千円) | | | |
| | | 品目 | | 当例 |]見積金額 | | 金額 | | | |
| | | 人件費 (※内訳は下 | 記参照) | | 160,030 | | 160,023 | | | |
| | | 研修費・研修移動費 | m # | | 15,629 | | 15,271 | | | |
| | | 業務移動費・駐車場利 | | | 5,687 | | 5,564 | | | |
| | | 求人•面接採用•研修会 | 湯費 | | 3,805 | | | | | |
| | | 物品費 | | | 38,799 | | | | | |
| | | 管理費 | | -11 | 15,248 | - | | | | |
| | | Sale #h | 小小 | | | | 233,040 | | | |
| | | 消費 | 税等(10% | | 23,920 | | 23,304 | | | |
| | | | <u>合</u> | | 263,120 | | 256,344 | | | |
| | | ※ 実績金額 256,344 千円は令和3 年度 20,361 千円と令和4年度 235,983 千円の合計額と一致している。 | | | | | | | | |
| | | (人件費の内訳) | | Nê der | H *** | a-t-a- | / | | | |
| | | | 単価 | | 見積 | 実 | | | | |
| | | 品目 | (円) | 数量 (時間) | 金額 (千円) | 数量 (時間) | 金額 (千円) | | | |
| | | 本部マネージャー | 2,800 | 2,950 | 8,260 | 3,035 | 8,498 | | | |
| | | | -, | | | | | | | |
| | | 各案内書等マネージャー・ ラウンダー・出納スタッフ | 2,200 | 19,900 | 43,780 | 20,742 | 45,632 | | | |
| | | 各案内書等マネージャー・ | | | | 20,742 30,165 | 45,632 54,297 | | | |
| | | 各案内書等マネージャー・ ラウンダー・出納スタッフ | 2,200 | 19,900 | 43,780 | | | | | |
| | | 各案内書等マネージャー・ ラウンダー・出納スタッフ スタッフ | 2,200 1,800 | 19,900 33,100 | 43,780 59,580 | 30,165 | 54,297 | | | |
| | | 各案内書等マネージ・ャー・ ラウンダー・出納スタッフ スタッフ 外国語スタッフ | 2,200 1,800 2,200 | 19,900 33,100 21,350 | 43,780 59,580 46,970 | 30,165 21,538 | 54,297 47,383 | | | |
| | | 各案内書等マネージャー・ ラウンダー・出納スタッフ スタッフ 外国語スタッフ 看護師 | 2,200 1,800 2,200 2,400 | 19,900 33,100 21,350 600 | 43,780 59,580 46,970 | 30,165 21,538 600 | 54,297 47,383 1,440 | | | |
| | | 各案内書等マネージャー・ ラウンダー・出納スタッフ スタッフ 外国語スタッフ 看護師 こえび隊支援分(夏) | 2,200 1,800 2,200 2,400 1,800 | 19,900 33,100 21,350 600 1,800 | 43,780 59,580 46,970 | 30,165 21,538 600 428 | 54,297 47,383 1,440 770 | | | |
| 請求書 | A | 各案内書等マネージャー・ ラウンダー・出納スタッフ スタッフ 外国語スタッフ 看護師 こえび隊支援分(夏) こえび隊支援分(秋) 人件費計 | 2,200 1,800 2,200 2,400 1,800 2,000 | 19,900 33,100 21,350 600 1,800 2,000 | 43,780 59,580 46,970 1,440 - 160,030 | 30,165 21,538 600 428 1,001 | 54,297 47,383 1,440 770 2,002 | | | |
| 請求書 (R4.12.27) | AA | 各案内書等マネージャー・ ラウンダー・出納スタッフ スタッフ 外国語スタッフ 看護師 こえび隊支援分(夏) こえび隊支援分(秋) 人件費計 瀬戸内国際芸術祭 2022 | 2,200 1,800 2,200 2,400 1,800 2,000 案內所進 | 19,900 33,100 21,350 600 1,800 2,000 | 43,780 59,580 46,970 1,440 - 160,030 | 30,165 21,538 600 428 1,001 | 54,297 47,383 1,440 770 2,002 | | | |
| (R4.12.27) | | 各案内書等マネージャー・ ラウンダー・出納スタッフ スタッフ 外国語スタッフ 看護師 こえび隊支援分(夏) こえび隊支援分(秋) 人件費計 瀬戸内国際芸術祭 2022 請求金額:235,983 千円 | 2,200 1,800 2,200 2,400 1,800 2,000 案内所進 (消費税等 | 19,900 33,100 21,350 600 1,800 2,000 | 43,780 59,580 46,970 1,440 - 160,030 | 30,165 21,538 600 428 1,001 | 54,297 47,383 1,440 770 2,002 | | | |
| | > | 各案内書等マネージャー・ ラウンダー・出納スタッフ スタッフ 外国語スタッフ 看護師 こえび隊支援分(夏) こえび隊支援分(秋) 人件費計 瀬戸内国際芸術祭 2022 | 2,200 1,800 2,200 2,400 1,800 2,000 案内所進 (消費税等 | 19,900 33,100 21,350 600 1,800 2,000 | 43,780 59,580 46,970 1,440 - 160,030 | 30,165 21,538 600 428 1,001 | 54,297 47,383 1,440 770 2,002 | | | |

4.2.6 監査の結果及び意見

4.2.6.1 委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示(指摘事項1)

(発見事項)

本事業において、業務委託先の株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト社はその業務の一部を第三者に再委託している。再委託について、県が業務委託先の株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクトと締結した業務委託契約では、

- この契約の履行について、業務の全部又は一部(主たる部分に限る。)を第三者に委任し、 又は請け負わせてはならない。(第7条)
- 業務の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。(第8条)

旨が明記されている。

再委託について一定の制限を設けているのは、県による業者選定プロセスの形骸化を防ぎ、選定した委託事業者による業務の適正な履行を確保するための方策と考えられる。なお、同社は当該規定に基づき、再委託に関する承諾申請書(承諾願)を県に提出し、同日付で県はこれを承諾している。

承諾申請書によれば、再委託の範囲とその理由について

- (1)準備業務 (2)案内業務 (3)外国語対応業務 (4)販売業務 (5)出納業務 (6)作品受付および管理業務 (7)アンケート調査業務 (8)傷病者発生時の初動対応等緊急対応業務 を実施する人材の募集及び派遣についての再委託
- 瀬戸内国際芸術祭 2019(※前回開催時)の経験者を多く有していることと、香川県で短期採用の雇用実績が高い人材派遣会社へスタッフ雇用を委託することにより、人材確保を確実に行うことが再委託の理由

となっているが、再委託の金額についての記載はない。また、県が再委託を承諾した際の内部決 裁資料等を閲覧しても、再委託の金額については記載されていない。

ちなみに、瀬戸内国際芸術祭推進課に確認したところ、本件における再委託金額は把握されていなかった。この点、実績報告書のどこに再委託が含まれているかも把握できていないため、実績審査の実効性にも疑問が残るところである。

本件の場合、県からの業務委託の主な内容は「人員の配置」と「物品の購入」である。一方で再委託の内容は「人材の募集及び派遣」となっている。前述のような再委託に関する契約の趣旨を勘案すれば、県としては少なくとも本件が「業務の主たる部分」の再委託には該当しない点を検討しているはずであるから、その内容や検討結果を文書として明記すべきであり、またその判断材料として重要な情報である再委託の金額については、承諾申請書等で明記する必要があるのではないかと考えられる。

なお、再委託は国による公共調達においても一定の制限が設けられている。財務大臣通知「公 共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計2017号)では、以下のように措置がされ ており、ここでは再委託の契約金額は契約の相手方に提出させる書面に記載すべき事項として明 示されている。

「公共調達の適正化について」(財務大臣通知 平成18年8月25日付財計第2017号)

■2.再委託の適正化を図るための措置

■ 随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託(委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。)する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの 措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅延なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

- なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随 意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合 にならないか特に留意しなければならない。

- (3) 履行体制の把握及び報告徴収
- ① 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は 名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出 させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。
- ② 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に 対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

(問題点)

県が委託した業務が例外的に再委託される場合には、あらかじめ再委託の相手先の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他県が必要とする事項を記載した書面を提出させ、業務の適正な履行を確保するための審査を行っているが、この決裁書類に再委託の金額がないと、再委託の適切性を合理的に判断するための情報が不足していると考えられ問題である。

(指摘事項1)委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示

業務委託した発注先がその業務の一部を再委託する際は、受注者は県に業務委託契約書第7条第2項の規定による承諾を求める書面(以下「承諾願」という。)を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託金額の記載が求められていない。特に瀬戸内国際芸術祭2022案内所運営等業務に係る業務委託において実施された再委託については、県として再委託の金額すら把握されていなかった。

県の契約書では業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することは禁止されている。これは、県による業者選定プロセスの形骸化を防ぎ、選定した委託事業者による業務の適正な履行を確保するためと考えられる。こうした趣旨をふまえ、再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、例えば国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)において明記されているように、承諾願に予定する再委託金額も記載し、当該金額も踏まえて再委託の承諾の可否を判断する必要がある。

なお、再委託の承認において再委託金額を踏まえて決裁する手続きへの見直しは、全庁的な対応が必要な事項と考えられる。

4.3 コンベンション開催等支援事業

4.3.1 事業の概要

所管課

交流推進部 交流推進課

事業概要

サンポート高松の国際会議場等コンベンション施設を有効に活用することを目的として、国際会議や学会、全国大会の開催支援等を行うもの。平成18年度からの継続事業であり、令和4年度の事業内容は以下の通りである。

① 香川県コンベンション誘致対策事業補助金 (当初予算額:10,003 千円 実績:2,320 千円)

県内で開催されるコンベンションの誘致を促進することにより、本県のイメージアップ、観光産業の振興及び地域の活性化を図るため、コンベンションを開催する者が要する経費の内、知事の認める事業費について補助金を交付する。

● 補助要件

| 国際会議 | ・50人以上参加(うち海外20%以上、日本を含め3か国以上) |
|-------------|-----------------------------------|
| 【最高 500 万円】 | ・基本助成額 30 万円、海外参加者×1 万円 |
| | ・エクスカーション: 県外参加者×500円(最大 10 万円) |
| 国内大会•学会 | ・大会:1,000 人以上、学会:300 人以上参加 |
| 【最高 100 万円】 | (うち 50%以上の参加者が 30 都道府県(本件含む)から参加) |
| | ・2 日以上開催 |
| | ・県外参加者×300円(最高 90 万円) |
| | ・エクスカーション: 県外参加者×500円(最大 10 万円) |

◆ 令和4年度の補助金交付実績

(単位:千円)

| 交 付 先 | 補助対象 事業費 | 支出 済額 | 補助率 | 支出 年月日 |
|-------------------------------|-------------|----------|-----|-----------|
| 第 33 回日本小児科医会総会フォーラム運営 事務局 | 32,762 | 248 | 定額 | R4.9.20 |
| アジア太平洋肝臓学会シングルトピックカンファレンス高松 | 34,400 | 89 | 定額 | R5.4.28 |
| IEICE APNOMS 組織委員会 | 4,371 | 470 | 定額 | R4.11.25 |
| 高温腐食国際会議 2022 実行委員会 | 11,194 | 820 | 定額 | R4.11.29 |
| 第 26 回日本ワクチン学会学術集会 | 28,090 | 193 | 定額 | R5.1.27 |
| 大阪公立大学数学研究所 | 3,962 | 500 | 定額 | R5.1.24 |
| 合計 | 114,779 | 2,320 | | - |

年度別交付件数と交付金額

| 左连 | 全国大会•学会 | | 国 | 際会議 | 合計 | |
|-----|---------|----------|-----|----------|------|----------|
| 年度 | 件数 | 交付額 | 件数 | 交付額 | 件数 | 交付額 |
| H27 | 5 件 | 1,657 千円 | 7 件 | 7,276 千円 | 12 件 | 8,933 千円 |

| H28 | 9件 | 4,371 千円 | 4件 | 2,744 千円 | 13 件 | 7,115 千円 |
|-----|------|----------|-----|----------|------|-----------|
| H29 | 11 件 | 5,312 千円 | 5 件 | 5,348 千円 | 16 件 | 10,660 千円 |
| H30 | 6件 | 1,913 千円 | 4件 | 7,961 千円 | 10 件 | 9,874 千円 |
| R元 | 5件 | 2,088 千円 | 4件 | 4,325 千円 | 9件 | 6,413 千円 |
| R2 | 1 件 | 106 千円 | 0件 | 0 千円 | 1件 | 106 千円 |
| R3 | 2件 | 273 千円 | 0 件 | 0 千円 | 2件 | 273 千円 |
| R4 | 3件 | 530 千円 | 3件 | 1,790 千円 | 6件 | 2,320 千円 |

② 香川県サンポート高松にぎわい創出事業補助金 (当初予算額:7,495 千円、実績:5,835 千円)

サンポート高松でのにぎわいを創出するため、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー(後述)がサンポート高松のにぎわいを創出するために行う事業に要する経費について、同法人に補助金を交付する。

- 補助金交付の対象となる事業
 - (1) サンポート高松にぎわい創出事業
 - (2) 全国大会等主催者招請事業
 - (3) 全国大会等主催者誘致訪問事業
- 補助率

1/2

● 補助対象経費

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、負担金及び補助金、その他知事が特に必要と認めた経費

「サンポート高松」地区とは:

サンポート高松地区は、高松市の北部に位置し、高松市都市計画マスタープランにおいて、広域交流拠点として、多様な都市機能の集積と高度化を推進し、にぎわいの創出を図る地区として位置付けています。高松港をはじめ JR 高松駅や琴電高松築港駅などの集まる交通結節機能やウォーターフロントという優れた環境を生かし、商業、業務、官公庁、文化、交流、情報などの集積する四国の中枢都市拠点です。近年、瀬戸内国際芸術祭の開催なども相まって、島々の観光資源への関心が高まったことを受け、外国人を含めた宿泊数が大幅に増加していることなど、観光拠点の機能を有するハブ機能の役割も求められています。

また、新県立体育館の整備をはじめ、高松駅ビル(仮称)や徳島文理大学の建設等が予定されており、人流はさらに増加することが予想され、中心市街地も含めた回遊性の向上や交通結節機能の強化に合わせて風光明媚な瀬戸内な瀬戸内の景観を活かした整備により、魅力的な地区づくりの実現を目指しています。

(出典:高松市ホームページ)

● 補助金交付実績

(単位:千円)

| 交 付 先 | 補助対象 事業費 | 支出 済額 | 補助率 | 支出 年月日 |
|-----------------------|-------------|----------|--------|-----------|
| (公財)高松観光コンベンション・ビューロー | 15,429 | 5,835(*) | 50%(*) | R5.5.29 |

- * 香川県サンポート高松にぎわい創出事業補助金は、本事業から5,835 千円交付されている他に、MICE誘致推進事業から1,879 千円の補助金が交付されており、県全体での補助金交付額の合計は7,714 千円となっている。(補助率が50%となっているのも合計の補助金交付額に対するもの。)
- ③ 香川県トライアスロン大会推進事業補助金 (当初予算額:7,000千円、実績4,451千円)

波が穏やかで水泳競技に適した瀬戸内海や自転車での走行やランニングが容易な地勢といった香川県固有の豊かな地域資源を活用するとともに、今後競技人口の拡大が期待されるトライアスロン大会の開催を支援し、トライアスロン大会の代表的な競技開催地としての本県の知名度を上げることによって、スポーツツーリズムの推進を図ることを目的として、一定の要件を満たすトライアスロン大会に補助金を交付する。

● 交付の対象

補助金の対象となる事業は、下記の要件の全てを満たすトライアスロン大会とする。

- (1) 現に、日本を含む2か国以上から代表選手が参加する国際スポーツ大会、または日本選手権大会や国際大会の代表選考会など日本のトップクラスの選手が参加する上位大会であるか、あるいは将来的に前記の大会となることを目指している質の高い大会であるなど「見る」スポーツとしての十分な魅力を有する大会であること
- (2) 競技参加者が200人以上で、県外からの競技参加者が占める割合が50%以上のもの。
- (3) 大会期間が併設イベント等を含めて2日以上あること。
- (4) 地元住民がボランティアで参加したり、大会に競技普及や地域活性化のためのイベントを併設するなど「支える」人との交流が図られる要素が含まれていること。
- (5) その他知事が適当と認めるもの。
- 補助金額算定基準

| 基本助成額 | 参加者数別助成額 |
|------------|---------------------------|
| 大会開催経費の 5% | 県外競技参加者数の総数に 2,000 円を乗じた額 |

- (1) 補助金の額は、基本助成額・参加数別助成額の合計とする。
- (2) 補助対象となる大会開催経費はトライアスロン競技会の開催及び競技普及や地域活性化のためのイベントに要する経費のうち、人件費(スタッフ、臨時要員等)、謝礼金、招待者等旅費、消耗品費、印刷製本費、通信費、会場費、会場設営日、会議費(事前打合せ等会議費、懇親会費、アトラクション等)、広告料、安全対策費、競技運営費、その他知事が認める経費とする
- (3) 補助金算定額に千円未満の金額が生ずるときは、切り捨てるものとする。

● 令和 4 年度の補助金交付実績

| 交 付 先 | 補助対象 事業費 | 支出 済額 | 補助率 | 支出 年月日 |
|-----------------------|-------------|----------|-----|-----------|
| サンポート高松トライアスロン大会実行委員会 | 52,955 | 3,000 | 定額 | R4.10.28 |
| 日本学生トライアスロン選手権観音寺大会 | 20,963 | 1,451 | 定額 | R4.12.28 |
| 合計 | 73,918 | 4,451 | | |

④ 日台交流うどん県レディースゴルフトーナメントへの広告宣伝 (当初予算額:1,000 千円、実績 1,000 千円)

女子プロゴルフの国内ツアー(ステップ・アップ・ツアー)である日台交流うどん県レディースゴルフトーナメントにおいて、試合会場に香川県の看板を設置する等の種々の広告宣伝を実施することで、県の PR 及びイメージ向上を図る目的で役務費(広告宣伝のための費用)を支出する。

⑤ その他

(当初予算額:657千円、実績344千円)

旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)並びに使用料及び賃借料であり、香川県コンベンション誘致対策事業等で要する諸経費である。

事業実施の必要性

コンベンションの開催は、開催地に高い経済効果をもたらすとともに、参加者の人的ネットワーク形成を通じた知識・情報の共有による新たなビジネス機会の創出、国際化の進展、開催地としての競争力やブランド力の向上などの効果が期待できることから、誘致の推進は必要なものと認識されている。

県の各計画との関連

「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」において「交流人口を回復・拡大する」という重点施策が掲げられており、これに関連した事業である。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

「『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」における指標の目標値は、「令和7年度までにコロナ影響前の実績値(令和元年度)まで速やかな回復を図ること」としている。

| 指標 【単位】 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目標値(令和7年度) |
|-------------------|--------|--------|---|
| MICE の参加者数 【人】 | 12,356 | 42,382 | コロナ影響前の実績値まで速やかな回復を図る (参考): 令和元年度 MICEの参加者数 55,256 |
| MICE の開催件数 【件】 | 43 | 111 | 令和元年度 MICE の開催件数 171 件 |

(参考)

① MICEの開催件数(※高松市及び近隣町(三木町、綾川町、直島町)の統計/ビューロー調べ)

| | 全体(参加者数別) | | | |
|--------|-----------|-----------|---------------|-----------|
| | 主冲 | 2,000 人未満 | 2,000~3,999 人 | 4,000 人以上 |
| H30 年度 | 215 件 | 209 件 | 4件 | 2 件 |
| R 元年度 | 171 件 | 169 件 | 1件 | 1件 |
| R 2 年度 | 23 件 | 23 件 | 0件 | 0 件 |
| R 3 年度 | 43 件 | 43 件 | 0件 | 0 件 |
| R 4 年度 | 111 件 | 110 件 | 0件 | 1件 |

② コンベンション施設の現状

| エリア/施設名 | 収容人数 | 最大収容人数 |
|---------------|---------------------------|----------------|
| 高松シンボルタワー | | 1 按型 1 500 1 |
| かがわ国際会議場 | 1階 300人、2階 94人 | 1 施設 : 1,500 人 |
| サンポートホール高松(※) | 大ホール 1,500 人、小ホール 300 人×2 | 複数施設: 2,494 人 |
| レグザムホール | 大ホール 2,000 人、小ホール 800 人、 | 1 施設 : 2,000 人 |
| | 大会議室 500 人+200 人 | 複数施設: 3,500 人 |
| サンメッセ香川 | 大展示場 4,000 人、小展示場 800 人、 | 1 施設 : 4,000 人 |
| | ホール 400 人 | 複数施設: 5,200 人 |

^(※) 吊り天井の回収により R4・5 年度は休館

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県補助金等交付規則
- 香川県コンベンション誘致対策事業補助金交付要綱
- 香川県サンポートにぎわい創出事業補助金交付要綱
- 香川県トライアスロン大会推進事業補助金交付要綱

h

4.3.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|---------|---------|--------|
| 当初予算額 | 26,231 | 26,155 | 26,155 |
| 補正予算額(増減) | △19,603 | △18,807 | △9,236 |
| 計:現年予算額 | 6,628 | 7,348 | 16,919 |
| 前年度明許繰越額 | _ | _ | _ |
| 流用額 | _ | _ | _ |
| 計:予算現額 | _ | _ | _ |
| 決算額 | 5,675 | 5,715 | 13,951 |
| 翌年度明許繰越額 | _ | _ | 700 |
| 不用額 | 953 | 1,633 | 2,968 |

4.3.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | | (一屋: 113) |
|-------------|--------|-----------------------------|
| 節 | 決算額 | 主な内容 |
| 役務費 | 1,000 | 日台交流うどん県レディースゴルフトーナメントへの広 |
| | | 告宣伝に係る費用 |
| 負担金、補助及び交付金 | 12,607 | 全て補助金(上述の事業概要参照。) |
| その他 | 344 | 旅費 7、需用費 321(消耗品費 209、印刷製本費 |
| | | 112)、使用料及び賃借料 16 |
| 合計 | 13,951 | |

4.3.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | | , i = , i :: |
|------|--------|--------------|
| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
| 一般財源 | 13,951 | |
| 合計 | 13,951 | |

4.3.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の執行額について、支出負担行為に 至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

① 香川県コンベンション誘致対策事業補助金

令和4年度に交付した6件・2,320千円の補助金の中から、「アジア太平洋肝臓学会シングルト ピックカンファレンス高松」に交付した89千円の補助金について関連資料の閲覧等を実施した。

| 文書名 | 内容等 | | |
|---------------|---|--|--|
| 交付申請(R4.8.15) | 合計 480 名参加予定、うち県外参加者 380 名 (47 都道府県) | | |
| | 交付申請額 380 名×300 円=114 千円 | | |
| 交付決定(R4.8.17) | 交付決定額 114 千円 | | |
| 実績報告(R4.9.22) | 補助金精算額 89 千円 | | |
| | 参加者合計 368 名、うち県外参加者 298 名 (39 都道府県) | | |
| 補助事業調査調書 | 補助事業実績額 89 千円(県外参加者 298 名×@300 円) | | |
| (R5.3.31) | | | |
| | 「その他参考事項」として、以下の記載がある。 | | |
| | 「実績報告は事業完了後 20 日以内に行う必要があるところ、参加者名簿の修正や、実 | | |
| | 績報告書の添付書類として提出を求めている補助事業経費の領収書(補助額の4倍 | | |
| | 相当額)等が期日までに揃わないなど不備があった。そのため、令和4年9月22日 | | |
| | に不備書類、不足資料以外の書類をもとに実施状況を確認した上で、申請者に対し、 | | |
| | 至急不備書類の修正を行い、不足資料を揃えて改めて提出するよう指示した。 | | |
| | その後、令和5年3月31日に実績報告一式が揃ったので、これを元に実施を確認し | | |
| | た。」 | | |
| 補助金交付額決定通 | 補助金交付額 89 千円 | | |
| 知書(R5.3.31) | | | |
| | その他参考事項の記載 | | |
| | 実績報告は事業完了後20日以内に行う必要があるところ、参加者名簿の修正 | | |
| | や、実績報告書の添付書類として提出を求めている補助事業経費の領収書(補 | | |

| | 助額の4倍相当額)等が期日までに揃わないなど不備があった。そのため、令和4年9月22日に不備書類、不足資料以外の書類をもとに実施状況を確認した上で、申請者に対し、至急不備書類の修正を行い、不足資料を揃えて改めて提出するよう指示した。 その後、令和5年3月31日に実績報告一式が揃ったので、これを元に実施を確認した。 | |
|---------------------|--|--|
| 補助金請求書 (R5.3.31) | | |
| 支出命令書 (R5.3.31) | 支払予定日 R5.4.28 | |

② 香川県サンポート高松にぎわい創出事業補助金

令和4年度に公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローに交付した補助金について関連資料の閲覧等を実施した。

| 文書名 | ļ. | | | |
|---------------|--|--------|-----------------------------|--|
| 交付申請(R4.4.1) | 交付申請額 9,370 千円 | | | |
| | | | (単位:千円) | |
| | 事業名及び事業内容 | 事業費 | うち申請補助金額 | |
| | 1. サンポート高松にぎわい創出事業 | 10,438 | 5,219 | |
| | 2. 全国大会等主催者招請事業 | 942 | 471 | |
| | 3. 全国大会等主催者誘致訪問事業 | 7,358 | 3,679 | |
| | 合計 | 18,740 | 9,370 | |
| 交付決定(R4.4.1) | 交付決定額 9,370 千円 | | | |
| 補助金請求書 | 4,685 千円 | | | |
| (R4.5.9) | | | | |
| 支出命令書(R4.5.9) | ▶ 支払予定年月日: R4.6.3 | | | |
| | ▶ 支出命令額:4,685 千円 | | | |
| | ▶ 支出区分:概算払い | | | |
| | ▶ 概算払いとする理由: | | | |
| | 公益財団法人高松観光コンベン | | 1113.747.3.3.3 714 . 17.114 | |
| | にあたって県と高松市からの補助会 | | | |
| | ていることから、完了払いでは事業実行が困難であるため、下記の執行計画に | | | |
| | より、概算払いで補助金を支払うも 概算払い:R4.6.3 4,685 千円 | のとする。 | | |
| | 横算払い: 4,685 千円 | | | |
| 変更承認申請書 | 交付申請額を9,370 千円から7,716 千円 | 1に変更 | | |
| (R5.2.1) | 事業名及び事業内容 | 事業費 | うち申請補助金額 | |
| (110.2.1) | 1. サンポート高松にぎわい創出事業 | 9,860 | 4,930 | |
| | 2. 全国大会等主催者招請事業 | 756 | 378 | |
| | 3. 全国大会等主催者誘致訪問事業 | 4,815 | 2,408 | |
| | 合計 | 15,431 | 7,716 | |
| 変更承認及び交付決 | 補助金の額 7,716 千円 | 10,101 | 1,1.20 | |
| 定の変更(R5.2.1) | 11177 E. 7 HZ 1,110 1 1 1 | | | |
| 事業実績報告書 | 補助金精算額 7,714 千円 | | | |
| (R5.3.31) | 事業名及び事業内容 | 事業費 | うち申請補助金額 | |
| | 1. サンポート高松にぎわい創出事業 | 9,859 | 4,929 | |
| | 2. 全国大会等主催者招請事業 | 755 | 377 | |
| | 3. 全国大会等主催者誘致訪問事業 | 4,815 | 2,407 | |

| | 合計 | 15,429 | 7,714 |
|-----------|--------------------------|----------------|--------|
| 補助事業調査調書 | 補助事業完了年月日:R5.3.31 | | |
| (R5.3.31) | 調査年月日:履行確認日・実績報告書に | 基づく確認日ともにR | 5.3.31 |
| 補助金の額の確定に | 補助金の額:7,714 千円 | | _ |
| ついて(通知書) | | | |
| (R5.3.31) | | | |
| 補助金請求書 | 3,029 千円(決定額7,714 千円から概算 | 払い 4,685 千円を控除 | 余した残額) |
| (R5.4.20) | | | |
| 支出命令書 | 支払予定日 R5.5.29 | | |
| (R5.4.24) | | | |

併せて、補助金の交付先である公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの概要を把握し、県が交付した補助金の使われ方等について関連資料の閲覧、ヒアリング等を実施した。

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローについて

<法人の概要>

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローとは

- 国内外からのコンベンションの誘致及び支援等を行うことによる高松市及び香川県に おけるコンベンションの振興
- 観光客の誘致及び受け入れを行うことによる高松市及びその周辺地域における観光 の振興
- サンポート高松に人・物・情報を集めることによるサンポート高松のにぎわいの創出

等を行うことによって国際相互理解の増進、地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的として、平成26年4月に設立された公益財団法人である。

<実施する事業>

実施する事業としては以下の通りであり、主にこれらを香川県において行う。

- 国際会議等の誘致及び支援などコンベンションを推進する事業
- コンベンション開催支援補助金交付事業
- 観光客等の誘致及び受け入れなど観光を振興する事業
- 新たな観光資源開発のための旅行業法に基づく旅行業
- サンポート高松のにぎわいを創出する事業
- 高松市及び香川県への旅行者の利便の増進並びに観光資源開発のための観光案 内所の運営・管理の受託
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

<主な組織体系>

① 評議員

任期:令和2年6月~令和6年6月

| 役職名 氏名 | | 所属団体等 |
|--------|---------|-----------------------------|
| 評議員 | 安藤 直人 | (株)瀬戸内海放送取締役高松本社営業ユニットマネジャー |
| 評議員 | 今西 照章 | (一社)香川県バス協会専務理事 |
| 評議員 | 右川 俊二 | 香川県信用組合理事長 |
| 評議員 | 大橋 和夫 | 高松信用金庫理事長 |
| 評議員 | 岡田 孝浩 | 香川県農業協同組合中央会代表理事常務 |
| 評議員 | 香川 英子 | さぬき麺業(株)常務取締役 |
| 評議員 | 金本英明 | (株)百十四銀行取締役常務執行役員 |
| 評議員 | 川﨑武文 | 高松タクシー協会会長 |
| 評議員 | 河田 悦夫 | 高松琴平電気鉄道(株)取締役管理本部長 |
| 評議員 | 桑嶋貴史 | (株)中央代表取締役社長 |
| 評議員 | 鈴木健彦 | (株)高松三越代表取締役社長(兼)取締役営業統括部長 |
| 評議員 | 竹内 陽一郎 | 西日本放送(株)取締役営業統括 |
| 評議員 | 多田 仁 | 香川県交流推進部長 |
| 評議員 | 徳 永 孝 明 | 高松ホテル旅館料理協同組合副理事長 |
| 評議員 | 中井龍暢 | 屋島山上観光協会会長 |
| 評議員 | 中川 昌之 | 高松市創造都市推進局長 |
| 評議員 | 原 直行 | 香川大学経済学部教授 |
| 評議員 | 藤澤英治 | 塩江温泉観光協会会長 |
| 評議員 | 堀川 満弘 | (一社)小豆島観光協会会長 |
| 評議員 | 森 惟夫 | 香川県ゴルフ協会代議員 |
| 評議員 | 吉田明央 | (公社)高松青年会議所理事長 |
| 評議員 | 吉田親司 | 琴平町観光協会副会長 |
| | | 計 22 名 |

(令和5年8月1日現在)

② 理事

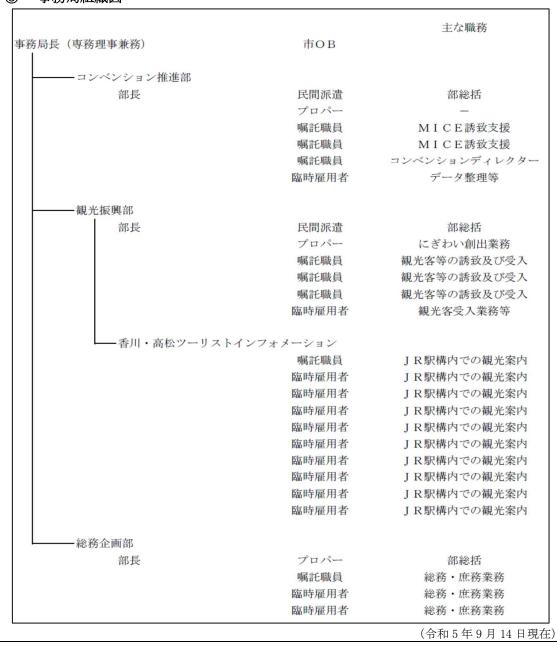
任期:(理事)令和4年6月~令和6年6月 (監事)令和2年6月~令和6年6月

| 役職名 | 氏名 | 氏名 所属団体等 | |
|------|--------|---------------------------|-----|
| 理事長 | 佐野 正 | (株)ジェイアール四国企画顧問 | 非常勤 |
| 副理事長 | 三矢 昌洋 | 高松ホテル旅館料理協同組合相談役 | 非常勤 |
| 副理事長 | 横関則夫 | 香川県交流推進部次長 | 非常勤 |
| 副理事長 | 次田 吉治 | 高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 | 非常勤 |
| 副理事長 | 長井 一喜 | 高松商工会議所常務理事·事務局長 | 非常勤 |
| 専務理事 | 上枝 直樹 | (公財)高松観光コンベンション・ビューロー専務理事 | 常勤 |
| 理事 | 北島茂俊 | 香川県社交飲食業生活衛生同業組合高松支部副支部長 | 非常勤 |
| 理事 | 桒 原 盾 | シンボルタワー開発(株)専務取締役 | 非常勤 |
| 理事 | 佐藤 今日子 | (公社)香川県観光協会専務理事 | 非常勤 |
| 理事 | 辻田 浩一 | 香川県ホテル協会会長 | 非常勤 |
| 理事 | 中橋健史 | 日本航空(株)高松支店長 | 非常勤 |
| 理事 | 長村 直樹 | (株)電通西日本高松支社支社長 | 非常勤 |
| 理事 | 西尾 一輝 | (株)JTB高松支店長 | 非常勤 |
| 理事 | 野 田 勉 | レクザムホール(香川県県民ホール)館長 | 非常勤 |

| 理事 | 古川康造 | 高松中央商店街振興組合連合会理事長 | 非常勤 | | |
|------------|------------|--------------------|-----|--|--|
| 理事 | 松村英幹 | 高松商運(株)代表取締役社長 | 非常勤 | | |
| 理事 | 細谷 昌美 | 全日本空輸(株)高松支店長 | 非常勤 | | |
| 理事 | 森 川 稔 | セーラー広告(株)取締役第一営業局長 | 非常勤 | | |
| 理事 | 山下 省吾 | (公財)高松市文化芸術財団常務理事 | 非常勤 | | |
| 計 19 名(理事) | | | | | |
| 監事 | 有 木 浩 | (株)香川銀行常務取締役 | 非常勤 | | |
| 監事 | 石川 千晶 | 公認会計士 | 非常勤 | | |
| | 計 2 名 (監事) | | | | |

(令和5年6月21日現在)

③ 事務局組織図



<主な収益と費用の内容(令和5年3月期)>

(単位:千円)

| 主な収益 | 金額 |
|--------------|---------|
| 基本財産受取利息 | 6,039 |
| 退職給付資産運用益 | 0 |
| 賛助会員受取会費 | 5,790 |
| 事業収入 | |
| 物品等販売収入 | 1,068 |
| その他事業収入 | 688 |
| 受取補助金 | |
| 受取香川県補助金 | 8,385 |
| 受取高松市補助金 | 70,727 |
| 受取開催支援事業補助金 | 14,782 |
| 観光施設管理運営事業収入 | 14,868 |
| 為替差益 | 243 |
| 雑収入 | 136 |
| 経常収益計 | 122,730 |

| | (単位:十円) |
|---------|---------|
| 主な費用 | 金額 |
| 事業費 | |
| 給料手当 | 25,557 |
| 福利厚生費 | 4,088 |
| 旅費交通費 | 2,444 |
| 印刷製本費 | 3,417 |
| 支払負担金 | 11,955 |
| 支払補助金 | 18,277 |
| 委託料 | 6,919 |
| 臨時雇賃金等 | 7,475 |
| 減価償却費 | 3,127 |
| 賞与引当金繰入 | 1,506 |
| その他事業費 | 5,231 |
| 管理費 | |
| 給料手当 | 9,254 |
| 福利厚生費 | 2,662 |
| 通信運搬費 | 1,213 |
| 賃借料 | 10,515 |
| 臨時雇賃金等 | 1,498 |
| 人材派遣費 | 1,160 |
| 光熱水費 | 1,153 |
| 役員報酬 | 4,446 |
| その他管理費 | 4,789 |
| 経常費用計 | 126,697 |

※1 受取香川県補助金の内訳:

- ▶ 「令和4年度香川県サンポート高松にぎわい創出事業補助金」(交流推進課) 7,714千円 (コンベンション開催等支援事業として5,835千円、MICE 誘致推進事業として1,879千円)
- ▶ 「令和4年度香川県魅力ある観光コンテンツ造成事業補助金」(観光振興課)671千円

<主な費用の事業別内訳(令和5年3月期)>

(単位:千円)

| 公益目的事業の名称 | 費用の額 | 費用の主な内訳 |
|------------------------------------|--------|---|
| ① 国際会議等の誘致及び支援など コンベンションを推進する事業 | 13,822 | 旅費交通費 2,114、印刷製本費 1,179、支払負担金 4,946、委託料 1,140、減価償却費 2,808 ほか |
| ② コンベンション開催支援補助金 交付事業 | 14,782 | 支払補助金 14,782 |
| ③ 観光客等の誘致及び受け入れなど観光を振興する事業 | 12,929 | 印刷製本費 1,813、支払負担金 5,009、支払補助金 3,445 ほか |
| ④ 新たな観光資源開発のための旅 行業法に基づく旅行業 | 1,027 | 委託料 726、仕入費 138、減価償却費 156 ほか |
| ⑤ サンポート高松のにぎわいを創 出する事業 | 2,776 | 支払負担金 2,000、印刷製本費 424 ほか |
| ⑥ 高松市及び香川県への旅行者 の利便の増進並びに観光資源 | 14,868 | 給料手当 1,347、委託料 4,381、臨時雇賃金等 7,475 ほか |

| 開発のための観光案内所の運 営・管理の受託 | | |
|--------------------------|---------|---|
| ⑦ ①~⑥の事業に共通して発生する事業費 | 29,796 | 給料手当 24,209、福利厚生費 3,862、賞与引当金繰入 1,506 ほか |
| ⑧ 管理費 | 36,694 | 給料手当 9,254、福利厚生費 2,662、賃借料 10,515、 役員報酬 4,446 ほか |
| 合計 | 126,697 | |

<主な資産と負債の内容(令和5年3月期)>

(単位:千円)

| | | | 十分次主の内容 | | | |
|--|------------|---------|---|--|--|--|
| 普通預金 19,410 百十四銀行 16,231、みずほ銀行 1,700 ほか 未収金 未収金 3,779 香川県等からの未収補助金ほか 棚卸資産 1,270 コンペンションの開催時に参加者に配布する用のコングレスバッグ(1枚 150 円で主催者に販売)ほか その他の流動資産 161 固定資産 基本財産 夢通預金 50,030 外質建て預金 2,461 定期預金 45,451 百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、香川県信用組合 各 10,000、四国労働金庫 5,451 地方債 249,901 北海道、宮城県、大阪府の各地方債 米国財務省中期証券 122,989 政府保証外債 村ま0,411 株式会社国際協力銀行政府保証外債 特定資産 退職給付引当資産 (定期預金) 16,198 香川県農業協同組合 10,000、大和ネクスト銀行 6,198 使新金(高松法務局) 3,000 旅行業法に基づく営業保証金 その他固定資産 建物ほか 6,330 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 変産合計 639,026 主な負債の内容 流動負債 未払金 21,624 高松市補助金返納分ほか 賞与引当金 2,241 規程に基づく職員賞与の当期負担分 その他の流動負債 1,727 固定負債 退職給付引当金 16,198 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 工作財産 | 主な資産の内容 | | | | | |
| 未収金 3,779 香川県等からの未収補助金ほか | | I | | | | |
| 棚卸資産 | | | | | | |
| 校 150 円で主催者に販売)ほか その他の流動資産 161 固定資産 基本財産 普通預金 50,030 外貨建て預金 2,461 定期預金 45,451 百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、香川県信用組合 各 10,000、四国労働金庫 5,451 北海道、宮城県、大阪府の各地方債 米国財務省中期証券 122,989 政府保証外債 118,041 株式会社国際協力銀行政府保証外債 特定資産 退職給付引当資産 16,198 香川県農業協同組合 10,000、大和ネクスト銀行 6,198 (定期預金) (定期預金) (世紀金(高松法務局) 3,000 旅行業法に基づく営業保証金 全の他固定資産 建物ほか 6,330 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 資産合計 639,026 | | | , | | | |
| その他の流動資産 161 固定資産 基本財産 普通預金 50,030 外貨建て預金 2,461 定期預金 45,451 百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、香川県信用組合 各 10,000、四国労働金庫 5,451 地方債 249,901 北海道、宮城県、大阪府の各地方債 米国財務省中期証券 122,989 政府保証外債 118,041 株式会社国際協力銀行政府保証外債 特定資産 退職給付引当資産 16,198 香川県農業協同組合 10,000、大和ネクスト銀行 6,198 (定期預金) (定期預金) (定期預金) (定期預金) (定期預金) (を主意をとき | 棚卸資産 | 1,270 | | | | |
| 固定資産 | | | 枚 150 円で主催者に販売)ほか | | | |
| 基本財産 普通預金 50,030 外貨建て預金 2,461 定期預金 45,451 百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、香川県信用組合 各 10,000、四国労働金庫 5,451 地方債 249,901 北海道、宮城県、大阪府の各地方債 米国財務省中期証券 122,989 政府保証外債 118,041 株式会社国際協力銀行政府保証外債 特定資産 22,989 香川県農業協同組合 10,000、大和ネクスト銀行 6,198 (定期預金) 6,198 香川県農業協同組合 10,000、大和ネクスト銀行 6,198 (定期預金) 旅行業法に基づく営業保証金 その他固定資産 建物ほか 6,330 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 (京産合計 639,026 主な負債の内容 主な負債の内容 流動負債 1,727 固定負債 2,241 規程に基づく職員賞与の当期負担分 その他の流動負債 1,727 固定負債 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | その他の流動資産 | 161 | | | | |
| 普通預金 50,030 外貨建で預金 2,461 定期預金 45,451 百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、香川県信用組合 各10,000、四国労働金庫 5,451 地方債 249,901 北海道、宮城県、大阪府の各地方債 米国財務省中期証券 122,989 政府保証外債 118,041 株式会社国際協力銀行政府保証外債 特定資産 16,198 香川県農業協同組合 10,000、大和ネクスト銀行 6,198 (定期預金) 第16,198 香川県農業協同組合 10,000、大和ネクスト銀行 6,198 (定期預金) 3,000 旅行業法に基づく営業保証金 その他固定資産 建物ほか 6,330 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 資産合計 639,026 主な負債の内容 流動負債 未払金 21,624 高松市補助金返納分ほか 賞与引当金 2,241 規程に基づく職員賞与の当期負担分 その他の流動負債 1,727 固定負債 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | 固定資産 | | | | | |
| 外貨建で預金 2,461 定期預金 45,451 百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、香川県信用組合 各 10,000、四国労働金庫 5,451 地方債 249,901 北海道、宮城県、大阪府の各地方債 米国財務省中期証券 122,989 政府保証外債 118,041 株式会社国際協力銀行政府保証外債 特定資産 退職給付引当資産 (定期預金) 16,198 香川県農業協同組合 10,000、大和ネクスト銀行 6,198 (定期預金) 銀職給付引当資産 (定期預金) 6,330 旅行業法に基づく営業保証金 その他固定資産 建物ほか 6,330 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 資産合計 639,026 主な負債の内容 流動負債 未払金 21,624 高松市補助金返納分ほか 賞与引当金 2,241 規程に基づく職員賞与の当期負担分 その他の流動負債 1,727 固定負債 退職給付引当金 16,198 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | 基本財産 | | | | | |
| 定期預金 45,451 百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、香川県信用組合 各 10,000、四国労働金庫 5,451 地方債 249,901 北海道、宮城県、大阪府の各地方債 米国財務省中期証券 122,989 122,989 政府保証外債 118,041 株式会社国際協力銀行政府保証外債 特定資産 16,198 香川県農業協同組合 10,000、大和ネクスト銀行 6,198 (定期預金) (定期預金) 旅行業法に基づく営業保証金 その他固定資産 建物ほか 6,330 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 資産合計 639,026 主な負債の内容 流動負債 1,727 固定負債 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | 普通預金 | 50,030 | | | | |
| 地方債 249,901 北海道、宮城県、大阪府の各地方債 米国財務省中期証券 122,989 政府保証外債 118,041 株式会社国際協力銀行政府保証外債 特定資産 退職給付引当資産 (定期預金) 係行業法に基づく営業保証金 その他固定資産 建物ほか 6,330 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 資産合計 639,026 まな負債の内容 流動負債 1,727 固定負債 退職給付引当金 16,198 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 下味財産 | 外貨建て預金 | 2,461 | | | | |
| 地方債 249,901 北海道、宮城県、大阪府の各地方債 米国財務省中期証券 122,989 政府保証外債 118,041 株式会社国際協力銀行政府保証外債 特定資産 退職給付引当資産 (定期預金) (定期預金) (定期預金) (定期預金) (定期預金) (定期百分本) (主動任政治 249,901 (主动任政治 249,901 | 定期預金 | 45,451 | 百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、香川県信用組合 各 | | | |
| 米国財務省中期証券 122,989 政府保証外債 118,041 株式会社国際協力銀行政府保証外債 特定資産 16,198 香川県農業協同組合 10,000、大和ネクスト銀行 6,198 (定期預金) (定期預金) 旅行業法に基づく営業保証金 その他固定資産 建物ほか 6,330 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 資産合計 639,026 主な負債の内容 流動負債 未払金 21,624 高松市補助金返納分ほか 賞与引当金 2,241 規程に基づく職員賞与の当期負担分 その他の流動負債 1,727 固定負債 退職給付引当金 16,198 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | | | 10,000、四国労働金庫 5,451 | | | |
| 政府保証外債 118,041 株式会社国際協力銀行政府保証外債 特定資産 16,198 香川県農業協同組合 10,000、大和ネクスト銀行 6,198 (定期預金) 3,000 旅行業法に基づく営業保証金 その他固定資産 建物ほか 6,330 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 資産合計 639,026 主な負債の内容 流動負債 主な負債の内容 素払金 21,624 高松市補助金返納分ほか 賞与引当金 2,241 規程に基づく職員賞与の当期負担分 その他の流動負債 1,727 固定負債 退職給付引当金 16,198 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | 地方債 | 249,901 | 北海道、宮城県、大阪府の各地方債 | | | |
| 特定資産 | 米国財務省中期証券 | 122,989 | | | | |
| 退職給付引当資産 (定期預金) 16,198 香川県農業協同組合 10,000、大和ネクスト銀行 6,198 供託金(高松法務局) 3,000 旅行業法に基づく営業保証金 その他固定資産 建物ほか 食の26 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 資産合計 639,026 主な負債の内容 流動負債 主な負債の内容 未払金 21,624 高松市補助金返納分ほか 賞与引当金 2,241 規程に基づく職員賞与の当期負担分 その他の流動負債 1,727 固定負債 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | 政府保証外債 | 118,041 | 株式会社国際協力銀行政府保証外債 | | | |
| (定期預金) 3,000 旅行業法に基づく営業保証金 その他固定資産 建物ほか 6,330 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 資産合計 639,026 | 特定資産 | | | | | |
| 供託金(高松法務局) 3,000 旅行業法に基づく営業保証金 その他固定資産 建物ほか 6,330 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 資産合計 639,026 | 退職給付引当資産 | 16,198 | 香川県農業協同組合 10,000、大和ネクスト銀行 6,198 | | | |
| その他固定資産 建物ほか 6,330 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 資産合計 639,026 主な負債の内容 流動負債 未払金 21,624 高松市補助金返納分ほか 賞与引当金 2,241 規程に基づく職員賞与の当期負担分 その他の流動負債 1,727 固定負債 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | (定期預金) | | | | | |
| 建物ほか 6,330 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 資産合計 639,026 主な負債の内容 流動負債 主な負債の内容 素払金 21,624 高松市補助金返納分ほか 賞与引当金 2,241 規程に基づく職員賞与の当期負担分 その他の流動負債 1,727 固定負債 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | 供託金(高松法務局) | 3,000 | 旅行業法に基づく営業保証金 | | | |
| 資産合計 639,026 主な負債の内容 流動負債 未払金 21,624 高松市補助金返納分ほか 賞与引当金 2,241 規程に基づく職員賞与の当期負担分 その他の流動負債 1,727 固定負債 退職給付引当金 16,198 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | その他固定資産 | | | | | |
| 主な負債の内容 流動負債 未払金 21,624 高松市補助金返納分ほか 賞与引当金 2,241 規程に基づく職員賞与の当期負担分 その他の流動負債 1,727 固定負債 退職給付引当金 16,198 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | 建物ほか | 6,330 | 建物 389、建物附属設備 80、器具備品 5,713、電話加入権 145 | | | |
| 流動負債 | 資産合計 | 639,026 | | | | |
| 未払金 21,624 高松市補助金返納分ほか 賞与引当金 2,241 規程に基づく職員賞与の当期負担分 その他の流動負債 1,727 固定負債 退職給付引当金 16,198 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | | | 主な負債の内容 | | | |
| 賞与引当金 2,241 規程に基づく職員賞与の当期負担分 その他の流動負債 1,727 固定負債 退職給付引当金 16,198 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | 流動負債 | | | | | |
| その他の流動負債 1,727 固定負債 16,198 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | 未払金 | 21,624 | 高松市補助金返納分ほか | | | |
| 固定負債 退職給付引当金 16,198 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | 賞与引当金 | 2,241 | 規程に基づく職員賞与の当期負担分 | | | |
| 退職給付引当金 16,198 退職金の支払いに備えた引当金 負債合計 41,791 正味財産 | その他の流動負債 | 1,727 | | | | |
| 負債合計 41,791 正味財産 | 固定負債 | | | | | |
| 正味財産 | 退職給付引当金 | 16,198 | 退職金の支払いに備えた引当金 | | | |
| | 負債合計 | 41,791 | | | | |
| 正味財産 597,235 | | | 正味財産 | | | |
| | 正味財産 | 597,235 | | | | |

(出典:公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローのホームページ)

県からの補助金の内訳とその使われ方について

(単位:千円)

| 県からの補助金の内訳 | | 高松観光コンベンション・ビューローでの使われ方 | | |
|-----------------|-------|--|-------|--|
| 香川県サンポート高松にぎわい創 | 7,714 | 国際会議等の誘致及び支援などコンベンションを推 | 2,823 | |
| 出事業補助金(交流推進課) | 1,111 | 進する事業 | 2,020 | |
| 田事术而为亚(大师正是际) | | (年) 3年末 | | |
| | | 当該事業における経常費用 13,822 千円(正味財産 | | |
| | | 増減計算書内訳表の金額)のうち、支払負担金(4,946 | | |
| | | 千円)、広告宣伝費(487 千円)の一部、為替差損 | | |
| | | (294 千円)、減価償却費(2,808 千円)等の補助対象 | | |
| | | 外の費目を除いた事業費 5,647 千円に使われている | | |
| | | | | |
| | | (補助率 1/2) | 1.055 | |
| | | サンポート高松のにぎわいを創出する事業 | 1,257 | |
| | | 当該事業における経常費用 2.776 千円(正味財産増 | | |
| | | 減計算書内訳表の金額)のうち、広告宣伝費(99 千 | | |
| | | 円)、支払手数料(0千円)、減価償却費(162千円)の | | |
| | | 補助対象外の費目を除いた事業費 2,515 千円に使わ | | |
| | | れている(補助率 1/2) | | |
| | | 正味財産増減計算書内訳表の共通区分の給料手当 | 3,633 | |
| | | 24,209 千円及び福利厚生費 3,862 千円のうち、コン | 0,000 | |
| | | ベンション主催者のサポート全般を実施する嘱託職員 | | |
| | | 及びサンポート高松地区のにぎわい創出のため嘱託 | | |
| | | 職員に要する人件費及び福利厚生費7,266千円に | | |
| | | 使われている(市と折半) | | |
| | | Kazar CV (Silici) | | |
| | | ・C コンシェルジュ(コンベンション主催者の開催支援 | | |
| | | 業務(具体的には、コンベンション主催者の会場・宿 | | |
| | | 泊・交通手配をはじめ、コンベンション実施に係る主催 | | |
| | | 者サポート全般)を実施する人員)として雇用する嘱託 | | |
| | | 職員人件費(3,221 千円)及び嘱託職員福利厚生費 | | |
| | | (570 千円) | | |
| | | ・にぎわい(サンポート高松において、イベントを実施し | | |
| | | たい団体・企業等に対し、イベント等に関する相談や | | |
| | | 実施に向けた協力、トラブルになりやすい警備や交通 | | |
| | | 関係のアドバイス、イベント公募、ホームページ等によ | | |
| | | りサンポート高松のイメージアップや知名度向上を行う | | |
| | | 業務などを実施する人員)として雇用する嘱託職員人 | | |
| | | 乗榜などを美地する人員)として雇用する嘱託職員人 件費(3,028 千円)及び嘱託職員福利厚生費(445 千 | | |
| | | 件負(3,028 十円)及い嘱託城貝倫利序生負(443 十 円) | | |
| 香川県魅力ある観光コンテンツ造 | 671 | 観光客等の誘致及び受け入れなど観光を振興する事 | 671 | |
| 成支援事業補助金(観光振興課) | | 業に使われている | | |
| 計 | 8,385 | 計 | 8,385 | |

③ 香川県トライアスロン大会推進事業補助金

令和4年度に交付した2件・4,451千円の補助金の中から、サンポート高松トライアスロン大会 実行委員会に交付した3,000千円の補助金について関連資料の閲覧等を実施した。

| 文書名 | 内容等 |
|---------------|--|
| 交付申請(R4.4.27) | ▶ 交付申請額 3,000 千円 |
| 文门中明(NT.T.21) | 事業名 サンポート高松トライアスロン 2022 ~瀬戸内国際体育祭~ |
| | 事業の目的 |
| | 「With コロナ」時代に対応した新たなトライアスロン大会を開催し、スポーツ振 |
| | 興による街の活性化及び日本を代表する"まちなかトライアスロン"を通して香 |
| | 川県・高松市の魅力を全国に発信する。 |
| | 事業の内容 |
| | 高松市サンポートエリアにおいて、トライアスロン競技を行う。瀬戸内の自然と高 |
| | 松市の都市としての魅力を最大限に楽しめる競技コースを設計し実施する。地 |
| | 域との交流や国際交流事業を開催し地域の魅力を発信する。 |
| | 大会開催期間 |
| | 令和 4 年 7 月 2 日(土)~令和 4 年 7 月 3 日(日) |
| | → 募集定員 |
| | 一般 550 名(うちリレー30 名)、県外競技参加予定者計 348 人 |
| | 運営ボランティアスタッフ 200 人 |
| | ▶ 新型コロナウイルス感染防止対策として、サンポート一部エリアを原則無観客で |
| | 実施。スイム及びフィニッシュエリアを含むハーバープロムナード一体を選手及 |
| | び関係者のみの入場制限を行い、大会を開催する。 |
| | > 収支予算 |
| | 収入 51,700 千円 |
| | |
| | 競技参加料 15,660 千円(一般 540 名×@29 千円) |
| | 協賛・寄附金 17,940 千円 |
| | ほか |
| | 支出 51,700 千円 |
| | 設営費 22,400 千円、警備救護費 9,400 千円、広報費 5,460 千円、 |
| | 管理費 4,815 千円、運営費 3,650 千円、新型コロナ対策費 2,200 千円ほか |
| 交付決定(R4.5.11) | 交付決定額 3,000 千円(下記①+②=3,281 千円に対して申請額3,000 千円) |
| | ① 基本助成額:大会開催経費 51,700 千円×5%=2,585 千円 |
| | ② 参加者数別助成額: 県外参加者(予定) 348 人×@2,000 円=696 千円 |
| 事業実績報告書 | 補助金精算額 3,000 千円 |
| (R4.8.1) | ▶ 参加者数 326 名、うち県外参加者計 207 名 |
| | ▶ 収支決算 |
| | 収入 52,955 千円 |
| | 負担金·補助金 19,243 千円 |
| | (1,243 千円は香川県 PCR 等検査無料化事業補助金) |
| | 競技参加料 8,903 千円(一般 307 名×@29 千円) |
| | 協賛・寄附金 24,809 千円 支出 52,955 千円 |
| | 設営費 24,433 千円、警備救護費 9,241 千円、広報費 5,274 千円、 |
| | で 当 |
| | 新型コロナ対策費 1,045 千円ほか |
| 補助事業調査調書 | 交付確定額:3,000 千円(下記①+②=3,061 千円に対して申請額3,000 千円) |
| (R4.8.1) | ①基本助成額 2,647 千円(52,955 千円×5%) |
| | ②参加者数別助成額: 県外参加者数 207 人×@2,000 円=414 千円 |
| 補助金の額の確定に | 補助金の額:3,000 千円 |
| ついて(通知書) | |
| (R4.8.1) | |
| 補助金請求書 | 3,000 千円 |
| (R4.10.1) | |
| 支出命令書 | 支払予定日 R4.10.28 |
| (R4.10.6) | |
| <u> </u> | |

④ 日台交流うどん県レディースゴルフトーナメントへの広告宣伝(役務費)

標題の役務費1,000千円について、関連資料の閲覧等を実施した。

| 文書名 | | | | |
|--------------------|--|--------|---|--|
| 見積書(R4.9.16) | | | ヤッチフレーズ・ロゴ掲出等にかかる広告業務 | |
| | 業務見積額 1実施内容 | 消費税込み) | | |
| | 大旭 / 14 | | (単位:千円) | |
| | 項目 | 金額 | 摘要 | |
| | OHK「なんしょ | | OHK(岡山放送株式会社)の「なんしょん?(平 | |
| | ん?」でのPR | 200 | 日 16:15~16:50 放送)」で、香川県の施策の PR | |
| | | | (2~3 分程度) 大会告知 CM における、香川ブランド戦略キャッ | |
| | 大会告知 CM | 500 | チフレーズ・ロゴの掲出 | |
| | 大会パンフレット | 100 | 大会パンフレットにおける、香川ブランド戦略キ ャッチフレーズ・ロゴの掲出 | |
| | 進入路看板 | 150 | 大会会場内に設置する進入路看板における、 香川ブランド戦略キャッチフレーズ・ロゴの掲出 | |
| | 協賛看板 | 50 | 大会会場内に設置する協賛看板における、香 | |
| | 合計 | 1,000 | 川ブランド戦略キャッチフレーズ・ロゴの掲出 | |
| | | | L ノーズ・ロゴとは、以下のもの。 | |
| | | | 210(2)(1000) | |
| | 香以県 | | | |
| 執行何書(R4.9.16) | 契約者 岡山放送株式会社 契約金額 1,000 千円 契約期間 令和4年9月20日~令和5年3月31日 起案理由 本県において開催される「LPGA ステップ・アップ・ツアー特別競技 日台交流うどん県レディースゴルフトーナメント」は、台湾との交流も盛んである本県にとって相互交流の促進に資するものであるとともに、大会の開催にあたり、テレビでの CM 等を通し、国内外への本県の PR が可能であると考えられることから、本大会の製作物に香川県ロゴを掲出し、国内外に向けて香川県をPR しようとする香川県ロゴ掲出にかかる広告業務について、別案により広告業務契約を締結しようとするものである。 随意契約とする理由 契約方法については、本大会の運営及び広告業務等を実施する岡山放送株式会社以外の者では、業務を効果的、効率的な実施及び円滑かつ適切な実施ができないため、会計規則第184条第7号により随意契約とし、第186 | | | |
| 契約書(R4.9.20) | 条ただし書きの規定により見積書の徴収は1者からとする。(単独随意契約 理由の分類番号⑦) | | | |
| 実施報告書(R4.12.6) | 前述の内容の通り。 開催結果につ | いての概要 | E、掲出看板等の写真及びロゴ掲出 OHK「なんしょ | |
| 大川也+以口 卣 (N1·12·0) | ん」の撮影風景 | | | |
| 広告業務検査調書 | 検査結果:「業務内容の適切な履行を確認した。」 | | | |
| (R4.12.6) | | | | |
| 請求書(R4.12.6) | 1,000 千円 | | | |
| 支出命令書(R4.12.8) | 支払予定日:R4.12.28 | | | |

4.3.6 監査の結果及び意見

4.3.6.1 香川県コンベンション誘致対策事業補助金の有効性の評価(意見事項 6) (発見事項)

香川県コンベンション誘致対策事業補助金のうち、国内大会・学会に交付される補助金は、2日以上参加した県外参加者の総数に対して300円を乗じた額(90万円を限度)に、エクスカーション(大会等の主催者が計画し、県内において実施する視察旅行をいう。)に参加した県外参加者の総数に500円を乗じた額(10万円を限度)を加えたものとして計算されている。つまり、2日以上参加した県外からの出席者1人に対して300円もしくは800円(エクスカーション参加の場合)が補助金として交付される結果となっている。

令和4年度の香川県コンベンション誘致対策事業補助金のうち国内大会・学会に対する補助 金の交付実績は3件あり、交付された3件の補助対象事業費は合計95,253千円、補助金交付 額は530千円となっており、事業費に対する補助率は約0.5%であった。

県からは全国的にもトップクラスの補助金交付水準であるとの説明を受けているが、例えば国内 大会・学会の県外参加者 1 人につき 300 円もしくは 800 円という補助金の交付額や、事業費に対 する 0.5%の補助率での補助金の交付が、果たしてコンベンション等を開催しようとする事業者にと って魅力ある制度に映り、数多くある他の地方よりも香川県を選ぶインセンティブになり得ているの か、という点については、主催者等の意見を広く収集し、再度十分に検討する余地があるのではな いかと思われる。

なお、当該補助金の交付額の算定方法は長年の間見直しが行われていないが、令和7年3月 に県立アリーナ(サンポート高松の国際会議場等コンベンション施設の近隣に建設中の中四国最 大級の新アリーナ)が開設予定である等、県内の MICE 環境の大きな変化の状況を見据え、同要 綱の改正に向けて内容を検討しているところであると説明を受けている。

(問題点)

補助事業が利用者にとって魅力ある事業とならず、コンベンション誘致を真に促進するものとなっていないと、事業として有効なものとならないため問題である。

(意見事項6)香川県コンベンション誘致対策事業補助金の有効性の評価

香川県コンベンション誘致対策事業補助金のうち、国内大会・学会に対する補助金の交付は、2日以上参加した県外からの出席者1人に対して300円もしくは800円(エクスカーション(大会等の主催者が計画し、県内において実施する視察旅行をいう。)参加の場合)として計算されており、当該算定基準は長年変更されていない。なお、令和4年度の補助実績では、国内大会・学会における補助対象事業費に対する補助率は0.5%であった。

県からは全国的にもトップクラスの助成額であるとの説明を受けているが、県外参加者 1 人につき 300 円もしくは 800 円という補助金の交付額や、補助対象事業費に対する補助率が 0.5% という補助金が、果たしてコンベンション等を開催しようとする事業者にとってどこまで魅力ある制度に映り、数多くある候補地の中から香川県を選ぶインセンティブになり得ているのか、という点については、主催者等の意見を広く収集し、再度十分に検討する余地があるのではないかと思われる。

本事業の有効性を適切に評価するとともに、コンベンション誘致を推進する方法についても今後十分に検討することが望ましい。

具体的には、現状行われている開催団体向けアンケート調査の結果を踏まえつつ、他の都道府県の制度との比較検討を行い、県として突出して特徴ある誘致活動を目指すこと等が考えられる。例えば現状の「コンベンションコンシェルジュ」(コンベンション主催者の開催サポートを担当するために公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローに配置されている要員)の機能を大幅に拡充し、県内各所との段取り・交渉や開催に至る諸手続きをワンストップで対応し、開催団体から見て「全国で一番開催に手間がかからない都道府県」となるような環境整備、あるいはそうした人材育成を行うことも有効な手段ではないかと考えられる。

4.3.6.2 県が出捐金を拠出した公益財団法人の資金運用方法の適切なモニタリング(外貨 建て債券での運用)(意見事項7)

(発見事項)

香川県サンポート高松にぎわい創出事業補助金の交付先である公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローは、県から150,000千円、高松市から300,000千円の出捐金が拠出されており、同法人ではこれらを基本財産として運用収益を得、年度毎の補助金収入等と併せて種々の事業展開に使用している。

令和5年3月期の同法人の決算書を見ると、運用資金である基本財産の中に為替リスクのある 運用商品が243,492千円含まれている(外貨預金2,461千円、米国債122,989千円、政府保証 外債118,041千円)。

この点、「公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー資金運用規程」では「社債及び外貨建債券(米国債及び米ドル建て日本政府保証債は除く。)は、格付けの如何に関わらず運用の

対象としない。」(第5条(2)エ)となっているため現行ルールからの逸脱はないが、「(米国債及び 米ドル建て日本政府保証債は除く。)」の一文を規程に加える改正は令和5年3月31日付で行 われており、規程の改正は実際の取引の後であったと考えられる。

また、基本財産とした財産の運用については、「基本財産の目的に応じて<u>資産価値の維持</u>を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする」(第4条(1))と定められており、有価証券の運用に関するその他の規定でも、原則として元本の安全性が高い商品での運用を求めているように見受けられる。元本の安全性が高い商品での運用を基本方針としながら、外貨建債券の中で米国債等のみを例外的に運用可能とし、これらによる為替相場の変動による元本毀損リスクを許容している現行の運用ルールについては、リスクに対する考え方が全体として整合性に欠けており、バランスのとれた規定とは必ずしもなっていないように見受けられる。

(問題点)

県が拠出した出捐金について、仮に拠出先の公益財団法人で適切な運用がなされないと、基本財産が思わぬ損失で減少し、県の出捐金(150,000 千円) すなわち県民財産が毀損したり、県による支出が効果的・効率的に事業として展開されないことにつながる可能性があるため問題である。

(意見事項7)県が出捐金を拠出した公益財団法人の資金運用方法の適切なモニタリング(外 貨建て債券での運用)

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローは、運用資金の一部(243,492 千円)を為替相場の変動による元本毀損リスクのある米国債等で運用している。同法人の資金運用規程では従来外貨建債券での運用を認めていなかったが、令和5年3月31日に規程を改正し、一部の外貨建て債券のみ運用可能なルールに変更している。

同法人の運用の基本方針は資産価値の維持を図ることを旨としており、規程のその他の箇所でも原則として元本の安全性が高い商品での運用を求めている。今回の規程の改正で米国債等のみ保有できることとした点は、リスクに対する考え方が全体として整合性に欠けるように見受けられ、バランスのとれた規程とは必ずしもなっていないと思われる。

県は同法人に150,000 千円の出捐金を拠出しており、これが基本財産として運用資金となっている。仮に同法人が適切な資金運用を行わず、運用の失敗等によって基本財産が著しく毀損すれば、県民財産の毀損や効果的・効率的な事業展開に支障を来す可能性もある。そのため、県でも同法人の資金運用ルールについてはより注意を払い、必要に応じて同法人に対して確認・意見する等、より積極的に関与していくことが望まれる。

確かに公益財団法人の資産運用については、元本毀損リスクの回避ばかりを重視するあまり インフレリスクに対応できていないという問題点も指摘されている。そのため、具体的にはまず資 金運用の基本方針としてどのようなスタンスを取るかを法人として明確にし、その上で全体が当 該スタンスと整合した規程となるよう、体系的な見直しを行うこと等が考えられる。

4.3.6.3 県が出捐金を拠出した公益財団法人の資金運用方法の適切なモニタリング(預金 保険対象金融商品での運用)(意見事項8)

(発見事項)

「公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー資金運用規程」によれば、基本財産とした 財産は「運用資金」として扱われ(第4条(1))、「運用資金」のうち「預金保険対象金融商品での運 用」を行う場合は、「1金融機関につき1,000万円まで」とし、「1,000万円を超える部分は、決済用 預金で保管する」旨が規定されている。

令和5年3月期の同法人の決算書を見ると、基本財産の中に百十四銀行の定期預金が10,000千円、百十四銀行の普通預金が50,000千円あり、預金保険対象金融商品が同一金融機関に60,000千円ある。同法人によれば、普通預金の50,000千円については令和5年3月30日に債券の償還を受けて普通預金に入金したとのことであるが、同規程に基づけば、当該償還金50,000千円は当座預金等の決済用預金で保管する必要があったと考えられる。

なお基本財産に含まれない預金(財産目録上は「運転資金」となっている)にも上記以外に普通 預金で19,410 千円あり、うち百十四銀行の普通預金が16,231 千円ある。運用規程の趣旨に鑑み れば、これらも含めて10,000 千円を超える部分を決済用預金とすべきであったと考えられる。

(問題点)

県が拠出した出捐金について、仮に拠出先の公益財団法人で適切な運用がなされないと、基本財産が思わぬ損失で減少し、県の出捐金(150,000 千円)が毀損したり、県による支出が効果的・効率的に事業として展開されないことにつながる可能性があるため問題である。

(意見事項8)県が出捐金を拠出した公益財団法人の資金運用方法の適切なモニタリング(預金保険対象金融商品での運用)

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの資金運用規程では、預金については1 金融機関10,000千円までの預入れとし、10,000千円を超える部分は決済用預金で保管する 旨が規定されているにもかかわらず、令和5年3月期の決算書では1金融機関で60,000千円(運転資金も含めると76,231千円)の普通預金残高となっていた。預金については預金保険制度で保護される範囲で保有すべきという規程の趣旨に鑑みると、本来は10,000千円を超える額は当座預金等の決済用預金とすべきであった。

県は同法人に150,000 千円の出捐金を拠出しており、また毎期補助金等で資金を提供している。仮に同法人が適切な資金運用を行わず、運用の失敗等によって基本財産が著しく毀損すれば、効果的な事業展開に支障を来し、県民財産の毀損にもつながることから、県でも同法人の資金運用状況についてはより注意を払い、必要に応じて同法人に対して確認・意見する等、より積極的に関与していくことが望まれる。

4.4 かがわ国際会議場設備整備事業

4.4.1 事業の概要

所管課

交流推進部 交流推進課

事業概要

サンポート高松のかがわ国際会議場同時通訳設備の不具合箇所の改修及び備品等の追加 購入を行う事業である。具体的な事業の内容は以下の通りである。

- ① かがわ国際会議場同時通訳設備部分改修業務(決算額:6,402 千円)
 - ▶ 改修部分の内容

同時通訳設備の根幹部分である赤外線送信機及び赤外線パネル(=アンテナ的役割)等 に関する改修を単独随意契約で実施している。

▶ 改修を行った要因

H16年に同時通訳設備の導入以降、当該設備の更新がなされていなかったため、経年劣化により、場所によって電波が届きにくい箇所が出る不具合が生じていた。また、設備自体が古く、保守用部品等の在庫もない状況であったことから、今後新たな不具合が発生した際、迅速な修理が行えず、翌年度に開催が決定していた G7の国際会議自体の開催が不可能になる恐れがあったため、設備改修を実施している。

- ② かがわ国際会議場同時通訳設備用機器の購入(決算額:5.775 千円)
 - ▶ 購入機器の内容

同時通訳設備に対応する赤外線受信機(翻訳機器レシーバー)及びイヤホンを単独随意契約で購入している。

赤外線受信機については、従前は 32 言語対応の機器であったが、過剰な機能であると 考えられたため、安価な 8 言語対応の赤外線受信機を購入している。また、イヤホンについ ては、従前はヘッドホンであったが、購入単価が高く、イヤパッド部分の経年劣化も早いこと から、単価の安い片耳イヤホンを購入している。

▶ 購入した要因

赤外線受信機については、従前の受信機 300 個中 30 個ほどが故障で使用不能となっていたため、故障個所部分の機器を購入している。

イヤホンについては、経年劣化が激しかったため機器を購入している。

事業実施の必要性

香川県として大規模 MICE 誘致を進めていく方針の中で、重要な会議場になり得るサンポート高松のかがわ国際会議場の同時通訳設備を更新することにより、会議場としての利便性を高め、国際会議や学会、全国大会等のイベント招致を推進していくために、また、併せて翌年度に開催が決定していた G7 の国際会議に備えるためにも必要な事業である。

県の各計画との関連

● 上位計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

「新しい流れをつくる香川」における「⑪交流人口を回復・拡大する」の中で、かがわ国際会議場設備整備事業が定められている。

● 展開方向・重点施策

上記の基本方針のもと、大規模 MICE 誘致の重要な会議場になり得るサンポート高松のかがわ国際会議場の環境整備の実施に取り組む旨の方向性が示されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

当事業単独の KPI は設けられていない。一方で、コンベンション開催等による交流推進事業 (本事業の他、コンベンション開催等支援事業、MICE 誘致支援事業、かがわ国際会議場吊り 天井改修事業、クルーズ客船誘致推進事業)としては、以下の2つの KPI を設けている。

| 指標 番号 | 指標名 | 基準値 (R2 年度) | R4 年度 見込み | 目標値 (R7年度) |
|----------|------------|----------------|--------------|---|
| 68 | MICE の参加者数 | 5,055 人 | 42,382 人 | コロナ影響前の実績値 (R元年 55,256 人)ま で速やかな回復を図る |
| 69 | MICE 開催件数 | 23 件 | 111 件 | コロナ影響前の実績値 (R 元年 171 件)まで 速やかな回復を図る |

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県会計規則
- 「単独随意契約理由の分類と説明について(通知)」(平23.3.23 出納局長通知))

4.4.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度【新規】 |
|-----------|-------|-------|-----------|
| 当初予算額 | | - | 14,641 |
| 補正予算額(増減) | | - | △2,464 |
| 計:現年予算額 | ı | - | 12,177 |
| 前年度明許繰越額 | | - | 1 |
| 流用額 | _ | _ | = |

| 計:予算現額 | - | = | 12,177 |
|----------|---|---|--------|
| 決算額 | | - | 12,177 |
| 翌年度明許繰越額 | - | - | - |
| 不用額 | - | - | _ |

4.4.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 決算額 | 主な内容 |
|-------|--------|-------------------------|
| 委託費 | 6,402 | 前述の「①かがわ国際会議場同時通訳設備部分改修 |
| | | 業務」に係る業務委託費。 |
| 備品購入費 | 4,237 | 前述の「②かがわ国際会議場同時通訳設備用機器の |
| 需用費 | 1,538 | 購入」に係る備品購入費及び需用費。 |
| 合計 | 12,177 | |

4.4.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
|------|--------|------|
| 一般財源 | 12,177 | |
| 合計 | 12,177 | |

4.4.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の事業概要に記載した①、②の業務に関して、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

① かがわ国際会議場同時通訳設備部分改修業務

| 契約日 | R4.10.11 | |
|------------|---|--|
| 契約種類 | 委託契約 | |
| 契約金額 | 6,402,000 円 | |
| 検収日 | R5.3.31 | |
| 受託事業者名 | パナソニックコネクト株式会社 | |
| 単独随意契約をした理 | ・した理 以下の理由に基づき、当該業務を円滑かつ適切に実施するためには、該当業者に | |
| 由 | 業務を委託する必要があり、一般競争入札の性質にそぐわないとの考えに基づき、 | |
| | 香川県会計規則第 184 条第 7 号、186 条ただし書、「単独随意契約理由の分類と説 | |
| | 明について(通知)」(平23.3.23 出納局長通知))の分類⑦の取引に該当するもの | |
| | 判断し、単独随意契約としている。 | |
| | (単独随意契約理由) | |
| | ○当該業者は同時通訳設備の整備以降、年2回の保守点検を実施している業者で | |
| | あり、当該設備に精通しているため、技術力に信頼性がある。 | |
| | ○本業務は、同時通訳設備の全体更新ではなく、部分改修であることから、改修後も | |
| | 従来通りの機能を維持するためには、既存設備について熟知していることが必須で | |
| | たんだ。 これは「これには、これには、多口は、は一は、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに | |

あり、また、改修後は既存設備との試験調整が必要であることから、他社による対応 は難しい。

② かがわ国際会議場同時通訳設備用機器の購入

| 契約日 | R4.11.18 |
|------------|--|
| 契約種類 | 機器購入契約 |
| 契約金額 | 5,775,000 円 |
| 検収日 | R5.3.31 |
| 受託事業者名 | パナソニックコネクト株式会社 |
| 単独随意契約をした理 | 以下の理由に基づき、一般競争入札の性質にそぐわないとの考えに基づき、香川県 |
| 由 | 会計規則第 184 条第 7 号、186 条ただし書、「単独随意契約理由の分類と説明につ |
| | いて(通知)」(平23.3.23 出納局長通知))の分類⑦の取引に該当するものと判断し、 |
| | 単独随意契約としている。 |
| | |
| | (単独随意契約理由) |
| | ○かがわ国際会議場については、当該業者により同時通訳設備が整備されており、 |
| | この同時通訳設備に対応する赤外線受信機等(以下「機器等」という。)については、 |
| | 個々の備品及び消耗品として管理を行う必要がある。 |
| | ○同時通訳設備は、メーカーごとに固有の伝送方式を採用しており、同業他社の機 |
| | 器等では対応できないため、「BOSCH」社製の機器等を購入するものである。 |
| | ○当該業者は同時通訳設備の整備以降、年2回の保守点検を実施している業者で |
| | あり、当該設備に精通しているため、技術力に信頼性がある。 |
| | ○また、現在当該業者により、令和4年10月11日から令和5年3月31日までの |
| | 期間でかがわ国際会議場部分改修業務が実施されており、納入後の試験調整を円 |
| | 滑に行うためには、改修後の設備について熟知している必要がある。 |

4.4.6 監査の結果及び意見

4.4.6.1 物品購入に係る単独随意契約の決裁手続(指摘事項2)

(発見事項)

かがわ国際会議場同時通訳設備用機器の購入は、単独随意契約(契約金額:5,775 千円)での調達となっている。県の執行同書を見ると、単独随意契約での調達が承認された理由として、香川県会計規則第 184 条第 7 号及び 186 条ただし書、並びに「単独随意契約理由の分類と説明について(通知)」(平 23.3.23 出納局長通知)の分類⑦に該当することが挙げられている。

確かに香川県会計規則では、その性質又は目的が競争入札に適しない契約については随意 契約によることができるとされており、また本来は3人以上の者から見積書を入手する必要がある が、複数の者から見積書を提出させることが困難又は不適当と認めるときはその限りではないともさ れている。つまり十分な理由がある場合には、単独随意契約での発注が認められることになる。

ただし本件については、「単独随意契約理由の分類と説明について(通知)」(平23.3.23 出納局長通知)の分類のに該当することのみをもってその十分な理由としているが、そもそも本局長通

知は<u>業務委託契約</u>の取扱いを定めた通知であり、購入契約に適用できるものではない。結果として、本件は物品購入について単独随意契約を締結しておきながら、その必然性について十分な説明が一切行われていない状況となっている。

県によれば、本契約は単純な機器の購入ではなく、前述の「4.4.5 検討した内容及び閲覧した 資料等」の「① かがわ国際会議場同時通訳設備部分改修業務」(委託業務)と密接な関係があったことから、局長通知を類推適用してしまったとのことであった。

そもそも物品購入で香川県会計規則の第 184 条第 7 号の規定を適用するのはかなり例外的なケースとして、極めて限定的に取り扱われるべきである。にもかかわらず、本来業務委託契約にのみ適用される局長通知を安易に物品購入契約にまで類推適用することは制度趣旨に反し、制度の形骸化を招きかねず、認められない取扱いと言える。

■【香川県会計規則】

Ⅰ (随意契約ができる場合)

- 第 184 条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。
- 【(1) 製造の請負の契約でその予定価格が 250 万円を超えないものをするとき。
 - (2) 財産の買入れの契約でその予定価格が160万円を超えないものをするとき。
- ■(3) 物件の借入れの契約で予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えないものをするとき。
- ■(4) 財産の売払いの契約でその予定価格が50万円を超えないものをするとき。
- 【(5) 物件の貸付けの契約で予定賃貸料の年額又は総額が 30 万円を超えないものをするとき。
 - (6) 前各号に掲げる契約以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- (7) 不動産の買入れ又は借入れ、県が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(中略)

(見積書の徴収)

第 186 条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、2人以上の者(印刷の請負の契約、物品の買入れの契約又は第 184 条第6号に規定する契約で、その予定価格が 50 万円を超えるものを随意契約によりしようとする場合にあっては、3人以上の者。以下同じ。)から見積書を提出させなければならない。ただし、契約担当者において2人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不適当と認めるときは、この限りでない。

『「単独随意契約理由の分類と説明について(通知)」(平23.3.23 出納局長通知)

● 予定価格が 100 万円を超える業務委託契約において単独随意契約によることがやむを得ない ■ と認められるものは次のとおりである。

- 法令等(国の定めた要綱や国からの通知等を含む。)の規定に基づき、国が委託先を指定 又は特定しているもの
- ② 法令等(国の定めた要綱や国からの通知等を含む。)の規定により委託先としての要件及び委託基準が定められており、これに基づき県が委託先を指定したもの
- ③ 国又は地方公共団体等との共同研究又は共同事業で、特定の者に委託する必要があるもの(国等の機関が構築・運用し、全都道府県が利用している全国的なシステムを利用する場合を含む。)
- ④ 委託業務が高度の専門性(知識、技術、経験)を必要とするもので、その専門技術者等が 所属している調整的機能を有する県内唯一の者に委託することによって効果的で円滑な実 施ができるもの
- ⑤ 専門的機器又は設備を必要とする委託業務で、かつ、専門性(知識、技術、経験)を有する者と契約しなければ、業務の目的を達成できないなど受託可能な者が特定されるもの
- ⑥ 市町に対する委託で、
 - i 市町が処理することとされている事務と密接不可分な関係がある業務を委託するもの
 - ii 県と市町の先行契約に基づき委託先が特定されるもの
- □ 委託業務を効果的、効率的に実施するため、継続的に委託したり、特定した者に委託することが必要不可欠で、その者でなければ円滑かつ適切な実施ができないもの
- ⑧ 知的財産権等が存する著作物等を改変しなければならない業務を、当該権利を有する特定の者に委託するもの(当該著作物等の改変を他者が行うことを認めないものに限る。)
- ⑨ 委託業務の対象である設備又はシステム等に関する説明書等が企業秘密で他に提供されない場合で、当該説明書がなければ対象業務を実施することができないもの

■単独随意契約理由の分類と説明

単独随意契約によることがやむを得ないと認められる理由を、次の「単独随意契約理由の分類と説明」により厳格に解釈した上で、契約事務の適正化に一層努めること。

| No. | 単独随意契約理由の分類 | 説明 |
|-----|--|---|
| 7 | 委託業務を効果的、効率的に 実施するため、継続的に委託したり、特定した者に委託することが必要不可欠で、その者でなければ円滑かつ適切な実施ができないもの | ※ 継続的に委託しなければ行政目的が達成されないことを具体的に説明できること(継続が必要なのはなぜか、どのような効果が得られるのかなど)。 ※ 特定の委託先でなければ委託業務を効果的、効率的に実施できないことを具体的に説明できること(なぜ特定しなければならないのか、どのような効果が得られるのか、どのような手続のため効率がよいのかなど)。 |
| | | (事例) - 委託先において、委託業務と密接な関係をもっ業務を行っていることや委託先以外には同種の業務ができる者が他になく、他の者では適切で円滑な実施ができないこと。 (※ 当該団体等の事業の目的と業務内容等の関係が密接であることを具体的に説明できること。 |

- 県の外郭団体等に対し、委託しなければならない特別な理由がある場合
 - ※業務内容等が当該団体の設立趣旨に沿う ことや特別な理由を具体的に説明できること。

ı

ı

- ・ 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進の ため、特定の者を契約の相手方とする場合
 - ※ 協働で行う事業の目的と業務内容等 の関係が密接であることを具体的に説 明できること。
- ・ 委託業務が前の業務に引き続き実施する必要がある一体的や密接不可分な関係のあるもので、一体的な関係にある者でないと委託業務の実施が不完全になる場合(基本設計と実施設計など)や同一の者以外に履行させると委託業務に著しい支障が生じるおそれがある場合
 - ※「一体的な関係」、「密接不可分な関係」、「委託業務の実施が不完全になること」、「著しい支障」などを具体的に説明できること。
- 訴訟、調停、不動産登記、不動産鑑定等の資格を必要とする業務を委託する場合(法律相談業務、不動産鑑定業務など)
 - ※ 複数の候補者から特定の者を選定した 理由を具体的に説明できること。

(問題点)

物品の購入契約を単独随意契約で締結しようとする場合に、業務委託契約の単独随意契約に 係る指針である「単独随意契約理由の分類と説明について(通知)」(平23.3.23 出納局長通知)を 類推適用することを認めてしまうと、本来厳密にその正当性と適用範囲がチェックされるべき単独 随意契約について、チェックが形骸化し容易かつ広範に行えてしまう可能性が生じるため問題で ある。

(指摘事項2)物品購入に係る単独随意契約の決裁手続

かがわ国際会議場同時通訳設備用機器の購入契約(契約金額:5,775 千円)は、単独随意 契約で発注が行われている。県では本契約で単独随意契約が認められる根拠として、「単独随 意契約理由の分類と説明について(通知)」(平23.3.23 出納局長通知)に記載された単独随意 契約によることがやむを得ないと認められるケースに該当するためとの説明をしているが、そもそもこの局長通知は<u>業務委託契約</u>に係る取扱いを定めたものであり、物品の購入契約に適用されるべきものではない。

単独随意契約に係る決裁を制度趣旨に則って厳格かつ適切に行うためには、局長通知の類推適用等の拡大解釈を行ってはならず、単独随意契約の必要性についてより丁寧な説明と、より厳格な審査が必要である。

具体的には、香川県会計規則第 184 条第 7 号及び第 186 条に基づき、①購入する物品の性質又は目的が競争入札に適しないという点、及び②2 人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不適当と認められる点を、十分に説明・文書化し、これを厳格に審査することを通じて、単独随意契約の締結がやむを得ないと判断することが必要であったと考えられる。

4.5 クルーズ客船誘致推進事業

4.5.1 事業の概要

所管課

交流推進部 交流推進課

事業概要

クルーズ客船の誘致活動や寄港時の歓迎行事を行う事業である。平成 18 年度からの継続事業であり、令和 4 年度の事業内容は以下の通りである。

① クルーズ客船の誘致活動 (当初予算額:5,494 千円 実績:5,423 千円)

国内外の船社、旅行代理店への訪問、海外クルーズ商談会への参加、運航責任者の招請等、様々な機会を通じてサンポート高松の眺望や岸壁が市街地に隣接しているという利点をアピールするとともに、瀬戸内海の多島美や栗林公園、屋島、金刀毘羅宮、小豆島、直島など魅力のある観光地をはじめ、うどんや現代アート、盆栽など香川県ならではの地域資源を生かし、クルーズ客船の招致活動を実施している。

令和4年度の具体的な招致活動は以下の通りである。

| 実施日 | 招致活動内容 | 区分 | 行先 |
|----------|------------------------------|--------------------------|----|
| R4/4/4 | 県クルーズアドバイザーから誘致アドバイス聴取 | 上京誘致(船社&旅行会 社&船舶代理店等) | 東京 |
| R4/4/25 | 国内旅行会社(チャータラー)への営業 | 上京誘致(船社&旅行会社&船舶代理店等) | 東京 |
| R4/5/1 | 国内旅行会社(チャータラー)への営業 | 上京誘致(船社&旅行会 社&船舶代理店等) | 東京 |
| R4/5/12 | 全国クルーズ活性化会議 | 全国クルーズ 活性化会議 | 東京 |
| R4/6/10 | 外国船社(日本支社)への営業 | 上京誘致(船社&旅行会社&船舶代理店等) | 東京 |
| R4/6/20 | 日本船社への誘致営業 | 上京誘致(船社&旅行会社&船舶代理店等) | 東京 |
| R4/7/20 | 他港連携誘致に関する打合せ | その他 | 大分 |
| R4/9/6 | 船舶代理店への情報収集 | 上京誘致(船社&旅行会 社&船舶代理店等) | 東京 |
| R4/9/20 | ツーリズムエキスポジャパン出展 (BtoB 営業) | 上京誘致(船社&旅行会社&船舶代理店等) | 東京 |
| R4/11/17 | 他港連携誘致に関する打合せ | その他 | 広島 |
| R4/11/29 | 全国クルーズ活性化会議 | 全国クルーズ活性化会議 | 東京 |
| R4/12/2 | 外国船社(日本支社)への営業 | 上京誘致(船社&旅行会 社&船舶代理店等) | 東京 |
| R4/12/16 | 他港連携誘致に関する打合せ | その他 | 福岡 |

| R4/12/22 | 沖縄クルーズカンファレンス 2022 参加 (BtoB 営 業) | 上京誘致(船社&旅行会 社&船舶代理店等) | 沖縄 |
|----------|-------------------------------------|--------------------------|-------------|
| R5/2/6 | 外国船社(オーストラリア)への営業 | 外国船社訪問 | オーストラ リア |
| R5/3/26 | シートレード・クルーズ・グローバル(アメリカ)出 展 | シートレード参加旅費 | アメリカ |

また、クルーズ客船の誘致活動に係る委託費の内訳及び委託内容は以下の通りである。

| | 委託内容 | 委託費 (単位:千円) | 内容 |
|-----|---------------------------------|----------------|---|
| · — | 和 4 年度外国クル ズ船社等誘致訪問 務 | 550 | ■招致しようとしているクルーズ船:コーラル・エクスペディション、 ノルウェージャンクルーズ、ポナン(以上3社は船社)、ボタニカ(旅 行会社) ■訪問先:オーストラリア |
| 寄 | 和4年度 香川県 港地観光魅力向上 向けた対応業務 | 608 | ■業務目的 県内寄港地観光のさらなる魅力向上を図るため、クルーズ旅行 等に精通したトラベルインフルエンサーによる各施設の改善点へ のアドバイスや県内寄港地観光の魅力発信 |
| 誘 | 致活動計 | 1,158 | |

② クルーズ客船歓迎イベントの実施 (当初予算額:13,530 千円 実績:7,593 千円)

クルーズ客船が高松港に寄港した際に、香川県らしい歓迎アトラクションの実施や、乗船客への菓子等の配布を行うとともに、観光案内所を開設し、きめ細やかな観光情報の提供を行うなど、受入態勢の充実に積極的に取り組み、クルーズ客船の乗船者の満足度を向上させることにより、次回の寄港につなげる活動を実施している。

その他、県民のクルーズ客船の理解等を深め、客船寄港時に県民が港に滞留することを目的(歓迎機運向上)に、年に1回、県民を対象としたクルーズセミナーを開催している。

令和4年度の具体的なクルーズ客船歓迎イベントは以下の通りである。

| 実施日 | 受入活動内容 | | | |
|--------------|--------------------|--|--|--|
| R4/6/8 | ぱしふぃっく びいなす 寄港受入対応 | | | |
| R4/11/5~11/6 | 飛鳥Ⅱ 寄港受入対応 | | | |
| R4/11/19 | ぱしふいっく びいなす 寄港受入対応 | | | |
| R5/3/29 | アザマラ・クエスト 寄港受入対応 | | | |

また、クルーズ客船歓迎イベントに係る委託費の内訳及び委託内容は以下の通りである

| 委託内容 | 委託費 (単位 千円) | 内容 |
|------------------------------|-------------------|--|
| 令和 4 年度高松港クルー ズ客船寄港受入対応業務 | 627 | ■寄港した船の名称: ぱしふいっく びいなす ■寄港した船のトン数: 26,594 トン(小型) ■受入対応業務の具体的な内容①会場の設営等②歓迎アトラクション 手配③警備 |

| | | ■委託費以外に生じた経費:報償費(乗船客への歓迎お菓子の提供) |
|---------------------------------------|-------|---|
| 令和 4 年度高松港クルー ズ客船寄港受入対応業務 (その2) | 154 | ■寄港した船の名称:飛鳥II ■寄港した船のトン数:50,444トン(中型) ■受入対応業務の具体的な内容:受入準備費(寄港中止のため) ■委託費以外に生じた経費:なし |
| 令和4年度高松港クルー ズ客船寄港受入対応業務 (その3) | 108 | ■寄港した船の名称:にっぽん丸 ■寄港した船のトン数:22,472トン(小型) ■受入対応業務の具体的な内容:受入準備費(寄港中止のため ■委託費以外に生じた経費:なし |
| 令和4年度高松港クルー ズ客船寄港受入対応業務 (その4) | 1,451 | ■寄港した船の名称:飛鳥Ⅱ ■寄港した船のトン数:50,444トン(中型) ■受入対応業務の具体的な内容:①会場の設営等②歓迎アトラクション 手配③警備 ■委託費以外に生じた経費:使用料(歓迎アトラクション団体の送迎(大型バス)) 報償費(乗船客への歓迎お菓子の提供) |
| 令和4年度高松港クルー ズ客船寄港受入対応業務 (その5) | 926 | ■寄港した船の名称:ぱしふいつく びいなす ■寄港した船のトン数:26,594トン(小型) ■受入対応業務の具体的な内容:①会場の設営等②歓迎アトラクション手配③警備 ■委託費以外に生じた経費:使用料(歓迎アトラクション団体の送迎(大型バス))、報償費(乗船客への歓迎お菓子の提供) |
| 令和4年度高松港クルー ズ客船寄港受入対応業務 (その6) | 644 | ■寄港した船の名称:アザマラ・クエスト ■寄港した船のトン数:30,277トン(小型) ■受入対応業務の具体的な内容:①会場の設営等②歓迎アトラクション 手配③警備 ■委託費以外に生じた経費:報償費(乗船客への歓迎お菓子の提供) |
| 令和4年度クルーズセミナー運営等業務 | 967 | ■セミナーの内容 クルーズ事業者による講演及び商談ブース出展 ■委託業務内容: ①会場の手配及び設営等 ②チラシの印刷 ③講師等の手配等 ④当日の会場運営 |
| 高松港クルーズ客船寄港 歓迎のぼり制作業務 | 22 | 歓迎イベント時に立てるのぼりの作成 |
| ノベルティグッズ「しおりう ちわ」作成業務 | 164 | 歓迎イベント時に配布用のグッズの作成 |
| 高松港ウォーキングマップ 印刷製本等業務について | 270 | 歓迎イベント時に配布用のマップの作成 |
| 歓迎イベント委託費計 | 5,332 | |

③ 高松港玉藻地区のクルーズ客船受入機能強化計画(土木部実施事業) (当初予算額: - 千円 実績: - 千円) 令和4年3月に「高松港・坂出港長期構想」にて、高松港玉藻地区におけるクルーズ客船受 入機能強化が定められ、これに基づいた取組みが行われている。

所管部は土木部であるが、当該計画については、学識経験者や港湾関係者、国の行政機関職員、県や市の行政職員等のメンバーからなる「高松港・坂出港長期構想検討委員会」が設置されており、県の行政機関職員として、交流推進部長及び土木部長が就任しており、組織横断的な検討がなされている。

具体的な内容は以下の通りである。

- ▶ 岸壁の延伸、浚渫により、11 万トン級に対応 5 万トン級までのクルーズ客船の受入可能であった岸壁を、11 万トン級までのクルーズ 客船が受入可能な岸壁へ延伸する。
- ▶ 観光バス待機空間の確保 クルーズ乗船客が利用する観光バスの待機空間を確保するため、既存空間の活用に 向けた調整に取り組む。



(出展:高松港•坂出港長期構想)

事業実施の必要性

クルーズ客船の寄港は、交流人口の拡大をもたらすとともに、地域の活性化や高松港のブランド力向上など、様々な効果が期待されることからクルーズ客船誘致推進事業は必要な事業である。

県の各計画との関連

● 上位計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

「新しい流れをつくる香川」における「⑪交流人口を回復・拡大する」の中で、クルーズ客船誘致推進事業が定められている。

● 展開方向・重点施策

上記の基本方針のもと、戦略的かつ継続的なポートセールスを実施するとともに、きめ細かな 観光情報の提供に加え、「新しい生活様式」を踏まえた歓迎行事の実施や寄港地観光の提案 など、受入環境の充実に取り組み、サンポート高松へのクルーズ客船の誘致に取り組む旨の方 向性が示されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

クルーズ客船の高松港への寄港数実績が KPI として設定されており、過去最高の寄港数である令和元年の25件を目標としている。

| 指標名 | H30 年 | 令和元年 | 令和2年※ | 令和3年※ | 令和4年※ |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------------|---------------|-----------|---------------|
| クルーズ客船 の高松港へ の寄港数 | 14件 (日本船5件、 海外船9件) | 25 件 (日本船 7 件、 海外船 18 件) | 1件 (日本船1件) | 1件(日本船1件) | 5件 (日本船5件) |
| | | 過去最高の寄 港数 | | | |

[※] 外国船については、新型コロナウィルスの影響により、令和2年以降日本国内での運航を停止しており、令和4年11月国土交通省からの受入再開が表明され、検疫等との調整後、令和5年3月より再開している。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

● 香川県会計規則

4.5.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|---------|--------|--------|
| 当初予算額 | 29,106 | 13,046 | 19,024 |
| 補正予算額(増減)(注)1 | △21,929 | △1,699 | △4,950 |
| 計:現年予算額 | 7,177 | 11,377 | 14,074 |
| 前年度明許繰越額 | 1 | | 1 |
| 流用額 | = | - | = |

| 計:予算現額 | 7,177 | 11,377 | 14,074 |
|----------|-------|--------|--------|
| 決算額 | 5,182 | 7,434 | 13,016 |
| 翌年度明許繰越額 | | - | - |
| 不用額 | 1,995 | 3,943 | 1,058 |

⁽注)1. 補正予算額での予算減額要因は、当初寄港予定のクルーズ船が、新型コロナウィルスや台風の影響により寄港できなくなったことによるものである。

4.5.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 決算額 | 主な内容 |
|-----------------|--------|---|
| 委託料 | 6,490 | 事業概要参照 |
| 旅費 | 3,350 | 主な内容は以下の通りである。 ① クルーズ客船の誘致活動:2,181 千円 ■シートレード(海外商談会)参加旅費:679 千円 ■外国船社訪問:516 千円 ■上京誘致(船社&旅行会社&船舶代理店等):756 千円 ■全国クルーズ活性化会議(国主催):30 千円 ■その他:200 千円 ② クルーズ客船歓迎イベント:1,169 千円 ■客船寄港前打合せ(旅行会社等):937 千円 ■全国クルーズ客船受入連絡会;116 千円 |
| 負担金、補助及び交付 金 | 1,764 | 主な内容は以下の通りである。 ■負担金:320 千円(シートレードの商談会への負担金) ■補助金:1,444 千円(香川県観光協会への補助金) |
| 報償費 | 980 | 主な内容は以下の通りである。 ■初寄港などの式典実施時に記念盾をプレゼントしており、その記念盾制作代 ■乗客1名ずつへの香川県産品(1名100~200円程度)プレゼント代 ■クルーズに深い知見を持つ方に対して「クルーズアドバイザー」を県から委嘱しており、その謝礼金 |
| その他 | 432 | |
| 合計 | 13,016 | |

4.5.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
|------|--------|--------------------------|
| 諸収入 | 3,828 | 高松市負担金:3,778 千円 |
| | | 瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会:50 千円 |
| 一般財源 | 9,188 | |
| 合計 | 13,016 | |

4.5.5 検討した内容及び閲覧した資料等

県の担当者に事業の目的、概要、具体的な活動内容、設定している業績評価指標等について ヒアリングを実施し、事業目的と事業実施内容の整合性及び、設定している業績評価指標の妥当 性等を検討した。

4.5.6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

4.6 香川プロスポーツサポート事業

4.6.1 事業の概要

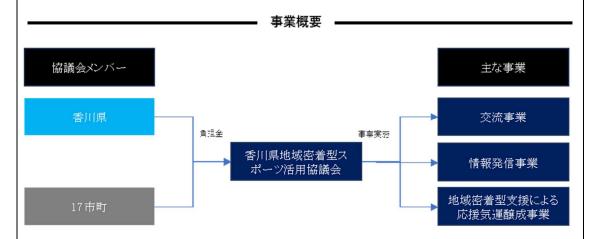
所管課

交流推進部 交流推進課

事業概要

(1)概要

地域密着型スポーツチームを活用した交流人口の拡大及び地域の活性化、地域ブランドの情報発信、地域密着型スポーツチームの応援機運醸成に寄与することを目的として、県と市町から構成される「香川県地域密着型スポーツ活用協議会」への負担金を支出する事業である。 平成24年度からの継続事業であり、令和4年度の事業概要は以下の図の通りである。



(2) 地域密着型スポーツチームとは

地域密着型スポーツチームとは、以下の4つのスポーツチームである。

| チーム名 (種目) | 設立年 | 所属リーグ | 運営母体 |
|--------------------------|--------|-----------------|-------------------|
| 香川オリーブガイナーズ (野球) | H17.4 | 四国アイランドリーグ plus | 香川オリーブガイナーズ球団株式会社 |
| カマタマーレ讃岐 (サッカー) | H20.1 | J3 リーグ | 株式会社カマタマーレ讃岐 |
| 香川ファイブアローズ (バスケットボール) | H17.11 | В3 リーグ | 株式会社ファイブアローズ |
| 香川アイスフェローズ (アイスホッケー) | S41.10 | J アイス・ウエスト | (社会人チーム) |

(3) 香川県地域密着型スポーツ活用協議会とは

<概要>

香川県地域密着型スポーツ活用協議会とは、県及び17の市町で構成されており、地域密着型スポーツチームを活用し、スポーツ教室の開催や各種イベント実施等を通じて、青少年の健全育成や地域の活性化を図るとともに、県民が「みんなで支えよう」と思えるようなチーム形成を支援し、多くの県民の力を結集してチームを盛り立て、夢や希望にあふれる香川づくりに寄与することを目的とした組織である。

<協議会メンバーおよび負担金額(令和4年度実績)>

(単位:千円)

| 協議会メンバー | 負担金(令和4年度実績) |
|---------|--------------|
| 香川県 | 36,900 |
| 高松市 | 5,940 |
| 丸亀市 | 2,700 |
| 坂出市 | 450 |
| 善通寺市 | 450 |
| 観音寺市 | 450 |
| さぬき市 | 630 |
| 東かがわ市 | 450 |
| 三豊市 | 450 |
| 土庄町 | 180 |
| 小豆島町 | 180 |
| 三木町 | 180 |
| 直島町 | 180 |
| 宇多津町 | 180 |
| 綾川町 | 180 |
| 琴平町 | 180 |
| 多度津町 | 180 |
| まんのう町 | 180 |
| 計 | 50,040 |

<決算情報>

1収入の部

(単位:千円)

| 区分 | 予算額 A | 決算額 B | 差引 B-A | 説明 |
|--------|--------|--------|-----------------|---------|
| 県負担金 | 36,900 | 36,900 | - | 上記負担金参照 |
| 市町負担金 | 13,140 | 13,140 | _ | 上記負担金参照 |
| その他 | 1 | 0.2 | $\triangle 0.7$ | 預金利息 |
| 前年度繰越金 | 14,300 | 14,300 | _ | |
| 計 | 64,341 | 64,341 | △0.7 | |

2 支出の部

(単位:千円)

| 区分 | 予算額 A | 決算額 B | 差引 B-A | 説明 |
|--------------|--------|--------|--------|----------|
| 交流事業費 | 15,000 | 11,734 | △3,265 | 主な事業内容参照 |
| 情報発信事業費 | 26,300 | 22,816 | △3,483 | 主な事業内容参照 |
| 地域密着型支援による応援 | 22,950 | 20,139 | △2,810 | 主な事業内容参照 |
| 機運醸成事業費 | | | | |
| 事務局費 | 91 | 14 | △76 | 会議費、旅費等 |
| 計 | 64,341 | 54,704 | △9,636 | |
| 次年度繰越金 | | 9,636 | 9,636 | |

(出典:令和4年度決算報告)

繰越金の推移

| 区分 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|----------|--------|--------|--------|-------|
| 次年度繰越金 | 4,167 | 11,347 | 15,029 | 14,300 | 9,636 |

<主な事業内容>

(単位・千円)

| 東米女子 | |
|--|-------|
| 事業名称 事業内容 | |
| 交流事業(地域 選手等派遣事業 以下のイベントにスポーツ選手を派遣し、地域との交流を | 図る事業。 |
| 密着型スポーツ ■ 各種スポーツ教室 | |
| チームとの交流 決算額:747 千円 ■ 各種イベントへの参加 | |
| に関する事業) ■ 啓蒙活動への参加 | |
| ■オンライン企画(いじめゼロサミットのメッセージ動画) | |
| ホームタウンデ 主な事業内容は以下の通りである。 | |
| 一・観戦バスツア ■特産品の当たる抽選会の実施や首長による始球式、各 | 市町のゆ |
| ー等事業 るキャラ出演等ホームゲームの賑わいづくりを実施 | |
| ■各地域から先着入場者を観戦無料とするなど、スポーツ | ソチームの |
| 決算額:7,027 千 試合に触れることのできる機会も提供している。(8 市 5 | 町で実 |
| 円 施) | |
| スポーツで香川を 主な事業内容は以下の通りである。 | |
| 元気にし隊事業 ■各スポーツチームの選手を市町担当として任命し、その |)選手と担 |
| 当市町の特産品を組み合わせたのぼり旗等を作成。 | |
| 決算額:2,240 千 ■各チームの SNS や公式ホームページなどで市町の観分 | 光名所、施 |
| 円 設を紹介する PR 活動を実施。 | |
| ■市町の小学校、商業施設を訪問し、スポーツ教室などは | 也域住民と |
| の交流を実施。 | |
| ホームタウン内相 主な事業内容は以下の通りである。 | |
| 互交流事業 ■デジタル技術を活用したスポーツイベントを実施。 | |
| 【実施日時】令和4年12月11日(日)10:30-17:00 | |
| 決算額:1,719 千 【場所】イオンモール綾川 1F | |
| 円 【内容】 | |
| ●360 度自由視点によるスポーツ視聴体験コーナー | - |
| ●デジタル技術を活用した選手との交流コーナー | |
| ●デジタルホワイトボードでの応援メッセージ作成コ | ーナー |
| 情報発信事業 県外情報発信 主な事業内容は以下の通りである。 | |
| 「チームによる」事業 ■アウェイ試合会場における観光パンフレット等の配布や | 横断幕の |
| 地域ブランドの 設置等による香川県の観光・物産 PR を実施するなど、 | 県外公式 |
| 発信とチーム情 決算額:21,248 戦実施時における地域ブランド発信を行ったチームへの | の遠征費 |
| 報の PR 強化等 【千円 の助成 | |
| に関する事業) 街中 PR 事業 主な事業内容は以下の通りである。 | |
| ■ JR 高松駅、県庁及び各市町関係施設等へのホームゲ | ーム日程 |
| 決算額:548 千円 告知ポスターの掲出 | |
| ■丸亀市各所へのホームゲーム告知用横断幕や看板の記 | 設置等 |
| アウェイサポータ 主な事業内容は以下の通りである。 | |
| ー誘客事業 ■アウェイ客の来県インセンティブを高めるための取組とし | て、来場 |
| 者のうち県外在住の県内施設宿泊者を対象にキャンペ | ーンを展 |
| 決算額 1,018 千 開し、当選者へ県特産品のプレゼントを実施 | |
| 円 ■特設ブースの運営をチームへ委託(カマタマーレ讃岐 2 | 2か所、香 |
| 川ファイブアローズ 1 か所) | |

| 地域密着型支 | 地域密着型スポ | 主な事業内容は以下の通りである。 |
|----------|--------------|-----------------------------------|
| 援による応援機 | ーツ運営キャスト | ■ボランティア組織「スポサポ香川」にて、4 チーム共通のボランティ |
| 運醸成事業(フ | 募集事業 | アキャストを募集 |
| アンづくりのため | | ■ボランティアキャストの活動に応じて、観戦チケット・グッズ購入で |
| の支援事業) | 決算額 632 千円 | きるポイントを付与するなど、試合運営に携わることで、スポーツ |
| | | チームに触れる機会を提供 |
| | みんなで応援パ | 主な事業内容は以下の通りである。 |
| | ーク&ライド事業 | ■ホームゲーム実施日において、交通利便性向上のためのシャトル |
| | | バスの運行にかかる経費についての助成 |
| | 決算額 2,756 千円 | |
| | 他県自治体等と | 主な事業内容は以下の通りである。 |
| | の連携事業 | ■カマタマーレ讃岐の Jリーグ公式戦において中四国に所属する |
| | | チーム(愛媛FC、ガイナーレ鳥取、FC今治)と対戦する際に、相 |
| | 決算額 569 千円 | 手チームの自治体と連携し、県産品の配布や抽選会への県産品 |
| | | 提供、ポスター掲出による観光 PR 等の実施 |
| | 施設使用料補助 | 主な事業内容は以下の通りである。 |
| | 事業 | ■ホーム公式戦日における施設使用料の助成 |
| | | |
| | 決算額 12,449 千 | |
| | 円 | |
| | 新たなスポーツ観 | 主な事業内容は以下の通りである。 |
| | 戦スタイル構築支 | ■ チームの新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした取組 |
| | 援事業 | (検温機材の購入、感染対策等)に対する補助事業 |
| | | |
| | 決算額 3,730 千円 | |

事業実施の必要性

スポーツは、地域に人を呼び込み、地域に活力を与える有効な手段であるため、地域の財産である地域密着型スポーツチームへの支援を通じた交流人口の拡大等が期待できる香川プロスポーツサポート事業は必要な事業である。

県の各計画との関連

● 上位計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

「新しい流れをつくる香川」における「⑪交流人口を回復・拡大する」の中で、香川プロスポーツサポート事業が定められている。

● 展開方向・重点施策

上記の基本方針のもと、地域密着型スポーツチームを地域の財産と捉え、県内自治体や企業・団体と連携し、地域活力の向上と交流人口の拡大に向けて活用するとともに、県民のチームに対する愛着を育み、応援する機運の醸成に取り組む旨の方向性が示されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

シーズンを通じたホーム公式戦観客数を施策全体の効果指標としており、個々の施策では、 選手派遣及びホームタウンデーの実施件数の把握や、施策実施時と未実施時の観客数の比較 を実施している。

| チーム名 | 2018 シー | (−19) ·ズン | | (−20) ·ズン | | (−21) ·ズン | | (−22) ·ズン | 20220 シー | |
|-----------------|-------------------|--------------|-------------------|----------------|-----------------|----------------|-------------------|----------------|-------------------|-----|
|) — <u>Д</u> | 総観客数 (平均) | 試合数 | 総観客数 (平均) | 試合数 (うち無観客) | 総観客数 (平均) | 試合数 (うち無観客) | 総観客数 (平均) | 試合数 (うち無観客) | 総観客数 (平均) | 試合数 |
| 香川オリーブ ガイナーズ | 22,601 (610) | 37 | 17,783 (494) | 36 | 6,273 (165) | 38 (7) | 7,524 (221) | 34 (1) | 5,334 (157) | 34 |
| 香川ファイブ アローズ | 28,971 (966) | 30 | 18,337 (797) | 23 (2) | 13,925 (497) | 28 | 17,838 (557) | 32 | 21,366 (712) | 30 |
| カマタマーレ 讃岐 | 64,532 (3,073) | 21 | 35,906 (2,112) | 17 | 14,767 (869) | 17 (1) | 20,652 (1,475) | 14 | 30,643 (1,803) | 17 |
| 香川アイスフ ェローズ | 1,222 (611) | 2 | 1,216 (405) | 3 | - (-) | 試合 無し | - (-) | 2 (2) | 527 (176) | 3 |

(出展: 香川県地域密着型スポーツ活用協議会の令和4年度事業報告)

遵守すべき(規制を受ける)法令等

● 香川県会計規則

4.6.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 41,000 | 36,900 | 36,900 |
| 補正予算額(増減) | | ı | - |
| 計:現年予算額 | 41,000 | 36,900 | 36,900 |
| 前年度明許繰越額 | | ı | - |
| 流用額 | I | ı | - |
| 計:予算現額 | 41,000 | 36,900 | 36,900 |
| 決算額 | 41,000 | 36,900 | 36,900 |
| 翌年度明許繰越額 | | ı | - |
| 不用額 | _ | - | - |

(注)1. R2 年度よりコロナ禍で事業が執行できず、繰越額が増加したため、R3 年度より負担金を県・全市町一律1割カットしている。

4.6.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | | (十四:113) |
|-------------|--------|------------------------|
| 節 | 決算額 | 主な内容 |
| 負担金、補助及び交付金 | 36,900 | 香川県地域密着型スポーツ活用協議会への負担金 |
| 合計 | | |

4.6.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
|------|--------|------|
| 一般財源 | 36,900 | |
| 合計 | 36,900 | |

4.6.5 検討した内容及び閲覧した資料等

県の担当者に事業の目的、概要、具体的な活動内容、設定している業績評価指標等についてピアリングを実施し、事業目的と事業実施内容の整合性及び、設定している業績評価指標の妥当性等を検討した。

また、香川県地域密着型スポーツ活用協議会への負担金に関する直近5年間の事業報告 書及び決算報告書を閲覧し、サンプルでカマタマーレ讃岐に対する県外情報発信事業及び 施設使用料補助事業の支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

4.6.6 監査の結果及び意見

4.6.6.1 支出先団体の繰越金を十分考慮した負担金額の決定(意見事項 9) (発見事項)

負担金の支出先である香川県地域密着型スポーツ活用協議会の予算書・決算書を閲覧したところ、香川県地域密着型スポーツ活用協議会の繰越金は減少傾向にあるとはいえ、継続的に計上されている状況であった。直近5年間の繰越金の推移は以下の通りである。

<繰越金の状況>

| 区分 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 度 令和2年度 令和3年度 | | 令和4年度 |
|-----|----------|--------|---------------|--------|-------|
| 繰越金 | 4,167 | 11,347 | 15,029 | 14,300 | 9,636 |

(問題点)

負担金の支出先に繰越金が継続的に発生している状況は、その収入の多くが県からの負担金収入であることを考えると、負担金として支出した県費の一部が有効に使われていない可能性があるため問題である。

(意見事項9)支出先団体の繰越金を十分考慮した負担金額の決定

負担金の支出先である香川県地域密着型スポーツ活用協議会の予算書・決算書を閲覧した ところ、香川県地域密着型スポーツ活用協議会の繰越金は令和4年度末に9,636千円あっ た。ここ2年は減少傾向にあるとはいえ、過年度より継続的に計上されている状況である。

負担金として支出した県費の全てが有効に事業に活用され、無駄な県費の支出を生じさせないようにするためには、県の負担金支出額について繰越金の額を十分に考慮した上で決定することが望まれる。

具体的には、同協議会の次年度の予算策定のための協議に際して、前年度繰越金の額を十分に踏まえた予算となるよう、県としても積極的に関わっていくこと等が考えられる。

4.6.6.2 香川県地域密着型スポーツ活用協議会の繰越金に関する取扱いの明確化(意見 事項 10)

(発見事項)

香川県地域密着型スポーツ活用協議会の繰越金の最終的な帰属や配分方法等については、ヒアリングでは会員である県及び市町に配分することを前提にしているとの回答であったものの、これらは香川県地域密着型スポーツ活用協議会規約等に明記されておらず、各構成員にも周知されていない。

(問題点)

県の支出した負担金の一部が支出先の団体で繰越金となっているにもかかわらず、その最終的な帰属や使途が明確になっていないと、県民財産が有効かつ効果的に支出されない可能性が生じるため問題である。

(意見事項10)香川県地域密着型スポーツ活用協議会の繰越金に関する取扱いの明確化

収入の約7割が県からの支出で賄われている香川県地域密着型スポーツ活用協議会には、令和5年3月末で9,636千円の繰越金が存在するが、繰越金の最終的な帰属や配分方法等については規約等で明確になっていない。県民財産が有効かつ効果的に支出されるためには、繰越金の最終的な帰属や使途(繰越金の解消計画)、あるいは繰越金が生じた場合の次年度の負担金との関係等を県としても香川県地域密着型スポーツ活用協議会と十分協議し、これらを明確にしておくことが望ましい。

具体的には、残余財産の帰属方法についてあらかじめ香川県地域密着型スポーツ活用協議会で取り決めて会則で明らかにしておくように県として働きかけることや、繰越金についてはより厳密な予算策定によってなるべく増加しないように他の収入(負担金等)をコントロールするこ

と、あるいはそれでも生じた繰越金についてはその使途計画を明確に策定することを県から働き かけること等が考えられる。

4.6.6.3 地域密着型支援による応援機運醸成事業の事業目的と施設使用料補助事業の活動内容の乖離(意見事項11)

(発見事項)

香川県地域密着型スポーツ活用協議会が実施している事業のうち、地域密着型支援による応援機運醸成事業の目的は、当該事業の活動を通じて、地域密着型スポーツチームの応援機運を高めること(ファンづくりのための支援を実施すること)である。

一方で、地域密着型支援による応援機運醸成事業のうち、施設使用料補助事業の事業内容は、地域密着型スポーツチームのホーム公式戦の際の施設使用料を助成する事業であるが、これは地域密着型スポーツチームの試合運営費用の単なる助成の意味合いが強く、当該事業により地域密着型スポーツチームの応援機運を高めるという目的(ファンづくりのための支援)に適合しているとは言い難い。

(問題点)

事業目的と事業活動内容が乖離していると、県として支出している負担金が事業目的に適合した事業に活用されなくなる点で問題である。

(意見事項 11)地域密着型支援による応援機運醸成事業の事業目的と施設使用料補助事業 の活動内容の乖離

香川県地域密着型スポーツ活用協議会が実施している応援機運醸成事業のうちの施設使用料補助事業については、地域密着型スポーツチームのホーム公式戦の施設使用料を助成する事業であるが、当該事業内容は、地域密着型スポーツチームの応援機運を高めるという目的(ファンづくりのための支援)に適合しているとは必ずしも言い難い。

支出した負担金が事業目的に適合した事業に適切に活用されるように、県として香川県地域密着型スポーツ活用協議会に十分指導されることが望ましい。

具体的には、単なる試合運営費の助成とならないよう、事業目的である地域密着型スポーツ チームのファン増加のための取組を各チームが実施することを条件として施設使用料を助成す るといった仕組みとすること等が考えられる。

4.6.6.4 県外情報発信事業の費用対効果(意見事項12)

(発見事項)

香川県地域密着型スポーツ活用協議会によって実施される県外情報発信事業とは、対象となる PR項目のうち2項目以上を実施した地域密着型スポーツチームに対して、県外公式戦会場へ の遠征費用に必要な旅費の2分の1を補助金として支給する事業である。

当期実績として、各チームに合計で21,248千円の補助金が交付されている。

<対象となる PR 項目>

| 項目 | 備考 |
|------------------|---|
| ウェア等での県・市町等の PR | ウェアにビブス(控え選手着用)、試合前着用トレーニングウェア等を含む |
| 横断幕での PR | 5m×3m 以上とする |
| うどん県ラッピングバス等使用 | 県外遠征時に使用 |
| 県等の観光パンフレット、物産等の | 手渡し、ブースの設置 |
| 配布 | 県等(市町含む) |
| 物販の販売 | ブース等の設置 |
| 場内映像装置等によるPR | 映像装置での PR は 15 秒以内の映像を 1 試合に 1 回以上放映する。 |
| その他会長が認めるもの | |

(出展:情報発信事業補助金交付要領)

サンプルとして、カマタマーレ讃岐の情報発信事業補助金の事業報告書を確かめたところ、うどん県バナーの横断幕での PR 及びその他の 1 種類の PR 事項の実施(選手によるうどん県マスクの着用、試合会場でのチラシの配布、SNS での観光 PR 等)について、事業報告書に記載があった。

(問題点)

支出に見合った PR 効果が十分期待できないと、予算の効果的かつ効率的な活用が行われていない可能性があり問題である。

(意見事項12)県外情報発信事業の費用対効果

香川県地域密着型スポーツ活用協議会が実施している県外情報発信事業とは、地域密着型スポーツチーム(香川オリーブガイナーズ(野球)、カマタマーレ讃岐(サッカー)、香川ファイブアローズ(バスケットボール)、香川アイスフェローズ(アイスホッケー))が、県外の公式戦において、香川県等の観光 PR(補助金交付要綱であらかじめ定められた PR 項目のうち 2 項目以上)を実施することを条件に、県外公式戦会場への遠征費用に必要な旅費の 2 分の 1 を補助金として交付する事業である。当該事業では、各チーム合計で 21,248 千円の補助金が交付されて

いるが、実施された PR 活動内容を見ると、観光パンフレット等の配布や横断幕の設置等の簡易なものであり、支出に見合った PR 効果が見込めるかどうかは判断が難しいところであった。

予算の効果的かつ効率的な活用の観点からは、県としてより支出に見合った効果が期待できるような PR 内容への工夫と再検討を、香川県地域密着型スポーツ活用協議会に対して積極的に働きかけることが望まれる。

4.6.6.5 県外情報発信事業の効果測定(意見事項13)

(発見事項)

前述の県外情報発信事業では、PR 実施による効果の測定(例えば PR 項目のうちどれをやればどの位香川県の認知度や印象がアップしたか、等の評価)が行われていない。

(問題点)

PR 実施による効果が測定されないと、本事業が効果的であったかどうかが定量的に把握できず、次回以降の PR 項目の見直しや改善が十分に行われないことで効果的かつ効率的な事業の運営に支障を来たす可能性があり問題である。

(意見事項13)県外情報発信事業の効果測定

香川県地域密着型スポーツ活用協議会が実施している県外情報発信事業について、PR 実施による効果の測定が十分に行われていなかった。

本事業が効果的に行われたかどうかを定量的に把握することで PR 項目の見直しや改善を継続的に実施し、事業の有効性や効率性をより高めていくためには、PR 実施による効果を定期的に測定することが有用であり、この点について県としても香川県地域密着型スポーツ活用協議会に対してより積極的に働きかけることが望ましい。

具体的には、PR項目のどれとどれを実施した場合にどの位香川県の認知度や印象がアップしたか等についてアンケートを実施することや、こうしたアンケート自体を情報発信事業報告書への記載事項として追加すること等が考えられる。

4.7 地域密着スポーツ魅力向上事業

4.7.1 事業の概要

所管課

交流推進部 交流推進課

事業概要

県民全体で地域密着型スポーツチームを応援し、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、試合観戦機運の醸成に向けた魅力づくりやオンライン交流を含めた情報発信を行うもの。

具体的には、各チームの公式戦等において、試合会場全体の魅力向上につながるイベントの開催等に関する業務を県が各チームに委託している。県はこうした試合会場全体の魅力向上を図ることで、試合により多くの県民が来場し、試合観戦はもとより家族で楽しめるエンターテインメント性豊かな様々な体験を提供し、県民の応援機運を醸成することを目的としている。

平成26年度からの継続事業であり、令和4年度の各チームへの委託事業の内容は以下の通りである。

<各チーム別の委託事業内容>

| チーム名 | 委託内容 | 委託 期間 | 委託金 額(単 位:千 円) | 内容 |
|--------------------------------|--------------------|---------------------|--|--|
| カマ 「魅力体 タマ 験DAY」 ーレ 開催業務 | R4.4.1~ R4.5.20 | 1,808 | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広告・周知を委託 ①4月30日(日):FC 岐阜戦 ■サッカーを使った体験ブースの実施 ②5月4日(日):FC 今治戦 ■ミニ電車(ことでん)の登場 ■カマタマーレ讃岐に関係する車両の展示 ■ペーパークラフト体験ブースの実施 ■ステッカーの配布 ■ハーフタイム抽選会の実施 ①②の共通イベント ■ソーシャルディスタンスパネル等の展示 ■感染症防止のための対応 | |
| 讃岐 | 委託 | R4.6.10~ R4.8.31 | 3,028 | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広告・周知を委託 ①7月17日(日):愛媛FC戦 ■ハーフタイム抽選会 ■昆虫の展示 ②7月30日(日):AC長野ベルセイロ戦 個別イベントの企画はなし。 ③8月13日(日):テゲバジャーロ宮崎戦 ■夏祭り風屋台の実施 ■段ボール迷路の設置 ■OB選手による来場者向けサッカー教室 ①②③の共通イベント |

| | 1 | 1 | <u> </u> | |
|----------------|--------------------------------------|----------------------|----------|--|
| | | | | ■ソーシャルディスタンスパネル等の展示 |
| | | | | ■対象 3 試合共通のスタンプラリーの実施(当選者は景品) |
| | | | | <u>йп)</u> |
| | | R4.10.3~ R4.11.17 | 633 | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広告・周知を委託 ①10月30日(日):ギラヴァンツ北九州戦 ■オリジナルキャンディーバッグ作り体験 ■ボックスオブジェ ■感染症防止のための対応 |
| | | R4.11.2~ R4.11.30 | 1,770 | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広告・周知を委託 ①11月3日(日):ヴァンラーレ八戸戦 ■雪まつりイベントの実施 ■ピッチ de カマヒコーキ(紙飛行機大会)の実施 ■感染症防止のための対応 |
| | | R5.2.14~ R5.3.27 | 1,988 | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広告・周知を委託 ①3月5日(日):アスルクラロ沼津戦 ■来場者大抽選会 ■ゲスト出演(トークショー) ■副知事によるピッチセレモニー ②3月19日(日):SC 相模原戦 ■恐竜イベント ①②の共通イベント ■マッチデープログラムの作成・配布 ■感染症防止のための対応 |
| | 「アウェイ サポータ | R4.4.5~ R4.12.31 | 1,619 | 対象となるホーム戦 15 戦について、香川県 PR 用の横断幕、のぼり、パネルの設置を委託 |
| | ーへの香 川県PR」 運営業務 委託 | R5.2.14~ R5.3.27 | 200 | 対象となるホーム戦2戦について、香川県PR用の横断幕、のぼり、パネルの設置を委託 |
| | SNSを活 用したファ ンとの交 流等業務 委託 | R4.4.15~ R4.12.28 | 903 | 球団公式 SNS にて対象試合に関するクイズを出題し、回答者にカマタマーレ讃岐の応援グッズや県産品等をプレゼントする企画の委託。 |
| 香川 ファ イブ | 香川 ファ イブ 関催業務 | R4.4.4~ R4.4.28 | 809 | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広告・周知を委託 ①4月16-17日(土・日):バンビシャス奈良戦 ■ゲームデープログラムへの県政 PR チラシの折込・配布 ■選手等身大パネルの展示 ■神破命(シンパノミコト・マスコットキャラ)からの挑戦状(クイズ企画) ■COCOA 登録推進キャンペーンの実施 ■選手等身大パネルの展示 |
| アローズ | 委託 | R4.4.25~ R4.5.31 | 595 | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広告・周知を委託 ①5月6-7日(金・土):佐賀バルーナーズ戦 ■ゲームデープログラムへの県政 PR チラシの折込・配布 ■ソーシャルディスタンス用選手パネルの設置 ■ハーフタイム抽選会 ■ブースターが選ぶアローズ選手ランキング投票の実施 |

| | 1 | 1 | ı | |
|-----|-------|-----------|-------|---------------------------------------|
| | | | | ■COCOA 登録推進キャンペーンの実施 |
| | | | | ■選手等身大パネルの展示 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | NIT OF THE A DIVINE A DIVINE A DIVINE |
| | | | | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広 |
| | | | | 告・周知を委託 |
| | | R4.5.12~ | | ①5月13-14日(土·日):仙台89ERS戦 |
| | | R4.6.10 | 800 | ■ソーシャルディスタンス用選手パネルの設置 |
| | | | | ■ブースター全員プレゼントキャンペーンの実施 |
| | | | | ■感染症対策啓発シートの作成と交付 |
| | | | | ■不織布マスクの着用を推奨する掲示物の提示 |
| | | | | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広 |
| | | | | 告・周知を委託 |
| | | R4.9.30~ | | ①10月15-16日(土・日):熊本ヴォルターズ戦 |
| | | R4.10.31 | 1,529 | ■選手パネルの設置 |
| | | 1.1.10.01 | | ■ブースター全員プレゼントキャンペーンの実施 |
| | | | | ■ハーフタイム抽選会 |
| | | | | ■モッパーレースイベント(モップかけレース) |
| | | | | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広 |
| | | | | 告・周知を委託 |
| | | | | ①12月24-25日(土・日):アルティーリ千葉戦 |
| | | R4.11.24~ | | ■感染症対策シートの提示 |
| | | R5.1.20 | 1,285 | ■映画間での PR 実施(12 月 2 日~15 日までの期間) |
| | | 13.1.20 | | ■選手パネルの設置 |
| | | | | ■太田紳一郎によるスラムダンクの主題歌披露(24 日の |
| | | | | み) |
| | | | | ■クリスマス抽選会の実施 |
| | | | | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広 |
| | | | | 告・周知を委託 |
| | | DE 1 10- | | ①1月21-22日(土・日):越谷アルファーズ戦 |
| | | R5.1.10~ | 931 | ■感染症対策シートの提示 |
| | | R5.2.10 | | ■選手パネルの設置 |
| | | | | ■ゲスト招致 |
| | | | | ■実況ライブの実施 |
| | | | | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広 |
| | | | | 告・周知を委託 |
| | | | | ①3 月 18-19 日(土・日):福島ファイヤーボンズ戦 |
| | | R5.3.3∼ | 1.010 | ■ラッキー・ヤドン(ポケモンキャラクター)に関するイベント |
| | | R5.3.31 | 1,018 | ②3月28日(水):佐賀バルーナーズ戦 |
| | | | | ■和太鼓集団「夢幻の会」によるパフォーマンス |
| | | | | ①②の共通イベント |
| | | | | ■選手パネルの設置 |
| | 「アウェイ | D4 4 1 | | 対象となるホーム戦 5 節について、香川県 PR 用の椅子カ |
| | ブースタ | R4.4.1~ | 352 | バー、のぼり旗を設置及びアウェイ公式戦時のパンツへの |
| | 一への香 | R4.5.31 | | 香川県ロゴの掲出を委託 |
| | 川県PR」 | D4.0.00 | | 対象となるホーム戦 14 節について、香川県 PR 用の椅子カ |
| | 運営業務 | R4.9.20~ | 1,233 | バー、のぼり旗を設置及びアウェイ公式戦時のパンツへの |
| | 委託 | R5.3.31 | | 香川県ロゴの掲出を委託 |
| | 試合観戦 | D4 10 7 | | |
| | スタイルの | R4.10.7~ | 897 | 試合観戦スタイルのプロモーション動画の作成業務の委託 |
| | プロモー | R4.12.20 | | |
| ь—— | 1 | L | | |

| | ション動画 作成業務 委託 | | | |
|-------------|--------------------------------------|---------------------|-------|--|
| 香オーガナズ川リブイー | 「魅力AY」 開催業 | R4.4.20~ R4.5.20 | 1,232 | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広告・周知を委託 ①5月4日(水):高知ファイティング・ドッグス戦 ■ソーシャルディスタンス呼びかけパネルの設置 ■SNSでの「香川県×子どもの日キーワードクイズ」の実施 ■「こいのぼり塗り絵コンテスト」の実施 |
| | | R4.5.10~ R4.6.10 | 869 | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広告・周知を委託 ①5月22日(土):福岡ソフトバンクホークス戦 ■ソーシャルディスタンス呼びかけパネルの設置 ■来場者グッズ配布キャンペーンの実施 ■野球少年・少女応援セミナー会 |
| | | R4.7.21~ R4.8.10 | 1,287 | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広告・周知を委託 ①7月30-31日(土・日):愛媛マンダリンパイレーツ戦 ■来場者プレゼント ■球場縁日(縁日体験ができるブースの設置) ■浴衣DAY(浴衣来場者にプレゼント) ■キッチンカーフェアの開催 ■ソーシャルディスタンス呼びかけパネルの設置 |
| | | R4.8.1~ R4.9.12 | 1,155 | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広告・周知を委託 ①8月28-29日(日・月):愛媛マンダリンパイレーツ戦 ■オリジナルグッズの先着配布プレゼント ■人気ユーチューバーによるタイアップイベント ■虫刺され予防 PR 動画 ■ソーシャルディスタンス呼びかけパネルの設置 ■スタジオ・サリーズによるダンスパフォーマンス(28日のみ) ■5回裏抽選会の実施 |
| | | R4.9.6~ R4.9.30 | 1,298 | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広告・周知を委託 ①9月16日(金):徳島インディゴソックス戦 ■ソーシャルディスタンス呼びかけパネルの設置 ■来場者プレゼントの実施 ■元プロ野球選手の誘致 ■5回裏抽選会の実施 |
| | | R5.3.17~ R5.3.31 | 941 | 以下の日程のホーム戦にて、イベントの企画と運営及び広告・周知を委託 ①3月31日(金):徳島インディゴソックス戦 ■来場者プレゼントの実施 ■抽選会の実施 ■応援フラッグ作成の実施 |
| | 「ビジター ファンへの 香川県P R」業務委 託 | R4.4.1~ R4.11.30 | 953 | 対象となるホーム戦 27 戦について、香川県 PR 用の横断幕、のぼり、パネルの設置を委託 |
| | | R5.3.10~ R5.3.31 | 44 | 対象となるホーム戦 1 戦について、香川県 PR 用の横断幕、のぼり、パネルの設置を委託 |
| | ユニフォームへの | R4.4.1~ R4.11.30 | 154 | 選手全員、監督、コーチのユニフォーム上着右袖に香川県ロゴワッペンを掲出し、香川県をPRする事業の委託 |
| | 香川県口 | R5.3.10~ R5.3.31 | 31 | 選手全員、監督、コーチのユニフォーム上着右袖に香川県 ロゴワッペンを掲出し、香川県をPRする事業の委託 |

| | ゴ掲出業 務委託 | | | |
|----------------------------|--|----------------------|-----|--|
| | ファンとの 交流企画 実施業務 委託 | R4.11.28~ R5.1.31 | 171 | 球団公式 SNS にて選手が愛用しているトレーニンググッズ 及びトレーニング方法を紹介し、投稿のリツイート数に応じて 抽選で選手愛用グッズをプレゼントする事業の委託 |
| 香川 アイ スフ ェロ ーズ | 公式戦ダ イジェスト 動画を活 用した香 川県 PR 業務委託 | R5.1.13~ R5.3.31 | 206 | 公式戦ダイジェスト動画中に県産品の PR 動画を挿入した PR 動画の作成事業に関する委託 |

事業実施の必要性

スポーツは、地域に人を呼び込み、地域に活力を与える有効な手段であるため、地域の財産である地域密着型スポーツチームの魅力を向上させることにより交流人口の拡大等が期待できる地域密着スポーツ魅力向上事業は必要な事業である。

県の各計画との関連

● 上位計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

「新しい流れをつくる香川」における「⑪交流人口を回復・拡大する」の中で、香川プロスポーツサポート事業が定められている。

● 展開方向・重点施策

上記の基本方針のもと、地域密着型スポーツチームを地域の財産と捉え、県内自治体や企業・団体と連携し、地域活力の向上と交流人口の拡大に向けて活用するとともに、県民のチームに対する愛着を育み、応援する機運の醸成に取り組む旨の方向性が示されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

シーズンを通じたホーム公式戦観客数を施策全体の効果指標としており(前述「4.6 香川プロスポーツサポート事業」と同じ)、個々の施策では、魅力体験 DAY の施策実施時と未実施時の観客数の比較を実施している。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

● 香川県会計規則

4.7.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

|--|

| 当初予算額 | 30,000 | 30,000 | 30,000 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 補正予算額(増減) | I | - | I |
| 計:現年予算額 | 30,000 | 30,000 | 30,000 |
| 前年度明許繰越額 | I | - | I |
| 流用額 | | - | |
| 計:予算現額 | 30,000 | 30,000 | 30,000 |
| 決算額 | 29,955 | 29,058 | 29,736 |
| 翌年度明許繰越額 | ı | - | |
| 不用額 | 45 | 942 | 264 |

4.7.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 決算額 | 主な内容 |
|-----|--------|---|
| 委託料 | 29,736 | 以下の地域密着型スポーツチーム運営母体への委託料 (株)カマタマーレ讃岐香川オリーブガイナーズ球団(株)(株)ファイブアローズ安岡章夫(香川アイスフェローズ 代表) |
| 合計 | 29,736 | |

4.7.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
|------|--------|------|
| 一般財源 | 29,656 | |
| 繰入金 | 80 | |
| 合計 | 29,736 | |

4.7.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の内訳に記載の委託事業すべての執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

4.7.6 監査の結果及び意見

4.7.6.1 魅力体験DAYで実施するイベントの対象とするターゲットの設定及びその効果測 定(意見事項 14)

(発見事項)

魅力体験 DAY は、ホーム公式戦実施時にイベント等の開催により試合会場全体の魅力向上を図ることで、より多くの県民が来場し、試合観戦はもとより、家族で楽しめるエンターテイメント性豊

かな様々な体験を提供し、県民の応援機運を醸成することを目的に実施している。魅力体験 DAY のイベントは、令和 4 年度ではチーム毎に 5 回以上開催されており(香川アイスフェローズを除く)、その内容も試合毎に様々である。

一方で、各チームに委託している魅力体験 DAY に関する仕様書及び各チームからの実施報告書を閲覧したところ、イベント毎の対象としているターゲット(どういった層を対象にしたイベントとしたいのか)等の設定は行われておらず、効果を測定する指標としても全体の来場者数のみとなっているように見受けられた。

(問題点)

ターゲットを絞ったイベントを開催することでより効果的な来場者数の増加等が見込まれる可能性があるにもかかわらず、これを実施しないと、折角数多く実施している魅力体験 DAY のイベントが効果的とはいえない余地があり、問題である。

(意見事項 14)魅力体験DAYで実施するイベントの対象とするターゲットの設定及びその効果 測定

県が地域密着型スポーツチームに業務委託して実施している魅力体験 DAY では、試合毎に様々なイベントを実施して県民の応援機運の醸成を図っている。魅力体験 DAY のイベントは数多く開催されているが、これらのイベントについて、全体としてターゲット(どういった層を対象としたイベントとするか)の絞り込みは特に行われていない。

より効果的な来場者数の増加等を期待する観点からは、イベント毎に対象とするターゲットを設定し、そのイベントによってどのような層(例えば家族連れ、その競技に取り組んでいる学生・生徒、シニア層、女性等)の来場者数増を狙うのかを明確にしたイベントとすることも一案と考えられ、こうした策についても検討することが望ましい。

具体的には、開催するイベントの一部についてターゲットを絞り込んだイベントとすることを仕様書に織り込むこと等が考えられる。なおその場合は、ターゲットとした来場者数を効果測定のための指標として把握することが重要であり、実績報告書にこれを含めることが考えられる。

4.8 栗林公園活性化事業(栗林公園特別会計)

4.8.1 事業の概要

所管課

交流推進部 交流推進課

事業概要

栗林公園の入園者数増加等を通じた交流人口の増加を目的として、栗林公園内での様々なイベント等を実施する事業である。平成13年度からの継続事業であり、令和4年度の事業内容は以下の通りである。

栗林公園とは

国の特別名勝に指定されている文化財庭園の中で、最大の広さを持つ栗林公園は、高松藩主松平家の別邸として、歴代藩主が修築を重ね300年近く前に完成しました。緑深い紫雲山を背景に6つの池と13の築山を巧みに配し、江戸初期の回遊式庭園として、すぐれた地割り、石組みを有し、木石の雅趣に富んでいます。

春夏秋冬と四季折々の風物にも恵まれ、ここに咲く花々は、一千本もの見事な手入れ松とともに一歩一景といわれる変化に富んだ美しさを醸し出します。

(出典:うどん県旅ネットホームページ)

① 春・秋のライトアップ事業

平成13年度より実施している春(桜)及び秋(紅葉)のライトアップ事業である。委託事業であり、具体的な内容は以下の通りである。

<ライトアップ業務>

- ライトアップ期間: (春)令和4年4月1日~4月10日の10日間 (秋)令和4年11月18日~11月27日の10日間
- ライトアップ時間: (春)18 時~21 時(通常の閉園時間は18 時30分) (秋)17 時~21 時(通常の閉園時間は17 時)
- 委託先: 春・秋共に㈱ネクサス
- 契約方法:コンペ方式
- 委託金額:(春)8,288 千円 (秋)8,600 千円
- 委託業務内容:ライトアップの企画、会場等設営·運営管理業務、広報等に関する業 窓

② 南湖での和船周遊事業

観光客が和船で栗林公園内の南湖を周遊する業務に関する事業である。H24 年度より継続している委託事業であり、具体的な内容は以下の通りである。

● 実施期間:通年

● 委託先:(公社)香川県観光協会

● 契約方法:単独随意契約

● 委託金額:11,823 千円

栗林公園庭園管理及び遊覧船運航業務の一体契約であり、総額の委託金額は51,257 千円、このうち遊覧船運航業務に係る委託金額が11,823 千円となっている。

委託業務内容:遊覧船手売り舟遊場使用料の受領業務、遊覧船運航管理業務、遊覧船 使用料収納業務

③ 庭師のガイドツアー(ゼロ予算事業)

庭師(栗林公園職員)が園内の見どころや樹木管理、剪定などを解説しながら園内を巡るガイドツアーを実施する事業である。

事業実施の必要性

国の特別名勝である栗林公園でイベント等を実施することにより、入園者数増加等を通じた交流人口の増加を図ることができるため必要な事業である。

県の各計画との関連

● 上位計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

「新しい流れをつくる香川」における「⑪交流人口を回復・拡大する」の中で栗林公園活性化事業が定められている。

● 展開方向・重点施策

上記の基本方針のもと、県の貴重な観光資源である栗林公園でのイベント等の実施による入園者数増加等に取り組む旨の方向性が示されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

当該事業に関する明確な KPI は定めていないものの、栗林公園への来園者の増加を目標として、毎月各種統計をとるとともに、その増減の要因を分析して、事業の内容を更新している。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

● 香川県会計規則

4.8.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 33,658 | 31,571 | 32,553 |
| 補正予算額(増減) | △7,961 | 166 | △675 |
| 計:現年予算額 | 25,697 | 31,737 | 31,878 |
| 前年度明許繰越額 | ı | - | |
| 流用額 | I | - | = |
| 計:予算現額 | 25,697 | 31,737 | 31,878 |
| 決算額 | 24,490 | 31,101 | 30,821 |
| 翌年度明許繰越額 | ı | - | _ |
| 不用額 | 1,207 | 636 | 1,057 |

4.8.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 決算額 | 主な内容 |
|------------|--------|--------------------------|
| 委託料 | 28,711 | 委託料の内訳は以下の通りである。 |
| | | ■春のライトアップ事業:8,288 千円 |
| | | ■秋のライトアップ事業:8,600 千円 |
| | | ■和船周遊事業:11,823 千円 |
| 負担金、補助及び交付 | 1,000 | 栗林公園にぎわいづくり委員会(特別名勝栗林公園 |
| 金 | | の魅力の向上、情報の発信及び関係団体等との連絡 |
| | | 交流の促進を図ることにより、地域の活性化に寄与す |
| | | ることを目的とした組織)への負担金 |
| 需用費 | 681 | ■消耗品の購入費:364 千円 |
| | | ■チラシ及びポスターの印刷代:317 千円 |
| 報償費 | 256 | 伝統工芸士の制作実演に対する謝金 |
| 原材料費 | 86 | ポリエチレン製公園用ロープの購入費 |
| 使用料及び賃借料 | 70 | ハローワーク駐車場の借上料 |
| 役務費 | 17 | 和船の船舶検査手数料 |
| 合計 | 30,821 | |

4.8.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
|---------|--------|------|
| 使用料、手数料 | 30,821 | |
| 合計 | 30,821 | |

4.8.5 検討した内容及び閲覧した資料等

県の担当者に事業の目的、概要、具体的な活動内容、設定している業績評価指標等について ヒアリングを実施し、事業目的と事業実施内容の整合性及び、設定している業績評価指標の妥当 性等を検討した。また、前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとしての春・秋のライトアップ 事業委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

4.8.6 監査の結果及び意見

4.8.6.1 業績評価のための指標の設定(意見事項15)

(発見事項)

栗林公園活性化事業のうち、庭師のガイドツアー(庭師(栗林公園職員)が園内の見どころや樹木管理、剪定などを解説しながら園内を巡るガイドツアー)については業績評価のための指標が設定されていない状況であった。

(問題点)

各事業に対応した業績評価のための指標が設定されていないと、目標を達成するための取組 の進捗状況が定量的に測定できず、特に継続事業の場合は事業の見直しや改善が十分に行わ れないことで効果的・効率的かつ経済的な事業の運営に支障を来たす可能性があり問題である。

(意見事項15)業績評価のための指標の設定

果林公園活性化事業では、①春・秋のライトアップ事業、②南湖での和船周遊事業及び③庭師のガイドツアーの3つの事業を実施しているが、①については実施期間中の夜間入園者数、②については和船乗船者数の推移統計を取り、これらを業績評価の指標としているものの、③については業績評価のための指標が設定されていない状況であった。

取組の進捗状況を定量的に把握し、特に継続事業の場合は事業の見直しや改善を十分に 行うことで効果的・効率的かつ経済的な事業の運営を果たすため、業績評価のための指標を適 切に設定することが望ましい。

具体的には、③についてはガイドツアー参加者数等を業績評価のための指標として設定すること等が考えられる。

4.9 県立公園施設整備維持管理事業

4.9.1 事業の概要

所管課

交流推進部 交流推進課

事業概要

県立公園施設(琴林公園:さぬき市、亀鶴公園:さぬき市、桃陵公園:仲多度郡、琴平公園:仲多度郡、琴弾公園:観音寺市、栗林公園:高松市、坂出緩衝緑地:坂出市、栗島海洋記念公園:三豊市、瀬戸大橋記念公園:坂出市、女木島野営場:高松市の10の施設)の維持管理や施設修繕を行い、快適で安全な公園環境を維持するとともに、より快適な公園施設を目指して施設整備等を行う事業である。当該事業については、11のユニットに細分化されている事業であり、ユニット別の事業内容及び節別内訳は以下の通りである。

| No | 事業ユニット | 節別内訳 (単位:千円) | | 内容 |
|-----|--------------------|-----------------|--------|---------------------------------|
| 1 | 県立公園等維持 | 委託料 | 121 | 琴弾公園及び琴林公園の遊具点検に関する費用 |
| | 管理事業 | 計 | 121 | |
| | | 旅費 | 44 | 公園への交通費 |
| | | 需用費 | 62 | 事務用品費、設計図書及びチラシの印刷費 |
| | | 役務費 | 86 | 琴弾公園山口の井戸水質検査費用 |
| 2 | 県立公園松くい虫 薬剤防除事業 | 委託料 | 6,646 | 松くい虫薬剤防除費用(地上散布、被害木処理) |
| | | 使用料及び 賃借料 | 27 | 高速道路使用料 |
| | | 計 | 6,865 | |
| | | 旅費 | 24 | 公園への交通費 |
| | 坦土八田、 197 | 需用費 | 34 | 事務用品費、設計図書及びチラシの印刷費 |
| 3 | 県立公園シロアリ 対策事業 | 委託料 | 0 | |
| | | 使用料及び 賃借料 | 10 | 高速道路使用料 |
| | | 計 | 68 | |
| | | 旅費 | 28 | 公園への交通費 |
| | | 需用費 | 3,868 | 施設、設備の修繕費用 |
| | 県立公園等保全 対策事業 | 役務費 | 346 | 倒木、危険木の伐採等の作業手数料 |
| 4 | | 委託料 | 7 | CAD保守料(当課2名、栗林公園1名のシステム 利用料) |
| | | 使用料及び 賃借料 | 33 | 高速道路使用料 |
| | | 計 | 4,282 | |
| | | 需用費 | 107 | 事務用品費、設計図書及びチラシの印刷費 |
| (5) | 栗林公園松くい虫 被害対策事業 | 委託料 | 12,697 | 松くい虫薬剤防除費用(地上散布、被害木処理) |
| | | 計 | 12,804 | |
| (6) | 県立公園樹木管 | 委託料 | 2,789 | 樹幹注入費用 |
| (0) | 理事業 | 工事請負費 | 19,910 | 伐採、除根に係る費用 |

| | | 計 | 22,699 | |
|-----------|--------------------------|--------------|---------|--|
| 7 | 県立公園維持管 | 委託料 | 40,780 | 県立5公園に係る清掃作業に係る費用 |
| Û | 理事業 | 計 | 40,780 | |
| (8) | | 需用費 | 72 | 事務用品費、設計図書の印刷費 |
| | 県立公園施設整 | 使用料及び 賃借料 | 4 | 高速道路使用料 |
| _ | 備事業 | 工事請負費 | 2,451 | 県立5公園の施設整備に係る工事費 |
| | | 計 | 2,527 | |
| | | 需用費 | 249 | 事務用品費、設計図書の印刷費 |
| 9 | 県立公園施設長 | 委託料 | 495 | 栗林公園の偃月橋改修工事に係る実施設計費 |
| | 寿命化整備事業 | 工事請負費 | 53,944 | 栗林公園の偃月橋改修に係る工事費 |
| | | 計 | 54,688 | |
| | | 需用費 | 50 | 事務用品費、設計図書の印刷費 |
| _ | 坂出緩衝緑地施 | 委託料 | 0 | |
| 10 | 設整備事業 | 工事請負費 | 14,753 | 番の州球場照明制御設備の改修に係る工事費 |
| | | 計 | 14,803 | |
| (1) | 粟島海洋記念公 園施設整備事業 | 委託料 | 11,799 | 栗島海洋記念館応急修繕費:7,095 千円 栗島海洋記念館の耐震改修工事に係る実施設計 費:4,704 千円 |
| | | 計 | 11,799 | |
| | | 旅費 | 96 | |
| | | 需用費 | 4,442 | |
| | | 役務費 | 432 | |
| v ze | / -: \ | 委託料 | 75,334 | |
| 【况 | 年】 11 ユニット合計 | | 70,334 | |
| | 11 ユーットロ 司 | 使用料及び 賃借料 | 74 | |
| | | 工事請負費 | 91,058 | |
| | | 計 | 171,436 | |
| | | 需用費 | 500 | 桃陵公園メロディー時計(カリヨン)修繕費 |
| 12 | 県立公園樹木管 | 工事請負費 | 2,258 | 琴弾公園の伐採、除根に係る費用 |
| _ | 理事業 | 計 | 2,758 | |
| | | 需用費 | 500 | |
| 【明 | 許繰越】合計 | 工事請負費 | 2,258 | |
| | | 計 | 2,758 | |
| (13) | 粟島海洋記念公 | 委託料 | 28,923 | 粟島海洋記念館の耐震改修工事に係る実施設計 費 |
| _ | 園施設整備事業 | 計 | 28,923 | |
| | | 委託料 | 28,923 | |
| | | | 28,923 | |
| 13 그二ット合計 | | 旅費 | 96 | |
| | | 需用費 | 4,942 | |
| | | 役務費 | 432 | |
| | | 委託料 | 104,257 | |
| | | 使用料及び 賃借料 | 74 | |
| | | >>1H 1 1 | 1 | |
| | | 工事請負費 | 93,316 | |

事業実施の必要性

県立公園施設の快適で安全な環境を維持管理するために必要な事業である。

県の各計画との関連

● 上位計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

「新しい流れをつくる香川」における「⑪交流人口を回復・拡大する」の中で県立公園施設整備維持管理事業が定められている。

● 展開方向・重点施策

上記の基本方針のもと、県立公園施設の快適で安全な環境を維持管理に取り組む旨の方向性が示されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

当該事業に関する明確な KPI は定めていないものの、松くい虫薬剤防除事業に関しては、 松くい虫による被害木が前年度より減少させる等、各種細分化された事業について、被害や修 繕が最小限にとどまるようなことを目標に活動は実施している。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

● 香川県会計規則

4.9.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 当初予算額 | 283,522 | 103,077 | 186,098 |
| 補正予算額(増減) | △4,860 | △2,138 | △3,207 |
| 計:現年予算額 | 278,662 | 100,939 | 182,891 |
| 前年度明許繰越額 | 41,423 | 137,708 | 36,385 |
| 流用額 | ı | ı | I |
| 計:予算現額 | 320,085 | 238,647 | 219,276 |
| 決算額 | 179,733 | 191,187 | 203,117 |
| 翌年度明許繰越額 | 137,708 | 36,385 | 10,670 |
| 不用額 | 2,644 | 11,075 | 5,489 |

4.9.3 決算額の主な内訳

(単位・千円)

| | | (事位:1月) |
|-------|---------|-------------------|
| 節 | 決算額 | 主な内容 |
| 工事請負費 | 93,316 | 各ユニット別の内訳は、事業概要参照 |
| 委託料 | 104,257 | |
| 需用費 | 4,942 | |

| その他 | Ľ | 602 |
|-----|----|---------|
| | 合計 | 203,117 |

4.9.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | | (十匹:111) |
|---------|---------|----------|
| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
| 分担金、負担金 | 735 | |
| 使用料、手数料 | 1,748 | |
| 国庫支出金 | 44,691 | |
| 諸収入 | 294 | |
| 県債 | 50,000 | |
| 一般財源 | 101,440 | |
| 合計 | 203,117 | |

4.9.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の業務委託料に係る執行額について、 支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

① 粟島海洋記念館の耐震改修工事等に係る実施設計業務の委託

| 執行何決裁日① | R4.2.25 |
|-----------|--|
| | 実施設計業務に関する委託業者の承認 |
| 契約方法 | 一般競争入札 |
| 当初契約期間 | R4.2.25—R4.3.31 |
| 契約額 | 33,627,000 円 |
| 執行伺変更決裁日① | R4.3.31 |
| | (変更内容) |
| | 契約期間の延長 |
| | R4.2.25−R4.3.31⇒R4.2.25−R5.1.31 |
| | (変更理由) |
| | 関係者との協議・調整に不測の日時を要したため。 |
| 執行伺決裁日② | R4.4.1 |
| | 明許繰越から事故繰越への承認 |
| 執行伺変更決裁日② | R5.1.10 |
| | (変更内容) |
| | 契約期間の延長 |
| | R4.2.25−R5.1.31⇒R4.2.25−R5.3.31 |
| | (変更理由) |
| | 実地調査を実施したところ、基本設計との相違が見られたことから、関係機関との調 |
| | 整に時間を要したため。(本館の壁面に筋交が発見されたことから、耐震補強の計 |
| | 画を修正する必要が生じたため。) |
| 予算流用に係る伺に | R5.1.16 |
| 関する決裁日 | (財源振替及び予算流用に係る伺が発生した経緯) |
| | 当該実施設計については、以下の3つの工事の内容を含む業務として委託契約を |
| | 締結していた。 |
| | ①活用環境強化工事:耐震補強工事とそれに伴う建築工事、建築基準法適応 |
| | のための建築工事と設備工事 |
| | |

| | ②美観向上工事: 塗装の塗替え等 |
|-------|--|
| | ③保存修理工事:軸部の建て起しや柱、梁、胴差しなど木部腐朽の取替及び修 |
| | 繕を実施 |
| | 当該設計業務に関しては、上記3つの工事に関する設計業務に係る費用全額が文化資源活用事業費補助金(観光拠点整備事業)の対象になるとの前提で、費用全体の60%に国費(補助対象限度)を、残り40%のうちの90%に県債を、費用全体から国費及び県債額を差し引いた額に一般財源を充てる計画で予算計上していた。 しかし、実施設計業務の終盤であるR4.12に受託者から実施設計業務中に補助対象外業務が含まれている旨の連絡があり、実施設計書を確認したところ、補助対象外業務(③保存工事に係る設計業務:4,506千円)が含まれていることが判明し、財源不足分を一般財源からの支出する必要が生じたので、予算の流用を行った上で、振り替えた。 |
| | (上記事象が発生した原因) 実施設計業務に含まれる業務のすべてが補助対象業務であると認識していたこと によるもの。 |
| | (再発防止策) 補助対象事業に該当するか否か、補助金要綱をよく確認するとともに、曖昧な部分 |
| | については、文化庁等に確認の上、業務等を進めることとする。 |
| 事業完了日 | R5.3.31 |
| 支払日 | R5.4.27 |

4.9.6 監査の結果及び意見

4.9.6.1 文化資源活用事業費補助金の補助対象経費の適用誤り(指摘事項 3) (発見事項)

粟島海洋記念館の耐震改修工事等に係る実施設計業務の委託(33,627 千円)について、当初、県では設計業務に係る費用の全額が国庫補助金(文化資源活用事業費補助金(観光拠点整備事業))の対象経費になると認識し、予算計上もその前提で行っていた。その後、一部の業務(保存工事に係る設計業務:4,506 千円)が補助対象外であることが判明し、結果として国からの補助金が当初予算より減額されたため、不足した財源を一般財源から支出するために、予算流用による財源振替を実施している。

(問題点)

国庫補助金の補助対象経費が適切に把握されていないと、確保できる財源や予算案そのもの の適切な策定に支障が生じ、県の事業執行そのものが適切に行えなくなる可能性が生じるため問 題である。

(指摘事項3)文化資源活用事業費補助金の補助対象経費の適用誤り

粟島海洋記念館の耐震改修工事等に係る実施設計業務の委託(33,627 千円)について、当初、県では設計業務に係る費用の全額が国庫補助金(文化資源活用事業費補助金(観光拠点整備事業))の対象経費になると認識し、予算計上もその前提で行っていた。その後、一部の業務(保存工事に係る設計業務:4,506 千円)が補助対象外であることが判明し、結果として国からの補助金が当初予算より減額されたため、不足した財源を一般財源から支出するために、予算流用による財源振替を実施している。

適切な予算案の策定のためにも、国庫補助金の補助対象経費の範囲については事前に十分確認し、補助金の概要を熟知したうえで、補助金申請を実施する必要がある。

4.10 うどん県アート県ブランドプロモーション事業

4.10.1 事業の概要

所管課

交流推進部 観光振興課

事業概要

公益社団法人香川県観光協会(以下「観光協会」という。)は、本県の認知度やブランド力の 向上を図り、旅行先として「選ばれる香川県」とするために、「うどん県。それだけじゃない香川 県」というテーマを設け、テレビ、雑誌等、各種媒体の活用や企業とのタイアップ等により、本県 の魅力を発信するプロモーション事業を行っている。

本事業は、観光協会が当該事業で要した経費について、県が観光協会に補助金を交付する事業である。

また、補助金を受けた観光協会では、補助事業として以下の事業を行っている。

① パブリシティサポート活動業務

「うどん県。それだけじゃない香川県」をテーマとして、首都圏、関西圏を中心としたテレビ、雑誌等での香川県のコンテンツ露出を図り、誘客促進を行っている。具体的には、以下の業務委託を実施している。

注:パブリシティとは、メディアへの働きかけにより自社の製品・サービス等が記事やニュースとして取り上げられることをいう。

(単位:千円)

| 委託先 | 内容 | 金額 | 契約方式 |
|---------|------------------------|-----------|--------|
| ㈱中国四国博 | 令和4年度首都圏等情報発信に係るパブリシティ | (※) 6,408 | 公募プロポー |
| 報堂 高松支社 | サポート業務 | | ザル方式 |
| | その他 | 41 | - |
| | 合計 | 6,450 | |

[※] 委託金額総額としては 8,400 千円だが、このうち弘法大師空海御誕生 1250 年祭を活用した誘客促進事業費 1,991 千円を除いた金額としている。

② 誘客イベント開催業務及び企業コラボタイアップ業務

以下の通り種々の業務委託によって、「うどん県。それだけじゃない香川県」というテーマのプロモーションを実施している。

(ア) 委託先等について

(単位:千円)

| | | | (1 1 1 4 7 |
|---------|-------------------|-------|-------------|
| 委託先 | 内容 | 金額 | 契約方式 |
| セーラー広告㈱ | 「ヤドン部」をテーマにした動画制作 | 2,200 | 公募プロポ |
| | | | ーザル方式 |

| (株)メディアミックス | 「うどん県×ヤドン」コラボ事業等業務委託 | 2,500 | 公募プロポ |
|-------------|---------------------------------|--------|-------|
| 研究所 | | | ーザル方式 |
| (株)ディスカバー・ジ | 「Discover Japan」香川県 PR 記事掲載(注1) | 1,650 | 単独随意 |
| ヤパン | | | |
| 高松空港㈱ | Marunouchi HOUSE 観光 PR イベント負担金 | 1,366 | 協定 |
| 高松空港㈱ | 御殿場プレミアムアウトレット観光 PR イベント負担金 | 478 | 協定 |
| 日本航空㈱ | JAL 香川県観光情報発信及び観光客誘客促進事業 | 815 | 協定 |
| ANA あきんど(株) | ANA 香川県観光情報発信及び観光客誘客促進事 | 500 | 協定 |
| | 業 | | |
| セーラー広告㈱ | さぬきうどん百店満点改訂(注2) | 2,013 | 単独随意 |
| | その他 (注 3) | 3,754 | |
| | 合計 | 15,276 | |

- 注 1: ㈱ディスカバー・ジャパンより記事の企画提案を受け編集協力費を支出。Discover Japan への記事掲載のため「競争入札によることが適当でない」として単独随意契約を締結。
- 注:2: 令和2年度に改訂を行った後2年を経過するため改めてアンケートを実施し改訂を行う。平成27年度、 平成29年度、令和2年度の受注実績と毎年「さぬきうどん全店制覇」を発行し香川県内の多くのうどん店 の情報を保有していることから「競争入札によることが適当でない」として単独随意契約を締結。
- 注3:パンフレット増刷、印刷代、発送代、旅費等

(イ) 主な実施内容について

● 株式会社ポケモンとタイアップし、県外からの観光誘客を目的にイベントを開催している。また、香川県内の「ヤドン」コンテンツを活かした観光パンフレットの制作等を行っている。

| 実施日 | イベント内容 |
|------------|--------------------------------|
| 4.14~12.31 | 「香川めぐり旅」スタンプラリー |
| 8.10 | 「週末いやしヤドン部」動画公開 |
| 10.15~16 | 「ヤドンパラダイス in 香川2022」(高松空港)開催 |
| 12.10~11 | 「ヤドンと楽しい仲間たち」(道の駅 小豆島オリーブ公園)開催 |
| 12.10 | ヤドンタクシーのお披露目 |
| 3.12 | ヤドンのフェリー2 号船運航開始 |

● 三菱地所株式会社が運営に携わっている香川県、沖縄県、静岡県、北海道の各空港会社 (高松空港、みやこ下地島空港、富士山静岡空港、北海道内7空港)、各県観光協会、三 菱地所株式会社等との連携による観光 PR イベントを開催している。 なお、イベント関連費用は観光協会と高松空港株式会社がほぼ等しい割合で負担してい る。

| 実施日 | イベント内容 | 場所 |
|----------------|--|--------------------|
| $9.24 \sim 25$ | 「ヤドンパラダイス in 香川」御殿場プレミアムアウトレット スペシ | 御殿場プレミアムアウト |
| | ヤルイベント | レット(静岡)(注) |
| 11.7~12.4 | 新丸ビル7階の飲食店ゾーン「(marunouchi) HOUSE」において、 | marunouchi HOUSE(東 |
| | 「ちょっとディープで、かなりホットな旅案内 偏愛旅行社」を開催 | 京) |

注:来店客の多くが首都圏在住者

● 株式会社ディスカバー・ジャパンとタイアップし、雑誌「Discover Japan」10 月号において、善通寺や出釈迦寺等を取り上げたお遍路を紹介する記事 4 ページを掲載及び Discover Japan WEB サイトへの記事転載を実施。

● 包括連携協定を締結した ANA 及び JAL と連携し、両者のウェブサイトに香川県の観光情報を掲載している。

公益社団法人香川県観光協会について

①組織の概要

昭和45年に、香川県の観光事業の振興を図り、観光団体との連絡協調を行うとともに、国際観光を促進し、本県の文化や産業の発展に寄与することを目的に発足した。平成25年には公益法人制度改革に伴い、それまでの一般社団法人から公益社団法人に移行した。香川県の観光振興、とりわけ「交流人口・観光客の拡大」を重点目標に、国内外からの観光客誘致や、観光客受入態勢の整備、観光情報の提供などを柱とした事業に積極的に取り組んでいる。

平成27年には、観光圏整備法に基づく「観光圏」認定を受け、「香川せとうちアート観光圏」として、協会が「観光地域づくりのプラットフォーム」としての中心的な役割を担い、香川県と8市9町とともに滞在型観光の推進を図るとともに、平成29年11月には、観光地域づくりの舵取り役としての日本版DMO法人として、国の登録を受けている。

DMO…観光地域づくり法人で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと。

②主な業務について

【情報発信事業】

県内の観光地・施設やイベントを中心とした観光パンフレット等の作成、インターネットの活用による県内の観光情報発信のほか、国内外に向けて積極的な観光情報の発信につとめている。また、本県のイメージアップを図るため、映画やテレビなどのロケーション撮影の誘致と各種の支援事業を行っている。

【観光客誘致事業】

メディアや交通媒体などを活用した観光客誘致活動や、官民一体となり、旅行博覧会、商 談会や旅行会社訪問などのセールス活動を積極的に行うとともに、地域資源を活かした個人 旅行者向けの滞在プログラムの造成など、国内外からの観光客の誘致を図っている。

【受入態勢の整備事業】

国内外から本県を訪れる観光客の満足度の向上を図るため、観光関係者のおもてなし研修などの人材育成や、県民の地域への誇りを醸成する活動を行うとともに、多言語対応が可能な観光案内所の整備・運営をしている。

(以上①と②の出典:うどん県旅ネット・ホームページ)

これらの業務について、令和4年度において具体的に実施した事業とその支出金額、これに係る県からの補助金額については以下の通りである。

なお観光協会のこれらの事業のうち非常に多くの事業は、今回監査対象となっている県の 観光に関係する事業と関係している。そのため、下表の「監査対象」の列で、本報告書で検 討している県の事業と関係している事業についてはその検討箇所を示すこととした。

(単位:千円)

| 事業名 | 事業内容 | 支出金 額 | 財源 | 県補助額 等 | 監査対象の事業と関係 |
|--|--|---------|---|-----------|------------|
| 【公益事業】 | | | | | |
| 観光情報発信事 | | | | Т | |
| ウェブ観光情 報提供事業 | 県公式観光サイト「うどん県旅ネット」 において、観光客等へ観光・イベント 情報を提供した。 | 6,395 | 県補助 | 6,395 | |
| うどん県アート 県ブランドプロ モーション事 業 | 旅行先として「選ばれる香川県」になるように、本県のブランド力の向上を図るため、テレビや雑誌、企業とのタイアップ等により本県の魅力等を発信するプロモーション戦略を展開した。 | 21,726 | 県補助 | 21,726 | 4.10 |
| デジタルマー ケティング観 光誘客推進事 業 | SNSを中心に本県をPRする広告を配信し、認知度の向上を図るとともに、広告から県公式観光サイト「うどん県旅ネット」の特設ページや県内の体験イベントや宿泊の予約が可能な外部サイトへ誘導し、誘客促進を図った。 | 24,300 | 県補助 | 24,300 | 4.11 |
| 香川フィルム コミッション事 業 | 映画、テレビ、コマーシャル等のロケ 撮影の誘致、撮影の円滑な実施の ために必要な支援を行った。 | 3,847 | 負担金 (わがかが わ観光推進 協議会から の負担金) | _ | |
| 全国観光圏推 進協議会「Un discovered J apan」情報発 信事業 | 全国 13 観光圏が連携し、商談会への参加、ウェブサイトやSNSの運用などの情報発信を行った。 | 69 | 県補助 | 69 | |
| 刊行物発行事業 | 香川観光マップ「香川たび」等の観光パンフレットの作成、配布により香川県の観光PRを行った。 | 1,342 | 負担金 (わがかが わ観光推進 協議会から の負担金) | _ | |
| 観光客誘致事業 | | | | | |
| (国際観光推発 海外からの観 光客誘致事業 | 野業)外国人観光客の来訪を促進するため、観光客増加が期待できる韓国、中国、台湾、香港等、主に東アジア | 223,856 | 県補助+市 補助+負担 金等 | 161,679 | 4.17 |

| | を対象に、香川の魅力をPRする等 | | | | |
|---------------|---------------------|--------|----------------|--------|-------|
| | の誘致活動を行った。 | | | | |
| 外国人観光客 | 外国人観光客を本県へ誘客し、県 | 33,331 | 県補助 | 33,331 | |
| 誘致対策補助 | 内宿泊・観光施設の利用促進を図る | , | | , | |
| 事業 | ため、高松空港に就航している国際 | | | | |
| 1.71 | 航空路線を利用し、県内で1泊以上 | | | | |
| | 宿泊するツアー等を実施した旅行会 | | | | |
| | 社に対する補助を行った。 | | | | |
| (観光客誘致 | | | | | |
| 周遊型·体験 | 本県の豊かな地域資源を活かした | 5,833 | 県補助 | 5,833 | |
| | | 0,000 | 异 冊切 | 5,055 | |
| 型旅行商品造 | 周遊型・体験型の旅行商品の造成 | | | | |
| 成事業 | に向けて協議した。 | 10.000 | un 44 Hu | 10.000 | 4 1 4 |
| 新しい観光ス | OTA 事業者と連携し、地域資源を活 | 10,330 | 県補助 | 10,330 | 4.14 |
| タイル推進事 | 用した体験コンテンツの造成を行うと | | | | |
| 業 | ともに、体験料の割引キャンペーン等 | | | | |
| | のプロモーションを行った。 | | | | |
| 弘法大師空海 | 令和5年4月から開催予定の「弘法 | 1,991 | 県補助 | 1,911 | |
| 御誕生 1 250 | 大師空海御誕生 1250 年祭」にあわ | | | | |
| 年祭を活用し | せ、善通寺を中心とした地域の魅力 | | | | |
| た誘客促進事 | 発信を行った。 | | | | |
| 業 | | | | | |
| 航空会社と連 | 航空会社等と連携し、ワーケーション | 2,000 | 県補助 | 2,000 | |
| 携したワーケ | のモデルプランの販売広告等を行っ | | | | |
| ーション誘客 | た。 | | | | |
| 事業 | | | | | |
| 「ワーケーショ | ワーケーション普及促進のための実 | 782 | その他交付 | _ | |
| ン推進事業」 | 証事業として直島・男木島を巡るワ | | 金 | | |
| モデル実証事 | ーケーションプログラムを実施した。 | | | | |
| 業 | | | | | |
| 国内航空路線 | 各種キャンペーンやSNSを利用した | 15,377 | 県補助+市 | 12,148 | 4.12 |
| 活用誘客事業 | 情報発信等、成田高松線を活用した | , | 補助 | , | |
| 111/14/14/14 | 本県への誘客を図るプロモーション | | 1114-24 | | |
| | を実施した。 | | | | |
| クルーズ客船 | クルーズ船社や旅行エージェント等 | 1,443 | 県補助 | 1,443 | 4.5 |
| 誘致事業 | に対して高松港のPRや観光情報の | 1,110 | 21X 1111-193 | 1,110 | 1.0 |
| 105以于未 | 提供を行い、国内外のクルーズ客船 | | | | |
| | の誘致活動に取り組んだ。 | | | | |
| サイクリング誘 | サイクリストの誘客を図るため、県内 | 755 | 県補助 | 755 | |
| | のサイクリングルートのPRパンフレッ | 799 | 异 冊切 | 700 | |
| 客促進事業 | | | | | |
| | トの配布、休憩ポイントの設置支援 | | | | |
| 操行录日本中 | 等の受入環境整備を行った。 | 0.010 | (E 142 m) 1 /2 | 0.000 | |
| 旅行商品誘客 | 旅行客の誘客を図るため、県内での | 3,948 | 県補助+負 | 2,693 | |
| 促進事業 | 宿泊を伴う受注型バスツアーの造成 | | 担金 | | |
| / 1 | 経費の一部を補助した。 | | | | |
| | 興協会拠出事業) | | | | |
| 日本観光振興 | 日本観光振興協会が実施する広域 | 2,083 | 県交付金 | 2,083 | |
| 協会拠出事業 | 観光振興事業に対し、事業費負担を | | | | |
| 支出 | 行った。 | | | | |
| 受入態勢整備 | 事業 | | | | |
| (栗林公園管 | 理支援事業) | | | | |
| 栗林公園管理 | 栗林公園の保存・利用促進を目的と | 47,507 | 県委託 | 47,507 | 4.8 |
| 不作五四日生 | | | | | |

| | や南湖・北湖での和船運航等を行っ | | | | |
|------------------|---|--------|----------------|--------|------|
| (外国 1 細 1 / 2 | た。 | | | | |
| | ◆父八登伽事業 / 多言語で対応可能な観光案内所の | 20 612 | 県補助+市 | 17 707 | 4 15 |
| 外国人観元各 受入拠点事業 | 多言語で対応可能な観元条内別の 運営や支援を行った。 | 29,613 | 補助 | 17,707 | 4.15 |
| 外国人観光客 | 多言語での情報発信や観光事業者 | 5,285 | 県補助+自 | 5,035 | |
| 受入環境向上 | 向けの研修等を行い、受入環境の | | 主 | | |
| 事業 | 向上を図った。 | | | | |
| 観光香川おも | 県やわがかがわ観光推進協議会等 | 352 | 自主 | _ | |
| てなし運動推 | と連携し、講座の開催等全県的な | | | | |
| 進事業 | 「観光香川おもてなし運動」を展開し | | | | |
| | た。 | | | | |
| (人材育成•調 | | | <u> </u> | | |
| マーケティン | 本県を訪れた観光客の実態調査(旅 | 4,991 | 負担金 | _ | |
| グ調査(観光 | 行目的、訪問回数、消費金額、満足 | • | (わがかが | | |
| 実態調査)事 | 度、再来訪意向等)について、8月7 | | わ観光推進 | | |
| 業 | 日、11月13日及び1月22日に調 | | 協議会から | | |
| 215 | 査を行った。 | | の負担金) | | |
| 全国観光圏マ | 全国 13 の観光圏が共同で、多言語 | 715 | 県補助+国 | 220 | |
| ーケティング | の調査票を用いて、属性、消費金 | | 補助 | | |
| 調査事業 | 額、満足度等の調査を実施した。 | | 114.54 | | |
| 観光地域づく | 行政、観光協会、民間事業者等が | 156 | 県補助 | 156 | |
| りプラットフォ | 観光圏戦略会議やワーキンググル | 100 | ×1 + 114 = 7/4 | 100 | |
| ーム人材育成 | ープ等で議論を深めることで、観光 | | | | |
| 事業 | 圏の整備を担う人材育成等を行っ | | | | |
| 77 | た。 | | | | |
| 全国観光圏推 | 全国 13 の観光圏で構成する全国観 | 506 | 県補助+国 | 462 | |
| 進協議会事業 | 光圏推進協議会に参画し、情報共 | 000 | 補助 | 102 | |
| 产 | 有や観光圏の質の向上を図った。 | | 1111-253 | | |
| (観光客の利何 | 更性•満足度向上事業) | | | | |
| 観光パスポー | 周遊観光ツールとしての「うどん県お | 3,807 | 県補助 | 3,807 | |
| ト発行事業 | もてなしパスポート」をリニューアルし | 0,00. |)11 HB-24 | 3,301 | |
| 1 2011 1 2 | 配布した。 | | | | |
| 観光品質認証 | 宿泊施設等の観光サービスの品質 | 10 | 自主 | _ | |
| 制度推進事業 | を第三者が評価し認定する制度「S | 10 | | | |
| | AKURA QUALITY」の推進に取 | | | | |
| | り組み、9施設の調査を実施した。 | | | | |
| | 県内の観光案内所の職員を対象 | 10 | 県補助 | 10 | |
| 能向上事業 | に、県内外の観光地等を学ぶ研修 | 10 | 71\1m-t/J | 10 | |
| ᠬ미ᅩŦ木 | 会を開催した。 | | | | |
| 観光施設等ト | 観光施設及び交通施設が行うトイレ | 313 | 県補助 | 313 | |
| 観朮旭叔寺ト イレ洋式化事 | 観 元 旭 設 及 ひ 交 迪 旭 設 か 1 1 5 7 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 313 | 尔洲 奶 | 313 | |
| | | | | | |
| 業 /四国4周細4 | て、2 施設に助成した。 | | | | |
| | 光協会連合事業) 「「四国セッチ アナン」 咸海七賞 レレア東 | 140 | 白十 | Γ | |
| 四国4県観光 | 「四国おもてなし感激大賞」として事 | 140 | 自主 | - | |
| 協会連合事業 | 業者等を顕彰した。 | | | | |
| 支出 | | | | | |
| 【収益事業】 | 国力和发展,建力力,共享的现在分 | 0.5 | 卢 | T | |
| 収益事業旅行 | 県内を周遊・滞在する着地型旅行商 | 95 | 自主 | - | |
| 業支出 | 品や体験プログラムを「うどん県旅ネ | | | | |
| | ット」で紹介し、圏域内での滞在時間 | | | | |
| | の拡大を図った。 | | | l | |

| 管理費支出 | 人件費、運営費等 | 12,826 | 県補助+自 | 10,699 | |
|---------------|----------|---------|-------|---------|--|
| | | | 主 | | |
| Λ ⇒ Ι. | | 465,735 | | (※) | |
| 合計 | | | | 372,612 | |

- ※ このうち負担金及び委託費を除いた県からの補助金額は323,023 千円であり、その内訳は観光振興対策推進事業費補助金(一般)290,782 千円及び観光振興対策推進事業費費補助金(地創金)32,241 千円となっている。
- ③ 観光協会への補助金交付の必要性に関する県の考え方

観光協会は、観光事業の振興を図り、観光業界の関係者(観光・旅行・宿泊・交通団体等) との連絡・調整を行うとともに、国際観光を促進し、本県の産業や文化の発展に寄与すること を目的としており、観光関連団体や地域の企業を会員(現在 270 団体)とし、連携・協力のも と、観光に関する取組みを行っている。また、地域の観光資源を最大限に活用するために は、地域の関係者との協力が不可欠であるため、連携や調整を図りながら、地域の観光振興 に取り組んでいる。

観光関係事業については、地域間競争が激化する中、行政機関が担うよりも、業界の動きに精通し、専門性を持ち、観光関連団体との連絡調整能力に長け、迅速に判断・実施することが可能な観光協会が行うことで、より効果的・効率的な実施が可能となると考えている。

例えば、観光事業は急激な状況変化(観光需要のトレンド変化等)が起こる場合があり、時間の制約がある中で、市場の状況変化への即時な対応が求められるときには、迅速に観光関連団体と連絡調整を図るとともに、直ちに実施方法を修正する必要がある。このような場合、行政機関が関係者の同意を得るなどして時間をかけて進めていくより、観光関連団体と密接な関係にある観光協会が迅速に連絡・調整を図り、事業を進めていくことが最も合理的である。

事業の実施に当たっては、観光協会の観光施策の方向性が県のものと合致し両団体が協調することでより効果的な事業展開ができると考えられ、両団体が密接に連携を図る必要があることや、県の助成を受けて県観光協会が執行する事業の事務処理が非常に繁雑であり、観光協会のプロパー職員のみでは対応できかねることなどから、県の職務専念義務を免除された県職員が観光協会の事務を実施しているものである。

事業実施の必要性

旅行・宿泊先として、また、購入商品等として選ばれ続けるため、平成 16 年度からブランドプロモーション事業を展開し、本県の知名度やイメージアップを図ってきている。イメージアップ戦略は即効性がなく、中長期間にわたり継続する必要がある。また、話題性のある新しい情報を発信し続けることでリピーターの増加を図る必要もある。

県の各計画との関連

香川県は、観光に特化した観光振興計画等は策定していない。総合計画において以下の方針・施策等を策定している。

● 総合計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

3つの基本方針の1つである「新しい流れをつくる香川」の基本的な方向として、「交流人口の回復・拡大を図るため、本県の豊かな資源の魅力を発信し、「選ばれる香川」をめざします。」としている。

● 展開方向・重点施策

重点施策 11「交流人口を回復・拡大する」の取組みの方向の1つである「3 戦略的な観光プロモーション」として、国内外の各種メディアを活用して本県の魅力を継続的に情報発信し、観光誘客の一層の拡大を図る旨が示されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

● 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

| 指標 番号 | 指標名 | 基準値 (R2 年) | R4 年 | 目標値 (R7 年度) |
|----------|--------|---------------|----------|----------------------|
| 64 | 県外観光客数 | 6,184 千人 | 7,770 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 9,687 千人)まで速やかな回復を図る |
| 65 | 延宿泊者数 | 2,529 千人 | 3,240 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 4,659 千人)まで速やかな回復を図る |
| 66 | 外国人延宿泊 | 81 千人 | 34 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 772 |
| | 者数 | | | 千人)まで速やかな回復を図る |
| 67 | 観光消費額 | 683 億円 | 1,077 億円 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 1,185 億円)まで速やかな回復を図る |

注: 数値は、「香川県観光客動態調査報告(確定版)」に基づくものであり、67 観光消費額は、県外宿泊観光客及び県外日帰り観光客の消費額の合計であり、県内観光客は含まれない。

● 観光協会

- (1) パブリシティサポート活動業務
 - ・ニュースレターの作成・配信:2回以上
 - ・ニュースリリースの作成・配信:6回以上
 - ・テレビ番組:1番組以上

結果は、上記事業内容参照

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県補助金等交付規則
- 香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱

4.10.2予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|---------|--------|--------|
| 当初予算額 | 58, 998 | 33,360 | 25,259 |
| 補正予算額(増減) | △2, 721 | △500 | - |
| 計:現年予算額 | 56, 277 | 32,860 | 25,259 |
| 前年度明許繰越額 | | | - |
| 流用額 | - | - | - |
| 計:予算現額 | 56,277 | 32,860 | 25,259 |
| 決算額 | 54,219 | 28,824 | 23,429 |
| 翌年度明許繰越額 | ı | - | - |
| 不用額 | 2,058 | 4,036 | 1,830 |

4.10.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 決算額 | 主な内容 |
|------------|--------|------------|
| 負担金、補助及び交付 | 21,726 | 観光協会への補助金 |
| 金 | | |
| その他 | 1,703 | 旅費、需用費、役務費 |
| 合計 | 23,429 | |

4.10.4決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | | | (1 🗷 - 1 1 3) |
|-------|----|--------|---------------|
| 財源 | | 決算額 | 主な内容 |
| 国庫支出金 | | 10,072 | 地方創生交付金 |
| 一般財源 | | 13,357 | |
| | 合計 | 23,429 | |

4.10.5 監査の結果及び意見

4.10.5.1 補助対象事業で仕入税額控除された消費税等の返還手続に係る仕組みの導入 (指摘事項 4)

(発見事項)

補助金の対象事業として事業者が支出した経費等に掛かる消費税等は、事業者が消費税等の 申告を行うことで全部又は一部が納税額から控除(仕入税額控除)される場合があり、この場合に 仕入税額控除された額は、結果として事業者に実質的な負担が生じないにもかかわらずこれに対 応する補助金を受領している、つまり補助事業者の利益になっている部分と言える。こうした状況 は補助金制度の趣旨から適当ではないため、通常は消費税等の申告により仕入税額控除が確定 した際にその内容を県に報告するとともに、必要な場合は仕入控除税額に係る補助金の返還を求める定めを補助金交付要綱等で設けるのが一般的である。

香川県観光振興対策推進事業費補助金においてその交付要綱を確認したところ、こうした定めが設けられていなかった。県によると、本補助金の交付先となる観光協会では補助対象事業の支払いに係る消費税等について仕入税額控除されていないため、補助金の返還等が必要な状況とはなっていないとの説明であったが、これらを確認している文書等はなかった。

(問題点)

補助金の交付要綱等で消費税等の仕入税額控除された額の返還手続等を定めていないと、事業者が実質的に負担していない額に対しても補助金が交付されたままとなり、補助事業の効率性・経済性が損なわれる可能性があり問題である。

(指摘事項4)補助対象事業で仕入税額控除された消費税等の返還手続に係る仕組みの導入

補助金の交付を受けた事業者が補助対象事業の支払いに際して支出した消費税等のうち、申告によって仕入税額控除された額については県へ返還を求めるよう補助金の交付要綱等で定めを設けることが求められるが、「香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱」を確認したところ、そうした定めは設けられていなかった。

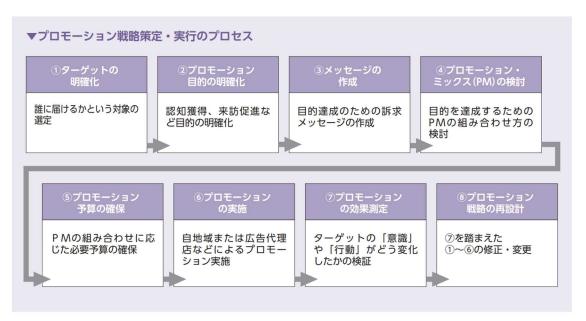
本補助金については、その交付先の事業者である公益社団法人香川県観光協会が補助金対応経費等に係る消費税等について仕入税額控除していなかったため、補助金の返還が必要となるような状況とはなっていなかったものの、事業者が実質的に負担しない額について補助金が交付されたままとならないよう、補助金の交付要綱において補助金の返還手続を明記することが必要である。

4.10.5.2 プロモーション戦略の策定(意見事項 16)

(発見事項)

県及び観光協会は、多くのプロモーションを実施し、本県の観光振興に貢献しているが、これらの多くのプロモーションの根幹となるべきプロモーション戦略が策定されていない。限られた予算の中でより効率的効果的なプロモーション・ミックスを行うためには、旅行者に「何を」「どのように」伝えるのかという観点からのプロモーション戦略が不可欠である。

観光地域マーケティングガイドブック(観光庁)によれば、プロモーション戦略策定・実行のプロセスは以下の通り解説されている。



(出典:観光地域マーケティングガイドブック P65(観光庁))

このうち、「④プロモーション・ミックス(PM)の検討」では、プロモーション手法を「広告」、「広報活動」、「販売促進」、「人的販売」、「口コミ」という5つに分類している。5つの手法はそれぞれ異なる特性を持ち、実施目的も異なるため、どれか1つを行っていればいいというものではなく、自地域への認知を獲得し、興味・関心を促進し、来訪欲求を高めてもらい、実際に来訪してもらうためには、これらの手法をバランスよく取り入れていくことが不可欠である、とされている。

(問題点)

観光に関するプロモーション活動が戦略的に実施されないと、効果的な施策とならない可能性があり問題である。

(意見事項16)プロモーション戦略の策定

県及び公益社団法人香川県観光協会は、観光に関して多くのプロモーションを実施することで本県の観光振興に貢献しているが、これらの多くのプロモーション活動の根幹となるべきプロモーション戦略が策定されていない。

限られた予算の中でより効果的かつ効率的なプロモーション活動を行うためには、旅行者に「何を」「どのように」伝えるのかという視点を持ったプロモーション戦略を策定し、この戦略に沿ってプロモーション活動を実施することが望ましい。

具体的には、県及び公益社団法人香川県観光協会が連携して観光庁の観光地域マーケティングガイドブック等を参考にプロモーション戦略を策定し、策定された戦略に基づいてプロモーションミックスの考え方を踏まえてプロモーション手法を整理・選択していくこと等が考えられる。

4.10.5.3 プロモーション効果の測定とPDCAサイクルによる改善・見直し(意見事項 17) (発見事項)

本事業のような不特定多数を対象とする広告・広報活動にとって、ターゲットの「意識」や「行動」 がどう変化したのかというプロモーション効果の測定は難しく、実際に本事業でも効果の測定は行 われていない。

本事業とは別の事業で、デジタルマーケティング観光誘客促進事業(後述「4.11 デジタルマーケティング観光誘客推進事業」で検討)という事業があるが、この事業では SNS を中心に県を PR する動画等を配信したり、広告から県公式観光サイト「うどん県旅ネット」への誘導や、サイト閲覧者情報から本県への旅行予約につなげる誘客促進等デジタルマーケティングを実施している。これらの仕組みと連携させれば、ユーザーの行動データの分析等も可能と考えられ、デジタルマーケティング観光誘客促進事業の仕組みを利用して本事業の効果を測定(広告・広報活動の効果やターゲットとする相手の「意識」や「行動」がどのように変化したか等) することが可能ではないかと考える。

(問題点)

プロモーションの効果測定が適切に行われないと、PDCA サイクルが適切に稼働されなくなり、 プロモーション手法の見直しや改善等を行う機会が失われ、結果として効果的かつ効率的なプロ モーションとならなくなる可能性があるため問題である。

(意見事項17)プロモーション効果の測定とPDCA サイクルによる改善・見直し

うどん県アート県ブランドプロモーション事業のような不特定多数を対象とする広告・広報活動にとって、ターゲットの「意識」や「行動」がどう変化したのかというプロモーション効果の測定は難しく、実際に本事業でも効果の測定は行われていない。

効果的かつ効率的なプロモーションを実施し続けるためには、プロモーションの効果を適切に測定することで PDCA サイクルを稼働させ、より効果的効率的なプロモーションとなるようにその手法等を継続的に見直し・改善することが重要であり、そのためには本事業においてもその効果を適切に測定できるようにすることが望ましい。

具体的には、これらを得意とするデジタルマーケティング事業(デジタルマーケティング観光 誘客推進事業)を別途実施しているのであるから、当該事業と連携して効果の測定を行うこと等 が考えられる。

4.11 デジタルマーケティング観光誘客推進事業

4.11.1 事業の概要

所管課

交流推進部 観光振興課

事業概要

公益社団法人香川県観光協会(以下「観光協会」という。)は、「観光情報発信事業」の一つとして、SNSを中心に県をPRする動画等を配信し、認知度の向上をより一層図るとともに、広告から県公式観光サイト「うどん県旅ネット」への誘導やサイト閲覧者情報から、本県への旅行予約につなげ誘客促進を図るためのデジタルマーケティング(*)観光誘客促進事業を行っている。

本事業は、観光協会が当該事業で要した経費について、県が観光協会に補助金を交付する事業である。

(*): デジタルマーケティングとは、検索エンジンやWebサイト、SNS、メール、モバイルアプリなど、あらゆるデジタルテクノロジーを活用したマーケティングのことをいう。社会におけるデジタル化の進展によって入手可能となった「ユーザーの行動データ」を分析し、データを基に最適な施策を繰り出していくことが可能となる。(出典:かがわデジタル化推進戦略)

また、補助金を受けた観光協会では、補助事業として以下の業務を外部に委託することで事業を実施している。

(単位:千円)

| 委託先 | 内容 | 金額 | 契約方式 |
|---------|----------------------------|--------|--------|
| ㈱大一広 | SNS 広告動画制作 | 11,500 | 公募プロポー |
| 告 | SNS 広告動画配信·分析 | | ザル方式 |
| | ランディングページ制作 | | |
| | リスティング広告実施 | | |
| | インフルエンサー観光情報発信 | | |
| | その他(ディスプレイ広告等) | | |
| セーラー | うどん県 SNS 記事制作(静止画) | 3,642 | 公募プロポー |
| 広告(株) | うどん県 SNS 記事制作(動画) | | ザル方式 |
| | その他 | | |
| (株)フリップ | 「うどん県副知事」出演料(要潤氏、木内晶子氏、宮本亜 | 8,000 | 単独随意契約 |
| アップ等 | 門氏) | | |
| その他 | その他 | 1,158 | |
| | 合計 | 24,300 | |

事業実施の必要性

観光情報の入手経路先として、旅やグルメに関するテレビ番組やガイドブック、観光情報サイトの割合は依然として高いものの、近年は SNS を中心としたインターネットの口コミ情報の重要度が高まってきており、こうした観点からデジタルマーケティングによる観光誘客施策は必要なものと認識されている。

県の各計画との関連

香川県は、観光に特化した観光振興計画等は策定していない。総合計画において以下の方針・施策等を策定している。

● 総合計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

3つの基本方針の1つである「新しい流れをつくる香川の基本的な方向として、「交流人口の回復・拡大を図るため、本県の豊かな資源の魅力を発信し、「選ばれる香川」をめざします。」としている。

● 展開方向・重点施策

重点施策 11「交流人口を回復・拡大する」の取組みの方向の1つである「3 戦略的な観光プロモーション」として、デジタルマーケティングを活用した消費者行動に注視した分析に基づき、SNSや動画共有サービスなどデジタル社会に対応した多様な媒体を活用して、タイムリーかつ効果的な情報発信を行う旨が示されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

| 指標 番号 | 指標名 | 基準値 (R2 年) | R4 年 | 目標値 (R7 年度) |
|----------|--------|---------------|----------|----------------------|
| 64 | 県外観光客数 | 6,184 千人 | 7,770 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 9,687 千人)まで速やかな回復を図る |
| 65 | 延宿泊者数 | 2,529 千人 | 3,240 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 4,659 千人)まで速やかな回復を図る |
| 66 | 外国人延宿泊 | 81 千人 | 34 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 772 |
| | 者数 | | | 千人)まで速やかな回復を図る |
| 67 | 観光消費額 | 683 億円 | 1,077 億円 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 1,185 億円)まで速やかな回復を図る |

注: 数値は、「香川県観光客動態調査報告(確定版)」に基づくものであり、67 観光消費額は、県外宿泊観光客及び県外日帰り観光客の消費額の合計であり、県内観光客は含まれない。

● かがわデジタル化推進戦略

| KPI | 当初値 (R2 年度) | R4 年度 | 目標値 (R7 年度) |
|-------------|----------------|--------------|----------------|
| AI を活用して香川県 | _ | AI を活用した香川県の | 技術の進展を踏まえ導入 |
| の観光情報を提供で | | 観光情報提供サービスの | を検討 |
| きるサービスの構築 | | 機能検討 | |

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県補助金等交付規則
- 香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱

4.11.2予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|-------|--------|--------|
| 当初予算額 | | 18,857 | 24,612 |
| 補正予算額(増減) | | ı | I |
| 計:現年予算額 | | 18,857 | 24,612 |
| 前年度明許繰越額 | | ı | I |
| 流用額 | | ı | ı |
| 計:予算現額 | | 18,857 | 24,612 |
| 決算額 | | 18,100 | 24,300 |
| 翌年度明許繰越額 | | ı | |
| 不用額 | - | 757 | 312 |

4.11.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 決算額 | 主な内容 |
|------------|--------|-----------|
| 負担金、補助及び交付 | 24,300 | 観光協会への補助金 |
| 金 | | |
| 合計 | 24,300 | |

4.11.4決算額の財源内訳

(単位: 千円)

| | | (十四:111) |
|------|--------|----------|
| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
| 一般財源 | 24,300 | |
| 合計 | 24,300 | |

4.11.5 監査の結果及び意見

4.11.5.1 業績評価のための指標の設定(意見事項 18)

(発見事項)

観光協会では、フェイスブック、インスタグラム、X(旧ツイッター)といった SNS に「うどん県」という アカウントを作成し、外部委託先(セーラー広告(桝)が作成した記事と観光協会が作成した記事を 週 3 回以上投稿している。その総数は、令和 4 年度においてインスタグラム 215 本、フェイスブック 210 本、X(旧ツイッター) 211 本となっている。

委託業務の仕様書では、首都圏を中心に県外在住の旅行関心層(主に 20 代から 40 代)をターゲットとし、記事本数 125 本(うち静止画 100 本、動画 25 本)の制作を主な業務内容としているが、作成された記事がターゲット層にどの程度閲覧され、評価されたか等について、県及び観光協会では業績評価のための指標の設定等は行われていない。

デジタルマーケティングの特徴は、デジタル化の進展によって入手可能となった「ユーザーの行動データ」を分析し、データを基に最適な施策を繰り出していけるところにある。にもかかわらず、記事等を作成し投稿した後の閲覧状況等の行動データについて一定の目標を設定し、事業の取組み具合や進捗状況を定量的に評価することが行われていないのは、十分デジタルマーケティングを活用しているとは言い難い。

なお、観光協会が運営する SNS のそのフォロワー数は、以下の通りである。

| 時点 | インスタグラム | フェイスブック | X |
|---------|---------|---------|--------|
| R4.3.31 | 28,085 | 5,349 | 12,456 |
| R5.3.31 | 30,167 | 5,711 | 15,452 |
| 増減 | 2,082 | 362 | 2,996 |

(問題点)

デジタルマーケティングによる施策の取組みについて、施策の効果を検証することや KPI を設定し PDCA サイクルを稼働させること等が実施されないと、効果的かつ効率的な施策への継続的な改善が期待できず、事業の有効性や効率性が損なわれる可能性があり問題である。

(意見事項18)業績評価のための指標の設定

公益社団法人香川県観光協会を通じて実施しているデジタルマーケティングによる観光誘客の施策では、SNS を中心に県を PR する動画や記事等を作成してこれを発信しているが、SNS で発信を行った後のサイト閲覧状況等、行動データに関して目標となるような業績評価のための指標が設定されていない。

デジタルマーケティングの特徴は、デジタル化の進展によって入手可能となった「ユーザーの行動データ」を分析し、データを基に最適な施策を繰り出していけるところにある。したがって、事業の有効性及び効率性をさらに高めていく観点からは、行動データを分析するとともにこれらについて業績評価のための指標を設定し、PDCAサイクルを適切に稼働させて継続的に業務の改善・見直しを行っていくことが望まれる。

具体的には、県と公益社団法人香川県観光協会が連携しながら、ターゲット層別の閲覧数やエンゲージメント率(ある投稿に対しどの程度エンゲージメント(「リツイート」、「いいね」、「リンク等のクリック」等)があったかを測る指標)等、SNS に投稿した記事等がターゲット層にどの程度閲覧され、評価されたのかについての KPI を設定、分析結果をもとに事業の有効性・効率性を評価しながら次年度の施策の見直し・改善を行うこと等が考えられる。

4.11.5.2 デジタルマーケティング運用結果報告書の専門用語の解説(意見事項 19) (発見事項)

委託先(㈱大一広告)から実施結果報告として「WEB・SNS 広告結果報告書」が提出され、これに基づいて広告の効果分析等が行われているが、当該報告書には、「CV」、「CTR」、「直帰率」等の多数の広告専門用語やその略語等が何ら説明されることなく使用されているため、広告専門用語等を熟知しない者が利用しようとした場合、その意味の内容理解に無用な時間を要することになる。

主な広告専門用語(略語)の説明

- ・インプレッション: 広告の配信回数。インターネット広告では Web サイトの媒体力の指標としてのページビュー (PV)と、インプレッション (imp)を区別する。
- ・インプレッション保証型広告:広告の配信回数(インプレッション数)を保証する広告。保証する配信回数ごとにインプレッション単価が設定され、同一の広告枠に複数の広告をローテーション掲載する場合が多い。
- ・直帰率: ユーザーが広告をクリックして、リンク先の Web ページ(ランディングページ)にアクセスをしたあと、そのページからどのページにも行かず、離脱したり、もとのページに戻ったり(直帰)する割合。 ランディングページ の妥当性を検討する際によく用いられる指標。 仮に直帰率が 100%だった場合、 ランディングページがすべてのユーザーにとって期待していた内容ではなかったと判断できる。
- ・効果指標:広告効果を定量的に判断・分析するための指標。広告主のWeb サーバーやトラッキングツールのログ解析によって算出された様々な数値と結びつけて評価対象とすることが多い。主なものに、CPA、CPC、CTR、CVR、PV、UU、インプレッション数、クリック数などがある。
- ・CPA: Cost per Acquisition または Cost per Action の略。広告によって誘導されたユーザーが、広告主サイトで会員登録や商品購入など、特定のアクションにいたった回数(1回)当たりの費用
- ・CPC: Cost per Click の略。ユーザーによる広告のクリック 1 回当たりに掛かる費用。またクリック課金型の広告取引の場合におけるクリック単価。
- ・CPM: Cost per Mille の略。広告配信(インプレッション)1000 回当たりの費用。Mille はラテン語で 1000 の意。
- ・CTR: Click Through Rate (クリックスルー・レート)の略。インプレッション数のうち、広告がクリックされた回数の割合。クリックレート、クリック率とも呼ぶ。
- ・CV (コンバージョン): 購買プロセスにおける状態の変化。 資料請求から申込に、申込が成約になるなどの段階の変化を指すが、Web マーケティングでは、資料請求や購買などの成果指標の行動を指すことが多い。
- ・CVR: Conversion Rate (コンバージョン・レート) の略。ある指標に対して、目的とする成果が得られた率。指標や成果のカウントは、広告目的によってそれぞれ設定されることになるが、広告効果測定の指標としてよく用いられる。効果指標に CVR を使う場合は、どの段階をコンバージョンにするかを明確にする必要がある。
- ・PV:Webページが一定期間内に閲覧された回数。サイト訪問者のブラウザーに1ページ表示されると、1ページビュー(PV)とカウントする。ただし、キャッシュから読み出される場合もあり、サーバー側ではその表示回数を把握できないため、サーバーの実測値に加えて様々な調査手法を使い分け、あるいは組み合わせて把握を行う。
- ・UU: 一定期間内に特定 Web サイトを訪れた人の数。延べ訪問数(ビジット)ではなく、複数回訪問した人も 1 人と数える。 PV やビジットなどの単純なアクセス数カウントに比べ、そのサイトに興味を示す人がどれくらいいる

のかをより正確に知ることができる。 媒体資料などでユニークユーザー数やユニークブラウザー数を表記する場合は、 算出方法を明記することが望ましい。

・KGI: Key Goal Indicator の略。重要目標達成指標と訳される。売上や利益など、最終的な目標に対する達成 具合を定量的に評価する指標。

出典: JIAA のホームページ上「インターネット広告基礎用語集」より。

(問題点)

専門用語や略語の多い実績報告書は、県による実績報告検査等において内容理解に無用な時間を要する可能性があり、事業の効率性の観点から問題である。

(意見事項19)デジタルマーケティング運用結果報告書の専門用語の解説

県が公益社団法人香川県観光協会を通じて実施しているデジタルマーケティング誘客促進 事業において、委託先の事業者からの実績報告書には、多数の広告業界の専門用語や略語 が何ら説明されることなく使用されている。異動直後の県職員等、専門用語や略語を熟知しない 者による利用も多く想定されており、事業の効率性の観点からは専門用語や略語については十 分な説明が必要と考えられる。県としても公益社団法人香川県観光協会にこうした点を申し入 れる等、効率的な事業運営に関して積極的な助言が望まれる。

具体的には、仕様書において専門用語・略語については十分な説明を付す旨を記載すること等が考えられる。

4.11.5.3 デジタルマーケティングによって得られたデータの統一的な蓄積・管理(意見事項 20)

(発見事項)

観光協会では、下記の通り SNS 等を利用したデジタルマーケティングを様々な事業で行っている。これらのデジタルマーケティングにより得られたユーザー行動等の様々な客観的なデータは、 今後の施策の改善等の意思決定等を行う際に非常に有用なものとなり得る。

(単位:千円)

| 事業名 | 内容 | 金額 | 対象 |
|-------------|----------|--------|-----------------|
| デジタルマーケティング | SNS 広告等 | 11,500 | ・中国地方・四国(香川県除く) |
| 観光誘客推進事業(当事 | SNS 記事制作 | 3,642 | 地方、近畿地方、関東(1都3 |
| 業) | | | 県)地方 |
| | 出演料 | 8,000 | •30 代以上 |
| | その他 | 1,158 | ただし、インフルエンサー観光 |
| | | | 情報発信は、30代未満 |

| うどん県アート県ブランド | パブリシティサポート活動 | 6,450 | 全都道府県 | |
|--------------|--------------|--------|----------------|--|
| プロモーション事業 | 業務 | | | |
| 国内線(成田線)誘客促 | Web プロモーション | 18,700 | 首都圏東部や東関東エリアを | |
| 進事業 | (上期下期) | | 中心とする若年層、観光・レジ | |
| | SNS 広告等 | 1,200 | ャー目的の新たな利用者層 | |
| 新しい観光スタイル推進 | 特集ページ制作及びバ | 3,750 | •全都道府県 | |
| 事業 | ナー掲載、ターゲティン | | ·令和2年4月~令和4年2 | |
| | グメール | | 月に香川に宿泊したカスタマ | |
| | | | ー(じゃらん経由) | |
| | 合計 | 54,400 | | |

観光庁の「観光地域マーケティングガイドブック」によれば、観光に関する施策の立案をマーケティングデータや Web 解析データなどのデータを活用して行うことが重要であり、そのための第一段階としてデータそのものを蓄積・管理していくことが必要となる旨が記載されている。

この点について、県及び観光協会では、これらのデータを一元的に蓄積・管理する仕組みが構築されていない。観光庁の「観光地域マーケティングガイドブック」においても、データの蓄積・管理のためには「各自のステークホルダーが持つデータの集約が難しい」「データを蓄積する DWH、DMP(*)を導入する資金の確保に苦慮」といった課題があることが認識されており、まずは複数の事業で収集されたデータの集約方法を検討することからスタートすべきかと思われる。

(*) DWH(データウェアハウス): データを集めて整理するデータの倉庫のこと DMP(データ・マネジメント・プラットフォーム): インターネット上に蓄積された、マーケティングに有用なさま ざまなデータを一元管理できるプラットフォームのこと

なお、例えば愛媛県では「デジタルマーケティング基本戦略」が策定され、DMP(データマネジメントプラットフォーム)が活用されている。

観光地域マーケティングガイドブック(観光庁)

1-4. 科学的なマーケティングに基づく戦略策定・施策実行の重要性

②データドリブン経営(*)の重要性

(*) 勘や経験ではなく、マーケティングデータや Web 解析データなどのデータに基づいて意思決定を行う経営手法のこと

昨今、環境の変化が激しく不確実性の高いビジネス環境において、従来型の勘・経験・度胸だけに頼った経営では効果を上げづらくなってきています。そこで求められるようになっているのは、様々なデータを活用した意思決定です。どのような業界・業種においても、多様化する顧客のニーズに応えていくために、戦略策定や施策実行を行う際、客観的なデータに基づいて意思決定を行うデータドリブン経営の手法を採用するようになっています。

観光地においても、こうした傾向は同様です。近年、全国の様々な観光地において、デジタルマーケティングなどのデータが獲得しやすい手法を取り入れた施策展開が導入されています。自地域の強みや課題は何なのか、プロモーションに対して旅行者はどのような反応をしたのかといったデータをデジタル上で蓄積することで、ターゲット設定を精緻化したり、施策を改善する取組が進められています。

③データドリブン経営の実践に必要な3つの要素と4つのステップ

観光地のデータドリブン経営を実現するためには、3つの要素が重要となります。

1つ目の要素は、データの活用基盤です。データドリブン経営はデータの活用が前提となるため、データそのものを蓄積・管理していくことが必要となります。データ蓄積を行うためのツールとして、データウェアハウス(DWH)やデータマネジメントプラットフォーム(DMP)というものも存在しますが、DMOにおいては地域の様々なデータを手元に揃えるまでの難易度が高いため、まずは入手可能なデータを整理していくことが重要です。観光地において活用できるデータについては、第3章において詳しく解説しています。

2 つ目の要素は、データの分析ツールです。蓄積したデータを意思決定に役立てるため、分析を視覚的に行うためのツールがこれに当たります。有名なものとしては BI(Business Intelligence)ツールが挙げられ、代表的な製品としては Tableau があります。データが十分に集まったら、導入を検討してみましょう。

3 つ目の要素は、組織文化の醸成です。データドリブン経営を効果的に導入するためには、 データドリブン経営の概念やメリットを組織メンバーに共有する機会を設け、メンバーの協力を得 られる体制を構築する必要があります。

(中略)

④観光地域におけるデータドリブン経営の課題と対応策

企業 (特に大企業)において、もはや当たり前のように実施されているデータドリブン経営ですが、残念ながら観光地域において、未だに上手く実践できている事例は少ない状況にあります。その理由としては、既に述べたように、企業活動上で行われる一般的なマーケティングと観光地域マーケティングが異なることに加え、データドリブン経営に必要となるデータ活用基盤を持っている、またはこれから持つための資金力がある DMO が少ないことが挙げられます。



DMO におけるデータドリブン経営を、民間企業と同様の方法で進めようとしてしまうと、上記のような課題に行き当り、上手く進まないという事態が発生します。そこで重要なのは、観光地域ならではのデータドリブンの手法を取り入れることです。

まず1つ目のステップであるデータの収集では、観光地域に関するデータは官公庁やJNTOなど公的機関によって公開されていたり、地域のステークホルダーが各自で持っていたりするなど、データが散在しているため、これをいかに集約していくかという点がポイントとなります。民間

企業では、自社の顧客データは当然ながら自社で持っているため、このような点は問題にならず、データを自社の DWH や DMP に集約することができます。一方で、観光地域においては、取り扱うデータの種類や、対象となる業種が多岐にわたるため、その集約の難易度も民間企業と比較して高くなります。そのため、自地域のビジョンや方向性と照らし合わせて、旅行者への提供価値を向上させるためにはどのようなデータが必要かを検討し、逆算的に収集すべきデータを絞り込むことが何よりも大事になります。

(以下略)

(問題点)

様々なデジタルマーケティングの施策の実施によって得られたユーザー行動等の客観的なデータが一元的に蓄積・管理できていないと、これらを蓄積・分析することでターゲット設定を精緻化したり、施策を改善する取り組みが行えず、事業の有効性・効率性に支障を来す可能性があり問題である。

(意見事項20)デジタルマーケティングによって得られたデータの統一的な蓄積・管理

デジタルマーケティングに係る諸施策の実施によって得られた様々な客観的データは、今後 の施策の改善等の意思決定等を行う際に非常に有用なものとなるが、これらのデータを一元的 に蓄積・管理する仕組みが構築されていない。

自地域の強みや課題は何なのか、プロモーションに対して旅行者はどのような反応をしたのかといったデータをデジタル上で蓄積することで、ターゲット設定を精緻化したり施策を改善することが可能と考えられる。事業のより効果的かつ効率的な実施のためには、デジタルマーケティングにより得られたユーザー行動等の客観的データを蓄積・管理する体制の整備が望まれる。 県においても、公益社団法人香川県観光協会のこうした取組みについて必要に応じて是正を求める等、積極的な関与をすることが望まれる。

なお、データを蓄積・管理する体制の具体的な整備方法としては、例えば現時点でもデジタルマーケティングに関する施策には様々なものがあるため、こうした複数の事業から得られるデータをまずは集約する方法から検討すること等が考えられる。

4.12 国内線(成田線)誘客促進事業

4.12.1 事業の概要

所管課

交流推進部 観光振興課

事業概要

公益社団法人香川県観光協会(以下「観光協会」という。)において、「国内航空路線活用誘客事業」として、高松・成田線を運航しているジェットスター・ジャパン株式会社(以下「JJP」という。)と連携し、首都圏東部エリア等をターゲットとした各種キャンペーンや SNS 等を利用した情報発信業務を行っている。

なお、当該事業では JJP のイン便 (成田発高松着便)の利用者を増加させるプロモーション支援を行っており、アウト便 (高松発成田着便)の支援については別事業で実施している。

県の本事業は、観光協会が当該事業で要した経費について、県が観光協会に補助金を交付する事業である。

(1) 観光協会での実施事業

(単位:千円)

| 項目/委託先 | 内容 | 金額 | 契約方式 |
|-------------------|----------------------------|-------|------|
| JJP と連携した WEB プロモ | 瀬戸内国際芸術祭 2022(春会期・夏会期)を契機 | 4,950 | 単独随意 |
| ーション(前期) | としたプロモーション(4月~8月) | | |
| | 1 WEB サイト内の観光スポットの追加・更新 | | |
| 委託先:㈱JTB コミュニケー | 2 アート記事の作成 | | |
| ション | 3 ジェットスターアンバサダーを活用した情報発 | | |
| | 信 | | |
| | 4 YouTuber タイアップ再生回数 | | |
| JJP と連携した WEB プロモ | 瀬戸内国際芸術祭 2022(秋会期)及び終了後を契 | 4,400 | 単独随意 |
| ーション(後期) | 機とするプロモーション(11 月~2 月) | | |
| | 1 瀬戸芸(秋会期)を契機とするインスタショート動 | | |
| 委託先:㈱JTB コミュニケー | 画(20 秒~30 秒)の制作・配信 | | |
| ション | 2 瀬戸芸後の PR 記事作成(観光×体験コンテン | | |
| | ツ)、WEB サイトの更新 | | |
| | 3 インフルエンサーを活用した情報発信 | | |
| 「避密の旅」オンラインプロ | 令和3年度に作成した「避密の旅」オンライン【香 | 1,200 | 単独随意 |
| モーション | 川県編】の広告宣伝をするもの(4月~5月) | | |
| | 1 YouTube 広告の配信 | | |
| 委託先:JJP | 2 JJP 公式オウンドメディアでの情報発信 | | |
| 首都圏での広報・販促活動 | JJPの認知度向上を目的に首都圏で開催される企 | 1,348 | 単独随意 |
| | 業マルシェ等のイベント時にノベルティ等を配布 | | |
| 委託先:㈱リプリほか | | | |
| 四国キャンペーン第3弾 | 全国旅行支援に合わせ JJP が就航する 2 県と連 | 1,100 | 単独随意 |
| 「四国サンカク旅キャンペー | 携した接客プロモーション(11 月~2 月) | | |
| \sim 1 | 1四国3県への航空券が片道 459(しこく)円セー | | |
| | ル | | |
| 委託先:JJP | 2 各県で特典配布(讃岐うどん) | | |

| LCC 成田-高松線販売強 | 全国旅行支援に合わせ、JJPの公式旅行商品を取り扱うな行った。 | 1,650 | 単独随意 |
|----------------|---------------------------------|-------|------|
| 化キャンペーン | り扱う旅行エージェントと連携した販促プロモーション | | |
| 委託先:㈱アーク・スリー・イ | | | |
| ンターナショナル | | | |
| その他 | セミナーの実施、事務費等 | 729 | |
| 小計 | | | |
| 高松市負担分 | | | |
| 観光協会(香川県)負担分 | | | |

注1: 高松市は「国内線観光客誘客活動等促進事業補助金」を観光協会へ交付しており、その負担割合は、香川県79%、高松市21%としている。

(2) 国内線利用状況

(単位:千人)

| 年度 | 東京(羽田線) 東京(成田線) | | 戈田線) | 那覇 | | |
|----|-----------------|--------|--------------|--------|-----|--------|
| 便数 | 利用者 | 搭乗率 | 利用者 | 搭乗率 | 利用者 | 搭乗率 |
| R1 | 1,340 | 71% | 247 | 82% | 120 | 68% |
| R2 | 343 | 48% | 55 | 64% | 16 | 23% |
| R3 | 493 | 47% | 139 | 69% | 14 | 22% |
| R4 | 1,026 | 58% | 218 | 75% | 65 | 48% |
| 便数 | JAL | 7 往復/日 | IID | 最大3往復/ | ANA | 1 往復/日 |
| 便毅 | ANA | 6 往復/日 | JJP | 日 | ANA | 1 往復/日 |

JJP のイン便(成田発高松着便)の利用者は、東京・千葉エリア居住者が多く、観光・レジャー (個人旅行)目的 51%、家族・親族の訪問目的 17%、友人・知人の訪問(冠婚葬祭含む)目的 8%となっている。

(出典:「2021年12月度ジェットスター旅客へのアンケート結果について」高松空港株式会社)

事業実施の必要性

JJP が運航している高松・成田線を利用した首都圏東部や東関東エリアを中心として、主としてビジネス目的での利用が多い高松・羽田線の利用者とは異なる、若年層、観光・レジャー目的の新たな利用者層を開拓することにより観光需要を創出する必要がある。

県の各計画との関連

香川県は、観光に特化した観光振興計画等は策定していない。総合計画において以下の方針・施策等を策定している。

● 総合計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

注 2:㈱アーク・スリー・インターナショナルは、ジェットスターツアーズという名称で、旅行企画・実施を行っている。

3つの基本方針の1つである「新しい流れをつくる香川」の基本的な方向として、「交流人口の回復・拡大を図るため、本県の豊かな資源の魅力を発信し、「選ばれる香川」をめざします。」としている。

展開方向·重点施策

重点施策 11「交流人口を回復・拡大する」の取組みの方向の1つである「1 観光客の誘致・滞在の促進」として、県観光協会や市町、市町観光協会等との連携のもと、瀬戸内海やアート、食、歴史や文化などの多様な観光資源を活用し、国内外の観光客の周遊や滞在を促す「香川せとうちアート観光圏」の取組みなどを通じて、滞在時間を拡大する体験型観光や夜型観光の充実を図るとともに、マーケティング等に基づく戦略的な誘客活動を実施し、滞在交流型観光を推進する旨が示されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

● 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

| 指標 番号 | 指標名 | 基準値 (R2 年) | R4 年 | 目標値 (R7 年度) |
|----------|--------|---------------|----------|----------------------|
| 64 | 県外観光客数 | 6,184 千人 | 7,770 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 9,687 千人)まで速やかな回復を図る |
| 65 | 延宿泊者数 | 2,529 千人 | 3,240 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 4,659 千人)まで速やかな回復を図る |
| 66 | 外国人延宿泊 | 81 千人 | 34 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 772 |
| | 者数 | | | 千人)まで速やかな回復を図る |
| 67 | 観光消費額 | 683 億円 | 1,077 億円 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 1,185 億円)まで速やかな回復を図る |

注: 数値は、「香川県観光客動態調査報告(確定版)」に基づくものであり、67 観光消費額は、県外宿泊観光客 及び県外日帰り観光客の消費額の合計であり、県内観光客は含まれない。

県としては、便数の維持・拡大(最大3往復/日)を前提にプロモーション支援を行っており、 利用者数もコロナ前の247千人(イン・アウトの合計)への回復を目指している。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県補助金等交付規則
- 香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱

4.12.2予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | | | (+ - - - - - - - - - - - - - - - - |
|-----------|--------|--------|--|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 当初予算額 | 13,309 | 12,817 | 12,817 |
| 補正予算額(増減) | △510 | △316 | △237 |
| 計:現年予算額 | 12,799 | 12,501 | 12,580 |
| 前年度明許繰越額 | I | ı | - |
| 流用額 | I | ı | I |
| 計:予算現額 | 12,799 | 12,501 | 12,580 |

| 決算額 | 11,653 | 9,965 | 12,148 |
|----------|--------|-------|--------|
| 翌年度明許繰越額 | | | П |
| 不用額 | 1,146 | 2,536 | 432 |

4.12.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 決算額 | 主な内容 |
|-------------|--------|-----------|
| 負担金、補助及び交付金 | 12,148 | 観光協会への補助金 |
| 合計 | 12,148 | |

4.12.4決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|------|--------|---------------------------------------|
| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
| 一般財源 | 12,148 | |
| 合計 | 12,148 | |

4.12.5 監査の結果及び意見

4.12.5.1 ジェットスター・ジャパン株式会社への支援策の評価(意見事項 21) (発見事項)

令和4年度において、県はジェットスター・ジャパン株式会社(以下「JJP」という。)に対して、本事業(イン便(成田発高松着便)の利用者の増加を支援する事業)の他、アウト便(高松発成田着便)の利用者の増加を支援する事業等、様々な事業を実施している。なお、県は高松・羽田線を運航する JAL、ANA に対してはプロモーション経費以外の支援は行っていない。

< 令和 4 年度 JJP 支援予算の総額>

(単位:千円)

| 区分 | 県予算額 | 担当課 |
|----------------|--------|-------|
| 国内線(成田線)誘客促進事業 | 12,817 | 観光振興課 |
| プロモーション経費(高松発) | 8,931 | 交通政策課 |
| 着陸料補助 | 3,260 | 交通政策課 |
| 奨励金 | 14,715 | 交通政策課 |
| 合計 | 39,724 | |

特定の事業会社を支援する補助金を支出する以上、これらの事業に公益上の必要がある(地方 自治法第232条の2)ことが求められる。そのため、少なくとも当該支援により県民にもたらされた利 益、効果等の検討が必要となると考えられるが、現状では経済効果等の利益の評価が行われてい ない。 ちなみに、国土交通省国土交通政策研究所による平成27年3月の「LCC参入による地域への経済波及効果に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)において、松山空港の経済効果(直接効果)を算出した計算方法(ただし、平成25年時点という古いデータである)を当てはめてJJP支援による令和4年度香川県への経済効果を算出すると、以下の通りであった。

- LCC が就航しなければ来なかった入込客数:107,721 人×65.6%×23.8%=16,818 人
- 直接効果: 16,818 人×30,748 円×86.55% = 447,567 千円

| 試算に用いたデータ名 | 試算に用いたデータ | データソース等 |
|--------------|-----------|---|
| JJP のイン便利用者数 | 107,721 人 | 令和4年度の香川県データ |
| 利用者比率 | 65.6% | 調査研究による愛媛県を目的地とする利用者比率 |
| 新規誘発需要 | 23.8% | 調査研究による愛媛県のデータ LCC入込客のうち新規誘発需要の16%と他地域 からの転換需要の7.8%の合計であり、LCCが就 航しなければ来なかった入込客数の比率 |
| 一人当たりの消費原単位 | 30,748 円 | 令和 4 年度の県外宿泊観光客の一人当たり平 均消費金額 |
| 滞在割合 | 86.55% | 調査研究による愛媛県への滞在割合 |

この試算に基づけば、JJP 支援による経済効果は 447,567 千円と試算され、結果として JJP に対する支援額を上回っている計算となっている。(ただしこれらは前述の通り主要な前提を平成 25 年の松山空港の経済効果算出用のデータを用いて試算したものであり上、あくまでも参考にすぎない。)

(問題点)

特定の事業者に対して交付する補助金等について、県費支出による効果の測定が行われていないと、当該県費支出が有効な施策になり得ているかの客観データがないこととなり、事業の有効性、効率性、及び経済性の観点から問題である。

(意見事項21)ジェットスター・ジャパン株式会社への支援策の評価

県及び公益社団法人香川県観光協会には、国内線(成田線)誘客促進事業を含め、ジェットスター・ジャパン株式会社の高松・成田線の航空路線を支援する施策が多くあり、令和4年度では39,724千円の予算が計上されている。

個別企業の事業を支援する以上、事業に公益上の必要がある(地方自治法第 232 条の 2) だけでなく、当該支援による県民への便益が支援金額を上回ることが有効な施策であるためには必要となるが、現状では経済効果等の算出が行われておらず、便益がその支援額を上回っているか等の評価が行われていない。

有効な施策であることを確認するためにも、当該支援による県への経済効果等、便益の評価を行うとともに、それらの結果を県民に開示することが望ましい。

4.12.5.2 業績評価のための指標の設定(意見事項22)

(発見事項)

県では、本事業の業績を直接評価するための指標を正式には設定していないが、内部的には 高松・成田線の便数の維持・拡大(最大3往復/日)を前提にプロモーション支援を行っており、ま た、利用者数についてコロナ前の利用者数である247千人(イン・アウトの合計)への回復を目指し ている。

高松・成田線の航空路線の利用者には、高松・羽田線の航空路線や高速バス等からの乗り換えによる利用者も含まれていると考えられるため、県全体の経済効果等への影響を考えた場合、便数の維持・拡大や単純な利用者数の増加だけでは最終的な目標としては必ずしも適切な指標とはならないとも考えられる。

(問題点)

事業の業績評価のための指標の設定が行われないと、事業の進捗状況を定量的に評価し次年 度以降の事業の改善や見直しを適切に行えない可能性があり、結果として事業の有効性・効率 性・経済性が損なわれる可能性があるため問題である。

(意見事項22)業績評価のための指標の設定

国内線(成田線)誘客促進事業では、明確な事業の業績評価のための指標が設定されていない。非公式には既存便数の維持・拡大や利用者数をコロナ前の247千人に回復させること等が目標となっているとのことであるが、事業の有効性・効率性・経済性をさらに高める観点からは、県として明確に業績評価のための指標を設定し、これに基づいて事業の評価や事業の改善・見直し等を、PDCAサイクルの中で実施していくことが望ましい。

業績評価のための指標としては、便数の維持・拡大や高松・成田線の航空路線の利用者数だけではなく、例えば県全体への経済効果等への影響を踏まえて、新規誘発需要の増加(高松・成田線の航空路線がなければ来なかった旅客の増加数を示す指標)等が考えられる。

4.12.5.3 観光協会における多数の単独随意契約についての情報公開(意見事項 23) (発見事項)

本事業の目的は、ジェットスター・ジャパン株式会社(以下「JJP」という。)が運航している高松・成田線を利用した首都圏東部や東関東エリアを中心とする若年層、観光・レジャー目的の新たな利用者層の開拓による観光需要の創出であり、実質的には観光協会によるJJPのマーケティング支援事業となっている。そのため、JJPがマーケティングを効果的・効率的に行えることを優先して、本事業で観光協会が業務を委託する委託形態は、全てJJPもしくはJJPと関連が深い事業者との単独随意契約となっている。

観光協会が委託事業者に支払う委託料の原資は全て県と高松市から交付される補助金であり、 観光協会で業務を行っている職員も職務専念義務が免除された県職員である。こうした点から、観 光協会による随意契約での業務委託は、実質的には県が随意契約で業務を委託している状況と ほぼ同じとも言える。にもかかわらず、県が行う単独随意契約とは異なり、観光協会による随意契約 での業務の委託は、県のそれとは異なり公開されていない。

(問題点)

実質的には県が単独随意契約を締結している状況と同じであるにもかかわらず、観光協会を通 した契約となることで単独随意契約について県と同様の情報公開が行われないと、県における単 独随意契約の厳密な手続きの形骸化を招きかねず問題である。

(意見事項23)観光協会における多数の単独随意契約についての情報公開

国内線(成田線)誘客促進事業で県が公益社団法人香川県観光協会に交付した補助金は、公益社団法人香川県観光協会を通じてジェットスター・ジャパン株式会社のマーケティングを支援する事業に充当されており、その契約形態は全て公益社団法人香川県観光協会によるジェットスター・ジャパン株式会社もしくは同社と関係が深い事業者との単独随意契約による業務委託となっている。

仮に県が単独随意契約を締結した場合、取引の相手先等の情報が公開されるが、現状では 公益社団法人香川県観光協会が行った単独随意契約について県と同様の情報公開が行われ る仕組みにはなっていない。

公益社団法人香川県観光協会による本事業実施の原資は全て県及び高松市からの補助金であり、職員は職務専念義務が免除された県職員である。実質的には県が単独随意契約を締

結している状況とほぼ同じであると言え、取引の透明性を確保する観点からは、県が行う単独随 意契約と同様の情報開示体制が望まれる。

具体的には、単独随意契約を締結した相手方、金額、理由等を県民に公表すること等が考えられる。

4.13 県内宿泊等促進事業

4.13.1 事業の概要

所管課

交流推進部 観光振興課

事業概要

県内宿泊等促進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ旅行需要を喚起するため、国の補助金を活用し、県内旅行(日帰り旅行含む)への助成を行うとともに、土産物店や観光施設等で利用可能なクーポン券を発行し、観光関連消費の喚起を図ることを目的とする事業である。

県内宿泊等促進事業の各支援策の概況は以下の通りである。

① 「新うどん県泊まってかがわ割」(県民割/ブロック割)

対象:県内及び近隣県(中国四国ブロック等)在住者

時期: 令和3年7月27日から令和4年10月10日(蔓延防止期間除く)まで

| 期間 | 対象等 |
|-------------------------|-----------------------|
| 令和3年7月27日から令和3年12月21日まで | 県民限定 |
| 令和3年8月3日から令和3年10月8日まで | 新規予約受付停止 |
| 令和3年10月9日から | 受付再開 |
| 令和3年12月22日から | 隣県(徳島・愛媛・岡山)を追加 |
| 令和4年1月4日から | 兵庫を追加 |
| 令和4年1月21日から令和4年3月27日まで | 新規予約受付停止 |
| 令和4年3月28日から | 県民限定で受付再開 |
| 令和4年4月8日から | 中国・四国ブロック等地域(5県)を随時追加 |

助成内容:旅行代金を50%OFF(1人1泊あたり上限:宿泊5,000円)し、地域クーポンを最大 2,000円分付与。

②「新うどん県泊まってかがわ割」(全国旅行支援)

対象:全国の方

・時期: 令和4年10月11日から令和4年12月27日まで

助成内容:旅行代金を 40%OFF(1 人 1 泊あたり上限:交通付宿泊旅行商品 8,000 円、宿泊・日帰り 5,000 円)し、地域クーポンを平日 3,000 円分・休日 1,000 円分付与。

・時期: 令和5年1月10日から令和5年6月30日まで

助成内容:旅行代金を20%OFF(1人1泊あたり上限:交通付宿泊旅行商品5,000円、宿泊・日帰り3,000円)し、地域クーポン(電子)を平日2,000円分・休日1,000円分付与。

・時期: 令和5年7月1日から令和5年10月31日まで

ただし、団体旅行(貸切バス利用・教育旅行含む)のみが対象。

助成内容:旅行代金を20%OFF(1人1泊あたり上限:交通付宿泊旅行商品5,000円、宿泊・日帰り3,000円)し、地域クーポン(電子)を平日2,000円分・休日1,000円分付与。

事業実施の必要性

新型コロナウイルス感染拡大による落ち込んだ旅行需要を喚起するための事業であり、Go Toトラベルの旅行需要喚起施策(全国規模)から派生した事業である。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた国の施策に伴い、県民割、近隣県も含むブロック割及び全国旅行支援といった形でエリアが拡大している事業である。

県の各計画との関連

コロナ禍における緊急対策の一環による施策であり、既存の上位計画との紐づけはない。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

コロナ禍の緊急対応施策として、観光関連消費の増加による経済の回復を目的としたものであるため、観光振興の KPI である延宿泊者数が成果指標として捉えられる。

| 指標 | H26 | R2 | R3 | R4 | R6 目標値 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------------|
| 延宿泊者数 | 3,463 千人 | 2,529 千人 | 2,270 千人 | 3,240 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元 |
| | | | | | 年)まで速やかな回復を図る |

遵守すべき(規制を受ける)法令等

● 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱

4.13.2予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|---------|-------------|-----------|
| 当初予算額 | - | 226,500 | 4,886,297 |
| 補正予算額(増減) | 421,800 | 3,270,000 | 2,402,983 |
| 計:現年予算額 | 421,800 | 3,496,500 | 7,269,280 |
| 前年度明許繰越額 | = | 60,381 | 2,443,905 |
| 流用額 | = | (1,031,075) | = |
| 計:予算現額 | 421,800 | 3,556,881 | 9,713,185 |
| 決算額 | 360,772 | 1,112,976 | 6,321,190 |
| 翌年度明許繰越額 | 60,381 | 2,443,905 | 2,402,983 |
| 不用額等 | 647 | 0 | 989,012 |

- (注)1. 令和2年度及び3年度は「うどん県泊まってかがわ割」事業が含まれており、令和3年度及び令和4年度は、「新うどん県とまってかがわ割」事業である。
 - 2. 令和3年度の流用額は、一時的に既存の予算から予算を充当したが、令和3年度補正予算の成立後に流用した財源を元の事業予算への戻し入れを行っている。よって、予算現額には影響しない。
 - 3. 令和4年度の不用額等は、国の予算が令和2年度の事故繰越であり、国の規定により、次年度へ繰越ができないため、不用額として計上したもの。

4.13.3決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 決算額 | 主な内容 |
|---------|-----------|-------------------------------|
| 委託料 | 3,918,803 | 全国旅行支援分 |
| | | 委託先は㈱JTB 高松支店。 |
| | | 県内旅行代金の助成及び地域クーポン券の付与に係 |
| | | る費用も委託料として計上されている。 |
| | | ・宿泊割引・クーポン等の直接経費:3,233,007 千円 |
| | | ・事務局運営経費等の間接経費:685,796千円 |
| 委託料(繰越) | 2,402,387 | 県民・ブロック割分 |
| | | 委託先は㈱JTB 高松支店。 |
| | | 県内旅行代金の助成及び地域クーポン券の付与に係 |
| | | る費用も委託料として計上されている。 |
| 合計 | 6,321,190 | |

4.13.4決算額の財源内訳

(単位:千円)

| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
|-----------|-----------|------------------|
| 国庫支出金 | 3,918,803 | 訪日外国人旅行者周遊事業費補助金 |
| 国庫支出金(繰越) | 2,402,387 | 同上 |
| 合計 | 6,321,190 | |

(注)

4.13.5 委託事業の概要について

本事業は、国(観光庁)の訪日外国人旅行者周遊促進事業補助金を活用した事業として、企画 提案方式(プロポーザル方式)による公募を行ことで事務局運営業務の委託先を決定している。

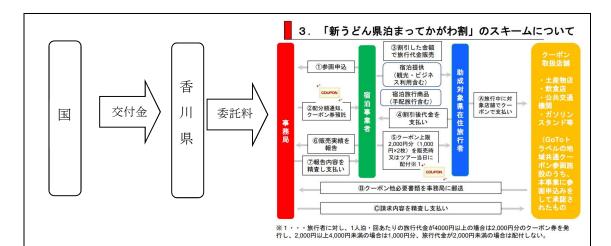
公募は、令和3年6月14日に開始し、仕様書、実施要領が公表されている。

応募から契約締結までのスケジュールは以下の通りである。

- 応募受付期間:令和3年6月14日から令和3年6月21日
- 企画書受付期間:令和3年6月24日か令和3年6月28日
- 選定委員会(書面審査)結果通知:令和3年6月30日
- 契約締結:令和3年7月12日

国の通知等を鑑みた仕様書の設定や実施までのスケジュールを逆算したものであり、通常の公募 に比べて期間が短い。

また、本事業の大まかなスキーム(ここでは、新うどん県泊まってかがわ割事業を掲載することとする。)は、以下の通りである。



※事務局は、香川県高松市番町 1 丁目 6-6 甲南アセット番町ビル 3 階 304 5 階 501・502 に設置されている。 (出典:新うどん県泊まってかがわ割取扱マニュアル【宿泊事業者向け】第 19 稿 を加工)

さらに、本事業の委託内容は以下の通り。

| (1)旅行会社向け | ① 本事業に参画する旅行会社の募集、審査、登録等 |
|-----------|--|
| 事務局業務 | ② 割引支援金の配分、販売実績の管理 |
| | ③ 販売実績の進捗に応じた割引支援金の再配分 |
| | ④ 旅行業法に抵触していないか等適正に旅行商品が販売されているかの管理 |
| | ⑤ 割引支援金の配分等に関する契約の締結 |
| | ⑥ 割引支援金の精算 |
| | ⑦ 旅行会社が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じていることの確認 |
| | ⑧ 各種問合せ対応(コールセンター) |
| (2)宿泊施設向け | ① 本事業に参画する宿泊施設の募集、審査、登録等 |
| 事務局業務 | ② 割引支援等原資を超過しないよう、各施設の販売管理が可能な運営 方法の構築 |
| | ③ 割引支援金の配分等に関する契約の締結 |
| | ④ 割引支援金の精算 |
| | ⑤ 宿泊施設が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じていることの確認 |
| | ⑥ 各種問合せ対応(コールセンター) |

| (3)クーポン券の | ① 取扱店舗の募集、審査、登録等 |
|--------------------|---------------------------------------|
| 発行及び配布に係 る事務局業務 | ② クーポン券の印刷、発送、在庫管理等 |
| | ③ クーポン券の複写・複製を防止するための偽造防止対策 |
| | ④ 利用済みクーポン券の受付、審査、換金等清算業務 |
| | ⑤ 取扱店舗の認知ツール(ステッカー等)の作成・発送等 |
| | ⑥ 取扱店舗用マニュアルの作成・発送等 |
| | ⑦ 取扱店舗が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じていることの確認 |
| | ⑧ 各種問合せ対応(コールセンター) |
| (4)キャンセル対 | ①キャンセル対応に伴う周知、書類審査、入金等 |
| 応業務 | ② 各種問合せ対応(コールセンター) |
| (5)広報、その他 | ① 広報業務 |
| 運営業務 | (ア)旅行者、旅行会社、宿泊施設、取扱店舗及び関係者への各種周知 |
| | (イ)公式WEBサイトの構築 |
| | (ウ)キャンペーンロゴ及び公式 WEB サイトのバナー作成 |
| | (エ)その他本業務を実施するための効果的なプロモーションの実施 |

(出典:令和3年度香川県県内宿泊促進事業運営委託業務 仕様書)

事務局が取り扱う情報には、個人情報等も含まれることから、契約書第8条及び第10条に沿った対応が求められる。宿泊事業者から事務局に提出される資料(新かがわ割によるもの)を例に示すと、以下の通りである。

1. 交付申請時の資料

①参画申込書 兼 同意書(様式第1号)、②事業者情報登録申請書(様式第2号)、③宿泊施設情報報告書(様式第3号)、④口座振替依頼書(別紙1)、⑤割引支援金交付申請書(様式第4号)、⑥旅館業法旅館業法許可証の写し(簡易宿泊施設は届出番号)

2. 実績報告時の資料

①実績内訳シート(検算付)、②精算払請求書、③個人同意確認書(変更有)、④明細書。事業完了報告として、①実績報告書(様式第6号)②未使用クーポン返送報告書 ③無効クーポン返送報告書 ④未使用・無効クーポン原券

(出典:新うどん県泊まってかがわ割取扱マニュアル【宿泊事業者向け】第19稿から、主なものを抜粋している。)

4.13.6検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の業務委託料に係る執行額について、 支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

(1) 公募プロセス(委託事業者選定審査)について(令和4年度包括外部監査で実施済み)

令和3年度において、香川県県内宿泊促進事業運営委託業務の審査結果の集計表(5名による審査結果)を確認し、各審査項目(実施体制、実施スケジュール、企画内容、プロモーション、価格)の観点から適切に審査されている旨を確認したところ、審査プロセスにおいて不合理な点は見受けられなかった。

(2) 契約書について

本契約は、令和3年度中で11回の変更契約を締結し、令和4年度においても11回の変更契約を締結している。内容は、国の制度改正に伴う、対象者の拡大や期間延長に伴う追加費用の発生等によるものであった。

また、契約書第7条第2項の規定により、契約日と同日付で業務の再委託に関する承諾通知 を提示している。なお、委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額が明示されていな い(詳細は、「監査の結果及び意見」参照)。

なお、再委託先には、他県の全国旅行支援業務において水増し請求等の不正を行っていた株式会社近畿日本ツーリスト四国支店、株式会社日本旅行高松支店が含まれていたこともあり、香川県として株式会社 JTB 高松支店に対して特命検査を行っているが不正は認められていない。

| No | 契約締結日 | 契約期間 | 変更事由 |
|-----------|----------|------------------|----------|
| 1(当初) | R3.7.12 | R3.7.12~R4.2.28 | |
| 2(変更1) | R3.8.7 | 同上 | キャンセル対応 |
| 3(変更2) | R3.8.18 | 同上 | キャンセル対応 |
| 4(変更3) | R3.9.9 | 同上 | キャンセル対応 |
| 5(変更4) | R3.10.7 | 同上 | 再開に係る経費 |
| 6(変更5) | R3.10.29 | 同上 | キャンセル対応 |
| 7(変更6) | R3.11.5 | 同上 | 内訳変更 |
| 8(変更7) | R3.12.15 | R3.7.12~R4.3.31 | 隣県追加期間延長 |
| 9(変更8) | R4.1.4 | 同上 | 予算増額 |
| 10(変更9) | R4.2.16 | 同上 | 予算増額 |
| 11(変更 10) | R4.3.7 | 同上 | キャンセル対応 |
| 12(変更 11) | R4.3.31 | R3.7.12~R4.6.28 | 期間延長 |
| | 以上は令 | 和3年度 | |
| 13(変更 12) | R4.4.25 | R3.7.12~R4.7.29 | 期間延長 |
| 14(変更 13) | R4.5.23 | R3.7.12~R4.8.31 | 期間延長 |
| 15(変更 14) | R4.6.24 | R3.7.12~R4.9.14 | 期間延長 |
| 16(変更 15) | R4.7.15 | R3.7.12~R4.10.31 | 期間延長 |

| No | 契約締結日 | 契約期間 | 変更事由 |
|-----------|----------|------------------|------------|
| 17(変更 16) | R4.8.30 | R3.7.12~R4.11.30 | 期間延長 |
| 18(変更 17) | R4.9.30 | R3.7.12~R5.3.31 | 期間延長 |
| 19(変更 18) | R4.12.7 | 同上 | 対象期間延長 |
| 20(変更 19) | R4.12.20 | 同上 | 対象期間延長 |
| 21(変更 20) | R5.1.25 | 同上 | 予算増額 |
| 22(変更 21) | R5.3.10 | 同上 | 金額変更(実績見合) |
| 23(変更 22) | R5.3.24 | R3.7.12~R5.9.29 | 期間延長 |
| | 以上は令 | 和4年度 | |
| 24(変更 23) | R5.6.30 | R3.7.12~R6.1.31 | 期間延長 |

(3) 実績報告の検証作業について

令和3年度香川県内宿泊促進事業運営業務委託契約(全国旅行支援期間:令和4年10月 11日から令和5年1月31日)に係る実績報告書及び助成した実績データの一致を照合している ことを確認し、監査人としても集計に誤りがないかの再計算を行ったところ、誤りはなかった。

| 対象者 | 人泊 | 金額(千円) |
|----------------|-------------|-----------|
| 宿泊事業者(282 施設) | 152,082(人泊) | 530,814 |
| 旅行代理店(1,131 社) | 316,900(人泊) | 1,396,925 |
| クーポン配布額 | - | 1,305,268 |
| 直接経費合計 | 468,982(人泊) | 3,233,007 |

4.13.7 令和4年度包括外部監査意見事項の対応状況の確認

4.13.7.1 未使用クーポン券(預託金券)の在庫確認について

(令和4年度の意見事項)

未使用クーポン券(預託金券)実地棚卸の確認結果が記録されていない。適切な在庫管理および状況把握の観点から、少なくとも年1回は事業者の実地棚卸に立会い、金券在庫の報告資料と現物が合致しているか否かについて、実地棚卸結果として記録すべきである。

(対応状況)

令和5年2月16日及び同年4月25日に県担当者及び新かがわ割事務局担当者が実 地棚卸を行い紙クーポン及び電子クーポンの在庫数量と帳簿数量に相違がないことを確かめ ており、改善されていた。

4.13.7.2 委託事務コストの算定及び評価

(令和4年度の意見事項)

令和3年度時点の委託業務に係るコストの分析が十分行われていない。次年度以降のより効率的・経済的な事業展開のためにも、助成件数当たりのコスト算定(助成上限額以内か、委託費負担が大きくないか)を実施することで単位当たり行政コストとして適正な金額であったかを事後的にも検証する等、委託事務の経済性に関する評価を適切に実施することが望ましい。

(対応状況)

助成事務に係る経済合理性の観点から1泊あたりの事業コストを算出した結果が以下であり、その結果から不合理でないことを確かめる手続を行っている。

助成金額及び地域クーポン付与額からすると 6,006 円は不合理ではない。また、委託料については、令和 3 年度の 770 円から 1,102 円に増加しているが、国の度重なる制度変更や期間延長に対応した広告費用が増大していることに伴うものであり、不合理ではない。

| 1人泊あたりの事業コスト | 算定式 |
|---------------------|------------------------------------|
| 1 人泊あたりの助成額 6,006 円 | 助成額 5,341,216,427 円÷利用者 889,210 人泊 |
| 1 人泊あたりの委託料 1,102 円 | 委託料 979,972,970 円÷利用者 889,210 人泊 |

注: 令和 4 年度分を対象としており、助成上限: 交通付宿泊旅行商品 8,000 円/1 泊から 5,000 円/1 泊、宿泊・日帰り 5,000 円から 3,000 円。地域クーポン: 平日 3,000 円から 2,000 円、休日 1,000 円。

これらから、改善されているものと判断した。

4.13.8 監査の結果及び意見

4.13.8.1 委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示(指摘事項5)

(発見事項)

本事業で県が業務委託先の株式会社 JTB 高松支店と締結した業務委託契約書では、株式会社 JTB 高松支店が業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手先の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他県が必要とする事項を記載した書面(以下、「承諾願」という)を県へ提出し承認を受けなければならない旨が定められている。株式会社 JTB 高松支店は、当該規定に従って本県に承諾願を提出している。

ただし、当該承諾願は、再委託を行うことが適切か否かを判断するための重要な情報である再 委託の金額について記載する様式となっていない。また本件についても再委託の金額を県は把握 できていない。県は委託した業務の適正な履行を確保するために再委託について審査を行う必要 があるが、審査に必要な情報としては、再委託の業務の範囲や必要性の他に再委託の金額も当 然に含まれるものと解される。

| 再委託先 | 再委託内容 | 再委託金額(千円) |
|------------------|------------------|----------------|
| 株式会社日本旅行高松支店 | コールセンター業務、事務作業、 | 事業継続中であり精算手続未 |
| | データ入力業務、渉外活動 | 了(年度終了実績報告のみ)の |
| | | ため再委託金額は把握できて |
| | | いない。 |
| 株式会社近畿日本ツーリスト四国 | コールセンター業務、事務作業、 | 同上 |
| 支店 | データ入力業務、渉外活動 | |
| 東武トップツアーズ株式会社 高 | コールセンター業務、事務作業、 | 同上 |
| 松支店 | データ入力業務、渉外活動 | |
| 協同組合香川県旅行業協会 | コールセンター業務、事務作業、 | 同上 |
| | データ入力業務、渉外活動 | |
| 名鉄観光サービス株式会社高松 | コールセンター業務、事務作業、 | 同上 |
| 支店 | データ入力業務、渉外活動 | |
| 高松商運株式会社 | コールセンター業務、事務作業、 | 同上 |
| | データ入力業務、渉外活動 | |
| 株式会社アイモス | HP制作、印刷、データ入力業務 | 同上 |
| 株式会社アンモナイトワークス | SNS 広告制作、運用 | 同上 |
| | | |
| 株式会社ナイスタウン | 動画制作、SNS 広告制作、運用 | 同上 |
| | | |
| アップセルテクノロジィーズ株式会 | コールセンター業務 | 同上 |
| 社 | | |
| 統一窓口運営共同体(全国旅行 | コールセンター業務、事務作業、デ | 同上 |
| 支援統一窓口) | ータ入力業務、渉外活動 | |
| 株式会社ギフティ | 電子クーポンの発行・精算等の業務 | 同上 |
| | | |

なお、前述「4.2.6.1 業務委託を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示」にも記載した通り、再委託は国による公共調達においても一定の制限が設けられている。財務大臣通知「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計2017号)で措置がされており、ここでは再委託の契約金額は契約の相手方に提出させる書面に記載すべき事項として明示されている。

(問題点)

県が委託した業務が例外的に再委託される場合には、あらかじめ再委託の相手先の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他県が必要とする事項を記載した書面を提出させ、業務の適正な履行を確保するための審査を行っているが、この決裁書類に再委託の金額がないと、再委託の適切性を合理的に判断するめの情報が不足する可能性があり問題である。

(指摘事項5)委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示

業務委託をした発注先がその業務の一部を再委託する際は、受注者は県に事務局運営業務委託契約書第7条第2項の規定による承諾を求める書面(以下「承諾願」という。)を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託

金額の記載が求められていない。特に県内宿泊等促進事業に係る業務委託において実施された再委託については、県として再委託の金額すら把握されていなかった。

再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)において明記されているように、承諾願に予定する再委託金額も記載し、当該金額も踏まえて再委託の承諾の可否を判断する必要がある。

なお、再委託の承認において再委託金額を踏まえて決裁する手続きへの見直しは、全庁的な対応が必要な事項と考えられる。

4.14 新しい観光スタイル推進事業

4.14.1事業の概要

所管課

交流推進部 観光振興課

事業概要

公益社団法人香川県観光協会(以下「観光協会」という。)は、「新しい観光スタイル推進事業」として、①地域資源を効率的に活用した体験型コンテンツの造成・販売業務、②体験料割引キャンペーン業務、③宿泊客へのおすすめプロモーション業務を行うことで、日帰りが多い本県の観光客の滞在期間を延ばし、2泊3日以上の滞在型観光の推進による観光振興を図っている。

本事業は、観光協会が当該事業で要した経費について、県が観光協会に補助金を交付する事業である。

<県の補助金を受けて実施する観光協会の事業について>

具体的には、観光協会が公募プロボーザル方式による入札を実施することによって以下の業務を事業者に委託する。入札は2者からの応募があり、株式会社リクルートからの企画提案を採用し、業務委託契約を締結している。

(単位:千円)

| 項目 | 概要 | 金額 |
|----------------------|--|--------|
| コンテンツ造成 | ・新規コンテンツ開発 12 本(事業者へのヒアリング・現地調 | 2,000 |
| | 査、新規プログラムの造成) | |
| | ・既存コンテンツの磨き上げ1本(事業者への販売オペレー | |
| | ション等ヒアリング・現地調査、ブラッシュアップ) | |
| | コンテンツ素材撮影費用 | 350 |
| 課題抽出のためのモ | ・モニター招聘費 | 768 |
| ニタリング | ·撮影 | |
| | ・アンケート設計・実施・取りまとめ | |
| じゃらん net 特集ペー | ・バナー・特集ページ掲載期間 2 か月×3回 | 3,300 |
| ジ制作及びバナー掲 | ターゲティングメール 10 万通及び制作費用 | 450 |
| 載 | | |
| 体験料割引キャンペ | じゃらん遊び体験割引原資額 | 5,000 |
| ーン | | |
| 宿泊客へのおすすめ | ・県内の体験型コンテンツを掲載した広告媒体の作成 | 850 |
| 体験 PR のための広 | 割引特典チラシ | |
| 告媒体作成 | | |
| 宿泊施設を通じた案 | 広告媒体の設置・配布・案内業務(102 施設) | 100 |
| 内•配布 | | |
| | <u>, </u> | 12,818 |
| | 消費稅 | 782 |
| | 合計 | 13,600 |
| 外国人観光客誘致促進事業費の予算の使用分 | | |
| | 当事業の予算の使用分 | 10,300 |

事業実施の必要性

香川県独自の生活や文化などを活かしたコンテンツは存在するものの、販路が限定的な事業者も多いなどの課題があり、こうした課題を解決するため、コンテンツの磨き上げと併せて発信力の高い Online Travel Agent (以下「OTA」という。) に掲載することで販路の整備を行い、今後の事業者の自立的・経済的活動につなげる必要がある。

県の各計画との関連

香川県は、観光に特化した観光振興計画等は策定していない。総合計画において以下の方針・施策等を策定している。

● 総合計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

3つの基本方針の1つである「新しい流れをつくる香川」の基本的な方向として、「交流人口の回復・拡大を図るため、本県の豊かな資源の魅力を発信し、「選ばれる香川」をめざします。」としている。

● 展開方向・重点施策

重点施策 11「交流人口を回復・拡大する」の取組みの方向の1つである「1 観光客の誘致・滞在の促進」として、社会情勢の変化とともに注目されているマイクロツーリズムやワーケーションなど、「新しい生活様式」に対応した新たな観光スタイルを取り入れた旅行の提案や商品造成に努める旨が示されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

| 指標 番号 | 指標名 | 基準値 (R2 年) | R4 年 | 目標値 (R7 年度) |
|----------|--------|---------------|----------|----------------------|
| 64 | 県外観光客数 | 6,184 千人 | 7,770 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 9,687 千人)まで速やかな回復を図る |
| 65 | 延宿泊者数 | 2,529 千人 | 3,240 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 4,659 千人)まで速やかな回復を図る |
| 66 | 外国人延宿泊 | 81 千人 | 34 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 772 |
| | 者数 | | | 千人)まで速やかな回復を図る |
| 67 | 観光消費額 | 683 億円 | 1,077 億円 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 1,185 億円)まで速やかな回復を図る |

注: 数値は、「香川県観光客動態調査報告(確定版)」に基づくものであり、67 観光消費額は、県外宿泊観光客及び県外日帰り観光客の消費額の合計であり、県内観光客は含まれない。

● 観光協会は、受託者との業務委託契約において以下の KPI を設定している。

・コンテンツ造成業務

| | 目標 | 実績 |
|-------------|--------|------|
| コンテンツ造成・販売数 | 10 件以上 | 13 件 |

| | | (新規造成 12 件、磨き上げ1件) |
|---------|---------|--------------------|
| 商品の販売実績 | 130 件以上 | 138 件(名) |
| 商品の販売金額 | 80 万円以上 | 535,990円 |

注:令和5年2月末時点

・体験料割引キャンペーン業務

| | 目標 | 実績 |
|------------|-----------|---------|
| キャンペーン利用者数 | 2,500 人以上 | 7,090 人 |

注:令和5年2月末時点

・宿泊客へのおすすめ体験プロモーション業務

| | 目標 | 実績 |
|-------------------|----------|--------|
| 配布協力先の宿泊施設数 | 100 施設以上 | 102 施設 |
| 同業務を通じた体験コンテンツ利用数 | 200 件以上 | 315 件 |

注:令和5年2月末時点

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県補助金等交付規則
- 香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱

4.14.2予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|-------|-------|--------|
| 当初予算額 | - | 3,800 | 10,475 |
| 補正予算額(増減) | - | ı | ı |
| 計:現年予算額 | - | 3,800 | 10,475 |
| 前年度明許繰越額 | - | ı | I |
| 流用額 | - | ı | ı |
| 計:予算現額 | - | 3,800 | 10,475 |
| 決算額 | - | 3,800 | 10,330 |
| 翌年度明許繰越額 | - | - | _ |
| 不用額 | - | - | 145 |

4.14.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 決算額 | 主な内容 |
|-------------|--------|-----------|
| 負担金、補助及び交付金 | 10,330 | 観光協会への補助金 |
| 合計 | 10,330 | |

4.14.4決算額の財源内訳

(単位:千円)

| | | (1 = 114) |
|-------|--------|-------------------------|
| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
| 国庫支出金 | 10,330 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 |
| 合計 | 10,330 | |

4.14.5 監査の結果及び意見

4.14.5.1 事業実施の成果が事業目的に適合しない事業(体験料割引キャンペーンのクーポン利用者属性)(指摘事項6)

(発見事項)

観光協会では、県が交付した補助金を原資として株式会社リクルートに業務委託を行っているが、その目的は日帰りが多い本県観光客に対し2泊3日以上の滞在型観光を推進しようとするものであり、国内旅行者(主に県外からの旅行者)及び訪日外国人をターゲットとした観光客の誘客促進策となっている。

当該事業の中で、株式会社リクルートが運営する「じゃらん net」を通じて香川県の様々な施設・店舗等を半額で利用できるクーポン(「じゃらん遊び・体験」プランの半額利用クーポン)を配布するキャンペーンが行われた。当該キャンペーンにおけるクーポンの利用者状況を分析したところ、クーポン利用者の約 64%が県内在住者で、クーポンの 30%超が高松市内のスーパー銭湯で利用されており、クーポンの大部分が旅行者による観光目的ではなく、県内在住者によるレクリエーション目的で利用されていたと推察された。こうした状況は、本事業が県内のレクリエーション消費の促進に貢献しているとは言えるかもしれないが、本来の事業目的である滞在型観光の推進、観光客の誘客促進に成果があったとは言い難い。

<クーポン利用者の出発地別割合>

| 順位 | 発地 | シェア |
|----|-----|-------|
| 1 | 香川県 | 64.3% |
| 2 | 愛媛県 | 5.0% |
| 3 | 徳島県 | 4.8% |
| 4 | 大阪府 | 4.5% |
| 5 | 岡山県 | 4.3% |
| 6 | 兵庫県 | 3.7% |
| 7 | 東京都 | 2.1% |
| 8 | 広島県 | 2.0% |

<クーポンの利用先>

| | 利用枚数 | 取扱額 | 参加人数 | 客単価平均 |
|--------|---------|-----------|---------|---------|
| 全体 | 3,593 枚 | 13,575 千円 | 7,090 人 | 1,915 円 |
| スーパー銭湯 | 1,286 枚 | 4,225 千円 | 1,464 人 | 2,886 円 |
| 比率 | 35.8% | 31.1% | 20.6% | |

[※] なお、取扱額には、クーポン原資5百万円が含まれている。

県からは、令和4年度はコロナ禍での観光事業者支援の側面もあり、香川県在住者によるレクリエーション消費も含めざるを得なかったこと、じゃらん net のシステム上、スーパー銭湯等の事業者を除くことが難しかった点等について説明を受けたが、結果として事業目的に適合しない事業となってしまっている点は、今後こうした事業を行う上で改善すべき点であると考えられる。

(問題点)

事業実施によって得られた成果が事業目的に適合しないものとなっており、有効かつ効率的な 事業の実施が行えていない点で問題である。

(指摘事項 6)事業実施の成果が事業目的に適合しない事業(体験料割引キャンペーンのクーポン利用者属性)

「新しい観光スタイル推進事業」では、県が公益社団法人香川県観光協会に補助金を交付し、公益社団法人香川県観光協会はこれを原資として株式会社リクルートに業務委託を行っている。その目的は、日帰りが多い本県観光客に対し、2泊3日以上の滞在型観光を推進しようとするものである。

本事業の一環として株式会社リクルートを通じて県内の施設等を半額で利用できるクーポンを配布しているが、実際には当該クーポンを利用した64%が香川県在住者で、30%超のクーポンが高松市内のスーパー銭湯で利用される結果となってしまっている。つまり、クーポンの大部分が旅行者による観光目的での利用ではなく、香川県在住者によるレクリエーション目的での利用であったと推察され、結果として事業目的に適合した使われ方となっていない。

効果的な事業が実施されるためには事業実施の成果が事業目的に適合したものとなることが必要であり、制度設計について今後の見直しを含め十分留意すべきである。県としても公益社団法人香川県観光協会と十分な連携を取りながらそうした指導・助言を行っていくことが必要と考えられる。

なお具体的な制度設計の見直し方法としては、例えば体験料割引キャンペーンのクーポンの利用対象を県外在住者に限定すること等が考えられる。

4.14.5.2 公募プロポーザル方式による入札における公平性の確保(意見事項24)

(発見事項)

本事業では、令和3年度より公募プロポーザル方式により業務委託先の事業者の選定を行っているが、初年度より継続して株式会社リクルートが受注している。公募スケジュール及び事業実施のスケジュールは以下の通りで、事前準備期間は短く、事業者は受注決定後直ぐに業務を開始する必要があるスケジュールとなっている。

<公募スケジュール>

| 項目 | 日付/期限 | 平日を基準とした期間(初日含む) |
|-------------|-----------|------------------|
| 公募開始 | 令和4年6月15日 | - |
| 応募申込書の受付終了 | 同月 22 日 | 6 日 |
| 質問の受付締切 | 同月 27 日 | 9 日 |
| 質問への回答 | 同月 29 日 | 11 日 |
| 企画提案書等の受付終了 | 7月4日 | 14日(質問回答から4日) |
| 審査会 | 同月7日 | _ |
| 契約日 | 同月 12 日 | _ |

<仕様書における業務実施スケジュール>

| 項目 | 日付/期限 |
|---------------------|-----------------------|
| コンテンツの新規造成・ブラッシュアップ | 令和4年7月から開始し10月までに完了 |
| モニターツアーの実施 | 令和4年7月から10月の間(随時) |
| コンテンツ販売戦略 | 8月より販売開始 |
| 体験割引キャンペーン | 8月からの実施を目途に可能な限り早期に開始 |
| 宿泊客へのおすすめ体験プロモーション | 体験割引キャンペーン業務の実施に合わせる。 |
| 業務 | |

また観光協会は、公募開始前の令和4年3月31日付で予定価格決定の参考情報として株式 会社リクルートから本事業に係る詳細な見積書を入手し、当該見積書をベースに予定価格を決定 している。

株式会社リクルートは初年度より継続的に業務を受注してノウハウが蓄積されているだけでなく、 予定価格決定の参考情報としての見積り作成にも携わっており、ただでさえ入札において同社は 有利な状況にあると言える。せめて公募期間及び採用者決定から事業実施までに十分な時間を 確保する等、新規提案者が参入しやすい状況の確保に努めることが適正な入札、公平性の確保 には必要ではないかと考えられる。

(問題点)

公募プロポーザル方式による入札に際して、公募期間や準備期間が短すぎることで特定の事業者(例えば過年度において受注したことのある事業者)のみが有利となり、新規提案者が参入しにくくなるような状況は、より良い提案をなるべく低価格で採用しようとするプロポーザル方式の入札制度の形骸化を招きかねず問題である。

(意見事項24)公募プロポーザル方式による入札における公平性の確保

「新しい観光スタイル推進事業」は、本事業で交付する補助金を原資に公益社団法人香川県観光協会が外部事業者に業務を委託することで事業が展開されている。委託事業者の選定は、事業開始初年度(令和3年度)より継続して公募プロポーザル方式による入札で行われているが、初年度より継続して株式会社リクルートが受注している。同社は継続して受注していることによるノウハウの蓄積だけでなく、公募開始前に予定価格決定の参考情報としての見積金額算出にも携わっており、ただでさえ入札に有利な状況となっている。一方で、入札の公募期間や業務開始の準備期間をみると、新規に参入しようとする事業者にとっては必ずしも十分な準備期間が確保されているとは言えない状況のように見受けられる。

より良い提案をなるべく低価格で発注し、事業の有効性、効率性及び経済性をより一層高めていくためには、公募期間及び業務開始までの準備期間を十分確保し、新規参入事業者が参入しやすい条件を整備することが望ましい。県においても公益社団法人香川県観光協会の公募プロポーザル方式による入札が公平性を確保できているのか適宜事業内容等を確認し、必要に応じて是正を求める等、適切なチェック機能を発揮することが望まれる。

4.15 外国人観光案内所運営事業

4.15.1 事業の概要

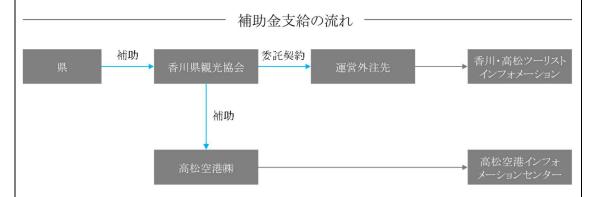
所管課

交流推進部 観光振興課

事業概要

(1)概要

外国人観光客の受入環境の向上のため、多言語で対応可能な観光案内所の運営に関する 事業を行う。具体的には、香川県内の外国人観光案内所のうち、香川・高松ツーリストインフォメーション(JR 高松駅内)及び高松空港インフォメーションセンター運営のための補助を行っている。



県は公益社団法人香川県観光協会(以下「観光協会」という。)に対して補助金を交付し、同協会は自ら運営している香川・高松ツーリストインフォメーションについては、当該補助金を原資に運営に関する業務委託を行う。一方、高松空港株式会社が運営している高松空港インフォメーションセンターについては、観光協会から高松空港株式会社へ運営費用を補助対象とする補助金の交付を行っている。

(2)外国人観光案内所とは

外国人観光案内所は、外国人観光客に対して本県の観光情報を提供することを目的として おり、本件の観光名所や開催中のイベント、交通機関、宿泊施設、お土産情報など、旅行を楽 しむためのさまざまな情報を案内するものである。

外国人観光案内所は、行政機関などが運営している場合もあれば、民間が独自で運営している場合もある。日本政府観光局(以下、「JNTO」)は、運営主体が行政機関か民間かを問わず、一定の要件を満たしている外国人案内所を認定案内所として指定している。

香川県内には、令和5年6月時点で20箇所のJNTO認定外国人案内所があるが、本事業が補助対象としている外国人観光案内所は、JNTOが認定している案内所のうち最上位に分類されるカテゴリー3の香川・高松ツーリストインフォメーション(JR高松駅内)及び高松空港インフォメーションセンターとなる。

(3)JNTO が認定している外国人観光案内所とは

JNTO では認定外国人観光案内所を以下の 4 区分に分類している。

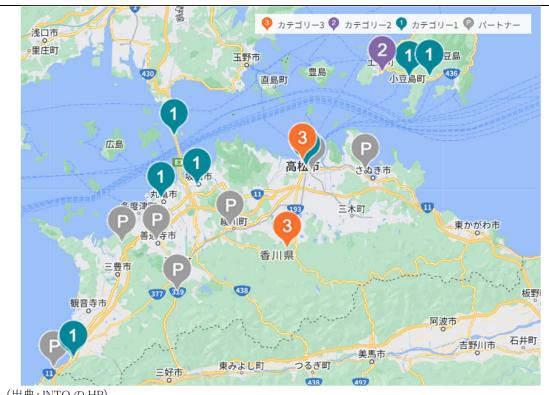
| 分類 | 内容 | |
|---------|--|--|
| カテゴリー3 | 常時英語による対応が可能。その上で、英語以外にも2言語以上での案内が常時可 | |
| | 能な体制がある。全国レベルの観光案内を提供。原則年中無休。Wi-Fi あり。国際 | |
| | 空港等交通の要衝や著名な観光地等、外国人来訪者の多い立地。 | |
| カテゴリー2 | 少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐、またはビデオ通話による案内が常時可 | |
| | 能。広域の案内を提供。 | |
| カテゴリー1 | 常駐でなくとも何らかの方法で英語対応可能。地域の案内を提供。 | |
| パートナー施設 | 観光案内を専業としない施設であっても、外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲 | |
| | があり、公平・中立な立場で地域の案内を提供。 | |

(出典: JNTOのHP)

香川県内の JNTO 認定外国人案内所は以下の 20 箇所である(令和 5 年 6 月末時点)。

| 分類 | 名称 | 住所 |
|---------|---------------------|--------------------|
| カテゴリー3 | 香川・高松ツーリストインフォメーション | 高松市浜ノ町 1-20 |
| カテゴリー3 | 高松空港インフォメーションセンター | 高松市香南町岡 1312-7 |
| カテゴリー2 | 小豆島国際ホテル 外国人観光案内所 | 小豆郡土庄町甲 24 番地 67 号 |
| カテゴリー1 | 丸亀市観光案内所 | 丸亀市新町 6-2 JR 丸亀駅構内 |
| カテゴリー1 | 道の駅 小豆島ふるさと村 | 小豆郡小豆島町室生 2084-1 |
| カテゴリー1 | 道の駅 小豆島オリーブ公園 | 小豆郡小豆島町西村甲 1941-1 |
| カテゴリー1 | リーガホテルゼスト高松 | 高松市古新町 9-1 |
| カテゴリー1 | ロイヤルパークホテル高松 | 高松市瓦町 1-3-11 |
| カテゴリー1 | 坂出市観光案内所 | 坂出市元町 1-1-1 |
| カテゴリー1 | 豊浜 SA 下り線インフォメーション | 観音寺市豊浜町箕浦 1842-2 |
| カテゴリー1 | 豊浜 SA 上り線インフォメーション | 観音寺市豊浜町箕浦 2180-1 |
| カテゴリー1 | 与島 PA インフォメーション | 坂出市与島町西方 587 |
| パートナー施設 | ゲストハウス若葉屋 | 高松市観光町 603-1 |
| パートナー施設 | ㈱まんでがん おしゃべり広場 | 善通寺市上吉田町 2-1-9 |
| パートナー施設 | 道の駅 源平の里むれ | 高松市牟礼町原 631 番地 7 |
| パートナー施設 | 道の駅 ふれあいパークみの | 三豊市三野町大見乙 74 番地 |
| パートナー施設 | 道の駅 空の夢もみの木パーク | 仲多度郡まんのう町追上 424-1 |
| パートナー施設 | 道の駅 とよはま | 観音寺市豊浜町箕浦甲 2506 |
| パートナー施設 | 道の駅 滝宮 | 綾歌郡綾川町滝宮 1578 |
| パートナー施設 | WeBase 高松 | 高松市瓦町 1-2-3 |

(出典: JNTO の HP)



(出典: JNTO の HP)

事業実施の必要性

海外から本県を訪れる観光客の満足度と利便性の向上を図るため、外国人観光案内の充実 を進め、おもてなし力の向上により魅力ある観光地づくりを推進し、外国人観光客の受け入れ態 勢の充実・強化を図るために必要な事業である。

県の各計画との関連

香川県は、観光に特化した観光振興計画等は策定していない。総合計画において以下の方 針・施策等を策定している。

総合計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

基本方針

「新しい流れをつくる香川」における「⑪交流人口を回復・拡大する」の中で外国人観光客受 入拠点・受入環境整備事業が定められている。

展開方向•重点施策

上記の基本方針のもと、外国人観光客が安心して快適に県内を観光できるよう、多言語で対 応可能な観光案内所の運営を行うとともに、受入環境の向上を図ることの一環として、JR 高松駅 内及び高松空港内において、多言語で観光案内を行う旨の方向性が示されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

当事業単独の KPI は設けられていない。

観光客受入体制整備事業全体(本事業の他、外国人観光客受入環境向上事業、公衆無線 LAN環境整備促進事業、魅力ある観光地づくり推進事業及び観光客の利便性・満足度向上事業を含めた事業全体)としては、以下の4つのKPIを設けている。

| 指標 番号 | 指標名 | 基準値 (R2 年) | R4 年 | 目標値 (R7年度) |
|----------|--------|---------------|----------|----------------------|
| 64 | 県外観光客数 | 6,184 千人 | 7,770 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 9,687 千人)まで速やかな回復を図る |
| 65 | 延宿泊者数 | 2,529 千人 | 3,240 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 4,659 千人)まで速やかな回復を図る |
| 66 | 外国人延宿泊 | 81 千人 | 34 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 772 |
| | 者数 | | | 千人)まで速やかな回復を図る |
| 67 | 観光消費額 | 683 億円 | 1,077 億円 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 1,185 億円)まで速やかな回復を図る |

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律
- 香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱

4.15.2予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|-------------------|-------------------|--------|
| 当初予算額 | 20,275 | 20,275 | 21,246 |
| 補正予算額(増減) | $\triangle 3,525$ | $\triangle 4,352$ | △1,809 |
| 計:現年予算額 | 16,750 | 15,923 | 19,437 |
| 前年度明許繰越額 | ı | ı | - |
| 流用額 | ı | ı | - |
| 計:予算現額 | 16,750 | 15,923 | 19,437 |
| 決算額 | 15,432 | 14,333 | 17,707 |
| 翌年度明許繰越額 | = | _ | _ |
| 不用額 | 1,318 | 1,590 | 1,730 |

4.15.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | | (1 = 114) |
|-------------|--------|---------------------------|
| 節 | 決算額 | 主な内容 |
| 負担金、補助及び交付金 | 17,707 | すべて公益社団法人香川県観光協会への補助金である。 |
| 合計 | 17,707 | |

4.15.4決算額の財源内訳

(単位:千円)

| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
|------|--------|------|
| 一般財源 | 17,707 | |
| 合計 | 17,707 | |

4.15.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の令和 4 年度の決算額の主な内訳の中から、負担金、補助及び交付金 17,707 千円に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

<香川県から公益社団法人香川県観光協会へ事業費補助金の支払 17,707 千円>

閲覧資料等

「令和4年度観光振興対策推進事業費補助金実績報告書」(公益社団法人香川県観光協会から県へ) 「補助事業調査調書」

「令和4年度観光振興対策推進事業費補助金の交付額の確定について」

※なお、県から同協会への支払は当該事業単独で支払われるものではなく、その他の事業費補助金と合算され一括で支払われている。

また、公益社団法人香川県観光協会が公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローと契約 した香川・高松ツーリストインフォメーション運営業務委託契約について、支出負担行為に至る一 連の関連資料の閲覧等を実施した。

< 公益社団法人香川県観光協会から公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローへの支払 14,868 千円※>

※ 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローへの支払には、県単独ではなく市町からの 補助も含まれている。

閲覧資料等

令和4年度香川・高松ツーリストインフォメーション運営業務「仕様書」

令和 4 年度「香川・高松ツーリストインフォメーション運営業務」委託契約に係る企画提案方式(プロポーザル方式)による公募について(公告)

令和4年度香川・高松ツーリストインフォメーション運営業務「応募申込書」

令和4年度香川・高松ツーリストインフォメーション運営業務の「審査結果について(通知)」

香川・高松ツーリストインフォメーション運営業務休日等運営及び宿泊案内業務「委託契約書」「請求書」

「支出命令書」

「検査調書」

4.15.6 監査の結果及び意見

4.15.6.1 業績評価のための指標の設定(意見事項 25)

(発見事項)

本事業は、JNTO が認定した県内の外国人観光案内所のうち、カテゴリー3 の最上位ランクに分類される案内所である香川・高松ツーリストインフォメーション(JR 高松駅内)及び高松空港インフォメーションセンターの運営に対して補助を行い、外国人観光案内所のサービス向上を進め、外国人観光客の受け入れ態勢の充実・強化を図ることを目的としている。

観光客受入体制整備事業全体において業績評価のための指標が設定されているものの、それらの指標は県外観光客全体に関連する大局的な指標であるため、外国人観光案内所運営事業そのものを評価するための指標としては直接的なものではない。

そのため、当事業に直接関連する目標を設定(Plan)してこれを実行に移し(Do)、その取り組みの進捗状況を定量的に測定・点検・評価(Check)し、次年度の改善につなげる(Action)といった、PDCAサイクルを稼働させ、事業の見直しや改善を実施していくことが望ましい。

(問題点)

業績評価のための指標が設定されていないと、目標を達成するための取組の進捗状況が定量的に測定できず、特に継続事業の場合は事業の見直しや改善が十分に行われないことで効果的、効率的かつ経済的な事業の運営に支障を来たす可能性があり問題である。

(意見事項25)業績評価のための指標の設定

外国人観光案内所運営事業は、県内の外国人観光案内所のサービス向上を進め、外国人 観光客の受け入れ態勢の充実・強化を図り、県内の観光事業を発展させるという点で非常に有 意義な事業と考えらえる。

一方で、本事業単独では、業績評価のための指標(KPI等)が設定されておらず、目標を達成するための取組の進捗状況が定量的に測定できていない。本事業は今後も継続した取り組みが期待されるところであり、効果的、効率的かつ経済的な事業運営のためには、KPI等の設定を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。

なお具体的な業績評価のための指標としては、例えば外国人観光案内所への外国人訪問者数や外国人からの問合せ件数等が考えられる。

4.15.6.2 外国人観光案内所の整備・運営補助に対する戦略的な計画・方針策定の必要性 (意見事項 26)

(発見事項)

下記の表は、観光庁が令和 4 年 9 月 5 日に発表した都道府県別カテゴリー別の外国人観光案 内所の件数であるが、県内にはカテゴリー3 の外国人観光案内所が 2 カ所ある。この 2 カ所が本 事業で補助を行っている香川・高松ツーリストインフォメーション (JR 高松駅内) 及び高松空港イン フォメーションセンターである。

外国人観光案内所 都道府県別件数(R4.7末現在)

| 国土交通省 |
|-------|
| 観光庁 |

| - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|----|-----|-----|----|------|----|---|-----|-----|----|--|------|------|----|-----|-----|-----|---|
| | | | カテニ | ゴリー | 0. | | | | カテニ | ゴリー | | | 都道府県 | | | カテニ | ゴリー | | Γ |
| 都道府県 | 合計 | 3 | 2 | 1 | Р | 都道府県 | 合計 | 3 | 2 | 1 | Р | | | 合計 | 3 | 2 | 1 | Р | |
| 北海道 | 107 | 3 | 30 | 39 | 35 | 富山県 | 24 | 1 | 5 | 8 | 10 | | 岡山県 | 19 | 1 | 0 | 14 | 4 | |
| 青森県 | 15 | 0 | 7 | 7 | 1 | 石川県 | 36 | 0 | 3 | 23 | 10 | | 広島県 | 49 | 1 | 14 | 19 | 15 | |
| 岩手県 | 31 | 0 | 4 | 16 | 11 | 長野県 | 50 | 0 | 14 | 21 | 15 | | 山口県 | 26 | 1 | 3 | 15 | 7 | |
| 宮城県 | 31 | 0 | 6 | 16 | 9 | 福井県 | 19 | 0 | 1 | 16 | 2 | | 徳島県 | 11 | 0 | 5 | 3 | 3 | |
| 秋田県 | 27 | 0 | 3 | 12 | 12 | 岐阜県 | 37 | 0 | 7 | 20 | 10 | | 香川県 | 22 | 2 | 2 | 9 | 9 | |
| 山形県 | 24 | 0 | 6 | 11 | 7 | 静岡県 | 54 | 1 | 11 | 34 | 8 | | 愛媛県 | 25 | 0 | 9 | 11 | 5 | |
| 福島県 | 21 | 0 | 5 | 14 | 2 | 愛知県 | 34 | 4 | 3 | 17 | 10 | | 高知県 | 19 | 0 | 4 | 13 | 2 | |
| 茨城県 | 16 | 0 | 4 | 11 | 1 | 三重県 | 23 | 1 | 6 | 11 | 5 | | 福岡県 | 37 | 3 | 6 | 18 | 10 | |
| 栃木県 | 26 | 0 | 6 | 14 | 6 | 滋賀県 | 27 | 0 | 2 | 17 | 8 | | 佐賀県 | 18 | 1 | 2 | 12 | 3 | |
| 群馬県 | 15 | 0 | 4 | 7 | 4 | 京都府 | 39 | 2 | 14 | 13 | 10 | | 長崎県 | 81 | 0 | 4 | 9 | 68 | |
| 埼玉県 | 25 | 0 | 2 | 21 | 2 | 大阪府 | 54 | 6 | 13 | 17 | 18 | | 熊本県 | 30 | 0 | 7 | 13 | 10 | |
| 千葉県 | 43 | 4 | 13 | 19 | 7 | 兵庫県 | 36 | 2 | 4 | 27 | 3 | | 大分県 | 23 | 0 | 6 | 12 | 5 | |
| 東京都 | 143 | 14 | 41 | 23 | 65 | 奈良県 | 21 | 2 | 4 | 10 | 5 | | 宮崎県 | 12 | 0 | 2 | 8 | 2 | |
| 神奈川県 | 36 | 3 | 7 | 13 | 13 | 和歌山県 | 28 | 0 | 6 | 15 | 7 | | 鹿児島県 | 25 | 0 | 5 | 12 | 8 | |
| 山梨県 | 21 | 0 | 4 | 14 | 3 | 鳥取県 | 16 | 0 | 6 | 5 | 5 | | 沖縄県 | 21 | 0 | 6 | 6 | 9 | ı |
| 新潟県 | 40 | 0 | 11 | 18 | 11 | 島根県 | 28 | 0 | 1 | 16 | 11 | | 合計 | 1565 | 52 | 328 | 699 | 486 | 5 |

| 分類 | 運営の考え方 | 多言語対応等 | 求められる立地 |
|----------|------------------------------------|---|---|
| カテコ゛リー 3 | ■ 観光案内のゲートウェイ | 英語を含む3言語以上での対応(英語はスタッフが常駐)ができ、全国の観光や交通の情報提供ができる。 | |
| カテコ゛リー 2 | □ 次の目的地への 橋渡し | 英語で対応できるスタッフが常駐し、広域の観光や交通の情報提供ができる。 | □ 外国人旅行者が観光の拠点として 多く利用し、ローカルな情報に加え、 次の移動先などの広域的な情報の 提供が求められる地域 |
| カテコ゛リー 1 | □ 地域情報の交流 拠点 | □ パートタイムで英語対応が可能なスタッフがいる、又は、電話通訳サーと、スや多言語翻訳システム等により英語対応でき、地域内の観光や交通の情報提供ができる。 | □ 外国人旅行者の最終目的地となり ローカルな情報の提供が求められる 地域 |
| パ°-トナー施設 | 観光案内を専業とし され、必要な基準を | ない施設やボランティア団体等により運営 満たすもの。 | 外国人旅行者を積極的に受け入れ る意欲のある地域 |

(出典:第1回 JNTO 認定外国人観光案内所の機能強化方策検討会資料から抜粋)

上表に基づき、カテゴリー3の外国人案内所の多い都道府県を示すと、以下の通りとなる。

| 順位 | 都道府県 | カテゴリー3の案内所数(箇所) | 参考)令和元年の外国人延宿泊者数(人日) |
|----|------|-----------------|----------------------|
| 1 | 東京都 | 14 | 27,958,830 |
| 2 | 大阪府 | 6 | 15,869,040 |
| 3 | 千葉県 | 4 | 4,718,120 |
| 3 | 愛知県 | 4 | 3,577,060 |
| 5 | 北海道 | 3 | 7,975,750 |
| 5 | 神奈川県 | 3 | 2,956,530 |
| 5 | 福岡県 | 3 | 3,787,880 |
| 8 | 香川県 | 2 | 541,890 |
| 8 | 京都府 | 2 | 8,949,140 |
| 8 | 兵庫県 | 2 | 1,301,160 |
| 8 | 奈良県 | 2 | 439,610 |

(出典:2019 年宿泊旅行統計調査及び第1回 JNTO 認定外国人観光案内所の機能強化方策検討会資料をもとに 包括外部監査人が作成)

県のカテゴリー3の外国人観光案内所設置数2カ所というのは全国8位で、京都府・兵庫県・ 奈良県と同順位である。県を上回る順位の都道府県は、東京都、大阪府、千葉県、愛知県、北海 道、神奈川県、福岡県である。一方で、県の令和元年の外国人延宿泊者数は、これら上位の都道 府県と比較すると著しく少ないことが見て取れる。

ちなみに JNTO によれば、カテゴリー3 の外国人観光案内所では「英語を含む 3 言語以上での対応 (英語はスタッフが常駐)ができ、全国の観光や交通の情報提供ができる」といった多言語対応が可能であり、「外国人旅行者が我が国のゲートウェイとして最初に訪れる地域または特に多く訪れる地域」に求められる案内所であると分類されている。

また、県内には JNTO 認定の外国人観光案内所が 20 箇所(令和 5 年 6 月末時点)あるが、東かがわ市と三木町には外国人観光案内所が 1 か所も設置されていない一方、前述の 2 カ所のみは過去から継続的に運営補助が行われている。鉄道の主要駅と空港という、外国人旅行者が県に来訪する際の最重要拠点を重点的に整備するという考え方にも一定の合理性は認められるものの、例えば高松空港インフォメーションセンターは民間である高松空港株式会社が運営しており、補助が行われていない他の民間運営の外国人観光案内所とのバランスを考慮すべきという考え方もある。

以上より、県の外国人観光案内所の設置状況は、JNTO認定の外国人観光案内所が全くない 市町がある一方で、県費を使って運営補助を継続的に実施している最もサービス水準の高いカテゴリー3の外国人観光案内所が全国的にも高い水準で設置されている等、その構成に偏りがあるとも考えられる。

こうした点を踏まえると、どの外国人観光案内所をどのように整備していくかという点についての 県内全域での整備計画や方針を、県全体での有効性や効率性を勘案しながら策定することが必 要と考えられるが、現状では補助対象とすべき外国人観光案内所の整備運営補助計画や方針等は明確に定められていない。

(問題点)

県内全域で全体として最適な計画や方針に基づいて外国人観光案内所の運営補助等が行われないと、事業本来の目的である外国人観光客の受入環境の向上が県全体では有効かつ効率的に行われなくなる可能性があるため問題である。

(意見事項 26)外国人観光案内所の整備・運営補助に対する戦略的な計画・方針策定の必要性

日本政府観光局が「カテゴリー3」として分類する、国内でも最高水準のサービス提供が可能な外国人観光案内所が県内には2カ所あり、本事業ではこの2カ所の運営補助を行っている。「カテゴリー3」の案内所を2カ所以上保有する都道府県は全国で11あり、本県以外では東京都、大阪府、千葉県、愛知県、北海道、神奈川県、福岡県、京都府、兵庫県及び奈良県となっている。また、日本政府観光局認定の外国人観光案内所は県内に20箇所あるが(令和5年6月末時点)、東かがわ市と三木町には外国人観光案内所がまったくない一方で、前述の2カ所だけは過去から継続的に運営補助が行われている。

こうした点を踏まえると、どの外国人観光案内所をどのように整備・運営補助していくかという 県内全域での戦略的な整備計画や方針を、県全体での観光施策の有効性や効率性を勘案し ながら策定することが必要と考えられるが、現状ではこうした計画や方針は策定されていない。

県内全体としてのサービスレベルを向上させ、事業本来の目的である外国人観光客の受入環境の向上を県全体で有効かつ効率的に達成するためには、整備・運営補助の計画や方針を策定し、これに基づいて事業を実施していくことが望ましい。

具体的には、例えば「カテゴリー3」の外国人観光案内所を首都圏並みに2カ所配置することが本当に必要と考えられているのであれば、その戦略性や合理性、費用対効果面を客観的に説明しておくこと等が考えられる。

4.15.6.3 持続可能な外国人観光案内所の支援の必要性(意見事項 27)

(発見事項)

前述の通り県では2カ所の外国人観光案内所の運営補助を行っている。当該補助は継続的に 毎年実施しており、外国人観光案内所の運営主体において、経費に充当されている。 外国人観光案内所が持続的に運営されるためには、補助に依存した体質から脱却する必要がある。そのため、外国人観光案内所の運営主体に対して継続的に経費補助を行うという施策をとりつつも、外国人観光案内所の運営主体が補助金に依存することなく自走できるような支援(独自で収益力を向上させるための支援、人材育成等の支援、集客およびプロモーションの支援)等も併せて行う必要があると考える。

(問題点)

外国人観光案内所の運営主体が運営経費について補助金に依存した体質となってしまうと、自助努力が行われず本来必要のない支出等が行われることで事業の効率性、経済性が損なわれる可能性があるため問題である。

(意見事項27)持続可能な外国人観光案内所の支援の必要性

外国人観光案内所運営事業では、県内の外国人観光案内所のうち香川・高松ツーリストインフォメーション(JR 高松駅内)及び高松空港インフォメーションセンターの2カ所の運営経費の補助を過去から継続して実施している。

これらの外国人観光案内所が県費の支出を最小限にしながら継続して安定的に運営されるためには、外国人観光案内所の運営主体が補助金に依存することなく自走できるような体制(もしくは少しでも収支均衡に近づけるような体制)となることが重要であり、こうした体制に向けての支援に県としても積極的に取り組むことが望まれる。

具体的には、独自で収益力を向上させるような支援や、人材育成、集客及びプロモーション 支援等を実施したり、観光客もしくは観光案内によって紹介を受ける施設等からの受益者負担 を検討すること等が考えられる。

4.15.6.4 公募プロポーザル方式による入札における公平性の確保(意見事項28)

(発見事項)

公益社団法人香川県観光協会は、同協会が設置している外国人観光案内所(香川・高松ツーリストインフォメーション(JR 高松駅内))の運営業務を企画提案方式(プロポーサル方式)により公募し、委託している。

ここ数年は、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローが受託している。令和 4 年度の 応募申込は、同法人のみであった。公募スケジュール及び事業実施のスケジュールは以下となっ ているが、事前準備期間は短く採用者決定後直ぐに業務を開始する必要があるスケジュールと言える。

| 項目 | 日付 |
|------------------|-----------------|
| 公募広告開始 | 令和 4 年 2 月 24 日 |
| 広告終了・応募申込書の提出締切 | 令和4年3月3日 |
| 応募資格の結果通知・質問の締切 | 令和4年3月4日 |
| 質問の回答 | 令和4年3月8日 |
| 企画提案書および見積書の提出期限 | 令和4年3月15日 |
| 審査結果の通知 | 令和4年3月22日 |
| 契約締結 | 令和4年4月1日 |
| 事業実施スケジュール | 令和4年4月1日から |
| | 令和5年3月31日 |

(問題点)

当公募プロポーザル方式による入札に際して、公募期間や準備期間が短すぎることで特定の事業者(例えば過年度において受注したことのある事業者)のみが有利となり、新規提案者が参入しにくくなるような状況は、より良い提案をなるべく低価格で採用しようとするプロポーザル方式の入札制度の形骸化を招きかねず問題である。

(意見事項28)公募プロポーザル方式による入札における公平性の確保

公益社団法人香川県観光協会では、本事業で県から交付された補助金を原資として、自らが設置する外国人観光案内所(香川・高松ツーリストインフォメーション(JR 高松駅内))の運営業務の委託先を公募し、業務委託している。本事業は継続事業であり、毎年度公募プロポーザル方式による入札によって委託事業者を決定しているが、ここ数年は同一の事業者(公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー)が受託しており、令和4年度については応募申込自体が同法人1者のみであった。

一方で、入札の公募期間や業務開始の準備期間をみると、新規に参入しようとする事業者にとっては必ずしも十分な準備期間が確保されているとは言えない状況のように見受けられる。

より良い提案をなるべく低価格で発注し、事業の有効性、効率性及び経済性をより一層高めていくためには、公募期間及び業務開始までの準備期間を十分確保し、新規参入事業者が参入しやすい条件を整備することが望ましい。県においても公益社団法人香川県観光協会の公募プロポーザル方式による入札が公平性を確保できているのか適宜事業内容等を確認し、必要に応じて是正を求める等、適切なチェック機能を発揮することが望まれる。

4.16 魅力ある観光地づくり推進事業

4.16.1 事業の概要

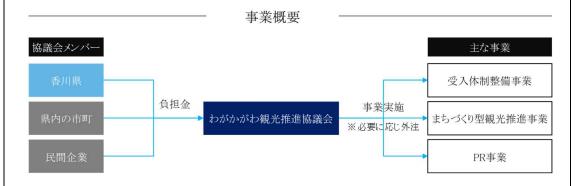
所管課

交流推進部 観光振興課

事業概要

(1)概要

県と市町等が連携し、香川県内の地域資源の掘り起こしや「まち歩き」、観光実態調査などを 実施するとともに、全県的なおもてなし運動を展開し、観光客の満足度の向上を図るなど、魅力 ある観光地づくりを推進するため、わがかがわ観光推進協議会に対し、負担金を支出するもの でる。



(2)わがかがわ観光推進協議会とは

<概要>

わがかがわ観光推進協議会とは、県をはじめとする香川県内の自治体や、関連団体などが協力して観光促進や情報発信を行う協議会である。

<協議会メンバーおよび負担金>

(単位:千円)

| 協議会メンバー | 負担金(令和4年度実績) |
|---------|-----------------|
| 香川県 | ※ 14,191 |
| 高松市 | 3,522 |
| 丸亀市 | 1,409 |
| 坂出市 | 1,245 |
| 善通寺市 | 1,090 |
| 観音寺市 | 1,206 |
| さぬき市 | 909 |
| 東かがわ市 | 544 |
| 三豊市 | 1,216 |
| 土庄町 | 336 |
| 小豆島町 | 224 |

| 三木町 | 50 |
|-------|--------|
| 直島町 | 50 |
| 宇多津町 | 100 |
| 綾川町 | 50 |
| 琴平町 | 1,140 |
| 多度津町 | 50 |
| まんのう町 | 50 |
| 合計 | 27,382 |

[※]県の負担額は当初 20,191 千円であったが、さぬき歌舞伎まつり開催見送りにより、6,000 千円の戻入があり、14,191 千円となっている。

<収支計算書(令和4年4月1日から令和5年3月31日)>

(単位:千円)

| 区分 | 決算額 |
|---------------------|--------|
| I 収支の部 | |
| 1.負担金 | 33,382 |
| 2.協賛金 | 100 |
| 3.諸収入 | _ |
| 4.前年度からの繰越金 | 8,606 |
| 計 | 42,088 |
| Ⅱ 支出の部 | |
| 1.事業費 | |
| (1)受入体制整備事業 | |
| ① 観光実態調査事業 | 4,990 |
| ② 観光かがわおもてなし運動推進事業 | 5,675 |
| (2)まちづくり型観光推進事業 | |
| ① てくてくさぬき推進事業 | 555 |
| ② 地域資源の掘り起こし・魅力向上事業 | 3,795 |
| (3)PR 事業 | |
| ① 旬の情報発信事業 | 6,699 |
| ② 老舗観光地等誘客促進事業 | 3,623 |
| ③ 香川フィルムコミッション支援事業 | 4,000 |
| 2.事務局費 | 3,880 |
| 3 戻入 | △6,000 |
| 111 <u>4</u> | 39,220 |
| Ⅲ 次年度繰越金 | 2,868 |
| 合計 | 2,868 |

(出典:わがかがわ観光推進協議会の令和4年度決算報告を包括外部監査人が一部加工したもの)

<主な事業内容>

| 事業区分 | 事業名 | 令和 4 年 決算額 | 内容 |
|----------|--------------|---------------|--|
| 受入体制整備事業 | 観光実態調査事 業 | 4,990 | 本県への来訪者の実態を把握し、本県観光の現状と課題を明らかにするため、アンケートによる実態調査を行う事業である。 |

| | 観光かがわおも てなし運動推進 事業 | 5,675 | 国内外から本件を訪れる観光客の満足度向上を図るため、県や香川県観光協会などと連携し、「さぬきアカデミー」、「地域観光ガイド育成研修」、タクシー・バス乗務員向けの「おもてなし研修会」を開催する事業である。 その他、市町等が企画・運営する観光スキルアップのための勉強会を支援する事業である。 |
|----------------------|---------------------------|-------|--|
| まちづくり型 観光推進事 業 | てくてくさぬき推 進事業 | 555 | てくてくさぬき推進協議会総会や県内研修事業を開催 する事業の他、まち歩き実施団体が新規に立ち上げるコースやリニューアルするコースの造成に要する経費のほか、コースの催行を安全に執り行うため、感染拡大防止に資する材料などの購入費用を補助する事業である。 |
| | 地域資源の掘り 起こし・魅力向上 事業 | 3,795 | 「てくてく通信」の刷新及び「うどん県旅ネット」のホームページをリニューアルし、県外観光客等へ情報が届くよう、情報発信の充実を図る事業である。 |
| PR 事業 | 旬の情報発信事業 | 6,699 | 本県の旬の情報を取りまとめた「かがわ MANIA」を年4 回発行し、県外の旅行代理店やマスコミ向けに発信する 他、観光商談会へ参加し本件の最新情報の PR を行う 事業である。 |
| | 老舗観光地等誘客促進事業 | 3,623 | (一社)四国ツーリズム創造機構が出典するツーリズム EXPO ジャパン 2022 への支援を行い、観光香川のイメ ージアップを図る事業である。 |
| | 香川フィルムコミッション支援事 業 | 4,000 | (公社)香川県観光協会が実施する香川フィルムコミッション事業に対して支援を行う事業の他、東京で開催された全国ロケ地フェアに参加し、香川での撮影誘致活動を行う事業である。 |

(出典:わがかがわ観光推進協議会の令和4年度決算報告および事業報告を包括外部監査人が一部加工したもの)

事業実施の必要性

県と市町およびわがかがわ観光推進協議会が連携し、香川県内の地域資源の掘り起こしや「まち歩き」、観光実態調査などを実施するとともに、全県的なおもてなし運動を展開し、観光客の満足度の向上を図るなど、魅力ある観光地づくりを推進し、香川県内の交流人口の拡大による経済効果を生み出すために必要な事業である。

県の各計画との関連

香川県は、観光に特化した観光振興計画等は策定していない。総合計画において以下の方針・施策等を策定している。

● 総合計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

「新しい流れをつくる香川」における「⑪交流実行を回復・拡大する」の中で魅力あう観光地づくり推進事業が定められている。

● 展開方向・重点施策

上記の基本方針のもと、県と市町等が連携して、魅力ある観光地づくりを進めるため、「わがかがわ観光推進協議会」事業を実施するとともに、関係機関等との連携のもと、「観光香川おもてなし運動県民会議」を中心に全県的な「おもてなし運動」を展開する。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

当事業単独の KPI は設けられていない。一方で、観光客受入体制整備事業全体(本事業の他、外国人観光客受入環境向上事業、公衆無線 LAN 環境整備促進事業、魅力ある観光地づくり推進事業及び観光客の利便性・満足度向上事業)としては、以下の4つの KPI を設けている。

| 指標 番号 | 指標名 | 基準値 (R2 年) | R4 年 | 目標値 (R7年度) |
|----------|--------|---------------|----------|----------------------|
| 64 | 県外観光客数 | 6,184 千人 | 7,770 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 9,687 千人)まで速やかな回復を図る |
| 65 | 延宿泊者数 | 2,529 千人 | 3,240 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 4,659 千人)まで速やかな回復を図る |
| 66 | 外国人延宿泊 | 81 千人 | 34 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 772 |
| | 者数 | | | 千人)まで速やかな回復を図る |
| 67 | 観光消費額 | 683 億円 | 1,077 億円 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 1,185 億円)まで速やかな回復を図る |

なお、参考までに令和5年度に策定された「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画においては、以下のKPIに変更されており、目標値も更新されている。

| 指標 番号 | 指標名 | 基準値 (R2 年) | R4 年 | 目標値 (R7年度) |
|----------|----------|---------------|----------|---------------|
| 119 | 県外観光客数 | 6,184 千人 | 7,770 千人 | 10,171 千人 |
| 120 | 延宿泊者数 | 2,529 千人 | 3,240 千人 | 4,891 千人 |
| 121 | 外国人延宿泊者数 | 81 千人 | 34 千人 | 818 千人 |
| 122 | 観光消費額 | 683 億円 | 1,077 億円 | 1, 189 億円 |

遵守すべき(規制を受ける)法令等

該当なし

4.16.2予算現額と決算額の推移

| | | | (+ - - - - - - - - - - - - - - - - |
|-----------|--------|--------|---|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 当初予算額 | 16,122 | 14,985 | 14,719 |
| 補正予算額(増減) | | △250 | - |
| 計:現年予算額 | 16,122 | 14,735 | 14,719 |
| 前年度明許繰越額 | I | ı | I |
| 流用額 | | 1 | I |
| 計:予算現額 | 16,122 | 14,735 | 14,719 |

| 決算額 | 16,005 | 14,675 | 14,675 |
|----------|--------|--------|--------|
| 翌年度明許繰越額 | _ | - | - |
| 不用額 | 117 | 60 | 44 |

4.16.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | | *** |
|-----------------|--------|---|
| 節 | 決算額 | 主な内容 |
| 負担金、補助及び交付 金 | 14,575 | わがかがわ観光推進協議会への負担金:13,191 千円 日本観光振興協会年会費:718 千円 |
| 71C | | 日本観光振興協会への拠出金:666 千円 |
| 需用費 | 100 | |
| 合計 | 14,675 | |

4.16.4決算額の財源内訳

(単位:千円)

| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
|------|--------|------|
| 一般財源 | 14,675 | |
| 合計 | 14,675 | |

4.16.5検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、負担金 14,575 千円に係る執行額のうち、わがかがわ観光 推進協議会への負担金 13,191 千円について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を 実施した。

● 令和4年度わがかがわ観光推進協議会への負担金の支払13,191千円

閲覧資料等

「わがかがわ観光推進協議会への負担金納入について」(わがかがわ観光推進協議会から県へ)

「請求書」(わがかがわ観光推進協議会から県へ)

「執行伺兼支出命令書」

4.16.6 監査の結果及び意見

4.16.6.1 わがかがわ観光推進協議会への負担金における市町間での不均衡(意見事項 29) (発見事項)

わがかがわ観光推進協議会は、県をはじめとする県内自治体が協議会メンバーとなっているが、負担金の額が市町によって大きく異なっており、極端に負担割合が低い市町が存在している。

同協議会の令和4年度の事業内容は、香川県全体の誘客増加のための活動や観光客の受入 体制整備等であり、各市町でその事業成果を享受しているはずである。負担割合の多寡がこうした 事業成果を享受できる割合となっているかというと、そうした状況でもないように見受けられる。

(問題点)

わがかがわ観光推進協議会は、県と市町が連携して観光資源の掘り起こし等の事業を実施するための受け皿となるべき団体であるにもかかわらず、負担金の額等において十分な協力が得られない市町が一部存在することで、同協議会の事業遂行に支障が出たり、その分県の支出が増加すること等が考えられ、結果的に有効かつ効率的・経済的な事業運営が行われなくなる可能性があるため問題である。

(意見事項29)わがかがわ観光推進協議会への負担金における市町間での不均衡

わがかがわ観光推進協議会は、県をはじめとする県内自治体が協議会メンバーとなっているが、負担金の額が市町によって大きく異なっており、極端に負担割合が低い市町が存在する。

同協議会は、公益社団法人香川県観光協会が実施する事業のように即効性のある誘客効果を目的とした事業ではなく、将来の県内の観光資源を開拓する、基礎開発のような役割を担った団体である。したがって、県内を周遊する観光客を増加させるためにも、特定の市町だけに観光資源が偏よることなく、県内全域で観光客を受け入れようとする機運を高めていくことが重要であり、各市町との連携・協力体制は、同協議会による事業において非常に重要なものと言える。

各市町の観光事業への取組方針や財政状態等を勘案しつつも、十分な協力が得られていない市町に対しては、県として同協議会の活動により前向きに参加してもらえるような働きかけや、 負担金額の見直し等を行う働きかけを、より積極的に実施することが望まれる。

4.17 ビジット香川誘客重点促進事業

4.17.1 事業の概要

所管課

交流推進部 観光振興課

事業概要

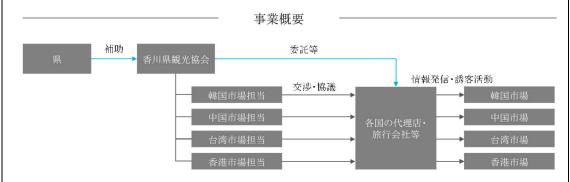
(1)概要

外国人観光客の来訪を促進するため、観光客増加が期待できる韓国、中国、台湾、香港等、 主に東アジアを対象に、観光香川の魅力を PR する等の誘客活動を行う事業である。

県は公益社団法人香川県観光協会(以下、「観光協会」という。)に対して補助金を交付し、 同協会ではこれを原資に直行便が就航しているソウル、上海、台北、香港に加え、乗り継ぎによ る誘客が期待できるタイやシンガポール等、東南アジア地域を中心に主に以下のような誘客活 動を行っている。

- 香川県の観光キャンペーンの実施
- 旅行雑誌、旅行エージェント招へいなどによる香川の観光資源のPR
- 新聞、雑誌、Web 等各種メディアを活用した情報発信
- 旅行エージェントへの商品造成働きかけ及び送客支援
- PR ツール(パンフレット・グッズ等)の作成など

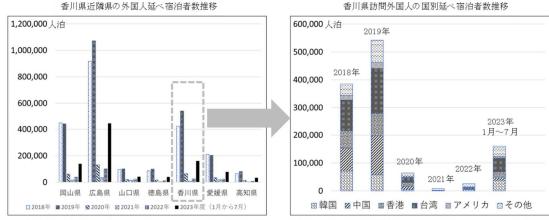
なお観光協会では、各市場において、誘客のための方法やターゲットが異なるため、市場毎 に専任の担当者を設け、誘客活動を行っている。



(2)外国人観光客の近年の推移

県内の外国人延べ宿泊者数(従業員数 10 人以上の施設による報告に限る)は、令和元年に約 54 万人泊となっていたが、令和元年 12 月に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 年は約 6.4 万人泊、令和 3 年は約 0.8 万人泊と著しく減少した。令和 4 年以降

は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も緩和し、令和4年の外国人延べ宿泊者数は約2.5万人泊、令和5年1月から7月累計では約16万人泊となり、回復傾向の兆しが見えている。



出典:「宿泊旅行統計データ」の施設所在地(47区分及び運輸局等)、国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)のデータをもとに包括外部監査人が作成

県を訪問する外国人の国別の内訳では、令和元年までは中国、台湾からの旅行者の割合が 多かったが、直近の令和5年においては、台湾、韓国からの旅行者の割合が増加している。

韓国、中国、香港、台湾の4か国においては、従前高松空港との直行便が運航されていたため旅行者が多くなっていたが、中国については令和5年10月時点では直行便が運休している影響もあり、中国からの旅行客の回復が遅れている状況である。

(3)具体的な国別の誘客活動

前述の通り、同じアジア圏であっても、各市場において誘客のための手法や旅行客となり得るターゲットが異なるため、観光協会では、市場毎に専任の担当者を設け、誘客活動を行っている。各市場における具体的な誘客活動の概要は以下の通りである。

<台湾市場>

プロモーションの基本方針

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、高松空港との直行便が令和2年2月23日から 運休となっていたが、令和5年1月19日から運航再開(週4往復)した。近年増加する傾向に あるFIT (Foreign Independent Tour の略称で個人旅行客を指す)を取り込むための各種プロモ ーションを実施するとともに、旅行団体客の安定的な需要確保に向けて各種施策を実施する。

主な誘客活動

| 活動内容 | 実施内容 | 令和 4 年度決算額 |
|-----------------|---|------------|
| SNS 関係 | Facebook および Instagram を用いた情報発信 | 2,102 千円 |
| メディア関係・情 報発信 | ① 台湾国内の KOL(Key Opinion Leader)を用いた香川県旅行情報発信の実施 | ① 1,840 千円 |

| | ② インフルエンサーを用いた FAM トリップ (Familiarization Trip)の開催 | 2 | 3,606 千円 |
|------------|---|---|-----------|
| | ③ KKday(台湾の旅行に関するアクティビティ・現地ツアーのオ | 3 | 1,100 千円 |
| | ンライン予約を扱う、ウェブサイトおよびアプリ)連携プロモー | | |
| | ション | | |
| 現地 PR イベント | ① 台湾現地にて「台湾美食展」への出展 | 1 | 3,994 千円 |
| 等 | ② 「台北国際旅行博」への出展 | 2 | 1,236 千円 |
| | ③ 「台湾ランタンフェスティバル in 台北」への出展 | 3 | 3,912 千円 |
| 商品造成 | 台湾のキーとなる旅行会社を香川県に招いた FAM ツアーの開 | | 2,879 千円 |
| | 催 | | |
| 販促支援 | 台湾現地での観光商談会および旅行会社へのセールスコール | | 1,257 千円 |
| 送客支援 | 台湾現地の旅行会社への送客支援 | | 6,349 千円 |
| | (チャイナエアライン高松ー台北線を片道以上利用し、県内宿泊 | | |
| | 施設に1泊以上する台湾からのツアーについて、宿泊日数に応 | | |
| | じて旅行会社へ補助を行うもの) | | |
| 個人旅行者補助 | チャイナエアライン高松-台北線を利用した旅行客に対して、高 | | 2,571 千円 |
| | 松空港からJR高松駅までのバス料金等を補助 | | |
| 広告周知 | チャイナエアライン台北ー高松線航空運賃割引キャンペーンの | | 12,874 千円 |
| | 周知等広告宣伝業務 | | |
| その他 | | | 29,294 千円 |
| | 合計 | | 73,014 千円 |

<中国市場>

プロモーションの基本方針

中国市場においては、コロナ前の実績を踏まえ、個人旅行客(FIT)の中でも特に需要の旺盛な20代から40代の女性をターゲットとした誘客に注力するとともに、コロナ後に予想される小規模なグループ旅行(親子旅行者等)やプライベートツアーに対する需要の高まりに対応するために各種施策を実施する。

主な誘客活動

| 活動内容 | 実施内容 | 令和 4 年度決算額 |
|----------|---|------------|
| SNS 関係 | 微博(中国国内のTwitterのようなSNS)、微信(中国国内のLINE | 1,557 千円 |
| | のようなアプリ)、大衆点評(中国国内の食べログのようなサイト) | |
| | を用いた情報発信 | |
| メディア関係・情 | ① 微博を用いた県内観光施設からのライブ中継の開催 | ① 471 千円 |
| 報発信 | ② 高知県および JR 四国と連携し、中国のインフルエンサーに | |
| | よる微博および小紅書(中国の若い女性から指示されてい | ② 498 千円 |
| | るアプリ)を用いた情報発信 | |
| | ③ 愛媛県と連携し、中国のインフルエンサーによる微博を用い | ③ 1,000 千円 |
| | た情報発信 | |
| | ④ 中国大手の OTA(Online Travel Agent)ウェブサイトにおけ | ④ 990 千円 |
| | る香川県観光キャンペーンの情報発信 | |
| | ⑤ 微博にてハッシュタグキャンペーンを通じた讃岐うどんに係 | ⑤ 999 千円 |
| | る情報発信 | |
| | ⑥ インフルエンサー等を起用した観光 PR 動画の制作および | ⑥ 2,013 千円 |
| | 当該インフルエンサーの微博アカウントによる情報発信 | |
| | ⑦ フリーペーパー(att.JAPAN)を用いた瀬戸内国際芸術祭 | ⑦ 385 千円 |
| | 2022 に関する情報発信 | |
| | ⑧ インフルエンサーによる Facebook による情報発信 | ⑧ 209 千円 |

| 広告宣伝 | ① 上海春秋旅行社と連携し、全4回の動画を配信(瀬戸内国際芸術祭 2022、県内でのグランピング、小豆島の観光地、高松市商店街における爆買い)② 大手 OTA プラットフォーム(Fliggy)と連携し、男木島からラ | 1) | 11,772 千円 |
|------|--|----|-----------|
| | イブ中継 | 2 | - 千円 |
| 商品造成 | 中国の旅行会社を招へいした FAM ツアーの開催 | | 990 千円 |
| 販促支援 | 中国の旅行会社との商談会を東京で開催 | | 210 千円 |
| その他 | | | 5,144 千円 |
| | 合計 | | 26,238 千円 |

<韓国市場>

プロモーションの基本方針

韓国市場については、新型コロナウイルス感染拡大により令和2年3月1日から直行便が運休となっていたが、令和4年11月23日から運航再開(週3往復)された。また、令和5年3月26日からは、平均搭乗率が好調であること等を踏まえ、週7往復へ増便している。このため、韓国市場については、市場の特色を踏まえながら、増便に伴う情報発信や誘客活動を実施していく。

主な誘客活動

| 活動内容 | 実施内容 | 令和 | 令和 4 年度決算額 | |
|--------------|--|----|--------------|--|
| SNS 関係 | NAVER ブログおよび Instagram を用いた情報発信 | | 2,160 千円 | |
| メディア関係・情 | ① 韓国テレビ局の香川県取材および番組の放映 | 1 | 2,449 千円 | |
| 報発信 | ② 韓国の地下鉄構内の電光掲示板を用いた香川県のプロモ | 2 | 3,500 千円 | |
| | ーション | | | |
| | ③ YouTube を用いた韓国向けの香川県のプロモーション動 | 3 | 4,000 千円 | |
| | 画の制作および発信 | | | |
| 広告宣伝 | ① 韓国のコーヒーショップとタイアップした高松ソウル線のプ | 1 | 250 千円 | |
| | ロモーションの実施 | | | |
| | ② 直行便が増便となったことに伴い利用促進を目的としたオ | 2 | 1,900 千円 | |
| | ンライン(ブログ、Instagram、カカオペイ)を用いたプロモー | | | |
| -ta H Mr. IN | ションの実施 | | | |
| 商品造成 | 現地の旅行会社を招へいした FAM ツアーの開催 | | 1,616 千円 | |
| 販促支援 | ① 現地の旅行会社のホームページを用いたプロモーションの | 1 | 6,450 千円 | |
| | 実施 | | | |
| | ② 現地の旅行会社と提携しメッセンジャーアプリ(カカオトー | 2 | 8,650 千円 | |
| | ク)を用いた旅行商品のTVショッピングプロモーションの実 | | | |
| | 施 | | 1 000 T III | |
| | ③ 航空手荷物無料キャンペーンによる販売促進プロモーショ | 3 | 1,000 千円 | |
| ング・サート IS | ンの実施 | | 05 550 T III | |
| 送客支援 | 台湾現地の旅行会社への送客支援 | | 27,778 千円 | |
| | (WA JAPAN TRAVEL が造成する団体旅行商品によるツアー又 | | | |
| | はハナツアー、モードツアー、インターパークツアー若しくはブラ | | | |
| | イトスプーンが造成・販売する団体旅行商品によるツアーにて、 | | | |
| | エアソウル高松ーソウル線を片道以上利用し、県内宿泊施設に 1泊以上する韓国からのツアー者の宿泊日数に応じて旅行会社 | | | |
| | 1 日以上 9 る韓国からのファー有の伯伯 日 数に応して旅行云社 へ補助を行うもの) | | | |
| 個人旅行者補助 | FIT 向け無料クーポンブック(空港リムジンバス、栗林公園入場 | | 4,474 千円 | |
| | | | 7,114 7 | |
| | カン17五四ノーン リソルド | | | |

| その他 | | 13,146 千円 |
|-----|----|-----------|
| | 合計 | 77,373 千円 |

<香港市場>

プロモーションの基本方針

訪日香港人はレンタカー利用者が多いこと、また、コロナ収束後には旅行期間の長期化が予想されることから、近隣県のコンテンツの情報提供も行い、高松空港の利便性をアピールするなど、広域周遊観光を訴求することで、高松香港線の利用者拡大を目指す。

また、これまで同様に FIT 対策を強化しつつ、運航再開時(インバウンドチャーター便は 1 月 22 日から開始、定期便は令和 5 年 4 月 16 日から再開) に備えて、現地旅行会社向けの誘客対策を一定期間実施する。

主な誘客活動

| 活動内容 | 実施内容 | 令和 4 年度決算額 |
|------------|---------------------------------|------------|
| SNS 関係 | Facebook および Instagram を用いた情報発信 | 528 千円 |
| 現地 PR イベント | ① 国際旅行展示会への出店 | ① 1,834 千円 |
| | ② 現地ショッピングモールでの香川県アピールのためのイベ | ② 4,990 千円 |
| | ントの開催 | |
| 広告宣伝 | ① 香港エクスプレスと連携した屋外広告の実施 | ① 2,473 千円 |
| | ② 香港エクスプレス公式 SNS を利用した香川県誘致促進の | ② 2,986 千円 |
| | 実施 | |
| | ③ 香港エクスプレスと連携した YouTube 広告 | ③ 1,985 千円 |
| | ④ 香港エクスプレスと連携したオンライン広告 | ④ 2,986 千円 |
| 商品販売キャン | 旅行会社との連携によるインバウンドチャーター便旅行商品の販 | 13,200 千円 |
| ペーン等 | 促支援 | |
| 誘致対策補助金 | 香港エクスプレス高松―香港線を片道以上利用し、県内宿泊施 | 5,704 千円 |
| | 設に1泊以上する香港を含むグレーターベイエリアからのツアー | |
| | について補助金を交付 | |
| その他 | | 12,869 千円 |
| | 合計 | 49,555 千円 |

事業実施の必要性

訪日旅行市場を取り込むため激しい地域間競争が繰り広げられている中、本県が旅行目的地として選択されるよう認知度を上げ、他地域との競争力を高めていく必要がある。

訪日旅行者のニーズを捉え、魅力的な観光地コンテンツと旅をしやすい環境を整備し、それらを発信し、県内を訪れる外国人観光客を増加させるために必要な事業である。

県の各計画との関連

香川県は、観光に特化した観光振興計画等は策定していない。総合計画において以下の方針・施策等を策定している。

● 総合計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

「新しい流れをつくる香川」における「⑪交流人口を回復・拡大する」の中で国際観光推進事業が定められている。

● 展開方向・重点施策

上記の基本方針のもと、対象市場ごとの最新の動向やニーズ等に応じた戦略的な情報発信・ 誘客活動を実施するとともに、近隣県と広域的な連携によるプロモーション活動に取り組む旨の 方向性が示されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

当事業単独の KPI は設けられていない。一方で、国際観光推進事業全体(本事業の他、国際イベント等を活用した誘客対策事業、外国人観光客受入拠点・受入環境整備事業)としては、以下の KPI を設けている。

| 指標 番号 | 指標名 | 基準値 (R2 年) | R4年 | 目標値 (R7年度) |
|----------|----------|---------------|-------|--|
| 66 | 外国人延宿泊者数 | 81 千人 | 34 千人 | コロナ影響前の実績値 (R 元年 772 千人)ま で速やかな回復を図る |

なお、参考までに令和5年度に策定された「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画においては、以下のKPIに変更されており、目標値も更新されている。

| 指標 番号 | 指標名 | 基準値 (R2 年) | R4年 | 目標値 (R7年度) |
|----------|----------|---------------|-------|---------------|
| 121 | 外国人延宿泊者数 | 81 千人 | 34 千人 | 818 千人 |

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県外国人観光客誘致対策補助金取扱要領
- 香川県外国人観光客誘致対策補助金交付要綱

4.17.2予算現額と決算額の推移

| | | | (————· 1 1 1) |
|-----------|---------|---------|---------------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 当初予算額 | 532,348 | 448,945 | 443,676 |
| 補正予算額(増減) | - | - | △213,553 |
| 計:現年予算額 | 532,348 | 448,945 | 230,123 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | - |
| 流用額 | - | - | - |

| 計:予算現額 | 532,348 | 448,945 | 230,123 |
|----------|---------|---------|---------|
| 決算額 | 146,744 | 91,383 | 194,696 |
| 翌年度明許繰越額 | - | - | - |
| 不用額 | 385,604 | 357,562 | 35,427 |

4.17.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| | | (1 = 114) |
|------------|---------|--------------------|
| 節 | 決算額 | 主な内容 |
| 負担金、補助及び交付 | 192,475 | 公益社団法人香川県観光協会への補助金 |
| 金 | | |
| 需用費 | 1,889 | |
| 委託料 | 202 | |
| 使用料及び賃借料 | 130 | |
| 合計 | 194,696 | |

4.17.4決算額の財源内訳

(単位:千円)

| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
|------|---------|------|
| 一般財源 | 194,696 | |
| 合計 | 194,696 | |

4.17.5検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、負担金、補助及び交付金 191,696 千円に係る執行額のうち、県執行分を除く191,794 千円に関して、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

● 令和4年度公益社団法人香川県観光協会へ事業費補助金の支払191,794千円

閲覧資料等

「令和4年度観光振興対策推進事業費補助金実績報告書」(公益社団法人香川県観光協会から県へ)「補助事業調査調書」

「令和4年度観光振興対策推進事業費補助金の交付額の確定について」

※なお、県から同協会への支払は当該事業単独で支払われるものではなく、その他の事業費補助金と合算され一括で支払われている。

4.17.6 監査の結果及び意見

4.17.6.1 業績評価のための指標の設定(意見事項30)

(発見事項)

本事業では、県が観光協会へ補助金を交付し、同協会が主体となって、高松空港と直行便がある韓国、中国、台湾および香港を主なターゲットとして、本県への誘客活動を行っている。これらの各市場では、国(市場)ごとにターゲットとなる旅行客や効果的なプロモーション方法が異なることから、同協会では、各市場に専属の担当者を設けて誘客活動を行っている。

本事業を含めた国際観光推進事業全体についての業績評価のための指標は設定されているが、その指標は県内の外国人延宿泊者数のみであり、ターゲットとなる市場毎の誘客活動を評価するための指標とはなっていない。

そのため、県は観光協会と連携し、当事業に直接関連する目標(例えば、韓国、中国、台湾および香港ごとの外国人延宿泊者数等)を設定(Plan)して、これを実行に移し(Do)、その取り組みの進捗状況をKPI等で適切に測定・点検・評価(Check)し、次年度の改善につなげる(Action)、といった PDCA サイクルを稼働させて事業をブラッシュアップさせていくことが望まれる。

(問題点)

県および観光協会では、誘客先の国(市場)別に誘客活動を行っているにも関わらず、国別の 業績評価のための指標を設定していない。そのため、国(市場)毎の目標を達成するための取組 みの進捗状況が定量的に測定できず、特に継続事業の場合は事業の見直しや改善が十分に行 われないことで効果的、効率的かつ経済的な事業の運営に支障を来たす可能性があり問題であ る。

(意見事項30)業績評価のための指標の設定

県に来訪する外国人観光客は、多くが高松空港と直行便のある韓国、中国、台湾および香港からの旅行者で構成されており、ビジット香川誘客重点促進事業を通じてこれらの市場をターゲットとした誘客活動を推進することは、県内のインバウンド消費を増加させるという点で非常に有意義なものと考えらえる。

一方で、本事業は市場単位で誘客活動を行っているものの、業績評価のための指標(KPI等)が市場単位では設定されておらず、目標を達成するための取組の進捗状況が定量的に測定できていない。

今後も継続した取り組みが期待されるところであり、県は公益社団法人香川県観光協会と連携し、適切な KPI 等の設定を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。

なお具体的な業績評価のための指標としては、例えば各市場単位で外国人延宿泊者数の目標値を設定すること等が考えられる。

4.17.6.2 誘客活動による定量的な成果の把握とこれによる事業の見直し・改善(意見事項 31)

(発見事項)

本事業では、県が観光協会へ補助金を交付し、観光協会が主体となって SNS やインフルエン サー等を用いた県の情報発信、現地の旅行会社を招へいした県の PR の実施、現地において県 をアピールするための電子掲示板の設置、現地における県商品等の商談会の開催等、様々な手 法による誘客活動を実施している。

こうした誘客活動で得られた成果は、直接的かつ定量的なデータとして収集することが困難なものもあるが、データの収集が可能と考えられるものもある。例えば、県に招待した現地の旅行会社が香川県向けのツアープランを造成した場合は、造成されたツアーを何名の観光客が利用したのか、というデータが容易に入手可能と考えられるが、県ではこうしたデータの収集及び収集したデータによる効果測定を行っていなかった。

同協会の担当者にヒアリングしたところ、個々の誘客活動における定量的な効果(データ)の収 集および効果測定は、一部で実施できているものもあるが、網羅的にはできていないとの回答であった。

(問題点)

実施した個々の誘客活動の成果が定量的に把握できるものについては、その情報を収集して活動の評価を実施し、次の誘客活動の改善・見直しに活かさないと、事業の見直しや改善が十分行われず事業の有効性、効率性及び経済性が損なわれる可能性があり問題である。

(意見事項31)誘客活動による定量的な成果の把握とこれによる事業の見直し・改善

ビジット香川誘客重点促進事業では、公益社団法人香川県観光協会が主体となり、SNS やインフルエンサー等を用いた県の情報発信や、現地の旅行会社を招へいした県 PR の実施、県をアピールするための電子掲示板の現地への設置、現地における県商品等の商談会の開催等、様々な手法による誘客活動を実施している。

これらの誘客活動のうち、活動の成果を直接的かつ定量的なデータとして入手可能なもの (例えば、県に招待した現地旅行会社が造成した香川向けのツアーの利用者数等)も多くあるように見受けられたが、現状では県及び公益社団法人香川県観光協会ではこうした事業実施によって得られた成果に関するデータを網羅的には収集できていない。

事業の有効性、効率性及び経済性の観点からは、こうした誘客活動によって得られた成果を データとして収集し、活動の評価を行うことで次回以降の活動の改善・見直しに繋げていくこと が望ましい。

4.18 癒しの四国観光推進事業

4.18.1事業の概要

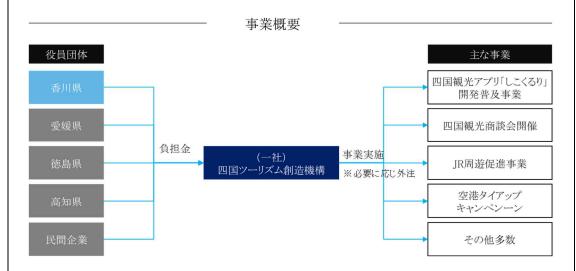
所管課

交流推進部 観光振興課

事業概要

(1)概要

癒しの四国観光推進事業とは、観光の広域化に対応するため、四国 4 県及び四国への誘客を目指す民間企業等と共同して観光情報を発信し、観光客の誘致拡大を図るための事業である。具体的には、四国 4 県と民間企業等で構成する一般社団法人四国ツーリズム創造機構と連携し、同法人に対して負担金を支出し、同法人が四国への誘客や四国内観光ルートの定着に向けた事業を行っている。観光客の誘致拡大という目標において、四国全体の観光客を増加させることに焦点を当てた事業である。



(2)一般社団法人四国ツーリズム創造機構とは

<概要>

一般社団法人四国ツーリズム創造機構は、「四国はひとつ」という認識と総合的な観光戦略のもと、四国の認知度向上や国内・海外観光客の誘客の促進、魅力ある観光地づくりなどの諸事業を、官民一体となって効果的かつ円滑に実施し、四国の観光産業の振興と経済の発展、地域の活性化や国際化に寄与することを目的とする団体である。

<役員団体および負担金>

| П | | (+ |
|---|------|--------------|
| | 会員団体 | 負担金(令和4年度実績) |
| l | 香川県 | 35,000 |

| 愛媛県 | 35,000 |
|---------|--------|
| 高知県 | 35,000 |
| 徳島県 | 35,000 |
| 四国経済連合会 | 3,000 |
| 四国電力㈱ | 1,000 |
| 四国旅客鉄道㈱ | 35,000 |
| ㈱四国銀行 | 1,000 |
| ㈱百十四銀行 | 1,000 |
| ㈱阿波銀行 | 1,000 |
| ㈱伊予銀行 | 1,000 |

<収支計算書(令和4年4月1日から令和5年3月31日)>

(単位:千円)

| 区分 | 決算額 |
|--------------------|-----------------|
| I 事業活動収支の部 | |
| 1.会費収入 | 190,950 |
| 2.事業収入 | 1,929 |
| 3.補助金等収入 | 16,554 |
| 4.負担金収入 | 7,429 |
| 5.雑収入 | 219 |
| 計 | 217,083 |
| Ⅱ 事業活動支出 | |
| 1.事業費支出 | 189,553 |
| 2.管理費支出 | 32,836 |
| 計 | 222,389 |
| その他支出(法人税等支払、備品取得) | 272 |
| 当期収支差額 | △5 , 578 |
| Ⅲ 前期繰越収支差額 | 2,868 |
| IV 次期繰越収支差額 | 110,748 |

(出典:(一社)四国ツーリズム創造機構の令和4年度収支計算書を包括外部監査人が一部加工したもの)

<主な事業内容>

| 事業名称 | 令和 4 年 度決算額 | 内容 |
|-----------------------|----------------|--|
| 四国観光アプリ「しこくるり」開発・普及事業 | 27,447 | 「しこくるり」は、旅行者に四国を楽しんでもらうためのアプリである。四国の主要な観光スポットやグルメなどがお得に楽しむことができ、また様々な交通機関やイベントなどのチケットを購入することでデジタルパスとして利用できるアプリである。 令和4年度は、「しこくるり」の機能追加や改修を実施した。 具体的には、①トップ画面をスライド式に変更、②飲食店および観光スポット等の追加、③多言語サービスの追加、④デジタルチケットの新機能実装等である。 令和5年3月末の目標登録ユーザー数は30,000人に対し、実績値は26,904人(令和4年3月末の実績は18,045人)であり、目標は未達であったが、前年度比では大幅に登録ユーザーは増加している状況である。 |

| 四国観光商談会 2022 | 14,229 | 四国への更なる誘客に繋げるため、旅行会社や運輸会 社を招待し、四国観光の最新情報の提供や、四国の観光 | | | |
|---------------|--------|---|--------------------------------|------------------------|--|
| | | 事業者との関係強化を目的に、四国観光商談会を開催し | | | |
| | | た。国内の旅行会社をはじめ、訪日関連事業者やメディア | | | |
| | | | アルによる四国のPF | | |
| | | | 大阪商談会 | 東京商談会 | |
| | | | 10月20日 | 10月27日 | |
| | | 場所 | 梅田スカイビル | 東京国際フォー | |
| | | | | ラム | |
| | | (参加者) | | | |
| | | 旅行会社 | 19 社 | 34 社 | |
| | | 運輸会社 | 4 社 | 8社 | |
| | | メディア関係者 | 4 社 | 4 社 | |
| | | 四国内事業者 | 46 社 | 64 社 | |
| JR 周遊促進事業 | 18,951 | ションキャンペーン域の新たな魅力を | 発信し誘客する国内 | 社などが協力し、地 最大級の観光キャン | |
| | | | 和 4 年 4 月から 6 月 ⁄ョンキャンペーンの名 | | |
| | | l ' ' | 会社が造成した四国 | | |
| | | | マティブの付与、駅レン | | |
| | | . , . – | のデジタルチケット開 | | |
| | | また、令和5年1 | 1月には、四国への | 客送に向けて、山 | |
| | | | | 召待し、香川県・愛媛 | |
| | | | νを視察する 「四国現 | 地研修」を実施し | |
| | | た。 | | | |
| 航空タイアップキャンペーン | 23,219 | 日本航空㈱、全日本空輸㈱の各社の媒体等を用いて、情 | | | |
| | | | 対策など、年間を通 | して「四国キャンペ | |
| | | ーン」を展開した。 | 1日と ハ ペース (本) | Fr 4 Fr 4 Fr 5 C | |
| | | 「JAL 鹿らパー匹 月) | 国キャンペーン(令を | M 4 午 4 月 から 9 | |
| | | | 国キャンペーン(会利 | 14年10月から令和 | |
| | | 5年3月) | | H 1 10 /1% 5 1 / H | |
| | | _ , _ , , , | | | |
| 日本の旬 | 18,948 | JTB グループの国I | 内旅行キャンペーン。 | として、「日本の旬四 | |
| | | , | ~心をつなぐ旅~)を | | |
| | | 半年間実施した。身 | 具体的なキャンペーン | /施策として以下のも | |
| | | のがある。 | | | |
| | | | OSAKOI(オーセンテ | | |
| | | / - 1 / / / / - 1 | と巡るサイクルツアー | | |
| | | | 東船チャータークルー ミキャーナ洲 またはおい | · · | |
| | | ・ 伊力灘ものか クシープラン | ぶたり+大洲または松L | 山*旭仮わりずめり | |
| | | | レンタル ITR オルジー | トル御朱印帳付四国 トル御朱印帳付四国 | |
| | | 地区内限定 | - | | |
| | | 四国満喫クー | | | |
| | | 住友グルーン | プ SDGs セミナー&別 | 川子銅山見学プラン | |
| | | (学生団体限 | 定) | | |
| | | ・ 上勝町ゼロ・ | ウェイストセンター こ | ごみから学ぶ | |
| | | STUDY WHY | | | |
| | | | -バスで往く上質な旅 | · 四国周遊 14 景巡 | |
| | | り 5 日間 | | | |

| | | ・ JTB 旅物語 チャーターフェリーで航く せとうちの 島々とアートに出逢う旅 | |
|-----|---------|---|--|
| その他 | 84,577 | | |
| 合計 | 187,371 | | |

事業実施の必要性

四国 4 県と民間企業等で構成する(一社)四国ツーリズム創造機構と連携し、国内大都市圏などからの誘客、インバウンド誘客、四国の魅力向上のための施策を講じ、香川県を含む四国 4 県の観光客増加による経済効果を生み出すために必要な事業である。

県の各計画との関連

香川県は、観光に特化した観光振興計画等は策定していない。令和4年度においては、総合計画「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画において以下の方針・施策等を策定している。

● 総合計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

「新しい流れをつくる香川」における「⑪交流実行を回復・拡大する」の中で癒しの四国観光推進事業が定められている。

● 展開方向・重点施策

上記の基本方針のもと、四国4県と民間企業などで構成する(一社)四国ツーリズム創造機構と 連携し、エリア外からの誘客、四国ブランドの構築、四国の交流促進などに取り組む旨の方向性 が示されている。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

<県の KPI>

当事業単独の KPI は設けられていない。一方で、広域観光推進事業全体(本事業の他、瀬戸内ブランド推進事業)としては、以下の3つの KPI を設けている。

| 指標 番号 | 指標名 | 基準値 (R2 年) | R4 年 | 目標値 (R7年度) |
|----------|--------|---------------|-------------------------------------|------------------------------|
| 64 | 県外観光客数 | 6,184 千人 | 7,770 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 9,687 千人)まで速 |
| | | | | やかな回復を図る |
| 65 | 延宿泊者数 | 2,529 千人 | 3,240 千人 コロナ影響前の実績値(R 元年 4,659 千人)ま | |
| | | | | やかな回復を図る |
| 67 | 観光消費額 | 683 億円 | 1,077 億円 コロナ影響前の実績値(R 元年 1,185 億円) | |
| | | | | やかな回復を図る |

<一般社団法人四国ツーリズム創造機構の KPI>

① 延べ宿泊者数(1月から12月)

| l Do 在宝海 | 1 D/定日地店 | DI在金矮 | 1 日本海上表代家 |
|----------|----------|--------|-----------|
| R3 年実績 | R4 年目標値 | R4 年実績 | 目標達成率 |

| 日本人 | 8,249,750 人泊 | 11,700,000 人泊 | 11,588,740 人泊 | 99.0% |
|-----|--------------|---------------|---------------|-------|
| 外国人 | 67,190 人泊 | 700,000 人泊 | 98,440 人泊 | 14.1% |

(出典:四国ツーリズム KPI 達成状況)

② 観光入込客数(1月から12月)

| | R3 年実績 | R4 年目標値 | R4 年実績 | 目標達成率 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 日本人(宿泊) | 4,060,345 人 | 8,300,000 人 | 8,243,852 人 | 99.3% |
| 日本人(日帰) | 3.203,805 人 | 4,300,000 人 | 4,108,961 人 | 95.6% |
| 外国人 | - | 110,000 人 | 不明 | |

(出典:四国ツーリズム KPI 達成状況)

③ 1人あたり観光消費額(1月から12月)

| | R3 年実績 | R4 年目標値 | R4 年実績 | 目標達成率 |
|---------|----------|-----------|----------|-------|
| 日本人(宿泊) | 46,925 円 | 53,200 円 | 46,620 円 | 87.6% |
| 日本人(日帰) | 18,026 円 | 18,800 円 | 16,602 円 | 88.3% |
| 外国人 | = | 110,000 円 | 不明 | = |

(出典:四国ツーリズム KPI 達成状況)

④ オウンドメディア(1月から12月)

| | | R3 年実績 | R4 年目標値 | R4 年実績 | 目標達成率 |
|---------------|--------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 日本語ホーム | 閲覧数 | 1,991,806PV | 1,454,000PV | 1,847,927PV | 127.1% |
| ページ | アクセス者数 | 856,782 人 | 557,000 人 | 901,622 人 | 161.9% |
| 多言語ホーム | 閲覧数 | 139,281PV | 123,000PV | 375,603PV | 305.4% |
| ページ | アクセス者数 | 59,417 人 | 53,000 人 | 209,628 人 | 487.5 |
| Facebook フォロワ | フー数 | 4,347 人 | 4,800 人 | 3,375 人 | 63.7% |
| Instagram フォロ | フー数 | 5,665 人 | 2,800 人 | 7,185 人 | 256.6% |

(出典:四国ツーリズム KPI 達成状況)

遵守すべき(規制を受ける)法令等

該当なし

4.18.2予算現額と決算額の推移

| | | | (+ - - - - - - - - - - - - - - - - |
|-----------|--------|--------|---|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 当初予算額 | 35,000 | 35,000 | 35,000 |
| 補正予算額(増減) | | ı | I |
| 計:現年予算額 | 35,000 | 35,000 | 35,000 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | - |
| 流用額 | = | 1 | ı |
| 計:予算現額 | 35,000 | 35,000 | 35,000 |
| 決算額 | 35,000 | 35,000 | 35,000 |

| 翌年度明許繰越額 | - | ı | - |
|----------|---|---|---|
| 不用額 | ı | I | - |

4.18.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 決算額 | 主な内容 |
|-------------|--------|-------------------------------|
| 負担金、補助及び交付金 | 35,000 | すべて一般社団法人四国ツーリズム創造機構への負担金である。 |
| 合計 | 35,000 | |

4.18.4決算額の財源内訳

(単位:千円)

| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
|------|--------|------|
| 一般財源 | 35,000 | |
| 合計 | 35,000 | |

4.18.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の令和4年度の決算額の主な内訳の中から、負担金、補助及び交付金35,000千円に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

● 香川県から(一社)四国ツーリズム創造機構へ負担金の支払35,000千円

閲覧資料等

「2022 年度(一社)四国ツーリズム創造機構理事会議事録」

「2022 年度事業計画(案)及び収支予算(案)」

「請求書」((一社)四国ツーリズム創造機構から県へ)

「執行伺兼支出命令書」

「決算報告書(令和4年度)」((一社)四国ツーリズム創造機構)

4.18.6 監査の結果及び意見

4.18.6.1 一般社団法人四国ツーリズム創造機構における多額の繰越金の存在(意見事項 32)

(発見事項)

負担金の支出先である一般社団法人四国ツーリズム創造機構の予算書・決算書を閲覧したところ、同機構の繰越金が継続的に計上されている状況であった。繰越金は令和3年度で106,434

千円、令和4年度で112,703千円となっている。一方、香川県を含む四国4県および会員からの会費及び負担金は、毎期約190,000千円とほぼ同額となっている。

(問題点)

負担金の支出先に繰越金が継続的に発生しているにも関わらず、毎年同額を負担額として支出している状況は、最小の経費で最大の効果をあげることが求められる地方自治体の事務の執行の観点から問題である。

(意見事項32)一般社団法人四国ツーリズム創造機構における多額の繰越金の存在

負担金の支出先である一般社団法人四国ツーリズム創造機構の予算書及び決算書を閲覧したところ、同機構では過年度より繰越金が継続的に計上されており、令和4年度末には112,703千円の繰越金残高となっている。一方で、県からの負担金は毎期同額を支出している。

最小の経費で最大の効果をあげることが求められる地方自治体の事務の執行の観点からは、支出予算をベースとして、前年度繰越金の金額も踏まえた上で、県の適切な負担金支出額を設定することが望まれる。

具体的には、負担金を拠出する他の自治体及び企業等に協議を持ち掛け、繰越金の存在を踏まえた負担金額に調整するように、県から積極的に働きかけること等が考えられる。

4.18.6.2 一般社団法人四国ツーリズム創造機構の事業計画及び収支計画の承認(意見事 項 33)

(発見事項)

県もその構成員となっている一般社団法人四国ツーリズム創造機構の令和4年度の事業計画 (案)及び収支計画(案)を閲覧したところ、収支計画における事業費予算は実施する事業単位の 合計額のみでの記載となっており、科目別の金額(例えば委託費、使用料及び賃借料、旅費交通 費等)が示されていなかった。

令和4年度の収支計算書を見ると、例えば事業費支出のうちの旅費交通費支出について、予算額10,968千円に対し決算額は5,987千円であり、当初予算よりも4,981千円少ない支出となっている。当初の事業費予算において事業ごとの科目別の内訳が示されていないため、なぜ予算実績比で旅費交通費支出にこのような差額が生じたのか(この予算比マイナスはどの事業のどのよう

な要因によるものなのか)、あるいはそもそも当初の予算額が適正な水準であったのか、といった点が当機構によって提出された収支計算書のみでは分からない状況となっている。

(問題点)

事業計画及び収支計画が、事業別の総額の記載のみとなっていてその内訳となる費目別の金額等が明らかにされていないと、その計画の金額的な根拠や主な費目の中身が明確にされないまま理事会や社員総会で計画の承認が行われることとなり、法人が機関決定された計画や予算に基づいて事業活動を行い、これと実績値を比較することで事業が適切に行われたことをチェックするという内部統制・予算統制の形骸化を招きかねず問題である。

(意見事項33)一般社団法人四国ツーリズム創造機構の事業計画及び収支計画の承認

一般社団法人四国ツーリズム創造機構の令和4年度の事業計画及び収支計画を閲覧したところ、収支計画における事業費予算は実施する事業単位の合計額のみでの記載となっており、科目別の金額(例えば委託費、使用料及び賃借料、旅費交通費等)が示されていなかった。結果として、個々の事業で何にどれだけかかる、という点についての金額的な根拠や内訳がわからないまま計画が承認されている。

法人として機関決定された計画や予算に基づいて事業活動が行われ、これと実績値を比較することで事業が適切に行われたことをチェックするという内部統制・予算統制手続の実効性を確保し、これを適切に運用するためには、理事会及び社員総会の議案において、より具体的かつ金額的根拠がわかる資料をもとに承認手続きが行えるよう、県として同法人に申し入れることが望まれる。

なお、具体的かつ金額的根拠がわかる資料としては、例えば現状の事業毎の予算額について、その内訳として費目別の金額を記載すること等が考えられる。

4.19 瀬戸内ブランド推進事業

4.19.1 事業の概要

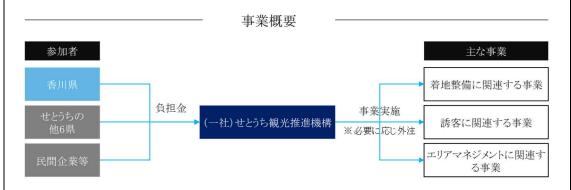
所管課

交流推進部 観光振興課

事業概要

(1)概要

瀬戸内ブランド推進事業とは、瀬戸内海に面する7県(兵庫県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県)と民間企業等で構成する一般社団法人せとうち観光推進機構と連携し、瀬戸内のブランド化を進め、国内外からの誘客を促進することにより、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るものである。具体的には、県は一般社団法人せとうち観光推進機構に対して負担金を支出し、同法人がせとうち7県の交流人口を拡大するための事業を行っている。観光客の誘致拡大という目標において、せとうち7県の観光客を増加させることに焦点を当てた事業である。



(2)一般社団法人せとうち観光推進機構とは

<概要>

瀬戸内を囲む7県(兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県)の行政により発足した組織に民間の事業会社が加わり、平成28年3月に一般社団法人として発足した組織である。綿密な調査に基づくマーケティング戦略により瀬戸内の魅力を国内外の人々に発信し新たな観光需要を創造し、株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションと連携し、瀬戸内の魅力を体感できる新たな観光プロダクト(観光サービスや地域産品等)の開発を促進するために設立された組織である。

なお、株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションとは、平成28年4月、瀬戸内地域を中心とした金融機関と域内外の事業会社計46社の出資を得て設立された法人であり、一般社団法人せとうち観光推進機構と緊密な連携をとり、プロモーションを通じ創出された観光需要に対する受け皿として自主事業を展開するほか、事業開発支援、98億円の観光活性化ファンドを活用した

観光関連事業者への経営支援や資金支援、メンバーシップ事業の提供を通じて、瀬戸内地域の価値の最大化を目指す法人である。

<社員名および負担金>

(単位:千円)

| 社員名 | 負担金(令和4年度実績) |
|-------------|--------------|
| 香川県 | 19,800 |
| 兵庫県 | 16,650 |
| 岡山県 | 21,150 |
| 広島県 | 40,200 |
| 山口県 | 19,050 |
| 徳島県 | 14,250 |
| 愛媛県 | 18,900 |
| イオンリテール株式会社 | 1,000 |
| 中四国カンパニー | |
| 四国旅客鉄道株式会社 | 5,000 |
| 西日本旅客鉄道株式会社 | 7,500 |
| 株式会社日本旅行 | 1,000 |
| 楽天グループ株式会社 | 1,000 |
| 株式会社リクルート | 1,000 |

なお、各県の負担金額については、面積割、周遊アクセスのしやすさ、均等割り、賛助会員数を加味して算定されているが、県別の負担額としては毎年同額となっている。

<収支計算書(令和4年4月1日から令和5年3月31日)>

| 科目 | 決算額 |
|---|---------|
| I 事業活動収支の部 | |
| 1.事業活動収入 | |
| (1)社員負担金収入(7 県) | 150,000 |
| (2)社員負担金収入(企業) | 16,500 |
| (3)国庫補助金 | 86,666 |
| (4)特定目的負担金 | 8,451 |
| (5)事業収入 | 125 |
| (6)その他収入 | 199 |
| 事業活動収入計 | 261,943 |
| 2.事業活動支出 | |
| (1)事業費支出 | |
| ① 広域ガイドの育成・活用を通じた欧米豪富裕旅行者層向け 瀬戸内周遊促進事業 | 19,400 |
| ② 「せとうちをつなぐ」魅力的なコンテンツ造成・受入および流通環境整備事業 | 34,440 |
| ③ コンテンツへの流入促進・販売導線強化事業(プラットフォーム) | 21,712 |
| ④ 欧米豪現地事業者とのダイレクトネットワーク強化等による瀬戸内情報・旅 行商品流通環境整備事業 | 62,761 |
| ⑤ 旅行商品の販売促進に向けたデジタルマーケティング対策事業 | 14,300 |
| ⑥ 旅行商品の販売促進に向けた欧米豪市場への情報発信事業 | 13,000 |
| ⑦ 開発したコンテンツのプロモーションと販売強化事業 | 18,230 |
| ⑧ 在日外国人を活用した訪日外国人観光周遊のためのプロモーション・送 客実証事業 | 5,519 |

| ⑨ ゴールデンルート延伸による広域誘客プロモーション | 6,368 |
|----------------------------------|---------|
| ⑩ 瀬戸内 Finder による情報発信、サイトへの流入促進事業 | 10,000 |
| ① フォトコンテスト実施による春季画像収集事業 | 4,065 |
| ⑩ ブランド実態調査事業 | 2,196 |
| ③ サイト統合整備事業(調査) | 2,585 |
| ④ システム運用事業 | 2,489 |
| ⑤ せとうち7サミット | 5,916 |
| 16 地域との連携及び合意形成推進強化事業 | 11 |
| ⑰ 観光ビジネス機運醸成対策事業 | 5,054 |
| ⑧ 二次交通対策費 | 882 |
| ⑩ 組織広報費 | 1,616 |
| ② 住民満足度調査 | 1,999 |
| ② 事業活動費 | 15,221 |
| 小計 | 247,773 |
| (2)管理費支出 | |
| ① 人件費 | 44,236 |
| ② 事務費・事務所費 | 11,609 |
| 小計 | 55,845 |
| 事業活動支出計 | 303,619 |
| 事業活動収支差額 | △41,676 |
| 当期収支差額 | △41,676 |
| 前期繰越収支差額 | 52,772 |
| 次期繰越収支差額 | 11,095 |

(出典:一般社団法人せどうち観光推進機構の収支計算書を包括外部監査人が一部加工したもの)

<主な事業内容>

| 事業領域 | 事業名称 | 令和4年度 決算額 | 内容 |
|--------------|--|--------------|---|
| 着地 整備 | 広域ガイドの育成・活用 を通じた欧米豪富裕旅行 層向けせとうち周遊促進 事業 | 19,401 | (目的) ターゲット市場(英・仏・独・米・豪)からの高付加価値旅行層のせとうちエリアにおける周遊旅行の満足度及び消費額向上に向けた受入環境を整備する。 (実施内容) ・ 広域ガイドを活用するコンテンツの企画、ガイドを組込んだ周遊コンテンツの開発 ・ 広域周遊に資するガイド育成講座の実施等によるガイド人材の発掘育成やガイド間やガイドと旅行会社とのネットワーク構築、ガイドリストの作成 |
| | | | 17 云社とのネットケーク構築、カイトリヘトの作成ガイドを活用したコンテンツの造成、販売 |
| | 「せとうちをつなぐ」魅力 的なコンテンツを造成・受 入および流通環境整備 事業 | 34,440 | (目的) リピーター拡大、周遊型旅行の推進等を行うため、国内 観光客向けの総合コンテンツプラットフォームに本事業 で造成されたせとうち7県の魅力あるコンテンツ、旅行 商品等の情報を掲載し、販売を加速させ、地域の誘 客、観光消費向上を目指す。 |
| | | | (実施内容) |

| | | | ・ せとうち7県の魅力を「共通テーマ」として絞り込み、「ポストコロナ」のニーズを検証し、そのニーズに応えることのできる地域の特性を活かした「せとうちならでは」の体験・滞在コンテンツ、旅行商品等の発掘及び企画開発 ・ 造成した体験・滞在コンテンツ、旅行商品等をOTA(Online Travel Agent)等を活用して市場に流通 |
|-----|---|--------|--|
| | コンテンツへの流入促進・販売導線強化事業 (海外・国内) | 21,712 | (目的) 多言語対応(英・仏・独・日)の旅行商品の実販売に繋がる「せとうちコンテンツプラットフォーム」の整備を通じたせとうちの認知度を向上させる。 (実施内容) ・ ユーザーが簡易に有益情報を得るための機能や、マルチデバイス化等、トレンドに即した機能を装備 ・ 将来的に地域(各県、市町等)が所有しているコンテンツ情報等も格納できるように Web サイト(Setouchi Reflection Trip 及び瀬戸内 Finder)について仕様変更を実施 ・ Setouchi Reflection Trip について、B to B 向けの情報を充実化 ・ 瀬戸内 Finder について、聯健するコンテンツ造成事業における体験コンテンツ、旅行商品の販売に繋がる仕組みを構築 |
| 誘戦略 | 欧米豪現地事業者とのダイレクトネットワーク強化 等によるせとうち情報・旅行・商品流通環境整備事業(海外) | 62,762 | (目的) ターゲット市場(英・仏・独・米・豪)において、せとうちへの送客力がある DMC (Destination Management Company)やランドオペレーター等と現地旅行会社とのダイレクトなネットワークを活用したせとうちへの誘客を行う。 (実施内容) ・ せとうちへの送客力のある DMC・ランドオペレーター等と連携し、現地旅行会社等へせとうちエリアの魅力を伝えるウェビナーや商品素材説明会等を開催。それらを通じ、せとうちエリアを組込んだ旅行商品を造成・せとうちへの送客力のある現地旅行会社等を招請し、FAM ツアーを開催し、せとうち地域が含まれる商品を造成・販売 ・ 旅行会社等に対し、せとうち地域を深く理解してもらうため、オンラインでせとうちについて B to B 目線で学ぶことができる「e-learning」の内容を強化し展開 |
| | 旅行商品の販売促進に 向けたデジタルマーケティング対策事業(海外) | 14,300 | (目的) ターゲット市場(英・仏・独・米・豪)に対して、自社オウンドメディアや SNS を活用し、せとうちエリアの魅力を機 |

| | | | 構がターゲットに定める SIT 層等へのリーチを通じた、旅行商品の販売を促進する。 (実施内容) ・ オウンドメディアや SNS におけるマーケットニーズを踏まえた情報発信 ・ 新たなフォロワー等の獲得および既存ユーザーも含めた各 SNS からの継続的な発信 ・ STR 新規記事作成、SNS 運用、メールマガジン配信、せとうちコンテンツプラットフォームへの流入促進 |
|--------|---------------------------------------|--------|--|
| | 旅行商品の販売促進に 向けた欧米市場への情 報発信事業(海外) | 13,000 | (目的) ターゲット市場(英・仏・独・米・豪)の海外現地メディア等からの発信を通じた、せとうちを含む旅行商品販売への波及効果を拡大させる。 (実施内容) ・ ターゲット市場の有力メディアに影響力のあるマーケティング企業等(PR エージェンシー)を活用し、せとうち地域の情報発信につなげる ・ PR エつなげるージェンシーは、毎月各県等から集約した情報をもとにニュースレターを作成、現地メディア向けに配信および有力メディア等へセールスコールを重ねるとともに、それらから得られた知見について、機構を通じて各県にフィードバックする |
| | 開発したコンテンツのプロモーションと販売強化事業(国内) | 18,230 | (目的) 連携するコンテンツ造成事業にて造成したコンテンツの販売促進を強化し、域内の魅力・認知度を向上させ、誘客促進および消費額の増大を図る。 (実施内容) WEB、SNS 広告の配信 SNS を活用した投稿宣伝 Instagram によるせとうち旅行の写真投稿キャンペーンの実施 |
| エアネメト略 | 観光ビジネス気運醸成対 策事業(国内) | 5,054 | (目的) せとうち DMO メンバーズ会員に対し、観光を切り口に 「せとうち」地域を活性化していくためのビジネス気運を 醸成する。 (実施内容) ・ オンライン講演会(基調講演)の開催 ・ オンラインセミナーの開催 |
| | 住民満足度調査 | 1,999 | (目的) 地域住民の観光客増加に対する満足度やその要因等 を調査し、現状把握と今後の地域経済活性化を実現す るための具体的な施策を定める。 |

事業実施の必要性

せとうち 7 県と民間企業等で構成する一般社団法人せとうち観光推進機構と連携し、瀬戸内のブランド化を進め、国内外からの誘客を促進することにより、交流人口の拡大による経済効果を生み出すために必要な事業である。

県の各計画との関連

香川県は、観光に特化した観光振興計画等は策定していない。令和4年度においては、総合計画「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画において以下の方針・施策等を策定している。

● 総合計画

「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画

● 基本方針

「新しい流れをつくる香川」における「⑪交流実行を回復・拡大する」の中で瀬戸内ブランド推進事業が定められている。

展開方向·重点施策

上記の基本方針のもと、瀬戸内 7 県や民間企業などで構成する(一社)せどうち観光推進機構と連携し、エリア外からの誘客、瀬戸内ブランドの構築、瀬戸内の交流促進などに取り組む。

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況含む)

<県の KPI>

当事業単独の KPI は設けられていない。一方で、広域観光推進事業全体(本事業の他、癒しの四国観光推進事業)としては、以下の3つの KPI を設けている。

| 指標 番号 | 指標名 | 基準値 (R2 年) | R4 年度 | 目標値 (R7年度) |
|----------|--------|---------------|----------|----------------------|
| 64 | 県外観光客数 | 6,184 千人 | 7,770 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 9,687 千人)まで速やかな回復を図る |
| 65 | 延宿泊者数 | 2,529 千人 | 3,240 千人 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 4,659 千人)まで速やかな回復を図る |
| 67 | 観光消費額 | 683 億円 | 1,077 億円 | コロナ影響前の実績値(R 元年 |
| | | | | 1,185 億円)まで速やかな回復を図る |

なお、参考までに令和5年度に策定された「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画においては、以下の4つのKPIに変更されており、目標値も更新されている。

| 指標 | 指標名 | 基準値 | D/ 任 | 目標値 | |
|----|-----|--------|------|--------|--|
| 番号 | 相保治 | (R2 年) | R4 年 | (R7年度) | |

| 119 | 県外観光客数 | 6,184 千人 | 7,770 千人 | 10,171 千人 |
|-----|----------|----------|----------|-----------|
| 120 | 延宿泊者数 | 2,529 千人 | 3,240 千人 | 4,891 千人 |
| 121 | 外国人延宿泊者数 | 81 千人 | 34 千人 | 818 千人 |
| 122 | 観光消費額 | 683 億円 | 1,077 億円 | 1, 189 億円 |

遵守すべき(規制を受ける)法令等

該当なし

4.19.2予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 当初予算額 | 21,289 | 21,151 | 21,097 |
| 補正予算額(増減) | △50 | 498 | 0 |
| 計:現年予算額 | 21,239 | 20,653 | 21,097 |
| 前年度明許繰越額 | - | - | - |
| 流用額 | - | - | - |
| 計:予算現額 | 21,239 | 20,653 | 21,097 |
| 決算額 | 20,864 | 20,222 | 20,889 |
| 翌年度明許繰越額 | | _ | - |
| 不用額 | 375 | 431 | 208 |

4.19.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 決算額 | 主な内容 |
|------------|--------|-----------------------|
| 負担金、補助及び交付 | 19,800 | 一般社団法人せどうち観光推進機構への負担金 |
| 金 | | |
| 旅費 | 763 | |
| 使用料及び賃借料 | 189 | |
| その他 | 137 | |
| 合計 | 20,889 | |

4.19.4決算額の財源内訳

| 財源 | 決算額 | 主な内容 |
|------|--------|------|
| 一般財源 | 20,889 | |
| 合計 | 20,889 | |

4.19.5検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、負担金 19,800 千円に係る執行額について、支出負担行 為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

● 令和4年度(一社)せどうち観光推進機構への負担金の支払19,800千円

閲覧資料等

「2022 年度負担金納入について(依頼)」(一般社団法人せどうち観光推進機構から県へ)

「請求書」(一般社団法人せどうち観光推進機構から県へ)

「執行伺兼支出命令書」

「一般社団法人せどうち観光推進機構 2021 年度臨時社員総会議事録」

「一般社団法人せとうち観光推進機構 2021 年度第 5 回理事会議事録」

4.19.6 監査の結果及び意見

4.19.6.1 一般社団法人せどうち観光推進機構への負担金支出額の決定方針(意見事項 34) (発見事項)

県は、一般社団法人せとうち観光推進機構への負担金として、毎年 19,800 千円を支出している。当該負担金は、同機構に参加している 7 県の面積割、周遊アクセスのしやすさ、均等割り、賛助会員数を加味して決定されており、同機構が設立された平成 25 年以降、継続して同額となっている。

一般社団法人せどうち観光推進機構が実施している事業は、参加している7県全体の国内・国外の交流人口を増やすどいう目的で一貫して行われているものの、事業の具体的な実施内容自体は毎年変化しており、例えば令和4年度の事業内容では、ターゲット市場を英・仏・独・米・豪に絞った誘客活動の事業に多くの支出が充てられている。本県に限れば、韓国、中国、台湾、香港からの外国人観光客が多くを占め、欧米からの旅行客の割合は少ない。欧米からの旅行客が多く到来することが予想される広島県や山口県と異なり、こうした事業によって享受できる効果は小さいというのが実際のところであろう(もちろん、近隣県において欧米からの旅行者が増加すれば、せどうち地方を周遊する外国人旅行者の増加も見込まれ、県に到来する欧米からの旅行者も増加することは期待できるが)。

このように、例えば年度毎に事業の実施内容が異なれば、当然各県で享受できる効果も年度毎に異なるものと考えられる。にもかかわらず設立以降一貫して各県とも同額の負担金を拠出しているという点については、改善・協議の余地があるのではないかと思われる。

(問題点)

一般社団法人せどうち観光推進機構への負担金の支出額について、現状は毎期継続して同額 が拠出されているが、年度毎の事業計画を踏まえた各県が受ける便益の度合いや、同機構の事 業計画において必要となる総支出見込額等の具体的な積算根拠等、支出額の合理性について十 分な検討が行われないと、事業が効率的かつ経済的に行われない可能性があるため問題である。

(意見事項34)一般社団法人せとうち観光推進機構への負担金支出額の決定方針

県は一般社団法人せどうち観光推進機構への負担金として、毎年度定額の19,800 千円を支出している。当該負担金額は、同機構に参加している瀬戸内海に面する7 県の面積割、周遊アクセスのしやすさ、均等割り、賛助会員数を加味して決定されており、同機構が設立された平成25 年以降、継続して同額である。

事業が効率的かつ経済的に運営されるためには、年度毎の負担金支出額について、年度毎に各県と十分協議のうえ、必要十分額となるように決定することが望まれる。

具体的には、年度毎に実施する事業内容が異なるため、これにより各県が受ける便益の割合を負担金の額に反映させたり、年度毎の事業計画において必要となる総支出見込額等について吟味のうえ、負担割合、負担金額が妥当であるかを判断するために機構へ具体的な積算、負担根拠を求めて金額の妥当性について十分な検討を実施すること等が考えられる。